

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">添付資料-4</p> <p style="text-align: center;">燃料輸送車両の火災・爆発について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-4</p> <p style="text-align: center;">燃料輸送車両の火災・爆発について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-4</p> <p style="text-align: center;">燃料輸送車両の火災・爆発について</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地外で発生する燃料輸送車両の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が柏崎刈羽原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>2. 燃料輸送車両の火災影響評価</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災の想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>発電所敷地外 10km 以内の施設において液化石油ガス輸送車両が許可申請されていることから、最大規模の液化石油ガス輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災・爆発を起こした場合を想定する。</u></li> <li>・<u>燃料積載量は液化石油ガス輸送車両の中で最大クラスのもの(16t*)とする。</u></li> <li>・<u>燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。</u></li> <li>・<u>輸送燃料は液化石油ガス(プロパン)とする。</u></li> <li>・<u>発電所敷地境界の道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。</u></li> <li>・<u>気象条件は無風状態とする。</u></li> <li>・<u>火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</u></li> </ul> <p>※：<u>LP ガスタンクローリ製造会社、LP ガスプラント協会への聞き取り及び JX 日鉱日石エネルギー石油便覧より。なお、家庭業務用では容器(主として10~50kg 容器)で、中・大規模工場ではバルク容器(1~1,000 kg型)やタンクローリ(主として8~11t 積み)のものが使われている。</u></p> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、柏崎刈羽原子力発電所に対する燃料輸送車両の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p>	<p>1. 目的</p> <p><u>発電所敷地外で発生する燃料輸送車両の火災やガス爆発により、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド 附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」(以下「評価ガイド」という。)に基づき、評価を実施する。</u></p> <p>2. 燃料輸送車両の火災影響評価</p> <p><u>発電所敷地外の公道上での燃料輸送車両の火災を想定し、評価対象施設に対する影響評価を行った。</u></p> <p><u>燃料輸送車両は、消防法令(危険物の規則に関する政令第15条第1項三号)において、移動タンク貯蔵所の上限量が定められており、公道を通行可能な上限量(=30m<sup>3</sup>)のガソリンが積載された状況を想定した。</u></p> <p><u>また、火災発生場所としては、発電所敷地外の近隣の国道245号線上の評価対象施設に最も近い場所を想定した。</u></p>	<p>1. はじめに</p> <p><u>本評価は、発電所敷地外で発生する燃料輸送車両の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が島根原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</u></p> <p>2. 燃料輸送車両の火災影響評価</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災の想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>非常用ディーゼル発電機の燃料を運搬するタンクローリが火災を起こした場合を想定する。</u></li> <li>・<u>燃料積載量は消防法令(危険物の規制に関する政令第15条第1項三号)に定められている移動タンク貯蔵所(タンクローリ)の上限量(30kL)とする。</u></li> <li>・<u>燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。</u></li> <li>・<u>輸送燃料は軽油とする。</u></li> <li>・<u>発電所出入口ゲートでの燃料輸送車両の全面火災を想定する。</u></li> <li>・<u>気象条件は無風状態とする。</u></li> <li>・<u>火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</u></li> </ul> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、島根原子力発電所に対する燃料輸送車両の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p>	<p>・条件の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、発電所敷地周辺の道路状況や運用状況を踏まえ、軽油を輸送している車両について影響評価を実施</p>

第 2-1 表 評価指標及びその内容

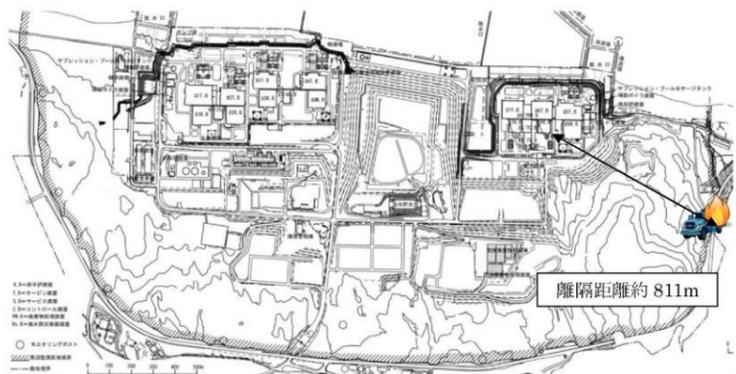
評価指標	内容
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数
燃焼半径[m]	燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離

上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が 3m を超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。

輻射熱に対する設備の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその設備の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離(離隔距離)を確保するものとする。

(3) 評価対象範囲

評価対象範囲は、発電所敷地境界の道路で出火する最大規模の燃料輸送車両とする(第 2-1 図)。なお、発電所構内には、1kl 未満の軽油を貯蔵したタンクローリが存在するが、6号及び 7号炉に設置している軽油タンクが 565kl であり、発電用原子炉施設からの距離がタンクローリ配置位置より軽油タンクの方が近いことから軽油タンクの火災影響評価に包絡される。



第 2-1 図 燃料輸送車両の離隔距離

第 2-1 表 評価指標及びその内容

評価指標	内容
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数
燃焼半径[m]	燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離

上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が 3m を超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。

輻射熱に対する設備の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその設備の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離(離隔距離)を確保するものとする。

(3) 評価対象範囲

評価対象範囲は、発電所出入口ゲートで出火するタンクローリ(30kL)とする(第 2-1 図)。

・条件の相違

【柏崎 6/7】

島根 2号炉は、発電所敷地周辺の道路状況や運用状況を踏まえ、軽油を輸送している車両について影響評価を実施



第 2-1 図 燃料輸送車両の離隔距離

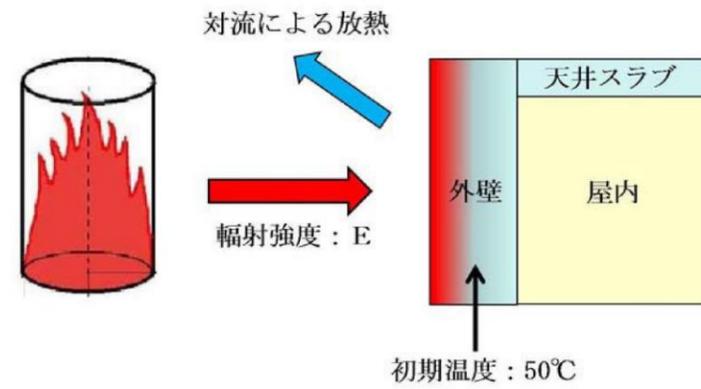
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																								
<p>(4) 必要データ</p> <p>評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-2 表 プロパンの評価条件</p> <table border="1" data-bbox="163 703 914 919"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>プロパン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量[ton]</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>1)</sup></td> <td>74×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s]<sup>2)</sup></td> <td>0.099</td> </tr> <tr> <td>燃料輸送車両投影面積[m<sup>2</sup>]<sup>3)</sup></td> <td>16.5×2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価ガイド付属書Bより 2) NUREG-1805より 3) 車両長 16.5[m] : 車両制限令 第三条 車両幅 2.5[m] : 道路運送車両の保安基準 第二条</p> <p>(5) 燃焼半径の算出</p> <p>燃料輸送車両の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、燃料輸送車両の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は燃料輸送車両の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = (S / \pi)^{0.5}$ <p>S : 燃料輸送車両の投影面積 (火炎円筒の底面積) = 41.25 [m<sup>2</sup>]</p> $R = (41.25 / \pi)^{0.5} = 3.62 [m]$	燃料の種類	プロパン	燃料量[ton]	16	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	74×10 <sup>3</sup>	質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.099	燃料輸送車両投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>3)</sup>	16.5×2.5	<p>2.1 共通データの算出</p> <p>各外壁、主排気筒及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ及び放水路ゲートに対する影響評価に必要な共通データを算出する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両及び燃料に係るデータ</p> <p>燃料輸送車両及び燃料に係るデータを第 2.1-1 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2.1-1 表 燃料輸送車両及び燃料に係るデータ</p> <table border="1" data-bbox="949 709 1700 829"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>輻射発散度 (kW/m<sup>2</sup>)<sup>※1</sup></th> <th>質量低下速度 (kg/m<sup>2</sup>/s)<sup>※2</sup></th> <th>燃料密度 (kg/m<sup>3</sup>)<sup>※3</sup></th> <th>燃焼面積 (m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>ガソリン</td> <td>30</td> <td>58</td> <td>0.055</td> <td>783</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価ガイド 記載値 ※2 NUREG-1805 記載値 ※3 MSDS (製品データ安全シート)</p> <p>(2) 燃焼半径の算出</p> <p>円筒火炎モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は延焼面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。算出結果を第 2.1-2 表に示す。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R : 燃焼半径 (m), S : 燃焼面積 (m<sup>2</sup>)</p> <p style="text-align: center;">第 2.1-2 表 燃料輸送車両の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="1098 1596 1552 1738"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S (m<sup>2</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>28.8<sup>*</sup></td> <td>3.029</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 28kL タンクローリのトレーラ全長 (11.57m) と全幅 (2.49m) の積</p>	想定火災源	燃料の種類	燃料量 (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 (kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度 (kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度 (kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	燃焼面積 (m <sup>2</sup> )	燃料輸送車両	ガソリン	30	58	0.055	783	28.8	想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)	燃料輸送車両	28.8 <sup>*</sup>	3.029	<p>(4) 必要データ</p> <p>評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-2 表 軽油の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1765 703 2463 919"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>軽油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量[m<sup>3</sup>]</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>1)</sup></td> <td>42×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s]<sup>2)</sup></td> <td>0.044</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク投影面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>10.17×2.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価ガイド付属書Bより 2) NUREG-1805 3) 車両長 10.17[m] 車両幅 2.45[m]</p> <p>(5) 燃焼半径の算出</p> <p>燃料輸送車両の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、燃料輸送車両の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は燃料輸送車両の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = (S / \pi)^{0.5}$ <p>S : 燃料輸送車両の投影面積 (火炎円筒の底面積) = 24.91 [m<sup>2</sup>]</p> $R = (24.91 / \pi)^{0.5} = 2.82 [m]$	燃料の種類	軽油	燃料量[m <sup>3</sup> ]	30	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	42×10 <sup>3</sup>	質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.044	燃料タンク投影面積[m <sup>2</sup> ]	10.17×2.45	
燃料の種類	プロパン																																										
燃料量[ton]	16																																										
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	74×10 <sup>3</sup>																																										
質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.099																																										
燃料輸送車両投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>3)</sup>	16.5×2.5																																										
想定火災源	燃料の種類	燃料量 (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 (kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度 (kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度 (kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	燃焼面積 (m <sup>2</sup> )																																					
燃料輸送車両	ガソリン	30	58	0.055	783	28.8																																					
想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)																																									
燃料輸送車両	28.8 <sup>*</sup>	3.029																																									
燃料の種類	軽油																																										
燃料量[m <sup>3</sup> ]	30																																										
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	42×10 <sup>3</sup>																																										
質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.044																																										
燃料タンク投影面積[m <sup>2</sup> ]	10.17×2.45																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>(6) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{m}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m], v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>], m : 質量[kg]</p> <p>ここで, <math>m = \rho V = 16000</math> [kg], <math>M = 0.099</math> [kg/m<sup>2</sup>・s]として, 燃焼継続時間を求めると,</p> $t = 16000 / (41.25 \times 0.099) = 3918$ [s] = 1.08 [h] <p>(7) 危険輻射強度の算出</p>	<p>(3) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。算出結果を第2.1-3表に示す。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t : 燃焼継続時間(s), V : 燃料量(m<sup>3</sup>) R : 燃焼半径(m), v : 燃焼速度 = <math>M/\rho</math> (m/s) M : 質量低下速度(kg/m<sup>2</sup>・s), ρ : 燃料密度(kg/m<sup>3</sup>)</p> <p>第2.1-3表 燃料輸送車両火災の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="952 743 1700 869"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>・s)</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼継続時間 t (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>30</td> <td>3.029</td> <td>0.055</td> <td>783</td> <td>14,826</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 評価結果</p> <p>2.2.1 外壁に対する危険距離評価</p> <p>(1) 評価対象範囲</p> <p>評価対象施設の外壁について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(2) 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第2.2.1-1表に、位置関係を第2.2.1-1図に示す。</p> <p>第2.2.1-1表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="952 1352 1700 1478"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>原子炉建屋 (m)</th> <th>タービン建屋 (m)</th> <th>使用済燃料乾式貯蔵建屋 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>510</td> <td>450</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> ・s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)	燃料輸送車両	30	3.029	0.055	783	14,826	想定火災源	原子炉建屋 (m)	タービン建屋 (m)	使用済燃料乾式貯蔵建屋 (m)	燃料輸送車両	510	450	520	<p>(6) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m], v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで, ρ = 918 [kg/m<sup>3</sup>], M = 0.044 [kg/m<sup>2</sup>・s]として, 燃焼継続時間を求めると,</p> $v = 0.044 / 918 = 4.79 \times 10^{-5}$ $t = 30 / (24.91 \times 4.79 \times 10^{-5}) = 25148$ [s] = 6.99 [h] <p>(7) 危険輻射強度の算出</p>	
想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> ・s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)																		
燃料輸送車両	30	3.029	0.055	783	14,826																		
想定火災源	原子炉建屋 (m)	タービン建屋 (m)	使用済燃料乾式貯蔵建屋 (m)																				
燃料輸送車両	510	450	520																				

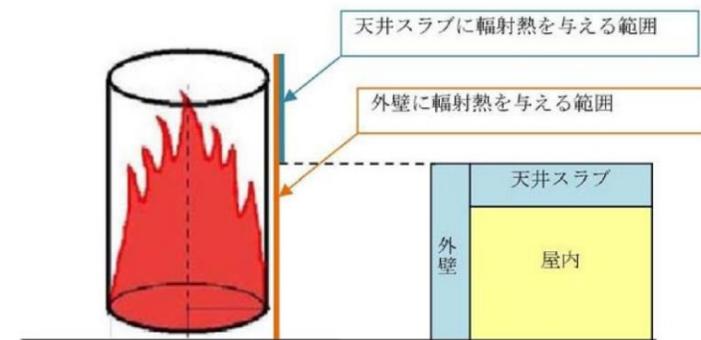
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 外壁面の危険放射強度</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面の温度上昇が 200℃となる危険放射強度を求める。</p> $T_s = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right) \frac{h}{\varepsilon E}}$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，日本建築センター</p> <p><math>T_s</math>：外表面温度[200℃]，<math>T_0</math>：初期温度[50℃]，<math>E</math>：放射強度[W/m<sup>2</sup>]，<math>\varepsilon</math>：コンクリート表面の放射率(0.95)<sup>*</sup>，<math>h</math>：コンクリート表面熱伝達率[34.9W/m<sup>2</sup>K]<sup>*</sup>，<math>k</math>：コンクリート熱伝導</p>	<div data-bbox="943 294 1703 865" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>第 2.2.1-1 図 火災発生場所と評価対象施設の位置関係</p> <p>(3) 判断の考え方</p> <p>a. 許容温度</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃以下とする。</p> <p>b. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で外壁が昇温されるものとして、式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面(x=0)の温度が 200℃となる放射強度(=危険放射強度)を算出する。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[ \frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right] \quad (\text{式1})$ <p>(出典：伝熱工学，東京大学出版会)</p> <p><math>T</math>：コンクリート許容温度(200℃) <math>T_0</math>：初期温度(50℃)<sup>※1</sup></p> <p><math>a</math>：熱伝達率(17W/m<sup>2</sup>/K)<sup>※2</sup></p> <p><math>\kappa</math>：コンクリート温度伝達率(=λ/ρC<sub>p</sub>) (7.7×10<sup>-7</sup>m<sup>2</sup>/s)</p> <p><math>\rho</math>：コンクリート密度(2,400kg/m<sup>3</sup>)</p> <p><math>C_p</math>：コンクリート比熱(880J/kg/K)</p> <p><math>\lambda</math>：コンクリート熱伝導率(1.63W/m/k)，<math>E</math>：放射強度(W/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>t</math>：燃焼継続時間(14,826s)</p>	<p>a. 外壁面の危険放射強度</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面温度が 200℃となる危険放射強度を求める。</p> $T = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right) \frac{h}{\varepsilon E}}$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，財団法人 日本建築センター</p> <p><math>T</math>：外表面温度[200℃]，<math>T_0</math>：初期温度[50℃]，<math>E</math>：放射強度[W/m<sup>2</sup>]，<math>\varepsilon</math>：コンクリート表面の放射率[0.94]<sup>※1</sup>，<math>h</math>：コンクリート表面熱伝達率[23.3W/m<sup>2</sup>K]<sup>※2</sup>，<math>k</math>：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK]<sup>※2</sup>，<math>\rho</math>：コンクリート密度[2,200kg/m<sup>3</sup>]<sup>※2</sup>，</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>率[1.6W/mK]<sup>*</sup>, ρ:コンクリート密度[2200kg/m<sup>3</sup>]<sup>*</sup>, c: コンクリート比熱[879J/kgK]<sup>*</sup>, t:燃焼継続時間[s]</p> <p>※:建築設計竣工図書 原子炉建屋構造計算書</p> <p>E=9295[W/m<sup>2</sup>]</p>	<p>x:温度評価の対象となる深さ位置(外壁表面:0m)</p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温38.4℃に保守性を持たせた値</p> <p>※2 空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R f \cdot \Phi \quad \text{(式2)}$ <p>E:輻射強度(W/m<sup>2</sup>), R f:輻射発散度(W/m<sup>2</sup>), Φ:形態係数</p> <p>(出典:評価ガイド)</p> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad \text{(式3)}$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math>, <math>n = \frac{L}{R}</math>, <math>A = (1+n)^2 + m^2</math>, <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>Φ:形態係数, L:離隔距離(m), H:炎の高さ(m), R:燃焼半径(m)</p> <p>(出典:評価ガイド)</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から各評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火炎長が天井より短い場合、天井に輻射熱を与えないことから熱影響はない。</li> <li>・火炎長が天井より長い場合、天井に輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。</li> <li>・火炎からの距離が等しい場合、垂直面(外壁)と水平面(天井)の形態係数は、垂直面の方が大きいことか</li> </ul>	<p>c:コンクリート比熱[879J/kgK]<sup>**2</sup>, t:燃焼継続時間[s]</p> <p>※1:伝熱工学資料, ※2:原子炉建物 構造計算書</p> <p>E=5,224[W/m<sup>2</sup>]</p>	

ら、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。  
 建屋外壁の評価概念図を第2.2.1-2図に、天井スラブの  
 評価概念図を第2.2.1-3図に示す。



第2.2.1-2図 建屋外壁の評価概念図



第2.2.1-3図 天井スラブの評価概念図

c. 評価結果

評価対象施設の外壁表面温度が200°Cとなる危険距離を  
 算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下  
 であることを確認した。

評価結果を第2.2.1-2表に示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p>b. <u>軽油タンク</u>の危険放射強度</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で<u>軽油タンク</u>が昇温されるものとして、下記の式より<u>軽油</u>の温度が <u>225℃</u>となる危険放射強度を求める。</p> $T = \frac{\varepsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - \left( \frac{\varepsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - T_0 \right) e^{\left( \frac{-hS_2}{c} \right) t}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度 [38℃], E : 放射強度 [W/m<sup>2</sup>], ε : <u>軽油タンク</u>表面の放射率 (0.9) ※<sup>1</sup>, h : <u>軽油タンク</u>表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※<sup>2</sup>, S=S<sub>2</sub> : <u>軽油タンク</u>受熱・放熱面積 [m<sup>2</sup>],  C : <u>軽油タンク</u>及び<u>軽油</u>の熱容量 [8.72×10<sup>8</sup>J/K], t : 燃焼継続時間 [s], T<sub>air</sub> : 外気温度 [℃]  ※<sup>1</sup> : 伝熱工学資料, ※<sup>2</sup> : 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>E = <u>208372</u> [W/m<sup>2</sup>]</p> <p>c. <u>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))</u>の危険放射強度</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で<u>燃料移送ポンプ</u>の<u>周囲に設置されている防護板 (鋼板)</u>が昇温されるものとして、下記の式より<u>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))</u>の温度が <u>100℃</u>となる危険放射強度を求める。</p>	<p>第 2.2.1-2 表 外壁への燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1018 359 1632 575"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離 (m)</th> <th>離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="3">23</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)	原子炉建屋	23	510	タービン建屋	450	使用済燃料乾式貯蔵建屋	520	<p>b. <u>海水ポンプ</u>の危険放射強度</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で<u>海水ポンプ</u>の<u>冷却空気</u>が昇温されるものとして、下記の式より<u>海水ポンプ</u>の<u>冷却空気</u>温度が <u>55℃</u>となる危険放射強度を求める。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉では、<u>軽油タンク</u>, <u>燃料移送ポンプ</u>, <u>非常用ディーゼル発電機</u>は、<u>地下構造等の屋内設備</u>のため影響評価対象外。</p> <p>また、<u>放水路ゲート</u>についても、<u>設置していない</u>ため影響評価対象外。</p> <p>なお、島根 2号炉では、<u>海水ポンプ</u>は、<u>屋外設置</u>のため影響評価を実施</p>
評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)											
原子炉建屋	23	510											
タービン建屋		450											
使用済燃料乾式貯蔵建屋		520											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
$E_{max} = \frac{2}{\varepsilon S} \left( \frac{hS(T - T_{air})}{1 - e^{-\frac{hS}{C}t}} \right)$ <p><math>\varepsilon</math> : 防護板 (鋼板) 外面の放射率 (0.9) ※<sup>1</sup>, S : 防護板 (鋼板) 受熱面積 [16.2m<sup>2</sup>], h : 防護板 (鋼板) 表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※<sup>2</sup>, C : 防護板 (鋼板) の熱容量 [2.41 × 10<sup>6</sup>J/K], t : 燃焼継続時間 [s], T : 許容温度 [100°C], T<sub>air</sub> : 外気温度 (初期 温度) [55°C]</p> <p>※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> $E = 2873 [W/m^2]$ <p>d. <u>主排気筒</u>の危険放射強度 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の放射強度で主排気筒が昇温されるものとして, 下記の式より主排気筒の温度が 325°Cとなる危険放射強度を求める。</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度 [50°C], E : 放射強度 [W/m<sup>2</sup>], <math>\varepsilon</math> : 主排気筒表面の放射率 (0.9) ※<sup>1</sup>, h : 主排気筒表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※<sup>2</sup></p> <p>※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> $E = 10388 [W/m^2]$ <p>(8) 形態係数の算出 火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の放射強度は, 放射発散度に形態係数をかけた値となる。危険放射強度となる形態係数を算出する。</p> $E_{max} = R_f \times \phi$ <p>E<sub>max</sub> : 危険放射強度, R<sub>f</sub> : 放射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p>		$T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$ <p>T<sub>0</sub> : 通常運転時の上昇温度 [22°C], E : 放射強度 [W/m<sup>2</sup>], A<sub>T</sub> : 受熱面積 [10.93m<sup>2</sup>], G : 重量流量 [1.96kg/s], C<sub>p</sub> : 空気比熱 [1007J/(kg・K)] ※<sup>1</sup></p> <p>※1 : 伝熱工学資料</p> $E = 5,948 [W/m^2]$ <p>c. <u>排気筒</u>の危険放射強度 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の放射強度で排気筒が昇温されるものとして, 下記の式より, 排気筒の温度が 325°Cとなる危険放射強度を求める。</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度 [50°C], E : 放射強度 [W/m<sup>2</sup>], <math>\varepsilon</math> : 排気筒表面の放射率 [0.9] ※<sup>1</sup>, h : 排気筒表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※<sup>2</sup></p> <p>※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> $E = 10,388 [W/m^2]$ <p>(8) 形態係数の算出 火炎からの任意の位置にある点 (受熱点) の放射強度は, 放射発散度に形態係数をかけた値となる。危険放射強度となる形態係数を算出する。</p> $E_{max} = R_f \times \phi$ <p>E<sub>max</sub> : 危険放射強度, R<sub>f</sub> : 放射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																								
<p style="text-align: center;">第 2-3 表 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="157 304 917 457"> <tr> <td></td> <td>建屋</td> <td>軽油タンク</td> <td>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))</td> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td>危険放射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>9295</td> <td>208372</td> <td>2873</td> <td>10388</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">74 × 10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0. 1256088</td> <td>2. 8158438</td> <td>0. 0388239</td> <td>0. 1403903</td> </tr> </table> <p>(9) 危険距離の算出 次の式から危険距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし, <math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, L : 危険距離 [m], H : 火炎高さ [m], R : 燃焼半径 [m]</p> <p style="text-align: center;">第 2-4 表 危険距離の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="157 1066 917 1220"> <tr> <td></td> <td>建屋</td> <td>軽油タンク</td> <td>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))</td> <td>主排気筒</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0. 1256088</td> <td>2. 8158438</td> <td>0. 0388239</td> <td>0. 1403903</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">3. 62</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>約 13</td> <td>約 4</td> <td>約 26</td> <td>約 12</td> </tr> </table> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から, 燃料輸送車両において火災が発生した場合を想定したとしても, 離隔距離(約 811m)が危険距離(最大約 26m)以上であることから, 発電用原子炉施設に熱影響をおよぼすことはないと評価する。</p>		建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒	危険放射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	9295	208372	2873	10388	放射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	74 × 10 <sup>3</sup>				形態係数	0. 1256088	2. 8158438	0. 0388239	0. 1403903		建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒	形態係数	0. 1256088	2. 8158438	0. 0388239	0. 1403903	燃焼半径 [m]	3. 62				危険距離 [m]	約 13	約 4	約 26	約 12		<p style="text-align: center;">第2-3表 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1736 304 2496 499"> <tr> <td></td> <td>原子炉建物</td> <td>海水ポンプ</td> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td>危険放射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>5, 224</td> <td>5, 948</td> <td>10, 388</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">42 × 10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>1. 23 × 10<sup>-1</sup></td> <td>1. 41 × 10<sup>-1</sup></td> <td>2. 47 × 10<sup>-1</sup></td> </tr> </table> <p>(9) 危険距離の算出 次の式から危険距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし, <math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, L : 危険距離 [m], H : 火炎高さ [m], R : 燃焼半径 [m]</p> <p style="text-align: center;">第2-4表 危険距離の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1736 1077 2496 1209"> <tr> <td></td> <td>原子炉建物</td> <td>海水ポンプ</td> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>1. 23 × 10<sup>-1</sup></td> <td>1. 41 × 10<sup>-1</sup></td> <td>2. 47 × 10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2. 82</td> </tr> <tr> <td>危険距離 [m]</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から, 燃料輸送車両において火災が発生した場合を想定したとしても, 離隔距離(約 890m)が危険距離(最大 10m)以上であることから, 発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価する。</p>		原子炉建物	海水ポンプ	排気筒	危険放射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	5, 224	5, 948	10, 388	放射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	42 × 10 <sup>3</sup>			形態係数	1. 23 × 10 <sup>-1</sup>	1. 41 × 10 <sup>-1</sup>	2. 47 × 10 <sup>-1</sup>		原子炉建物	海水ポンプ	排気筒	形態係数	1. 23 × 10 <sup>-1</sup>	1. 41 × 10 <sup>-1</sup>	2. 47 × 10 <sup>-1</sup>	燃焼半径 [m]	2. 82			危険距離 [m]	10	9	6	
	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒																																																																							
危険放射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	9295	208372	2873	10388																																																																							
放射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	74 × 10 <sup>3</sup>																																																																										
形態係数	0. 1256088	2. 8158438	0. 0388239	0. 1403903																																																																							
	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒																																																																							
形態係数	0. 1256088	2. 8158438	0. 0388239	0. 1403903																																																																							
燃焼半径 [m]	3. 62																																																																										
危険距離 [m]	約 13	約 4	約 26	約 12																																																																							
	原子炉建物	海水ポンプ	排気筒																																																																								
危険放射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	5, 224	5, 948	10, 388																																																																								
放射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	42 × 10 <sup>3</sup>																																																																										
形態係数	1. 23 × 10 <sup>-1</sup>	1. 41 × 10 <sup>-1</sup>	2. 47 × 10 <sup>-1</sup>																																																																								
	原子炉建物	海水ポンプ	排気筒																																																																								
形態係数	1. 23 × 10 <sup>-1</sup>	1. 41 × 10 <sup>-1</sup>	2. 47 × 10 <sup>-1</sup>																																																																								
燃焼半径 [m]	2. 82																																																																										
危険距離 [m]	10	9	6																																																																								

2.2.2 主排気筒に対する危険距離評価

(1) 評価対象範囲

主排気筒について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。

なお、主排気筒の評価にあたっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。

(2) 評価対象施設の仕様

主排気筒仕様を第 2.2.2-1 表に、主排気筒外形図を第 2.2.2-1 図に示す。

第 2.2.2-1 表 評価対象施設の仕様

名称	主排気筒	
種類	鉄塔支持型	
主要寸法	内径 4.5m	
	地表高さ 140m	
材料	筒身	SS400
	鉄塔	SS400, STK400
個数	1	



第 2.2.2-1 図 評価対象施設の外形図

(3) 評価対象施設までの離隔距離

想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第 2.2.2-2 表に示す。

第 2.2.2-2 表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離

想定火災源	主排気筒 (m)
燃料輸送車両	610

(4) 判断の考え方

a. 許容温度

主排気筒鉄塔 (SS400, STK400) の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。

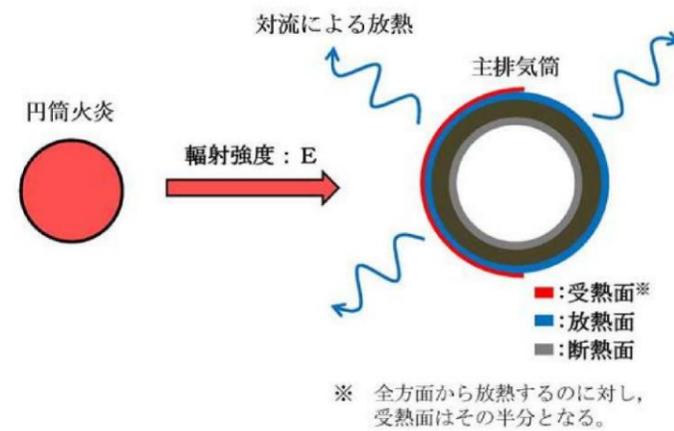
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>b. 評価方法</p> <p>一定の輻射強度で主排気筒鉄塔が昇温されるものとして、表面での輻射による入熱量と対流熱伝達による外部への放熱量が釣り合うことを表した式1により主排気筒鉄塔表面の温度が325℃となる輻射強度 (=危険輻射強度) を求める。</p> $T = T_0 + \frac{E}{2h} \quad \text{(式1)}$ <p>(出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計、財団法人日本建築センター)</p> <p>T：許容温度(325℃), T<sub>0</sub>：初期温度(50℃)<sup>※1</sup>  E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>), h：熱伝達率(17W/m<sup>2</sup>/K)<sup>※2</sup></p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温38.4℃に保守性を持たせた値  ※2 空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi \quad \text{(式2)}$ <p>E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>), R<sub>f</sub>：輻射発散度(W/m<sup>2</sup>),  Φ：形態係数</p> <p>(出典：評価ガイド)</p> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad \text{(式3)}$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \approx 3</math>, <math>n = \frac{L}{R}</math>, <math>A = (1+n)^2 + m^2</math>, <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p>		

$\Phi$  : 形態係数, L : 離隔距離 (m), H : 炎の高さ (m),  
R : 燃焼半径 (m)

(出典 : 評価ガイド)

上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。  
なお、評価に当たって主排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が燃料輸送車両との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400, STK400, 筒身ではSS400であり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。

主排気筒の評価概念図を第2.2.2-2図に示す。



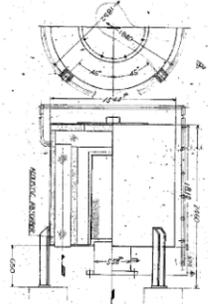
第2.2.2-2図 主排気筒の評価概念図

c. 評価結果

主排気筒鉄塔の表面温度が325°Cとなる危険距離を算出した結果、主排気筒の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2-3表に示す。

第2.2.2-3表 主排気筒への燃料輸送車両火災影響評価結果

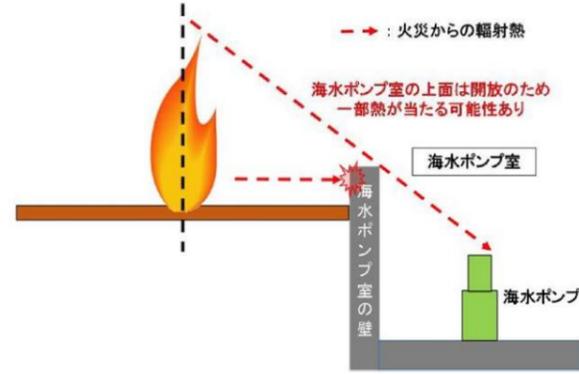
評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
主排気筒	9	610

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
	<p>2.2.3 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)に対する危険距離評価</p> <p>(1) 評価対象範囲  <u>非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)の流入空気温度について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。</u></p> <p>(2) <u>空気の流入口となり熱影響を受ける非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口の仕様を第2.2.3-1表に、外形図を第2.2.3-1図に示す。</u></p> <p>第2.2.3-1表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="952 800 1329 1073"> <tr> <td>名称</td> <td>非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>円筒縦形</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>外径 : 1.54m 円筒高さ : 2.46m</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>6</td> </tr> </table>  <p>第2.2.3-1図 評価対象施設の外形図</p> <p>(3) 評価対象施設までの離隔距離  <u>想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第2.2.3-2表に示す。</u></p> <p>第2.2.3-2表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1012 1430 1635 1570"> <tr> <td>想定火災源</td> <td>非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)(m)</td> </tr> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>510</td> </tr> </table> <p>(4) 判断の考え方  a. 許容温度  <u>非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)の流入空気の許容温度は、火災時における温度上昇を考慮した場合において、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)の性能維持に必</u></p>	名称	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口	種類	円筒縦形	主要寸法	外径 : 1.54m 円筒高さ : 2.46m	材料	SS400	個数	6	想定火災源	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)(m)	燃料輸送車両	510		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】  島根2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</p> <p>また、放水路ゲートについても、設置していないため影響評価対象外。</p> <p>なお、島根2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</p>
名称	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口																
種類	円筒縦形																
主要寸法	外径 : 1.54m 円筒高さ : 2.46m																
材料	SS400																
個数	6																
想定火災源	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)(m)																
燃料輸送車両	510																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>要な温度 53℃以下*とする。</p> <p>※ 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の流入空気温度が上昇すると、空気冷却出口温度が上昇し、シリンダへの必要空気量が確保できなくなる。</p> <p>b. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度による入熱が非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）に流入する空気の温度上昇に寄与することを表した式1により流入する空気の温度が 53℃となる輻射強度（=危険輻射強度）を求める。</p> $T = T_0 + \frac{E \cdot A}{G \cdot C_p} + \Delta T \quad (\text{式1})$ <p>T：許容温度(53℃)，T<sub>0</sub>：初期温度(39℃)*<sup>1</sup>，  E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，  G：重量流量(4kg/s)*<sup>2</sup>，A：輻射を受ける面積(7.8m<sup>2</sup>)  C<sub>p</sub>：空気比熱(1,007J/kg/K)*<sup>3</sup>，  ΔT：構造物を介した温度上昇(5℃)*<sup>4</sup></p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃ に保守性を持たせた値  ※2 ディーゼル発電機機関の内、給気流量が少ない高压炉心スプレィ系を評価対象とする。ディーゼル発電機機関吸気流量(228m<sup>3</sup>/min) × 空気密度(1.17kg/m<sup>3</sup>) ÷ 60  ※3 日本機械学会 伝熱工学資料  ※4 最高到達温度を想定した場合の温度上昇</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi \quad (\text{式2})$ <p>E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，R<sub>f</sub>：輻射発散度(W/m<sup>2</sup>)，  Φ：形態係数</p> <p>(出典：評価ガイド)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\} \quad (式3)$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math> , <math>n = \frac{L}{R}</math> , <math>A = (1+n)^2 + m^2</math> , <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>Φ : 形態係数, L : 離隔距離 (m), H : 炎の高さ (m), R : 燃焼半径 (m)</p> <p>(出典 : 評価ガイド)</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。空気の流れとなり熱影響を受ける非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口の評価概念図を第2.2.3-2図に示す。</p> <div data-bbox="1009 940 1632 1302" data-label="Diagram"> </div> <p>第2.2.3-2図 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口の評価概念図</p> <p>c. 評価結果</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に流入する空気の温度が53℃となる危険距離を算出した結果、危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2.2.3-3表に示す。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p>第2.2.3-3表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）への燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="964 394 1685 541"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離 (m)</th> <th>離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</td> <td>14</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.4 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプに対する危険距離評価</p> <p>(1) 評価対象範囲</p> <p>残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第2.2.4-1図に示す。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要となる冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）	14	510		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉では、軽油タンク，燃料移送ポンプ，非常用ディーゼル発電機は，地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</p> <p>また，放水路ゲートについても，設置していないため影響評価対象外。</p> <p>なお，島根2号炉では，海水ポンプは，屋外設置のため影響評価を実施</p>
評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)							
非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）	14	510							



第2.2.4-1図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係

(2) 評価対象施設の仕様

残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプの海水ポンプ室内の配置図を第2.2.4-2図，外形図を第2.2.4-3図に示す。仕様を第2.2.4-1表に示す。



第2.2.4-2図 海水ポンプの配置図



第2.2.4-3図 海水ポンプの外形図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
	<p align="center"><u>第 2.2.4-1 表 評価対象施設の仕様</u></p> <table border="1" data-bbox="949 310 1703 575"> <tr> <td>名称</td> <td>残留熱除去系海水系ポンプ電動機</td> <td>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>全幅: 1.9 m 高さ: 2.73m</td> <td>全幅: 0.51m 高さ: 0.98m</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>SS400, SUS304</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(3) <u>評価対象施設までの離隔距離</u></p> <p>残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプを内包する海水ポンプ室から火災源までの離隔距離を第 2.2.4-2 表に示す。</p> <p align="center"><u>第 2.2.4-2 表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</u></p> <table border="1" data-bbox="1018 982 1629 1117"> <tr> <td>想定火災源</td> <td>海水ポンプ室</td> </tr> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>760</td> </tr> </table> <p>(4) <u>判断の考え方</u></p> <p>a. <u>許容温度</u></p> <p>残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、上部及び下部軸受のうち、運転時の温度上昇が高い下部軸受の上昇温度を考慮し、軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度を第 2.2.4-3 表に示す。</p> <p align="center"><u>第 2.2.4-3 表 下部軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度</u></p> <table border="1" data-bbox="949 1598 1694 1711"> <tr> <td>名称</td> <td>残留熱除去系海水系ポンプ電動機</td> <td>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機</td> </tr> <tr> <td>軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度</td> <td>70℃*1</td> <td>60℃*2</td> </tr> </table> <p>※1 ポンプ運転により、下部軸受は最大で約 10℃上昇することから、軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80℃から 10℃を差し引いた 70℃を冷却空気の許容温度に設定</p> <p>※2 ポンプ運転により、下部軸受は最大で約 35℃上昇することから、軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95℃から 35℃を差し引いた 60℃を冷却空気の許容温度に設定</p>	名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機	主要寸法	全幅: 1.9 m 高さ: 2.73m	全幅: 0.51m 高さ: 0.98m	材料	SS400, SUS304	SS400	基数	4	3	想定火災源	海水ポンプ室	燃料輸送車両	760	名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機	軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度	70℃*1	60℃*2		
名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機																							
主要寸法	全幅: 1.9 m 高さ: 2.73m	全幅: 0.51m 高さ: 0.98m																							
材料	SS400, SUS304	SS400																							
基数	4	3																							
想定火災源	海水ポンプ室																								
燃料輸送車両	760																								
名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機																							
軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度	70℃*1	60℃*2																							

b. 評価方法

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ電動機が受ける輻射熱によって上昇する冷却空気温度を求め、第2.2.4-3表に示す許容温度を下回るかを熱エネルギーの式より求まる下式で評価を実施した。評価に用いた諸元を第2.2.4-4表に、評価概念図を第2.2.4-4図に示す。

$$T = T_0 + \frac{E \cdot A}{G \cdot C_p} + \Delta T \quad \text{(式1)}$$

T : 評価温度(°C), T<sub>0</sub> : 初期温度(39°C)※1,

E : 輻射強度(W/m<sup>2</sup>),

G : 重量流量(kg/s), A : 輻射を受ける面積(m<sup>2</sup>)

C<sub>p</sub> : 空気比熱(1,007J/kg/K),

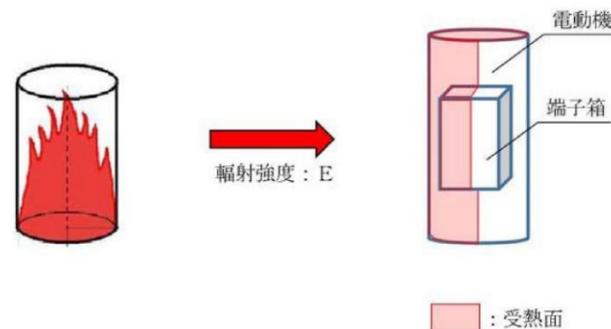
ΔT : 構造物を介した温度上昇(5°C)※2

※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温38.4°Cに保守性を持たせた値

※2 航空機火災による構造物を介した冷却空気の温度上昇(ΔT<sub>b</sub>=2.2°C)を包絡する5°Cに設定

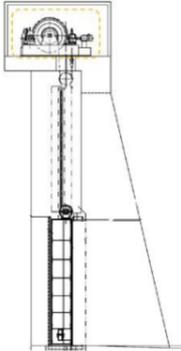
第2.2.4-4表 評価に用いた諸元

	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機
G : 重量流量 (kg/s)	2.6	0.72
A : 輻射を受ける面積 (m <sup>2</sup> )	12	1.6

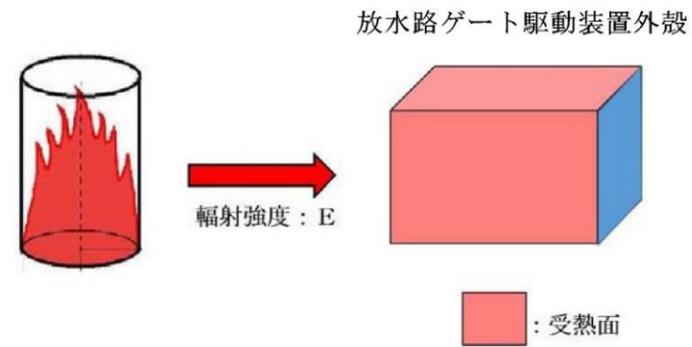


第2.2.4-4図 評価概念図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考									
	<p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi \quad \text{(式2)}$ <p>E : 放射強度 (W/m<sup>2</sup>), R<sub>f</sub> : 放射発散度 (W/m<sup>2</sup>), Φ : 形態係数</p> <p>(出典: 評価ガイド)</p> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\} \quad \text{(式3)}$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math>, <math>n = \frac{L}{R}</math>, <math>A = (1+n)^2 + m^2</math>, <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>Φ : 形態係数, L : 離隔距離 (m), H : 炎の高さ (m), R : 燃焼半径 (m)</p> <p>(出典: 評価ガイド)</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>c. 評価結果</p> <p>放射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第2.2.4-5表に示す。</p> <p>第2.2.4-5表 燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="952 1430 1706 1612"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離 (m)</th> <th>離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系海水系ポンプ*</td> <td>13</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイシステム)用海水ポンプ*</td> <td>11</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.5 放水路ゲートに対する危険距離評価</p> <p>(1) 評価対象範囲</p> <p>放水路ゲートについて、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。</p>	評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)	残留熱除去系海水系ポンプ*	13	760	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイシステム)用海水ポンプ*	11	760		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポン</p>
評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)										
残留熱除去系海水系ポンプ*	13	760										
非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイシステム)用海水ポンプ*	11	760										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p>(2) 評価対象施設の仕様 放水路ゲート駆動装置の外殻となる放水路ゲート駆動装置外殻の仕様を第2.2.5-1表に、外形図を第2.2.5-1図に示す。</p> <p>第2.2.5-1表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="952 548 1347 758"> <tr> <td>名称</td> <td>放水路ゲート駆動装置</td> </tr> <tr> <td>床面高さ</td> <td>T.P. +11.0m</td> </tr> <tr> <td>外殻材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>3</td> </tr> </table>  <p>第2.2.5-1図 評価対象施設の外形図</p> <p>(3) 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第2.2.5-2表に示す。</p> <p>第2.2.5-2表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1107 1203 1546 1346"> <tr> <td>想定火災源</td> <td>放水路ゲート (m)</td> </tr> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>600</td> </tr> </table> <p>(4) 判断の考え方</p> <p>a. 許容温度 放水路ゲート駆動装置外殻の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。</p> <p>b. 評価方法 一定の輻射強度で放水路ゲート駆動装置外殻が昇温されるものとして、表面での輻射による入熱量と対流熱伝達による外部への放熱量が釣り合うことを表した式1により外殻表面の温度が 325℃となる輻射強度 (=危険輻射強度) を求める。</p>	名称	放水路ゲート駆動装置	床面高さ	T.P. +11.0m	外殻材料	炭素鋼	個数	3	想定火災源	放水路ゲート (m)	燃料輸送車両	600		<p>プ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</p> <p>また、放水路ゲートについても、設置していないため影響評価対象外。</p> <p>なお、島根2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</p>
名称	放水路ゲート駆動装置														
床面高さ	T.P. +11.0m														
外殻材料	炭素鋼														
個数	3														
想定火災源	放水路ゲート (m)														
燃料輸送車両	600														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><math>T = T_0 + \frac{E}{2h}</math> (式 1)</p> <p>(出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計， 財団法人日本建築センター)</p> <p>T：許容温度(325℃)，T<sub>0</sub>：初期温度(50℃)<sup>*1</sup> E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，h：熱伝達率(17W/m<sup>2</sup>/K)<sup>*2</sup></p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値</p> <p>※2 空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は，受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが，一般的な値として垂直外壁面，屋根面及び上げ裏面の夏季，冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから，これらのうち最も小さい値である 17W/m<sup>2</sup>/K を用いる。)</p> <p>式 1 で求めた危険輻射強度 E となる形態係数 Φ を，式 2 より算出する。</p> <p><math>E = R f \cdot \Phi</math> (式 2)</p> <p>E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，R f：輻射発散度(W/m<sup>2</sup>)， Φ：形態係数</p> <p>(出典：評価ガイド)</p> <p>式 2 で求めた形態係数 Φ となる危険距離 L を，式 3 より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n \sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ (式 3) <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math>，<math>n = \frac{L}{R}</math>，<math>A = (1+n)^2 + m^2</math>，<math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>Φ：形態係数，L：離隔距離 (m)，H：炎の高さ (m)， R：燃焼半径 (m)</p> <p>(出典：評価ガイド)</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し，当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。放水路ゲートの評価概念図を第 2.2.5-2 図に示す。</p>		



第2.2.5-2図 放水路ゲートの評価概念図

c. 評価結果

放水路ゲート駆動装置外殻の表面温度が325℃となる危険距離を算出した結果、放水路ゲートまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2.2.5-3表に示す。

第2.2.5-3表 放水路ゲートへの燃料輸送車両火災影響評価結果

評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
放水路ゲート	9	600

3. 燃料輸送車両の爆発影響評価

(1) 燃料輸送車両の火災の想定条件

- ・ 発電所敷地外 10km 以内の施設において液化石油ガス輸送車両が許可申請されていることから、最大規模の液化石油ガス輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災・爆発を起こした場合を想定する。
- ・ 燃料積載量は液化石油ガス輸送車両の中で最大クラスのもの (16t) とする。
- ・ 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。
- ・ 輸送燃料は液化石油ガス (プロパン) とする。
- ・ 発電所敷地境界の道路での高圧ガス漏えい、引火による燃料輸送車両の爆発を想定する。
- ・ 気象条件は無風状態とする。

3. 燃料輸送車両の爆発影響評価

(1) 燃料輸送車両及び燃料に係るデータ

発電所敷地外の公道上での燃料輸送車両の爆発を想定し、評価対象施設に対する影響評価を行った。

可燃性ガスを輸送する燃料輸送車両は、最大クラスの燃料輸送車両 (積載量：15.1t) に液化天然ガス (LNG) 及び液化石油ガス (LPG) が積載された状況を想定した。評価条件を第3-1表に示す。

また、爆発発生場所としては、発電所敷地外の近隣の国道245号線上の評価対象施設に最も近い場所を想定した。

3. 燃料輸送車両の爆発影響評価

(1) 燃料輸送車両の爆発の想定条件

- ・ LPガスボンベを運搬する車両が発電所出入口ゲートで爆発を起こした場合を想定する。
- ・ 燃料輸送車両は運用上の最大値 (0.5 トン) を積載した状態とする。
- ・ 輸送燃料はLPガス (プロパン) とする。
- ・ 発電所出入口ゲートでの高圧ガス漏えい、引火による燃料輸送車両の爆発を想定する。
- ・ 気象条件は無風状態とする。

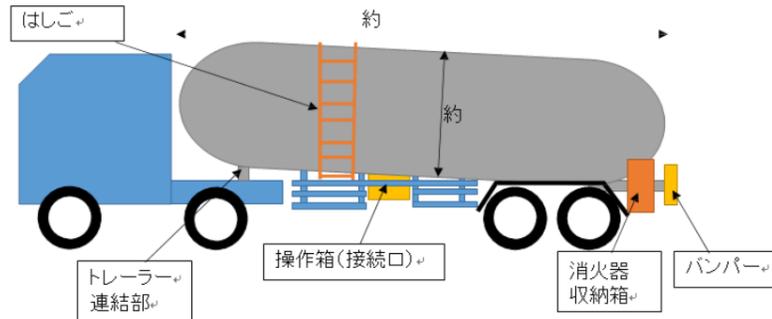
・ 設備の相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
島根2号炉は、発電所敷地周辺の道路状況や運用状況を踏まえ、プロパンガスボンベを輸送している車両について影響評価を実施

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>(2) 評価手法の概要 本評価は、<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>に対する燃料輸送車両のガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p>第 3-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="163 520 917 598"> <tr><th>評価指標</th><th>内容</th></tr> <tr><td>危険限界距離[m]</td><td>ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離</td></tr> </table> <p>(3) 評価対象範囲 評価対象範囲は、<u>発電所敷地境界の道路</u>で出火する燃料輸送車両とする。</p> <p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p>第 3-2 表 高圧ガス爆発の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="163 1018 917 1495"> <tr><th>データ種類</th><th>内容</th></tr> <tr><td>石油の K 値</td><td>コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの最大値)</td></tr> <tr><td>貯蔵設備又は処理設備の W 値</td><td>コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位：トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位：トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位：トン) の数値 <math>W=16^{1/2}=4</math></td></tr> <tr><td>離隔距離 [m]</td><td>発電所敷地境界の道路から発電用原子炉施設までの距離 約 811 [m]</td></tr> </table> <p>(5) W 値の算出 <u>最大規模の燃料輸送車両の積載量を貯蔵能力とし、W 値を算出する。</u> 積載量 (貯蔵能力) = <u>16[t]</u> <u><math>W=16^{1/2}=4</math></u></p>	評価指標	内容	危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離	データ種類	内容	石油の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの最大値)	貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位：トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位：トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位：トン) の数値 $W=16^{1/2}=4$	離隔距離 [m]	発電所敷地境界の道路から発電用原子炉施設までの距離 約 811 [m]	<p>第 3-1 表 爆風圧影響評価で想定した評価条件</p> <table border="1" data-bbox="952 1033 1703 1329"> <tr><th colspan="3">燃料輸送車両</th></tr> <tr><th>貯蔵ガス</th><th>液化天然ガス (メタン)</th><th>液化石油ガス (プロパン)</th></tr> <tr><td>貯蔵量 (t)</td><td>15.1</td><td>15.1</td></tr> <tr><td>貯蔵ガス K 値<sup>※1</sup></td><td>714</td><td>888</td></tr> <tr><td>貯蔵設備 W 値<sup>※2</sup></td><td>4</td><td>4</td></tr> </table> <p>※1 評価ガイド 記載値 ※2 貯蔵量は 1t 以上となるため、貯蔵量の平方根の数値</p>	燃料輸送車両			貯蔵ガス	液化天然ガス (メタン)	液化石油ガス (プロパン)	貯蔵量 (t)	15.1	15.1	貯蔵ガス K 値 <sup>※1</sup>	714	888	貯蔵設備 W 値 <sup>※2</sup>	4	4	<p>(2) 評価手法の概要 本評価は、<u>島根原子力発電所</u>に対する燃料輸送車両のガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p>第 3-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1742 520 2496 598"> <tr><th>評価指標</th><th>内容</th></tr> <tr><td>危険限界距離[m]</td><td>ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離</td></tr> </table> <p>(3) 評価対象範囲 評価対象範囲は、<u>発電所出入口ゲート</u>で出火する燃料輸送車両とする。</p> <p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p>第 3-2 表 高圧ガス爆発の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1762 1018 2487 1533"> <tr><th>データ種類</th><th>内容</th></tr> <tr><td>石油の K 値</td><td>コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの常用の温度 10 以上 40 未満の K 値 328 に 1,000 を乗じた値)</td></tr> <tr><td>貯蔵設備又は処理設備の W 値</td><td>コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位：トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位：トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位：トン) の数値 <math>W=0.5</math></td></tr> <tr><td>離隔距離 [m]</td><td>発電所出入口ゲートから発電用原子炉施設までの距離 約 890m</td></tr> </table> <p>(5) W 値の算出 <u>貯蔵能力が 1 トン未満のものは、貯蔵能力 (単位：トン) の数値とすることから、W 値を算出する。</u> 積載量 (貯蔵能力) = <u>0.5[トン]</u> <u><math>W=0.5</math></u></p>	評価指標	内容	危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離	データ種類	内容	石油の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの常用の温度 10 以上 40 未満の K 値 328 に 1,000 を乗じた値)	貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位：トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位：トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位：トン) の数値 $W=0.5$	離隔距離 [m]	発電所出入口ゲートから発電用原子炉施設までの距離 約 890m	<p>・条件の相違 【柏崎 6/7】 地域特性を踏まえた評価対象及び評価条件の相違</p> <p>・条件の相違 【柏崎 6/7】 地域特性を踏まえた評価条件の相違</p>
評価指標	内容																																									
危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離																																									
データ種類	内容																																									
石油の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの最大値)																																									
貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位：トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位：トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位：トン) の数値 $W=16^{1/2}=4$																																									
離隔距離 [m]	発電所敷地境界の道路から発電用原子炉施設までの距離 約 811 [m]																																									
燃料輸送車両																																										
貯蔵ガス	液化天然ガス (メタン)	液化石油ガス (プロパン)																																								
貯蔵量 (t)	15.1	15.1																																								
貯蔵ガス K 値 <sup>※1</sup>	714	888																																								
貯蔵設備 W 値 <sup>※2</sup>	4	4																																								
評価指標	内容																																									
危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離																																									
データ種類	内容																																									
石油の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの常用の温度 10 以上 40 未満の K 値 328 に 1,000 を乗じた値)																																									
貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位：トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位：立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位：トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位：トン) の数値 $W=0.5$																																									
離隔距離 [m]	発電所出入口ゲートから発電用原子炉施設までの距離 約 890m																																									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p>(6) 危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が燃料輸送車両と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。 <math>X = 0.04\lambda \cdot \sqrt[3]{K \times W}</math> X: 危険限界距離[m], <math>\lambda</math>: 換算距離 14.4[m·kg<sup>-1/3</sup>], K: 石油類の定数, W: 設備定数 K=888000, W=4として, 危険限界距離を求める。 X=約 88[m]</p> <p>(7) 爆発による影響評価結果 以上の結果から, 燃料輸送車両において爆発が発生した場合を想定したとしても, 離隔距離(約 811m)が危険限界距離(約 88m)以上であることから, 発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと評価する。</p> <p>4. 燃料輸送車両の飛来物の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室)※に基づき, 飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ, 最大飛散距離に対し柏崎刈羽原子力発電所までの離隔距離が評価上必要となる距離以下であった。 <u>このため, 飛来物を想定した上での詳細な評価を実施したところ, 飛来物は発電用原子炉施設に衝突することはない。</u></p> <p>※: 石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するにあたって, 災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針</p> <p>第 4-1 表 飛来物の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="201 1738 872 1852"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵ガス</td> <td>液化石油ガス</td> </tr> <tr> <td>貯蔵量</td> <td>16t</td> </tr> <tr> <td>爆発形態</td> <td>高压ガスの漏えい後, 引火によりガス爆発が発生し, 飛来物が発生</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件		貯蔵ガス	液化石油ガス	貯蔵量	16t	爆発形態	高压ガスの漏えい後, 引火によりガス爆発が発生し, 飛来物が発生	<p>(2) 危険限界距離の算出 評価ガイドに基づき, 下式より危険限界距離を算出した結果, 危険限界距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第 3-2 表に示す <math>X = 0.04 \times 14.4 \sqrt[3]{(K \times 1,000 \times W)}</math> X: 危険限界距離 (m), K: 石油類の定数 (-), W: 設備定数 (-)</p> <p>第 3-2 表 外壁への燃料輸送車両爆発影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="991 667 1656 802"> <thead> <tr> <th>想定爆発源</th> <th>ガス種類</th> <th>容量 (t)</th> <th>危険限界距離 (m)</th> <th>離隔距離* (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料輸送車両</td> <td>メタン</td> <td>15.1</td> <td>81</td> <td rowspan="2">450</td> </tr> <tr> <td>プロパン</td> <td>15.1</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防護対象施設のなかで国道 245 号線から最も離隔距離が短いタービン建屋までの距離</p> <p>4. 燃料輸送車両の爆発飛来物影響評価</p>	想定爆発源	ガス種類	容量 (t)	危険限界距離 (m)	離隔距離* (m)	燃料輸送車両	メタン	15.1	81	450	プロパン	15.1	88	<p>(6) 危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が燃料輸送車両と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。 <math>X = 0.04\lambda \cdot \sqrt[3]{K \times W}</math> X: 危険限界距離[m], <math>\lambda</math>: 換算距離 14.4[m·kg<sup>-1/3</sup>], K: 石油類の定数, W: 設備定数, K=888,000, W=0.5として, 危険限界距離を求める。 X=約 44 [m]</p> <p>(7) 爆発による影響評価結果 以上の結果から, 燃料輸送車両において爆発が発生した場合を想定したとしても, 離隔距離(約 890m)が危険限界距離(約 44m)以上であることから, 発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと評価する。</p> <p>4. 燃料輸送車両の飛来物の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年 3 月 消防庁特殊災害室)※に基づき, 飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ, 最大飛散距離に対し, 島根原子力発電所までの離隔距離が評価上必要となる距離以上であった。 <u>このため, 飛来物は発電用原子炉施設に衝突することはない。</u></p> <p>※: 石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するにあたって, 災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針</p> <p>第4-1表 飛来物の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1751 1751 2487 1881"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵ガス</td> <td>LPガス</td> </tr> <tr> <td>貯蔵量</td> <td>0.5トン</td> </tr> <tr> <td>爆発形態</td> <td>高压ガスの漏えい後, 引火によりガス爆発が発生し, 飛来物が発生</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件		貯蔵ガス	LPガス	貯蔵量	0.5トン	爆発形態	高压ガスの漏えい後, 引火によりガス爆発が発生し, 飛来物が発生	<p>備考</p> <p>・評価結果の相違 【柏崎 6/7】 条件の相違に伴う評価結果の相違</p>
評価条件																																
貯蔵ガス	液化石油ガス																															
貯蔵量	16t																															
爆発形態	高压ガスの漏えい後, 引火によりガス爆発が発生し, 飛来物が発生																															
想定爆発源	ガス種類	容量 (t)	危険限界距離 (m)	離隔距離* (m)																												
燃料輸送車両	メタン	15.1	81	450																												
	プロパン	15.1	88																													
評価条件																																
貯蔵ガス	LPガス																															
貯蔵量	0.5トン																															
爆発形態	高压ガスの漏えい後, 引火によりガス爆発が発生し, 飛来物が発生																															

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 飛来物の最大飛散距離の算出方法</p> <p>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> $L = 465M^{0.10}$ <p>L: 破片の最大飛散範囲[m], M: 破裂時の貯蔵物質量[kg]</p> $L = 465 \times (16,000)^{0.10} = 1,224.23$ <p>となり、飛来物の最大飛散距離 L は約 1,225m となる。</p> <p>(2) 飛来物の最大飛散距離の詳細な評価</p> <p>上記「石油コンビナート防災アセスメント指針」に基づく飛散範囲の推定式によると、飛来物が発電用原子炉施設に到達するおそれがあることから、燃料輸送車両(第4-1図参照)から発生すると考えられる飛来物を想定した上での評価を行った。</p> <p>飛来物の想定にあたり、BLEVE現象<sup>*1</sup>を引き起こす可能性がある液化石油ガス輸送車両のうち積載量が国内最大クラスものの構造図をもとに、飛来物化することが想定される爆風の影響を直接受ける可能性がある部位を選定したところ、タンク本体・はしご・バンパー部が抽出された。台車部等タンク下部に位置する部品は、爆発力の方向をふまえると、発電用原子炉施設に到達せず、また横転した場合を考えると、下部の部品の飛散方向は発電所周辺道路の地形の高まりや森林の樹木に干渉し発電用原子炉施設に到達しないことから影響はない。トレーラーについては、鋼板で構成されており、その大きさからタンク本体の評価に包絡される。</p> <p>抽出した飛来物に対して、第4-2表のとおり液化石油ガス輸送車両の構造図、車両制限令に定められる限界値、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に例示の飛来物から、包絡的</p>	<p>4.1 飛来物の最大飛散距離の簡易評価</p> <p>国道245号線を通る加圧貯蔵の燃料輸送車両について、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3月消防庁特殊災害室)に基づき、下式よりタンクの破損による破片の飛散範囲を算出した。</p> $L = 465M^{0.10} \quad (\text{容積 } 5\text{m}^3 \text{ 以上の容器})$ <p>L: 破片の最大飛散範囲, M: 破裂時の貯蔵物質量</p> <p>算出したタンク破片の飛散距離は 1,218m であり発電所敷地に到達することを確認した。このため、より現実的な飛来物形状等の想定を踏まえた詳細評価を実施することとした。</p> <p>4.2 飛来物の最大飛散距離の詳細評価</p> <p>上記「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づく飛散範囲の推定式によると、飛来物が発電用原子炉施設に到達するおそれがあることから、燃料輸送車両(第4.2.2-1図参照)から発生すると考えられる飛来物を想定した上での評価を行った。</p> <p>飛来物の想定に当たり、BLEVEを引き起こす可能性がある加圧貯蔵の燃料輸送車両のうち積載量が国内最大クラスの構造図を基に、飛来物化することが想定される爆風の影響を直接受ける可能性がある部位を選定したところ、タンク本体(鋼板)及びはしご(鋼製パイプ)を抽出した。</p> <p>台車部などタンク下部に位置する部品は、爆発力の方向を踏まえると、発電用原子炉施設に到達せず、また横転した場合を考えると、タンク下部の部品の飛散方向は発電所周辺道路の地形の高まりや森林の樹木に干渉し発電用原子炉施設に到達しないことから影響はない。</p> <p>抽出した飛来物に対して、第4.2.2-1図のとおり燃料輸送車両の構造図、車両制限令に定められる限界値、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に例示の飛来物から、包絡的な飛来物を設定した。なお、現実的には以下に示す車両の部品は存在しな</p>	<p>(1) 飛来物の最大飛散距離の算出方法</p> <p>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> $L = 90M^{0.333}$ <p>L: 破片の最大飛散範囲[m], M: 破裂時の貯蔵物質量[kg]</p> $L = 90 \times 500^{0.333} = 712.85$ <p>となり、飛来物の最大飛散距離 L は約 713m となる。</p>	<p>・評価結果の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 条件の相違に伴う評価結果の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>な飛来物を設定する。</u></p> <p><u>はしご及び、バンパーの長さともに 2.5m 程度である。</u></p> <p><u>棒状の物体は長さが大きくなると飛距離が大きくなる傾向にあることから、保守的な評価として鋼製パイプ及び鋼製材については車両制限令に定められる車両長さの最大限度の 16.5m での評価を実施する。</u></p> <p><u>また、タンク板の破片としては鏡板部分の破損を想定し 2.5m×2.5m 程度が最大と考えられるが、平板は幅、長さが大きくなるほど、飛距離が大きくなる傾向にあることから、保守的な評価としてタンクの半分が破片となる想定をする。幅は車両制限令に定められる車両の幅の最大限度の 2.5m、長さを車両制限令に定められる車両長さの最大限度の 16.5m の平板について評価を実施する。厚さについては、構造図から 0.01m とする。</u></p> <p><u>竜巻飛来物の飛行解析モデル (Simiu and Cordes, 1976) (東京工芸大, 2011) (江口ら, 2014 及び 2015) と同じモデルを使用し、空中では物体はランダムに回転すると仮定し、外力としては重力及び平均抗力 (各方向に平均化した抗力係数と投影面積の積に比例して定義されるもの) を受けるものとする。</u></p> <p><u>「BLEVE 時の破片最大速度は 150-200m/s」(Handbook of Hazardous Materials Spills Technology の 22.4.4 節) であることから、初期条件として地上にあるタンクローリ破片の初期速度を 200m/s とする。また、感度解析の結果より、もっとも遠くまで到達する放出角を鋼製パイプ及び鋼製材は 31°、鋼板は 30° とする。</u></p> <p><u>想定飛来物の諸元及び、飛散距離の計算結果を第 4-2 表に示す。離隔距離 811m は、最大飛散距離である鋼製パイプの 550m を上回ることから、飛来物が発電用原子炉施設に到達することはなく、影響はない。</u></p> <p><u>※1: BLEVE 現象 (沸騰液膨張蒸気爆発): 液化ガスを貯蔵するタンク火災等で、タンクが破損した場合に急激に液化ガスが気化することに伴う爆発現象。</u></p>	<p><u>いが、飛散距離を保守的に評価するため、存在すると仮定して評価を実施する。</u></p> <p><u>トラクターについては、鋼板で構成されており、その大きさからタンク本体の評価に包絡される。</u></p> <p><u>はしご (鋼製パイプ) の長さは 2.5m 程度である。棒状の物体は長くなるほど飛散距離が長くなる傾向にあることから、保守的な評価としてはしご (鋼製パイプ) については車両制限令に定められる車両長さの最大限度の 17.0m での評価を実施する。</u></p> <p><u>また、タンク本体 (鋼板) の破片としては鏡板部分の破損を想定し 2.5m×2.5m 程度が最大と考えられるが、平板状の物体は幅、長さが長くなるほど、飛散距離が長くなる傾向にあることから、保守的な評価としてタンクの半分が破片となる想定をする。幅は車両制限令に定められる車両の幅の最大限度の 2.5m、長さを車両制限令に定められる車両長さの最大限度の 17.0m の平板での評価を実施する。厚さについては、構造図*から 0.01m とする。</u></p> <p><u>※ 高圧ガスタンクローリーの事故防止について (高圧ガス保安協会)</u></p> <p><u>4.2.1 タンク爆発により発生する飛来物の最高速度の算出</u></p> <p><u>タンク爆発により発生する飛来物の最高速度の算出は、別紙 3.3 と同様に「Methods for the Calculation of Physical Effects (TNO Yellow Book, CPR14E(Part 1), 3rd edn)」に基づき求めた。以下に抜粋を示す。</u></p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><i>Step 3a2 Calculate the liberated energy, <math>E_{av}</math></i></p> <p>Calculate the liberated energy in accordance with the method for blast effects, see paragraph 7.5.2.</p> <p><i>Step 3a3 Calculate initial velocity, <math>v_i</math></i></p> <p>This initial velocity of a fragment can be calculated by using of the following equation:</p> <math display="block">v_i = \sqrt{\frac{2 \times A_{ke} \times E_{av}}{M_v}} \quad (\text{m/s}) \quad (7.15)</math> <p>where  <math>E_{av}</math> = liberated energy [J]  <math>M_v</math> = total mass of empty vessel [kg]  <math>A_{ke}</math> is the fraction of the liberated energy that goes into kinetic energy of the fragments. It depends on the situation.  Upper limit <math>A_{ke} = 0.6</math>  Rough estimate <math>A_{ke} = 0.2</math>  BLEVE <math>A_{ke} = 0.04</math></p> </div>		



第4-1図 燃料輸送車両概要図

第4-2表 想定飛来物の諸元・飛散距離

飛来物の種類	鋼製パイプ (はしご)	鋼製材 (バンパー)	鋼板 (タンク本体)
サイズ (m)	長さ×直径 16.5 <sup>※1</sup> ×0.05 <sup>※2</sup>	長さ×幅×奥行 16.5 <sup>※1</sup> ×0.3 <sup>※3</sup> ×0.2 <sup>※3</sup>	長さ×幅×厚さ 16.5 <sup>※1</sup> ×2.5 <sup>※1</sup> ×0.01 <sup>※4</sup>
質量 (kg)	69.3 <sup>※2</sup>	530.4 <sup>※3</sup>	3238.1
飛散距離 (m)	550	505	404
離隔距離 (m)	811		

※1: 車両制限令に定められる車両の幅2.5m, 長さ16.5m (高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車)の最大限度。  
 ※2: 鋼製パイプの直径及び質量については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考に設定した。直径0.05mは、構造図上のはしごの直径約0.04mを包絡する。  
 ※3: 鋼製材の幅, 奥行及び質量は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考に設定した。構造図上のバンパー部の幅約0.3m, 奥行約0.2mと同程度である。  
 ※4: 積載16t液化石油ガスタンクローリの構造図よりタンク板厚10mm

(参考文献)

- 1) Simiu, E. and Cordes, M., NBSIR 76-1050 Tornado-Borne Missile Speeds (1976). 2) 東京工芸大学, 平成21~22年度原子力安全基盤調査研究(平成22年度)竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究, 独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書 (2011).
- 3) 江口譲, 杉本聡一郎, 服部康男, 平口博丸, 竜巻による物体の浮上・飛来解析コード TONBOS の開発, 電力中央研究所 研究報告 N14002 (2014).
- 4) 江口譲, 杉本聡一郎, 服部康男, 平口博丸, 原子力発電所での竜巻飛来物速度の合理的評価法 (Fujita の竜巻モデルを用いた数値解析コードの妥当性確認), 日本機械学会論文集,

なお、タンク材重量については、タンク体積が最大の33m<sup>3</sup>となる円筒型のタンク形状を想定して算出した。評価条件を第4.2.1-1表に示す。

$$V = \pi r^2 L \Rightarrow L = \frac{V}{\pi r^2}$$

$$M = 2 \pi r L t \rho + 2 \pi r^2 t \rho$$

V: タンクの体積(33m<sup>3</sup>), L: タンク長さ(m)

r: 円筒状タンク底面の半径(1.25m)<sup>※1</sup>

M: タンクの質量(kg), t: タンク外層の厚さ(0.01m)<sup>※2</sup>

ρ: タンク材密度 (7,850kg/m<sup>3</sup>)<sup>※3</sup>

※1 車両制限令(積載物), 道路運送車両の保安基準(車両)により制限される最大幅2.5mを直径と想定した場合の半径

※2 高圧ガスタンクローリーの事故防止について(高圧ガス保安協会)に記載のタンク厚さ(0.012m)を参考に、薄いほど評価上保守的になるため、厚さを0.01mに設定

※3 合金鋼の密度

第4.2.1-1表 評価対象タンクの評価条件

タンクの種類	内容物	貯蔵容量 (m <sup>3</sup> )	タンク体積 <sup>※1</sup> V (m <sup>3</sup> )	タンクの質量 <sup>※2</sup> M (kg)
燃料輸送車両	LPG	30	33	4.9×10 <sup>3</sup>

※1 消防法に基づき空間容積を10%として算出  
 ※2 タンク体積が33m<sup>3</sup>となる円筒形状タンクを想定

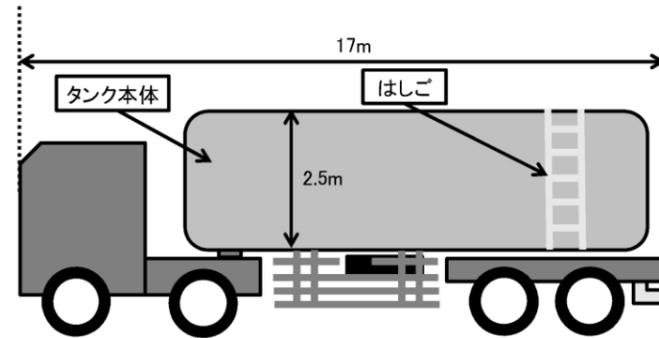
爆発により発生するエネルギーが、ある割合で飛来物に移行すると仮定して最高速度を算出した。算出に用いた式は以下、評価結果は第4.2.1-2表のとおり。

$$E = \frac{(\rho_1 - \rho_2)V}{\gamma - 1}$$

$$v = \sqrt{\frac{2AE}{M}}$$

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>Vol. 81, No. 823, [DOI: 10.1299/transjsme.14-00478] (2015).</p> <p>5) J. Casal, J. Arnaldos, H. Montiel, E. Planas-Cuchi, and J. A. Vilchez, Modeling and Understanding BLEVEs, in Handbook of Hazardous Materials Spills Technology (ed.:M. Fingas), chapter 22 (2002)</p>	<p>v : 飛来物の最高速度 (m/s), M : タンクの質量(kg)  E : タンク爆発により発生するエネルギー(J)  ρ<sub>1</sub> : タンク内の圧力 (3.4MPa<sup>*1</sup>), ρ<sub>2</sub> : 大気圧力 (0.1MPa)  V : タンクの体積 (33m<sup>3</sup>), γ : 比熱比 (1.1)  A : 爆発エネルギーの飛来物への移行係数 (0.04<sup>*2</sup>)</p> <p>※1 高圧ガス例示基準を参考とし, 安全弁設定圧力×1.2と設定  ※2 Methods for the Calculation of Physical Effects (TNO Yellow Book, CPR14E(Part 1), 3rd edn), van den Bosch, C. J. H. &amp; Weterings</p> <p><u>第4.2.1-2表 飛来物の最高速度の評価結果</u></p> <table border="1" data-bbox="955 789 1697 953"> <thead> <tr> <th>タンクの種類</th> <th>爆発エネルギー E (J)</th> <th>飛来物の最高速度 v (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>1.1×10<sup>9</sup></td> <td>133</td> </tr> </tbody> </table> <p>4.2.2 <u>最大飛散距離の算出</u>  <u>空中では物体はランダムに回転すると仮定し, 外力としては重力及び, 平均抗力 (各方向に平均化した抗力係数と投影面積の積に比例して定義されるもの) を受けるものとし, 放出角は感度解析の結果, 最も遠くまで到達する角度とした。</u></p> <p>水平方向 : <math>m \frac{dv_x}{dt} = F \frac{v_x}{V(t)}</math></p> <p>鉛直方向 : <math>m \frac{dv_y}{dt} = F \frac{v_y}{V(t)} - m g</math></p> <p><math>F = -\frac{1}{2} C_D A \rho V(t)^2</math></p> <p><math>V(t) = \sqrt{v_x^2 + v_y^2}</math></p> <p>m : 飛来物の質量 (kg), F : 空気抵抗による外力 (-)  g : 重力加速度 (9.8m/s<sup>2</sup>), C<sub>D</sub> : 流体抗力係数 (-)  A : 飛来物の速度方向に対する投影面積 (m<sup>2</sup>)  V : 飛来物の速度 (m/s), ρ : 空気密度 (1.2kg/m<sup>3</sup>)</p>	タンクの種類	爆発エネルギー E (J)	飛来物の最高速度 v (m/s)	燃料輸送車両	1.1×10 <sup>9</sup>	133		
タンクの種類	爆発エネルギー E (J)	飛来物の最高速度 v (m/s)							
燃料輸送車両	1.1×10 <sup>9</sup>	133							

燃料輸送車両概要図を第4.2.2-1図に、想定飛来物の諸元及び、飛散距離の計算結果を第4.2.2-1表に示す。



第4.2.2-1図 燃料輸送車両概要図

第4.2.2-1表 想定飛来物の諸元・飛散距離

飛来物の種類	鋼製パイプ (はしご)	鋼板 (タンク本体)
サイズ (m)	長さ×直径 (17.0 <sup>*1</sup> ×0.05 <sup>*2</sup> )	長さ×幅×厚さ (17.0 <sup>*1</sup> ×2.5 <sup>*1</sup> ×0.01 <sup>*4</sup> )
質量 (kg)	71 <sup>*2</sup>	3,336 <sup>*3</sup>
飛散距離 (m)	435	330
離隔距離 (m)	450 (国道245号線から最も近い発電用原子炉施設(タービン建屋)までの距離)	

※1 車両制限令第3条3項及び通達で定められた指定道路を通行できるセミトレーラー車両の最大限度(長さ17.0m、幅2.5m)  
 ※2 鋼製パイプの直径及び、質量については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考に設定した。直径0.05mは、構造図上のはしごの直径約0.04mを包絡する。  
 ※3 鋼板の質量については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考に設定した。  
 ※4 「高圧ガスタンクローリーの事故防止について」(高圧ガス保安協会)の構造図よりタンク板厚0.01mと設定した。

(3) 飛来物影響評価結果

燃料輸送車両からの飛来物を想定した上での評価を実施したところ、離隔距離(約811m)が最大飛散距離(約550m)を上回る結果となった。したがって、発電所周辺道路で燃料輸送車両が事故等により爆発し、なおかつその飛来物が発電用原子炉施設に衝突することはなく、影響はない。

鋼製パイプの評価結果である最大飛散距離435mは、離隔距離450mを下回ることから、燃料輸送車両の爆発飛来物により評価対象施設の安全機能を喪失することはない。

(2) 飛来物影響評価結果

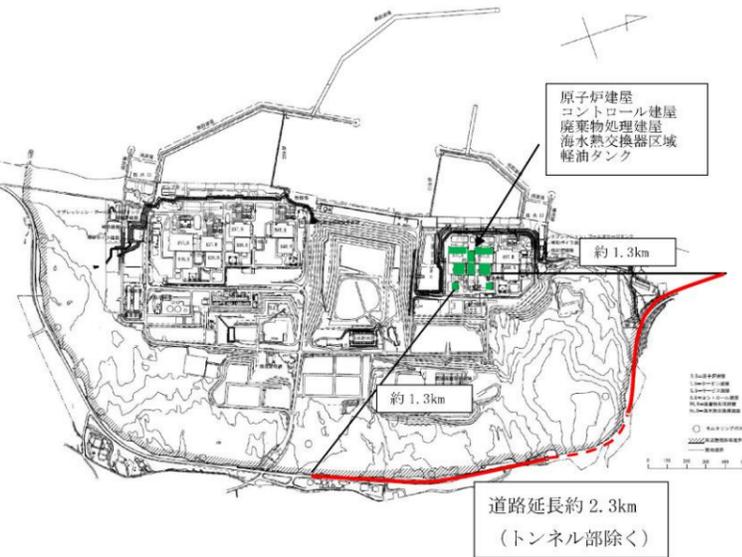
燃料輸送車両からの飛来物を想定したうえでの評価を実施したところ、離隔距離(約890m)が最大飛散距離(約713m)を上回る結果となった。したがって、発電所の敷地境界(発電所出入口ゲート)で燃料輸送車両が事故等により爆発し、なおかつその飛来物が発電用原子炉施設に衝突することはない。影響はない。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<p style="text-align: right;">参考資料 4-1</p> <p style="text-align: center;"><u>燃料物性値について</u></p> <p><u>燃料輸送車両の火災影響評価では、爆発による影響が大きいことを考慮し、最大クラスの液化石油ガス輸送車両が火災・爆発を起こした場合を想定している。液化石油ガスはガソリンに対して、放射発散度が大きく放射強度も大きくなるため保守的であるが、質量低下速度が速く燃焼時間が短い。このため、燃料積載量が大きいガソリンを搭載したタンクローリと比較し、想定の妥当性について評価する。</u></p> <p><u>評価に必要なデータを以下に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 プロパンとガソリンの評価条件</u></p> <table border="1" data-bbox="160 926 920 1094"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>プロパン</th> <th>ガソリン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量[ton]</td> <td>16</td> <td>23.4 (30[ton])</td> </tr> <tr> <td>放射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>1)</sup></td> <td>74×10<sup>3</sup></td> <td>58×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s]<sup>2)</sup></td> <td>0.099</td> <td>0.055</td> </tr> <tr> <td>燃料輸送車両投影面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>41.25<sup>3)</sup></td> <td>41.25<sup>3)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価ガイド付属書Bより 2) NUREG-1805より 3) 車両長 16.5[m] : 車両制限令 第三条 車両幅 2.5[m] : 道路運送車両の保安基準 第二条</p> <p><u>火災による熱影響(危険距離)は2.(5)から(9)と同様に算出する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2表 危険距離の算出結果</u></p> <table border="1" data-bbox="160 1430 920 1499"> <thead> <tr> <th></th> <th>プロパン</th> <th>ガソリン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険距離[m]**</td> <td>約 32m</td> <td>約 28m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※: 最大値(燃料移送ポンプの場合)を記載</p> <p><u>以上の結果から、プロパンとガソリンの燃料物性値の相違による評価結果への影響はない。なお、離隔距離(約 811m)が危険距離以上であることから、発電用原子炉施設に熱影響をおよぼすことはない</u>と評価できる。</p>	燃料の種類	プロパン	ガソリン	燃料量[ton]	16	23.4 (30[ton])	放射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	74×10 <sup>3</sup>	58×10 <sup>3</sup>	質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.099	0.055	燃料輸送車両投影面積[m <sup>2</sup> ]	41.25 <sup>3)</sup>	41.25 <sup>3)</sup>		プロパン	ガソリン	危険距離[m]**	約 32m	約 28m			<p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2号炉は、発電所敷地周辺の道路状況や運用状況を踏まえ、プロパンガスポンベを輸送している車両について影響評価を実施</p>
燃料の種類	プロパン	ガソリン																						
燃料量[ton]	16	23.4 (30[ton])																						
放射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	74×10 <sup>3</sup>	58×10 <sup>3</sup>																						
質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.099	0.055																						
燃料輸送車両投影面積[m <sup>2</sup> ]	41.25 <sup>3)</sup>	41.25 <sup>3)</sup>																						
	プロパン	ガソリン																						
危険距離[m]**	約 32m	約 28m																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">参考資料 4-2</p> <p style="text-align: center;"><u>燃料輸送車両の飛来物による影響評価について</u></p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では、燃料輸送車両の爆発時の飛来物の影響について、<u>離隔距離が十分であることから影響はないとしている。一方、「石油コンビナート防災アセスメント指針」に基づく評価によると、離隔距離(811m)が、最大飛散距離(1,225m)以下であることから、参考として、頻度及び影響度の観点からリスクについて評価する。</u></p> <p><u>2. 燃料輸送車両の飛来物による影響がないことについて</u></p> <p><u>(1) 発電所周辺道路の交通状況</u></p> <p>発電所周辺道路としては国道 352 号線があるが、発電所付近は工業地域を走行する道路ではなく、より高規格で直線的な線形の道路である国道 116 号線に加え、国道 8 号線や高速自動車国道が並走しているため、新潟市（新潟東港地区・新潟西港地区）－（刈羽村・柏崎市）－上越市（直江津地区）等のコンビナート間の通過交通に積極的に使用される道路ではない。また、発電所周辺 10km 以内において液化石油ガスの許可申請を実施している 15 事業所に聞き取りを実施したところ、回答を得られた 12 事業所のうち、定常的に敷地付近の主要な道路である国道 352 号線の発電所付近を通過するタンクローリを取扱い、受け入れするのは 1 事業所のみであり、繁忙期においても週 1 回程度の低頻度である。</p> <p><u>(2) 爆発時の発電用原子炉施設への影響</u></p> <p>燃料輸送車両は、<u>高圧ガス保安法等の規制のもと製造・維持・管理されており、信頼性が確保されているが、万が一燃料輸送車両の爆発により飛来物が発生したとしても、周辺道路からの離隔距離は 811m 以上であり、BLEVE 現象<sup>*1</sup>により容器が破損した場合の最大飛散範囲 1,225m に及ばないものの一定の離隔距離が確保されており影響は緩和される。発電用原子炉施設に衝突するものは多くても数個程度、また重量も小さいものであると考えられ、建屋が一定の頑健性を持っていることを踏まえ</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2 号炉は、発電所敷地周辺の道路状況や運用状況を踏まえ、プロパンガスボンベを輸送している車両について影響評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>ると、同時に複数の設備に影響を与えることは考え難い。したがって、広範な影響を及ぼす可能性のある地震、津波を初めとする自然現象・人為事象に比べ、影響が小さいと言える。</u></p> <p><u>また、次項に述べるような確率論的な考察によっても、リスクが小さいと言える。</u></p> <p><u>以上のように、発電所周辺においては燃料輸送車両の交通が少ないことに加え、最大飛距離には及ばないものの一定の離隔があること、また事象が生じた際の影響が小さく一部設備にとどまることから、燃料輸送車両の爆発に伴う飛来物による発電用原子炉施設への影響はないと判断できる。</u></p> <p><u>※1：BLEVE 現象（沸騰液膨張蒸気爆発）：液化ガスを貯蔵するタンク火災等で、タンクが破損した場合に急激に液化ガスが気化することに伴う爆発現象。</u></p> <p><u>3. 燃料輸送車両の飛来物による影響の確率論的考察について</u></p> <p><u>前項で述べたとおり、燃料輸送車両が爆発した際の影響は小さく無視できると考えられるが、本項では、過去の事故発生頻度を用いて燃料輸送車両の爆発飛来物が発電用原子炉施設へ損傷を与える可能性がある確率を算出しても極めて低い値となることを確認する。</u></p> <p><u>(1) 評価条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・評価対象は原子炉建屋・コントロール建屋・廃棄物処理建屋・海水熱交換器区域・軽油タンクとする。</u></li> <li><u>・敷地付近の主要道路である国道 352 号線を通行する燃料輸送車両の火災を想定する。</u></li> <li><u>・積載物としては、BLEVE 現象を引き起こす、液化石油ガスを想定する。</u></li> <li><u>・燃料積載量は、液化石油ガス輸送車両の中で最大クラスの 16t を想定する。</u></li> </ul> <p><u>(2) 評価方法</u></p> <p><u>評価に使用する各パラメータについて第 1 表に示す。</u></p> <p>a. <u>新潟県内での燃料輸送車両の爆発事故発生頻度</u></p> <p><u>発電用原子炉施設に影響を及ぼすような爆発を想定する車両として、BLEVE 現象を引き起こすおそれがある、可燃</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>性の高圧ガスを積載した車を考える。新潟県内では平成 16 年から平成 26 年までの 10 年間で 3 件の、可燃性の高圧ガスを積載したタンクローリに関する事故が発生している。これらは、いずれも漏えい等に留まり爆発事故には至っていないが、保守的な値として新潟県内において燃料輸送車両の爆発事故が発生する頻度を次のように求める。</u></p> <p style="text-align: center;"><math>3 / 10 = 0.3</math>[件/年]</p> <p><b>b. 周辺道路での燃料輸送車両の爆発事故発生頻度</b></p> <p><u>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づく、容器の破損による破片の飛散範囲 L は以下のとおり約 1.3km である。</u></p> <p style="text-align: center;"><math>L = 465 \times (16,000)^{0.10} = 1,224.23</math> [m]</p> <p><u>したがって、爆発事故が発生した際に、飛来物が発電用原子炉施設に影響を与え得る道路延長は第 1 図のとおり、約 2.3km である。</u></p> <p><u>周辺道路での燃料輸送車両の爆発事故発生頻度は、県内の燃料輸送車両の事故が、すべて新潟県内の高速自動車国道(実延長 379.5km)あるいは一般国道(実延長 1781.9km)で発生したと仮定し算出する。高速自動車国道及び一般国道の実延長は <math>379.5 + 1781.9 = 2161.4</math> km から 2000km, 周辺道路の長さは約 2.3km から 3km とそれぞれ保守的に設定する。</u></p> <p><u>周辺道路での燃料輸送車両の爆発事故発生頻度は次のようになる。</u></p> <p style="text-align: center;"><math>b. 3 \times 3 / 2000 = 4.5 \times 10^{-4}</math> [件/年]</p> <p><b>c. 飛来物の発電用原子炉施設衝突確率</b></p> <p><u>燃料輸送車両の爆発時に飛来物が発電用原子炉施設に到達する確率は、燃料輸送車両を中心とする半径が最大飛距離 1,225m の円内に飛来物が等しい確率で落下すると仮定し算出する。評価対象施設の合計面積は、11843.5m<sup>2</sup> であるから飛来物の発電用原子炉施設衝突確率は <math>11843.5 / (\pi \times 1225^2) = 2.51 \times 10^{-3}</math> となる。</u></p>			

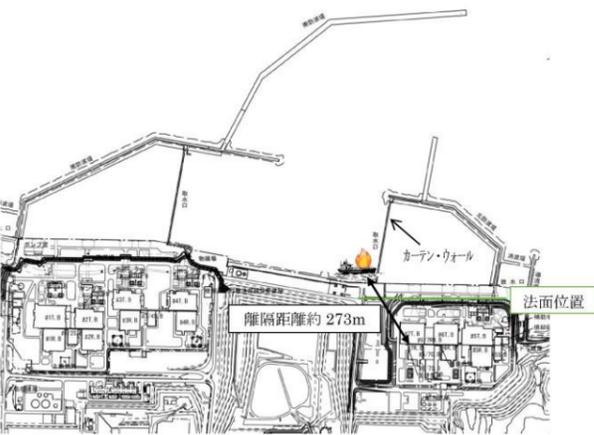
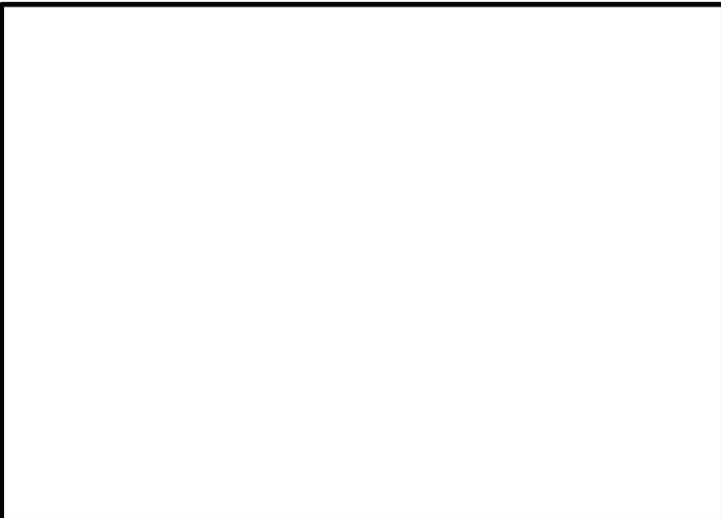
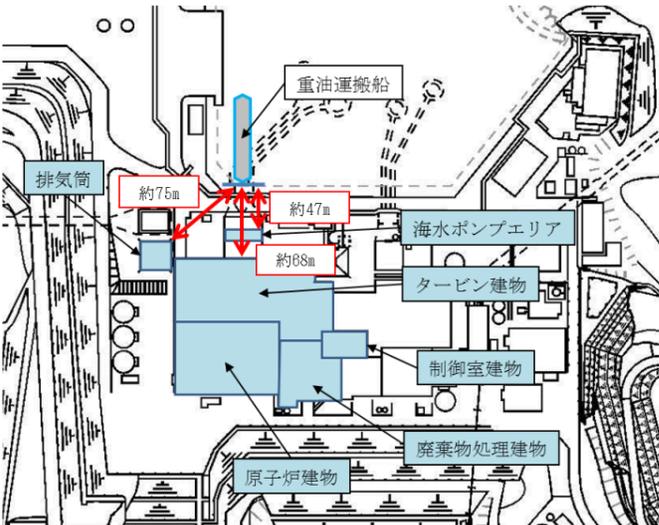
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 評価結果</p> <p>以上を踏まえると、燃料輸送車両による爆発により発電用原子炉設備に影響を与える確率は、  <math>4.5 \times 10^{-4} \times 2.5 \times 10^{-3} = 1.1 \times 10^{-6}</math> 程度と算出される。</p> <p>(4) 結論</p> <p>燃料輸送車両が爆発しその飛来物が、発電用原子炉施設に落下する確率は <math>1.1 \times 10^{-6}</math> と極めて小さく、稀にしかおこらない。また建屋による防護にも期待できることから影響は無視できる。</p>  <p>第1図 敷地内概要図</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<b>第1表 各種入力条件</b>			
	パラメータ	備考	
燃料輸送車両爆発頻度	0.3 [1/年]	平成16年～平成26年の10年間に新潟県内での高圧ガス積載車両の爆発事故発生回数3回より設定 出典：平成26年度高圧ガス事故事例データベース（経済産業省・高圧ガス保安協会）	
到達距離	1225 [m]	「石油コンビナートの防災アセスメント指針」掲載の式より設定	
原子炉建屋へ影響を与え得る範囲の道路延長	3 [km]	飛来物が発電用原子炉施設に到達する可能性がある道路延長約2.3kmより保守的に設定（第1図）	
新潟県内 国道総延長	2000 [km]	一般国道：1781.9km 高速自動車国道：379.5km （道路統計年報2014） 合計2161.4kmより保守的に設定	
標的面積	11843.5 [m <sup>2</sup> ]	原子炉建屋・コントロール建屋・廃棄物処理建屋・海水熱交換器区域・軽油タンクの合計面積	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">添付資料-5</p> <p style="text-align: center;">漂流船舶の火災・爆発について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-5</p> <p style="text-align: center;">漂流船舶の火災・爆発について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-5</p> <p style="text-align: center;">漂流船舶の火災・爆発について</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が柏崎刈羽原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>2. 漂流船舶の火災・爆発の影響評価について</p> <p>本評価は漂流船舶の火災に対する防護の有効性を確認することが目的であるため、敷地周辺において現実的に想定される船舶に比べ、火災影響が厳しくなる保守的な船舶の規模として、入港可能な最大の船舶が敷地へ到達することを仮定した評価を実施する。</p> <p>(1) 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漂流船舶は新潟県内で輸送実績が多く、発電所前面の海域に航路がある液化石油ガス輸送船舶を想定する。</li> <li>漂流船舶は港湾内に入港可能な大きさで実際に存在する最大の船舶(積載量 1021t)を想定する。</li> <li>漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>港湾内での漂流船舶の全面火災を想定する。</li> <li>気象条件は無風状態とする。</li> <li>火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul>	<p>1. 目的</p> <p>発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災やガス爆発により、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド 附属書B 石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」(以下「評価ガイド」という。)に基づき、評価を実施する。</p> <p>2. 漂流船舶の火災影響評価</p> <p>発電所敷地周辺に漂流物を想定した軌跡解析を実施した結果、いずれの評価点においても最初の地点の近辺に留まるか、発電所から離れていく結果となったことから、発電所敷地外で発生する漂流物は発電所へ接近してくることはないが、本評価では保守的に対象船舶の喫水位置から火災発生位置を特定し評価することとした。</p> <p>a. 発電所から約1,500mの位置にある高圧ガス貯蔵施設(東京ガス株式会社が所有する日立LNG基地のLNGタンク及びLPGタンク)にLNG及びLPGを輸送する輸送船(以下「LNG輸送船」及び「LPG輸送船」という。)、内航船及び発電所港湾内に定期的に入港する燃料等輸送船(以下「定期船」という。)の火災を想定し、評価対象施設に対する影響評価を行った。</p> <p>b. 輸送船の喫水は [ ] であり、 [ ] である発電所岸壁から [ ] の位置までしか近づけないことから、 [ ] のポイントから評価対象施設までの離隔距離が最も短くなる地点での火災を想定した。</p> <p>c. 内航船及び定期船のうち火災影響が最大となる船舶の火災を想定し、評価対象施設に対する影響評価を行った。内航船及び定期船は満載時でも喫水が [ ] と浅く、発電所岸壁まで接近可能であるため、発電所岸壁から評価対象施設までの離隔距離が最も短くなる地点での火災を想定した。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が島根原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>2. 漂流船舶の火災・爆発の影響評価について</p> <p>本評価は漂流船舶の火災に対する防護の有効性を確認することが目的であるため、敷地周辺において現実的に想定される船舶のうち、火災影響が厳しくなる保守的な船舶の規模として、入港可能な最大の船舶が敷地へ到達することを仮定した評価を実施する。</p> <p>(1) 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漂流船舶は、島根原子力発電所前面の海域に船舶の主要な航路がないことから、港湾内へ入港する船舶を想定する。</li> <li>漂流船舶は、入港する船舶の中で燃料保管量が最大の重油運搬船(保管容量:1,246kL)を想定する。</li> <li>漂流船舶は、燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>港湾内での漂流船舶の全面火災を想定する。</li> <li>気象条件は、無風状態とする。</li> <li>火災は、円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul>	<p>・条件の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、喫水位置によらず港湾内へ船舶が漂流するとして評価を実施</p> <p>・条件の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、発電所近傍に液化石油ガスの輸送船舶が航行することはないため、発電所港湾内の運用状況を踏まえ、入港する最大規模の船舶である重油運搬船について影響評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
<p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、柏崎刈羽原子力発電所に対する漂流船舶の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="160 747 917 907"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>船舶の投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>火災による輻射熱により許容限界温度になる距離</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が 3m を超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその設備の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離(離隔距離)を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所港湾内で出火する漂流船舶とする。なお、以前は船舶にて構内の重油タンクへの重油の補給を行っていたが、現在は重油タンクの運用を廃止しており、発電所構内に入港する危険物輸送船舶は存在しないことから、発電所前面の海域で航行中の船舶が漂流し、港湾内に進入し、出火した場合を想定する。</p> <p>仮に、津波による船舶の漂流を想定したとしても、カーテン・ウォールの高さ(T.M.S.L+3.2m)、基準津波による最大水位の高さ(T.M.S.L+7.2m)、想定している船舶の喫水(5.7m)</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径	危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離	<p>2.1 共通データの算出</p> <p>各外壁、主排気筒及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ及び放水路ゲートに対する影響評価に必要となる共通データを算出する。</p> <p>(1) 船舶及び燃料に係るデータ</p> <p>船舶及び燃料に係るデータを第 2.1-1 表に、各対象との位置関係を第 2.1-1 図、第 2.1-2 図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2.1-1 表 船舶及び燃料に係るデータ</p> <table border="1" data-bbox="952 747 1700 942"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量(m<sup>3</sup>)</th> <th>輻射発散度(kW/m<sup>2</sup>)<sup>※1</sup></th> <th>質量低下速度(kg/m<sup>2</sup>/s)<sup>※2</sup></th> <th>燃料密度(kg/m<sup>3</sup>)<sup>※3</sup></th> <th>燃焼面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">※1 評価ガイド記載値            ※2 NUREG-1805 記載値            ※3 MSDS(製品データ安全シート)            ※4 LPG輸送船は燃料の種類が同じであることから、燃料量が多いLNG輸送船に包絡されるため評価対象外とした。            ※5 内航船は燃料の種類が同じであることから、燃料量が多い定期船に包絡されるため評価対象外とした。</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃料の種類	燃料量(m <sup>3</sup> )	輻射発散度(kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度(kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度(kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	燃焼面積(m <sup>2</sup> )	※1 評価ガイド記載値 ※2 NUREG-1805 記載値 ※3 MSDS(製品データ安全シート) ※4 LPG輸送船は燃料の種類が同じであることから、燃料量が多いLNG輸送船に包絡されるため評価対象外とした。 ※5 内航船は燃料の種類が同じであることから、燃料量が多い定期船に包絡されるため評価対象外とした。							<p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、島根原子力発電所に対する漂流船舶の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1745 747 2490 907"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点(受熱面)の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>船舶の投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>火災による輻射熱により許容限界温度になる距離</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が 3m を超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその設備の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離(離隔距離)を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所港湾内で出火する漂流船舶とする。なお、評価に用いる離隔距離は、喫水深さ等を考慮せず保守的に港湾内で発電用原子炉施設に対し最も接近する位置(護岸の境)から出火した場合を想定する。(第 2-1 図)</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱面)の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径	危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離	<p>・条件の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、喫水位置によらず港湾内へ船舶が漂流するとして評価を実施</p>
評価指標	内容																																				
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度																																				
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																				
燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径																																				
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離																																				
想定火災源	燃料の種類	燃料量(m <sup>3</sup> )	輻射発散度(kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度(kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度(kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	燃焼面積(m <sup>2</sup> )																															
※1 評価ガイド記載値 ※2 NUREG-1805 記載値 ※3 MSDS(製品データ安全シート) ※4 LPG輸送船は燃料の種類が同じであることから、燃料量が多いLNG輸送船に包絡されるため評価対象外とした。 ※5 内航船は燃料の種類が同じであることから、燃料量が多い定期船に包絡されるため評価対象外とした。																																					
評価指標	内容																																				
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱面)の輻射強度																																				
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																				
燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径																																				
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の関係*から、船舶がカーテン・ウォールを乗り越えて発電用原子炉施設に接近することはない(第2-1図)。</p> <p>※:水面はカーテン・ウォールより4.0m高い位置となるが、船舶の水面から船底の最深部までの垂直深さが5.7mであり、水面がさらに上昇しなければ乗り越えることはない。なお、カーテン・ウォールが地震・津波により損傷した場合、敷地内の海側で低いエリア(T.M.S.L+3.0m)及び基準津波の検討における大湊側遡上域の最大水位(7.5m)より上陸可能な船舶の喫水は4.5m以下である。</p> <p>取水口エリア近傍の法面高さが約12m(T.M.S.L+12.0m)となっており、これ以上、発電用原子炉施設に接近することはない。よって、この位置における発電用原子炉施設との離隔距離(約178m)が積載量最大の船舶にて評価した危険距離(最大約148m)以上であることに加え、喫水4.5m程度の船舶の積載量(960ton程度)が最大積載量(1021ton)未満であることから、想定している船舶の評価に包絡される。</p>  <p>第2-1図 漂流船舶の離隔距離</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p>  <p>第2.1-1図 LNG輸送船火災と評価対象施設の位置関係</p>  <p>第2.1-2図 定期船火災と評価対象施設の位置関係</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>  <p>第2-1図 対象施設と重油運搬船の位置関係</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-2 表 プロパンの評価条件</p> <table border="1" data-bbox="207 430 854 619"> <tr><td>燃料の種類</td><td>プロパン</td></tr> <tr><td>燃料量[ton]<sup>3)</sup></td><td>1021</td></tr> <tr><td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>1)</sup></td><td>74×10<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s]<sup>2)</sup></td><td>0.099</td></tr> <tr><td>漂流船舶投影面積[m<sup>2</sup>]<sup>3)</sup></td><td>67.77×13</td></tr> </table> <p>1) 評価ガイド付属書 B より 2) NUREG-1805 より 3) 内航船舶明細の LPG 船舶の中で容積が最大の船舶の値</p> <p>(5) 燃焼半径の算出 漂流船舶の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、漂流船舶の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は漂流船舶の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。  <math>R = (S/\pi)^{0.5}</math>  S: 漂流船舶の投影面積 (火炎円筒の底面積) = 881 [m<sup>2</sup>]  <math>R = (881/\pi)^{0.5} = 16.74</math> [m]</p> <p>(6) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p>	燃料の種類	プロパン	燃料量[ton] <sup>3)</sup>	1021	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	74×10 <sup>3</sup>	質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.099	漂流船舶投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>3)</sup>	67.77×13	<p>(2) 燃焼半径の算出 円筒火炎モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は燃焼面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。  <u>なお、船舶の燃料タンクの破損等による火災を想定し、燃焼面積は船舶の全長と船幅より四角形として算出している。</u>  <u>算出結果を第 2.1-2 表に示す。</u></p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R: 燃焼半径(m), S: 燃焼面積(m<sup>2</sup>)</p> <p style="text-align: center;">第 2.1-2 表 船舶の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="988 1396 1662 1648"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S (m<sup>2</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。<u>算出結果を第 2.1-3 表に示す。</u></p>	想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)				<p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 2-2 表 重油の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1834 430 2410 651"> <tr><td>燃料の種類</td><td>重油</td></tr> <tr><td>燃料量[kL]<sup>※3)</sup></td><td>1,246</td></tr> <tr><td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>※1)</sup></td><td>23×10<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s]<sup>※2)</sup></td><td>0.035</td></tr> <tr><td>漂流船舶投影面積[m<sup>2</sup>]<sup>※3)</sup></td><td>678</td></tr> </table> <p>※1: 評価ガイド付属書 B より ※2: NUREG-1805 より ※3: 入港する船舶の中で容積が最大の船舶の値</p> <p>(5) 燃焼半径の算出 漂流船舶の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、漂流船舶の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は漂流船舶の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。  <math>R = (S/\pi)^{0.5}</math>  S: 漂流船舶の投影面積 (火炎円筒の底面積) = 678 [m<sup>2</sup>]  <math>R = (678/\pi)^{0.5} = 14.69</math> [m]</p> <p>(6) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p>	燃料の種類	重油	燃料量[kL] <sup>※3)</sup>	1,246	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>※1)</sup>	23×10 <sup>3</sup>	質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>※2)</sup>	0.035	漂流船舶投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>※3)</sup>	678	
燃料の種類	プロパン																												
燃料量[ton] <sup>3)</sup>	1021																												
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	74×10 <sup>3</sup>																												
質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>2)</sup>	0.099																												
漂流船舶投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>3)</sup>	67.77×13																												
想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)																											
燃料の種類	重油																												
燃料量[kL] <sup>※3)</sup>	1,246																												
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>※1)</sup>	23×10 <sup>3</sup>																												
質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>※2)</sup>	0.035																												
漂流船舶投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>※3)</sup>	678																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
$t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m], v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>], m : 質量[kg]</p> <p>ここで, <math>m = \rho V = 1,021,000</math> [kg], <math>M = 0.099</math> [kg/m<sup>2</sup>・s]として, 燃焼継続時間を求めると, <math>t = 1,021,000 / (881 \times 0.099) = 11,706</math> [s] = 3.25 [h]</p> <p>(7) 危険輻射強度の算出</p> <p>a. 外壁面の危険輻射強度 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして, 下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より, コンク</p>	$t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t : 燃焼継続時間(s), V : 燃料量(m<sup>3</sup>) R : 燃焼半径(m), v : 燃焼速度 = M / ρ (m/s) M : 質量低下速度(kg/m<sup>2</sup>/s), ρ : 燃料密度(kg/m<sup>3</sup>)</p> <p>第 2.1-3 表 船舶火災の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="952 625 1697 800"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>/s)</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼継続時間 t (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 外壁に対する危険距離評価</p> <p>(1) 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について, 船舶の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(2) 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第 2.2-1 表に示す。</p> <p>第 2.2-1 表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="967 1201 1682 1396"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>原子炉建屋 (m)</th> <th>タービン建屋 (m)</th> <th>使用済燃料乾式貯蔵建屋 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300</td> <td>280</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 判断の考え方</p> <p>a. 許容温度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において, コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃以下とする。</p> <p>b. 評価方法 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして, 式 1 の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面 (x=0) の</p>	想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)							想定火災源	原子炉建屋 (m)	タービン建屋 (m)	使用済燃料乾式貯蔵建屋 (m)		1,100	1,100	1,300		300	280	530	$t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m], v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで, ρ = 1000 [kg/m<sup>3</sup>], M = 0.035 [kg/m<sup>2</sup>・s]として, 燃焼継続時間を求めると, <math>v = 0.035 / 1000 = 3.5 \times 10^{-5}</math> <math>t = 1246 / (678 \times 3.5 \times 10^{-5}) = 52477</math> [s] = 14.58 [h]</p> <p>(7) 危険輻射強度の算出</p> <p>a. 外壁面の危険輻射強度 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして, 下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より, コ</p>	
想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)																						
想定火災源	原子炉建屋 (m)	タービン建屋 (m)	使用済燃料乾式貯蔵建屋 (m)																								
	1,100	1,100	1,300																								
	300	280	530																								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>リートの表面の温度上昇が 200℃となる危険放射強度を求める。</p> $T_s = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right) \frac{h}{\varepsilon E}}$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，日本建築センター</p> <p><math>T_s</math>：外表面温度[200℃]，<math>T_0</math>：初期温度[50℃]，<math>E</math>：放射強度[W/m<sup>2</sup>]，<math>\varepsilon</math>：コンクリート表面の放射率 (0.95) ※，<math>h</math>：コンクリート表面熱伝達率 [34.9W/m<sup>2</sup>K] ※，<math>k</math>：コンクリート熱伝導率 [1.6W/mK] ※，<math>\rho</math>：コンクリート密度 [2200kg/m<sup>3</sup>] ※，<math>c</math>：コンクリート比熱 [879J/kgK] ※，<math>t</math>：燃焼継続時間 [s]</p> <p>※：建築設計竣工図書 原子炉建屋構造計算書</p> <p><math>E=7701</math> [W/m<sup>2</sup>]</p>	<p>温度が 200℃となる放射強度 (=危険放射強度) を算出する。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[ \frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right] \quad (\text{式 1})$ <p>(出典：伝熱工学，東京大学出版会)</p> <p><math>T</math>：表面から <math>x</math> (m) の位置の温度 (℃)，  <math>T_0</math>：初期温度 (50℃) ※  <math>\alpha</math>：コンクリート温度伝導率 (= <math>\lambda / \rho C_p</math>) (<math>7.7 \times 10^{-7} \text{m}^2/\text{s}</math>)  <math>\rho</math>：コンクリート密度 (2,400kg/m<sup>3</sup>)，  <math>C_p</math>：コンクリート比熱 (880J/kg/K)  <math>\lambda</math>：コンクリート熱伝導率 (1.63W/m/K)，<math>E</math>：放射強度 (W/m<sup>2</sup>)  <math>t</math>：燃焼継続時間 (s)  <math>x</math>：温度評価の対象となる深さ位置 (外壁表面：0m)</p> <p>※ 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値</p> <p>式 1 で求めた危険放射強度 <math>E</math> となる形態係数 <math>\Phi</math> を，式 2 より算出する。</p> $E = R f \cdot \Phi$ <p><math>E</math>：放射強度 (W/m<sup>2</sup>)，<math>R f</math>：放射発散度 (W/m<sup>2</sup>)，  <math>\Phi</math>：形態係数</p> <p>(出典：評価ガイド)</p> <p>式 2 で求めた形態係数 <math>\Phi</math> となる危険距離 <math>L</math> を，式 3 より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(\lambda - 2n)}{n\sqrt{\lambda B}} \tan^{-1} \left[ \frac{\lambda(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式 3})$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math>，<math>n = \frac{L}{R}</math>，<math>A = (1+n)^2 + m^2</math>，<math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\Phi</math>：形態係数，<math>L</math>：離隔距離 (m)，<math>H</math>：炎の高さ (m)，  <math>R</math>：燃焼半径 (m)</p> <p>(出典：評価ガイド)</p>	<p>コンクリートの表面温度が 200℃となる危険放射強度を求める。</p> $T = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right) \frac{h}{\varepsilon E}}$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，財団法人 日本建築センター</p> <p><math>T</math>：外表面温度[200℃]，<math>T_0</math>：初期温度[50℃]，<math>E</math>：放射強度[W/m<sup>2</sup>]，<math>\varepsilon</math>：コンクリートの表面放射率[0.94] ※1，<math>h</math>：コンクリート表面熱伝達率[23.3W/m<sup>2</sup>K] ※2，<math>k</math>：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK] ※2，<math>\rho</math>：コンクリート密度 [2,200kg/m<sup>3</sup>] ※2，<math>c</math>：コンクリート比熱[879J/kgK] ※2，<math>t</math>：燃焼継続時間[s]</p> <p>※1：伝熱工学資料，※2：原子炉建物 構造計算書</p> <p><math>E=4,759</math> [W/m<sup>2</sup>]</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>上記のとおり危険距離を算出し、当該船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火炎長が天井より短い場合、天井に輻射熱を与えないことから熱影響はない。</li> <li>・火炎長が天井より長い場合、天井に輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。</li> <li>・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。</li> </ul> <p>建屋外壁の評価概念図を第 2. 2-1 図に、天井スラブの評価概念図を第 2. 2-2 図に示す。</p> <div data-bbox="973 903 1676 1291" data-label="Diagram"> </div> <p>第 2. 2-1 図 建屋外壁の評価概念図</p> <div data-bbox="1003 1428 1691 1753" data-label="Diagram"> </div> <p>第 2. 2-2 図 天井スラブの評価概念図</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>b. <u>軽油タンク</u>の危険輻射強度</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>軽油タンク</u>が昇温されるものとして、下記の式より<u>軽油</u>の温度が <u>225℃</u>となる危険輻射強度を求める。</p> $T = \frac{\varepsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - \left( \frac{\varepsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - T_0 \right) e^{\left( \frac{hS_2}{C} \right) t}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度[38℃], E : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], ε : <u>軽油タンク</u>表面の放射率 (0.9) ※1, h : <u>軽油タンク</u>表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K] ※2, S<sub>1</sub>=S<sub>2</sub> : <u>軽油タンク</u>受熱・放熱面積[m<sup>2</sup>], C : <u>軽油タンク</u>及び<u>軽油</u>の熱容量[8.72×10<sup>8</sup>J/K], t : 燃焼継続時間[s], T<sub>air</sub> : 外気温度[℃]</p> <p>※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>E = <u>70930</u> [W/m<sup>2</sup>]</p>	<p>c. <u>評価結果</u></p> <p><u>評価対象施設の外壁表面温度が200℃となる危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。</u></p> <p><u>なお、LNG輸送船について積載量が0m<sup>3</sup>の場合の喫水を考慮しても最短の離隔距離は1,100m(原子炉建屋)であり危険距離以上であるため、積載量が少ない場合の火災位置を想定しても危険距離が離隔距離を上回ることはない。</u></p> <p><u>評価結果を第2.2-2表に示す。</u></p> <p>第2.2-2表 <u>外壁への船舶火災影響評価結果</u></p> <table border="1" data-bbox="961 751 1691 1029"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離 (m)</th> <th>離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="3">263</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="3">85</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)		原子炉建屋	263	1,100	タービン建屋	1,100	使用済燃料乾式貯蔵建屋	1,300		原子炉建屋	85	300	タービン建屋	280	使用済燃料乾式貯蔵建屋	530		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</p> <p>また、放水路ゲートについても設置していないため影響評価対象外。</p> <p>なお、島根2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</p>
想定火災源	評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)																				
	原子炉建屋	263	1,100																				
	タービン建屋		1,100																				
	使用済燃料乾式貯蔵建屋		1,300																				
	原子炉建屋	85	300																				
	タービン建屋		280																				
	使用済燃料乾式貯蔵建屋		530																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板)) の危険輻射強度</u>  火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>燃料移送ポンプの周囲に設置されている防護板 (鋼板) が昇温されるものとして</u>、下記の式より<u>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板)) の温度が 100℃となる危険輻射強度</u>を求める。</p> $E_{max} = \frac{2}{\varepsilon S} \left( \frac{hS(T - T_{air})}{1 - e^{(-\frac{hs}{C})t}} \right)$ <p><math>\varepsilon</math> : 防護板 (鋼板) 外面の放射率 (0.9) ※1, S : 防護板 (鋼板) 受熱面積 [16.2m<sup>2</sup>], h : 防護板 (鋼板) 表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※2, C : 防護板 (鋼板) の熱容量 [2.41×10<sup>6</sup>J/K], t : 燃焼継続時間 [s], T : 許容温度 [100℃], T<sub>air</sub> : 外気温度 (初期 温度) [55℃]  ※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> $E = 1825 [W/m^2]$ <p>d. <u>主排気筒の危険輻射強度</u>  火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>主排気筒が昇温されるものとして</u>、下記の式より<u>主排気筒の温度が325℃となる危険輻射強度</u>を求める。</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度 [50℃], E : 輻射強度 [W/m<sup>2</sup>], <math>\varepsilon</math> : 主排気筒表面の放射率 (0.9) ※1, h : 主排気筒表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※2  ※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> $E = 10388 [W/m^2]$ <p>(8) 形態係数の算出  火災から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。危険輻射強度となる形態係数を算出する。</p> $E_{max} = R_f \times \phi$ <p>E<sub>max</sub> : 危険輻射強度, R<sub>f</sub> : 輻射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p>		<p>b. <u>海水ポンプの危険輻射強度</u>  火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして</u>、下記の式より<u>海水ポンプの冷却空気温度が 55℃となる危険輻射強度</u>を求める。</p> $T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$ <p>T<sub>0</sub> : 通常運転時の上昇温度 [22℃], E : 輻射強度 [W/m<sup>2</sup>], A<sub>T</sub> : 受熱面積 [10.93m<sup>2</sup>], G : 重量流量 [1.96kg/s], C<sub>p</sub> : 空気比熱 [1007J/(kg・K)] ※1  ※1 : 伝熱工学資料</p> $E = 5,948 [W/m^2]$ <p>c. <u>排気筒の危険輻射強度</u>  火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>排気筒が昇温されるものとして</u>、下記の式より、<u>排気筒の温度が 325℃となる危険輻射強度</u>を求める。</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度 [50℃], E : 輻射強度 [W/m<sup>2</sup>], <math>\varepsilon</math> : 排気筒表面の放射率 [0.9] ※1, h : 排気筒表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] ※2  ※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> $E = 10,388 [W/m^2]$ <p>(8) 形態係数の算出  火災からの任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。危険輻射強度となる形態係数を算出する。</p> $E_{max} = R_f \times \phi$ <p>E<sub>max</sub> : 危険輻射強度, R<sub>f</sub> : 輻射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p>	<p>・設備の相違  【柏崎 6/7, 東海第二】  島根 2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。  また、放水路ゲートについても設置していないため影響評価対象外。  なお、島根 2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																												
<p align="center"><b>第2-3表 形態係数の算出結果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建屋</th> <th>軽油タンク</th> <th>燃料移送ポンプ (防護板(鋼板))</th> <th>主排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険放射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>7.70</td> <td>70.9</td> <td>1.82</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>放射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="4">74×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.1040675</td> <td>0.9585140</td> <td>0.0246699</td> <td>0.1403903</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 危険距離の算出 次の式から危険距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, L : 危険距離[m], H : 火炎高さ[m], R : 燃焼半径[m]</p> <p align="center"><b>第2-4表 危険距離の算出結果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建屋</th> <th>軽油タンク</th> <th>燃料移送ポンプ (防護板(鋼板))</th> <th>主排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.1040675</td> <td>0.9585140</td> <td>0.0246699</td> <td>0.1403903</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td colspan="4">16.7</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>約66</td> <td>約17</td> <td>約148</td> <td>約53</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から、漂流船舶において火災が発生した場合を想定したとしても、<u>離隔距離(約273m)が危険距離(最大約148m)以上であることから、外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に熱影響をおよぼすことはない</u>と評価できる。 なお、<u>発電所港湾内に入港する船舶火災の影響評価については、発電所港湾内に入港する危険物輸送船舶がないことを踏まえると、入港船舶の燃料積載量は運航に必要な程度であり、その熱影響は漂流船舶における火災影響評価において想定した液化石油ガス輸送船舶のものより小さく、漂流船舶の火災影響評価に包絡される。</u></p>		建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板(鋼板))	主排気筒	危険放射強度[W/m <sup>2</sup> ]	7.70	70.9	1.82	10.3	放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	74×10 <sup>3</sup>				形態係数	0.1040675	0.9585140	0.0246699	0.1403903		建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板(鋼板))	主排気筒	形態係数	0.1040675	0.9585140	0.0246699	0.1403903	燃焼半径[m]	16.7				危険距離[m]	約66	約17	約148	約53		<p align="center"><b>第2-3表 形態係数の算出の結果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>タービン建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険放射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>4,759</td> <td>5,948</td> <td>10,388</td> </tr> <tr> <td>放射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="3">23×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>2.06×10<sup>-1</sup></td> <td>2.58×10<sup>-1</sup></td> <td>4.51×10<sup>-1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 危険距離の算出 次の式から危険距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, L : 離隔距離[m], H : 火炎高さ[m], R : 燃焼半径[m]</p> <p align="center"><b>第2-4表 危険距離の算出結果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>タービン建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形態係数</td> <td>2.06×10<sup>-1</sup></td> <td>2.58×10<sup>-1</sup></td> <td>4.51×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td colspan="3">14.69</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>68</td> <td>47</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から、漂流船舶において火災が発生した場合を想定したとしても、<u>各発電用原子炉施設の離隔距離が危険距離以上であることから、外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に熱影響をおよぼすことはない</u>と評価できる。 なお、<u>隠岐諸島と島根半島(七類港等)を結ぶ定期船(フェリー等)については、発電所付近を航行しておらず、漂流等の影響はないと考えるが、仮に漂流し、発電所周辺に到達した場合であっても、燃料積載量(フェリー:約180kL)から、重油運搬船の評価結果に包絡される。(第2-2図)</u></p>		タービン建物	海水ポンプ	排気筒	危険放射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4,759	5,948	10,388	放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	23×10 <sup>3</sup>			形態係数	2.06×10 <sup>-1</sup>	2.58×10 <sup>-1</sup>	4.51×10 <sup>-1</sup>		タービン建物	海水ポンプ	排気筒	形態係数	2.06×10 <sup>-1</sup>	2.58×10 <sup>-1</sup>	4.51×10 <sup>-1</sup>	燃焼半径[m]	14.69			危険距離[m]	35	28	17	離隔距離[m]	68	47	75	<p>・条件の相違 【柏崎6/7】 地域特性を踏まえた対象の相違</p>
	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板(鋼板))	主排気筒																																																																											
危険放射強度[W/m <sup>2</sup> ]	7.70	70.9	1.82	10.3																																																																											
放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	74×10 <sup>3</sup>																																																																														
形態係数	0.1040675	0.9585140	0.0246699	0.1403903																																																																											
	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板(鋼板))	主排気筒																																																																											
形態係数	0.1040675	0.9585140	0.0246699	0.1403903																																																																											
燃焼半径[m]	16.7																																																																														
危険距離[m]	約66	約17	約148	約53																																																																											
	タービン建物	海水ポンプ	排気筒																																																																												
危険放射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4,759	5,948	10,388																																																																												
放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	23×10 <sup>3</sup>																																																																														
形態係数	2.06×10 <sup>-1</sup>	2.58×10 <sup>-1</sup>	4.51×10 <sup>-1</sup>																																																																												
	タービン建物	海水ポンプ	排気筒																																																																												
形態係数	2.06×10 <sup>-1</sup>	2.58×10 <sup>-1</sup>	4.51×10 <sup>-1</sup>																																																																												
燃焼半径[m]	14.69																																																																														
危険距離[m]	35	28	17																																																																												
離隔距離[m]	68	47	75																																																																												



第 2-2 図 島根原子力発電所周辺の主要航路

2.3 主排気筒に対する危険距離評価

(1) 評価対象範囲

主排気筒について、船舶の火災を想定して評価を実施した。  
 なお、主排気筒の評価に当たっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。

(2) 評価対象施設の仕様

主排気筒仕様を第 2.3-1 表に、主排気筒外形図を第 2.3-1 図に示す。

第 2.3-1 表 評価対象施設の仕様

名称	主排気筒	
種類	鉄塔支持型	
主要寸法	内径 4.5m	
	地表高さ 140m	
材料	筒身	SS400
	鉄塔	SS400, STK400
個数	1	



第 2.3-1 図 評価対象施設の外形図

(3) 評価対象施設までの離隔距離

想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第 2.3-2 表に示す。

・設備の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 島根 2 号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。  
 また、放水路ゲートについても設置していないため影響評価対象外。  
 なお、島根 2 号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施

第2.3-2表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離

想定火災源	主排気筒 (m)
	1,100
	250

(4) 判断の考え方

a. 許容温度

主排気筒鉄塔 (SS400, STK400) の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。

b. 評価方法

一定の輻射強度で主排気筒鉄塔が昇温されるものとして、表面での輻射による入熱量と対流熱伝達による外部への放熱量が釣り合うことを表した式1により主排気筒鉄塔表面の温度が 325℃となる輻射強度 (=危険輻射強度) を求める。

$$T = T_0 + \frac{E}{2h} \quad \text{(式1)}$$

(出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計、財団法人日本建築センター)

T：許容温度 (325℃), T<sub>0</sub>：初期温度 (50℃)\*<sup>1</sup>

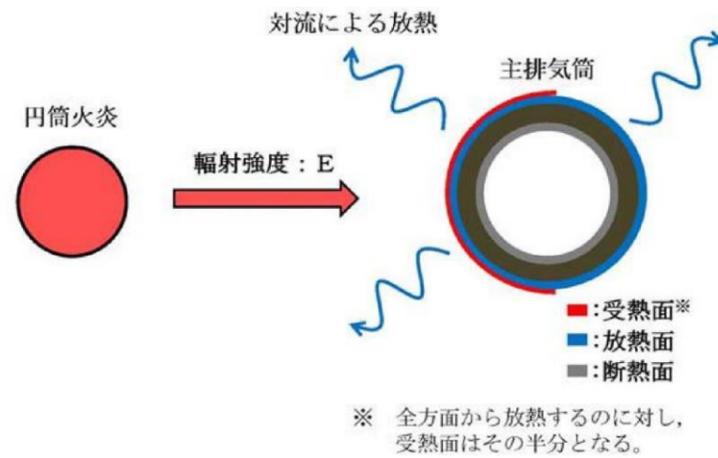
E：輻射強度 (W/m<sup>2</sup>), h：熱伝達率 (17W/m<sup>2</sup>/K)\*<sup>2</sup>

※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値

※2 空気調和・衛生工学便覧 (外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17W/m<sup>2</sup>/K を用いる。)

式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><math>E = R f \cdot \Phi</math> (式2)</p> <p><math>E</math> : 輻射強度 (<math>W/m^2</math>), <math>R f</math> : 輻射発散度 (<math>W/m^2</math>),  <math>\Phi</math> : 形態係数</p> <p>(出典: 評価ガイド)</p> <p>式2で求めた形態係数<math>\Phi</math>となる危険距離<math>L</math>を, 式3より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ (式3) <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math>, <math>n = \frac{L}{R}</math>, <math>A = (1+n)^2 + m^2</math>, <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\Phi</math> : 形態係数, <math>L</math> : 離隔距離 (m), <math>H</math> : 炎の高さ (m),  <math>R</math> : 燃焼半径 (m)</p> <p>(出典: 評価ガイド)</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し, 当該船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお, 評価に当たって主排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが, 筒身よりも鉄塔が当該船舶との距離が近いこと, 材質も鉄塔はSS400, STK400, 筒身ではSS400であり, 物性値が鉄塔, 筒身ともに軟鋼で同一であることから, 鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。</p> <p>主排気筒の評価概念図を第2.3-2図に示す。</p>		



第 2.3-2 図 主排気筒の評価概念図

c. 評価結果

主排気筒鉄塔の表面温度が 325℃となる危険距離を算出した結果、主排気筒の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。なお、LNG輸送船について積載量が 0m<sup>3</sup>の場合の喫水を考慮しても最短の離隔距離は 850mであり危険距離以上であるため、積載量が少ない場合の火災位置を想定しても危険距離が離隔距離を上回ることはない。評価結果を第 2.3-3 表に示す。

第 2.3-3 表 主排気筒への船舶火災影響評価結果

想定火災源	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
	87	1,100
	29	250

2.4 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)に対する危険距離評価

(1) 評価対象範囲

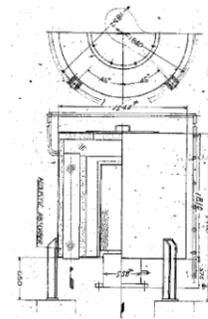
非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の流入空気温度について、船舶の火災を想定して評価を実施した。

(2) 評価対象施設の仕様

空気の流入口となり熱影響を受ける非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口の仕様を第2.4-1表に、外形図を第2.4-1図に示す。

第2.4-1表 評価対象施設の仕様

名称	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)吸気口
種類	円筒縦形
主要寸法	外径 : 1.54m 円筒高さ : 2.46m
材料	SS400
個数	6



第2.4-1図 評価対象施設の外形図

(3) 評価対象施設までの離隔距離

想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第2.4-2表に示す。

第2.4-2表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離

想定火災源	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)(m)
	1,100
	330

(4) 判断の考え方

a. 許容温度

非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の流入空気の許容温度は、火災時における温度上昇を考慮した場合において、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の性能維持に必要な温度53℃以下\*とする。

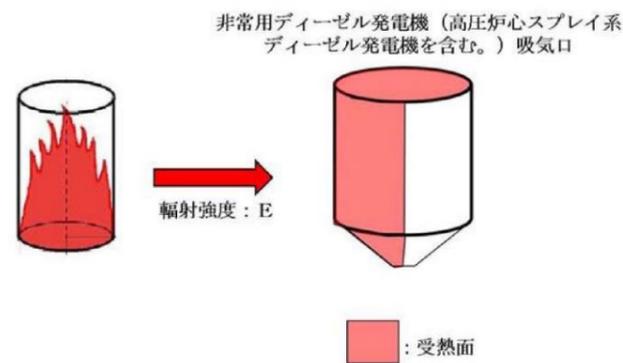
※ 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の流入空気温度が上昇すると、空気冷却出口温度が上昇し、シリンダへの必要空気量が確保できなくなる。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>b. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度による入熱が非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に流入する空気の温度上昇に寄与することを表した式1により、流入する空気の温度が53℃となる輻射強度（=危険輻射強度）を求める。</p> $T = T_0 + \frac{E \cdot A}{G \cdot C_p} + \Delta T \quad \text{(式1)}$ <p>T：許容温度(53℃)，<math>T_0</math>：初期温度(39℃)*1，  E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，  G：重量流量(4kg/s)*2，A：輻射を受ける面積(7.8m<sup>2</sup>)  <math>C_p</math>：空気比熱(1,007J/kg/K)*3，  <math>\Delta T</math>：構造物を介した温度上昇(5℃)*4</p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値  ※2 ディーゼル発電機機関の内、給気流量が少ない高压炉心スプレイ系を評価対象とする。  ディーゼル発電機機関吸気流量(228m<sup>3</sup>/min) × 空気密度(1.17kg/m<sup>3</sup>) ÷ 60  ※3 日本機械学会 伝熱工学資料  ※4 最高到達温度を想定した場合の温度上昇</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数<math>\Phi</math>を、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi \quad \text{(式2)}$ <p>E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，<math>R_f</math>：輻射発散度(W/m<sup>2</sup>)，  <math>\Phi</math>：形態係数</p> <p>(出典：評価ガイド)</p> <p>式2で求めた形態係数<math>\Phi</math>となる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n \sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad \text{(式3)}$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \approx 3</math>，<math>n = \frac{L}{R}</math>，<math>A = (1+n)^2 + m^2</math>，<math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p>		

$\Phi$  : 形態係数, L : 離隔距離 (m), H : 炎の高さ (m),  
R : 燃焼半径 (m)

(出典 : 評価ガイド)

上記のとおり危険距離を算出し, 当該船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。空気の流入口となり熱影響を受ける非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 吸気口の評価概念図を第2.4-2図に示す。



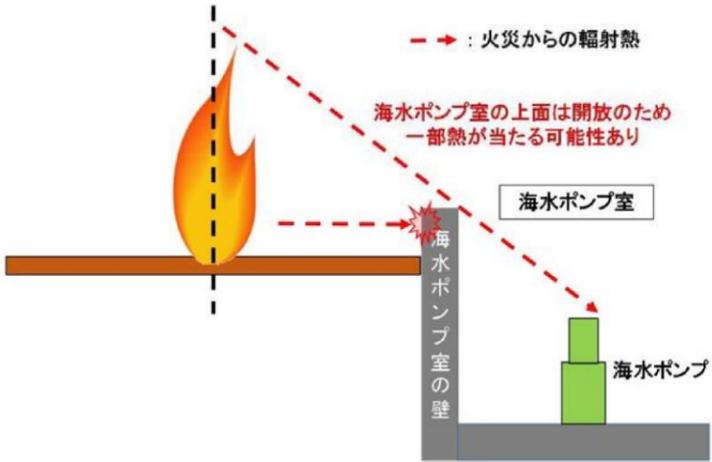
第2.4-2図 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 吸気口の評価概念図

c. 評価結果

非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) に流入する空気の温度が 53℃となる危険距離を算出した結果, 危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2.4-3表に示す。

第2.4-3表 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) への船舶火災影響評価結果

想定火災源	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
	153	1,100
	50	330

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.5 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプに対する危険距離評価</p> <p>(1) 評価対象範囲</p> <p>残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第2.5-1図に示す。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>  <p>第2.5-1図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p>		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</p> <p>また、放水路ゲートについても設置していないため影響評価対象外。</p> <p>なお、島根2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(2) <u>評価対象施設の仕様</u>  <u>残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機</u>  <u>(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポン</u>  <u>プの海水ポンプ室内の配置図を第2.5-2図,外形図を第2.5-3</u>  <u>図に示す。仕様を第2.5-1表に示す。</u></p> <div data-bbox="952 485 1718 905" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">第2.5-2図 <u>海水ポンプの配置図</u></p> <div data-bbox="958 1014 1688 1497" style="border: 1px solid black; height: 230px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">第2.5-3図 <u>海水ポンプの外形図</u></p>		

第2.5-1表 評価対象施設の仕様

名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機
主要寸法	全幅: 1.9 m 高さ: 2.73m	全幅: 0.51m 高さ: 0.98m
材料	SS400, SUS304	SS400
基数	4	3

(3) 評価対象施設までの離隔距離

残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプを内包する海水ポンプ室から各火災源までの離隔距離を第2.5-2表に示す。

第2.5-2表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離

想定火災源	海水ポンプ室 (m)
	940
	70

(4) 判断の考え方

a. 許容温度

残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、上部及び下部軸受のうち、運転時の温度上昇が高い下部軸受の上昇温度を考慮し、軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度を第2.5-3表に示す。

第2.5-3表 下部軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度

名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機
軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度	70℃*1	60℃*2

- ※1 ポンプ運転により、下部軸受は最大で約10℃上昇することから、軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度80℃から10℃を差し引いた70℃を冷却空気の許容温度に設定
- ※2 ポンプ運転により、下部軸受は最大で約35℃上昇することから、軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度95℃から35℃を差し引いた60℃を冷却空気の許容温度に設定

b. 評価方法

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機が受ける輻射熱によって上昇する冷却空気温度を求め、第2.5-3表に示す許容温度を下回るかを熱エネルギーの式より求まる下式で評価を実施した。評価に用いた諸元を第2.5-4表に、評価概念図を第2.5-4図に示す。

$$T = T_0 + \frac{E \cdot A}{G \cdot C_p} + \Delta T$$

T: 評価温度(℃), T<sub>0</sub>: 初期温度(39℃)\*1,

E: 輻射強度(W/m<sup>2</sup>),

G: 重量流量(kg/s), A: 輻射を受ける面積(m<sup>2</sup>)

C<sub>p</sub>: 空気比熱(1,007J/kg/K),

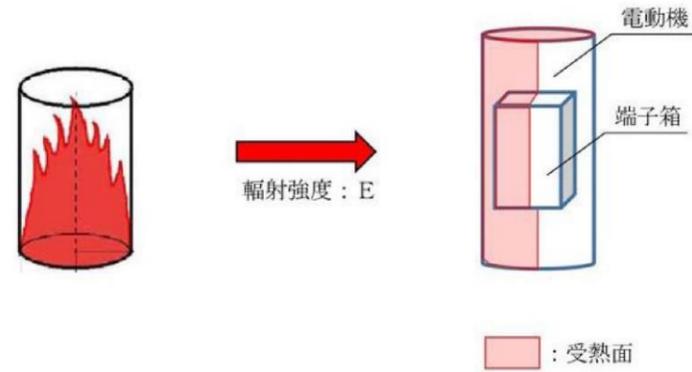
ΔT: 構造物を介した温度上昇(5℃)\*2

※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温38.4℃に保守性を持たせた値

※2 航空機火災による構造物を介した冷却空気の温度上昇(ΔT<sub>b</sub>=2.2℃)を包絡する5℃に設定

第2.5-4表 評価に用いた諸元

	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機
G: 重量流量(kg/s)	2.6	0.72
A: 輻射を受ける面積(m <sup>2</sup> )	12	1.6



第2.5-4図 評価概念図

式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。

$$E = R f \cdot \Phi$$

(式2)

E: 輻射強度(W/m<sup>2</sup>), R f: 輻射発散度(W/m<sup>2</sup>), Φ: 形態係数

(出典: 評価ガイド)

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n \sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\} \quad (式3)$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \approx 3$ ,  $n = \frac{L}{R}$ ,  $A = (1+n)^2 + m^2$ ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

Φ: 形態係数, L: 離隔距離 (m), H: 炎の高さ (m),

R: 燃焼半径 (m)

(出典: 評価ガイド)

上記のとおり危険距離を算出し、当該船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。

c. 評価結果

輻射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第2.5-5表に示す。

第2.5-5表 船舶火災影響評価結果

想定火災源	想定火災源	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
	残留熱除去系海水系ポンプ	142	940
	非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ	111	
	残留熱除去系海水系ポンプ	47	70
	非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ	37	

2.6 放水路ゲートに対する危険距離評価

(1) 評価対象範囲

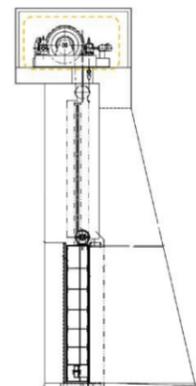
放水路ゲートについて、船舶の火災を想定して評価を実施した。

(2) 評価対象施設の仕様

放水路ゲート駆動装置の外殻となる放水路ゲート駆動装置外殻の仕様を第2.6-1表に、外形図を第2.6-1図に示す。

第2.6-1表 評価対象施設の仕様

名称	放水路ゲート駆動装置
床面高さ	T.P. +11.0m
外殻材料	炭素鋼
個数	3



第2.6-1図 評価対象施設の外形図

(3) 評価対象施設までの離隔距離

想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第2.6-2表に示す。

・設備の相違

【柏崎6/7, 東海第二】  
島根2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。

また、放水路ゲートについても設置していないため影響評価対象外。

なお、島根2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p data-bbox="982 254 1670 285">第2.6-2表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1101 317 1543 527"> <thead> <tr> <th data-bbox="1101 317 1323 394">想定火災源</th> <th data-bbox="1323 317 1543 394">放水路ゲート (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1101 394 1323 464"></td> <td data-bbox="1323 394 1543 464">1,050</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 464 1323 527"></td> <td data-bbox="1323 464 1543 527">220</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="952 611 1181 642">(4) 判断の考え方</p> <p data-bbox="997 657 1157 688">a. 許容温度</p> <p data-bbox="1020 699 1706 825">放水路ゲート駆動装置外殻の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。</p> <p data-bbox="997 835 1157 867">b. 評価方法</p> <p data-bbox="1020 877 1706 1094">一定の輻射強度で放水路ゲート駆動装置外殻が昇温されるものとして、表面での輻射による入熱量と対流熱伝達による外部への放熱量が釣り合うことを表した式1により外殻表面の温度が 325℃となる輻射強度 (=危険輻射強度) を求める。</p> $T = T_0 + \frac{E}{2h}$ <p data-bbox="1020 1192 1121 1224">(式1)</p> <p data-bbox="1196 1241 1706 1314">(出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計，財団法人日本建築センター)</p> <p data-bbox="1020 1329 1567 1360">T：許容温度(325℃)，T<sub>0</sub>：初期温度(50℃)<sup>※1</sup></p> <p data-bbox="1020 1371 1656 1402">E：輻射強度(W/m<sup>2</sup>)，h：熱伝達率(17W/m<sup>2</sup>/K)<sup>※2</sup></p> <p data-bbox="1047 1419 1706 1497">※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値</p> <p data-bbox="1047 1514 1706 1766">※2 空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)</p>	想定火災源	放水路ゲート (m)		1,050		220		
想定火災源	放水路ゲート (m)								
	1,050								
	220								

式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。

$$E = R_f \cdot \Phi \quad \text{(式2)}$$

E : 放射強度(W/m<sup>2</sup>), R<sub>f</sub> : 放射発散度(W/m<sup>2</sup>),

Φ : 形態係数

(出典: 評価ガイド)

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(\Delta - 2n)}{n \sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad \text{(式3)}$$

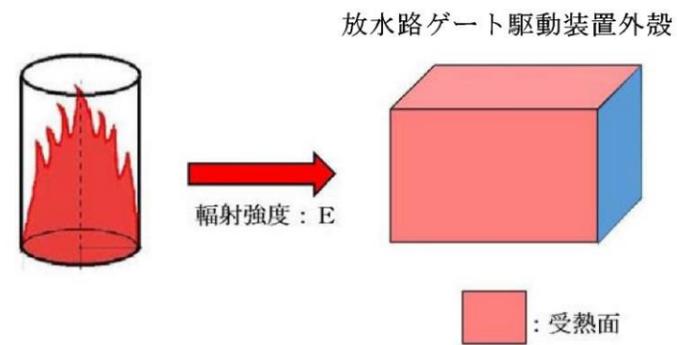
ただし  $m = \frac{H}{R} \approx 3$ ,  $n = \frac{L}{R}$ ,  $A = (1+n)^2 + m^2$ ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

Φ : 形態係数, L : 離隔距離 (m), H : 炎の高さ (m),

R : 燃焼半径 (m)

(出典: 評価ガイド)

上記のとおり危険距離を算出し、当該船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。放水路ゲートの評価概念図を第2.6-2図に示す。



第2.6-2図 放水路ゲートの評価概念図

c. 評価結果

放水路ゲート駆動装置外殻の表面温度が325℃となる危険距離を算出した結果、放水路ゲートまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2.6-3表に示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>3. 漂流船舶の爆発の想定</p> <p>(1) 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漂流船舶は新潟県内で輸送実績が多く、柏崎刈羽原子力発電所前面の海域に航路がある液化石油ガス輸送船舶を想定する。</li> <li>漂流船舶は港湾内に入港可能な大きさで実際に存在する最大の船舶(積載量 1021t)を想定する。</li> <li>漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>港湾内での高圧ガス漏えい、引火による漂流船舶の爆発を想定する。</li> <li>気象条件は無風状態とする。</li> </ul> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、柏崎刈羽原子力発電所に対する漂流船舶のガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 3-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="160 1373 914 1444"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険限界距離[m]</td> <td>ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所港湾内で出火する漂流船舶とする。なお、以前は船舶にて構内の重油タンクへの重油の補給を行っていたが、現在は重油タンクの運用を廃止しており、発電所構内に入港する危険物輸送船舶は存在しないことから、発電所前面の海域で航行中の船舶が漂流し、港湾内に入港し、出火した場合を想定する。</p>	評価指標	内容	危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離	<p>第 2.6-3 表 放水路ゲートへの船舶火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="988 304 1662 491"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>危険距離 (m)</th> <th>離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>87</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 漂流船舶の爆発影響評価</p> <p>(1) 評価対象船舶の抽出</p> <p>発電所から約 1,500m の位置にある高圧ガス貯蔵施設(東京ガス株式会社が所有する日立 LNG 基地)に LNG 及び LPG を輸送する輸送船(内航船含む)の爆発を想定し、評価対象施設に対する影響評価を行った。</p> <p>爆発地点は、火災発生と同じ場所を想定した。評価条件を第 3-1 表に、各対象との位置関係を第 3-1 図、第 3-2 図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 3-1 表 爆風圧影響評価で想定した評価条件</p> <table border="1" data-bbox="952 1073 1703 1440"> <tbody> <tr><td>貯蔵ガス</td></tr> <tr><td>貯蔵量(m<sup>3</sup>)</td></tr> <tr><td>貯蔵量(t)</td></tr> <tr><td>密度(t/m<sup>3</sup>)</td></tr> <tr><td>噴水(m)</td></tr> <tr><td>貯蔵ガスK値<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>貯蔵設備W値<sup>*4</sup></td></tr> </tbody> </table> <p><small>※1 伝熱工学資料第5版記載値  ※2 JIS K2240-2013 記載値  ※3 評価ガイド 記載値  ※4 貯蔵量は 1t 以上となるため、貯蔵量の平方根の数値</small></p>	想定火災源	危険距離 (m)	離隔距離 (m)		87	1,050		29	220	貯蔵ガス	貯蔵量(m <sup>3</sup> )	貯蔵量(t)	密度(t/m <sup>3</sup> )	噴水(m)	貯蔵ガスK値 <sup>*3</sup>	貯蔵設備W値 <sup>*4</sup>	<p>3. 漂流船舶の爆発想定</p> <p>港湾内へ入港する最大規模の漂流船舶である重油運搬船については、重油が爆発する危険性はないことから、影響が無いことを確認している。</p> <p>なお、爆発の危険性がある液化石油ガス輸送船舶が発電所に入港した実績が無いことを確認している。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】  島根 2 号炉は、発電所港湾内に入港する最大規模の船舶である重油運搬船を想定しており、重油は爆発の危険性はないため、影響評価対象外</p>
評価指標	内容																						
危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離																						
想定火災源	危険距離 (m)	離隔距離 (m)																					
	87	1,050																					
	29	220																					
貯蔵ガス																							
貯蔵量(m <sup>3</sup> )																							
貯蔵量(t)																							
密度(t/m <sup>3</sup> )																							
噴水(m)																							
貯蔵ガスK値 <sup>*3</sup>																							
貯蔵設備W値 <sup>*4</sup>																							

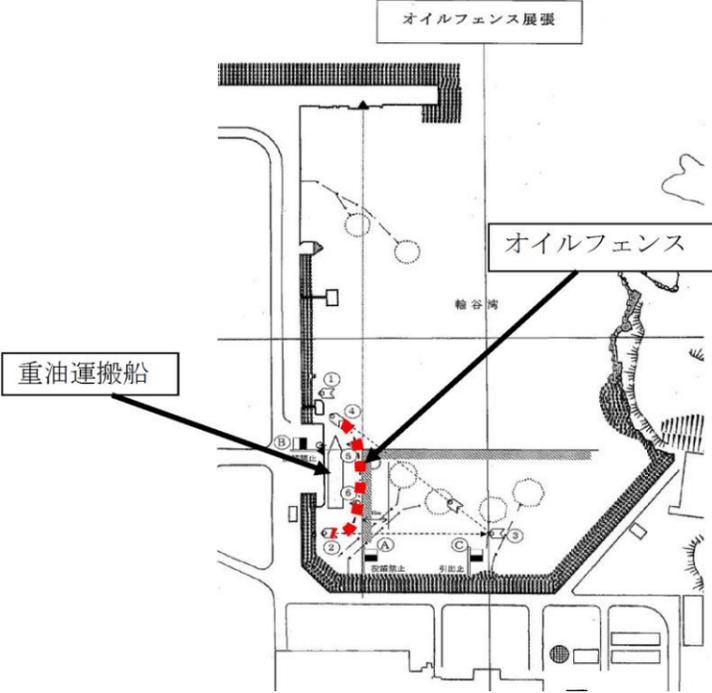
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>(4) <u>必要データ</u>  <u>評価に必要なデータを以下に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 3-2 表 高圧ガス爆発の評価条件</u></p> <table border="1" data-bbox="157 493 914 976"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油の K 値</td> <td>コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの最大値)</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備又は処理設備の W 値</td> <td>コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値  貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位:トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位:トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位:立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位:トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値)  処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位:トン) の数値  <math>W=1021^{1/2}=31.95</math></td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [m]</td> <td>発電所港湾岸壁から発電用原子炉施設までの距離 約 273 [m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) <u>W 値の算出</u>  <u>港湾内に入港し得る最大船舶の積載量を貯蔵能力とし、W 値を算出する。</u>  <u>積載量 (貯蔵能力) = 1021 [t]</u>  <u><math>W=1021/2=31.95</math></u></p> <p>(6) <u>危険限界距離の算出</u>  <u>次の式から危険限界距離を算出する。</u>  <u>ここで算出した危険限界距離が漂流船舶と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</u>  <math display="block">X = 0.04\lambda \cdot \sqrt[3]{K \times W}</math> <u>X: 危険限界距離 [m], <math>\lambda</math>: 換算距離 14.4 [m·kg<sup>-1/3</sup>],</u>  <u>K: 石油類の定数, W: 設備定数 K=888000, W=31.95 として,</u></p>	データ種類	内容	石油の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの最大値)	貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位:トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位:トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位:立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位:トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位:トン) の数値 $W=1021^{1/2}=31.95$	離隔距離 [m]	発電所港湾岸壁から発電用原子炉施設までの距離 約 273 [m]	<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;"><u>第 3-1 図 発電所と LNG, LPG 輸送船の位置関係</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;"><u>第 3-2 図 発電所と内航船の位置関係</u></p> <p>(2) <u>危険限界距離の算出</u>  <u>評価ガイドに基づき、下式より危険限界距離を算出した結果、危険限界距離が離隔距離以下であることを確認した。</u>  <u>なお、それぞれの輸送船について積載量が 0m<sup>3</sup> の場合の喫水を考慮しても最短の離隔距離は、LNG 輸送船で 680m, LPG 輸送船で 560m となり危険距離以上となるため、積載量が少ない場合の爆発位置を想定しても危険限界距離が離隔距離を上回ることはない。評価結果を第 3-2 表に示す。</u></p>		
データ種類	内容										
石油の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=888000 (プロパンの最大値)										
貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位:トン) の数値の平方根の数値 (貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力 (単位:トン) の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力 (単位:立方メートル) を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量 (単位:トン) に換算して得られた数値の平方根の数値 (換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量 (単位:トン) の数値 $W=1021^{1/2}=31.95$										
離隔距離 [m]	発電所港湾岸壁から発電用原子炉施設までの距離 約 273 [m]										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<p><u>危険限界距離を求める。</u>  <u>X=約 176[m]</u></p> <p><u>(7) 爆発による影響評価結果</u>  <u>以上の結果から、漂流船舶において爆発が発生した場合を想定したとしても、離隔距離(約 273m)が危険限界距離(約 176m)以上であることから、発電用原子炉施設に影響をおよぼすことはない。</u></p> <p><u>4. 漂流船舶の飛来物の影響評価</u>  <u>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室)※に基づき、飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、離隔距離が最大飛散距離以下であった。</u></p> <p><u>※:石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するに当たって、災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 4-1 表 飛来物の評価条件</u></p> <table border="1" data-bbox="160 1234 914 1367"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵ガス</td> <td>液化石油ガス</td> </tr> <tr> <td>貯蔵量</td> <td>1021t</td> </tr> <tr> <td>爆発形態</td> <td>高压ガスの漏えい後、引火によりガス爆発が発生し、飛来物が発生</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(1) 飛来物の最大飛散距離の算出方法</u>  <u>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</u>  <math display="block">L = 465M^{0.10}</math> <u>L: 破片の最大飛散範囲[m], M: 破裂時の貯蔵物質質量[kg]</u>  <math display="block">L=465 \times (1,021,000)^{0.10} = 1,855.04</math> <u>となり、飛来物の最大飛散距離 L は約 1,855m となる。</u></p>	評価条件		貯蔵ガス	液化石油ガス	貯蔵量	1021t	爆発形態	高压ガスの漏えい後、引火によりガス爆発が発生し、飛来物が発生	<p><math>X=0.04 \times 14.4 \sqrt[3]{(K \times 1,000 \times W)}</math>  <u>X:危険限界距離(m), K:石油類の定数(-), W:設備定数(-)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 3-2 表 船舶の爆風圧影響評価結果</u></p> <table border="1" data-bbox="952 474 1673 663"> <thead> <tr> <th>想定爆発源</th> <th>ガス種類</th> <th>容量 (t)</th> <th>危険限界距離 (m)</th> <th>離隔距離* (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>335</td> <td rowspan="2">1,100 以上</td> </tr> <tr> <td>340</td> </tr> <tr> <td>165</td> <td>390 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ 海水ポンプ室の高さは防潮堤高さよりも低く、直接爆風圧の影響を受けることはないため、海水ポンプ室は評価対象外とする。離隔距離は海水ポンプ室及び放水路ゲートを除いて最も近いタービン建屋までの距離とする。</small></p> <p><u>4. 漂流船舶の爆発飛来物影響評価</u>  <u>発電所周辺を航行する船舶として、日立 LNG 基地に出入りする輸送船があるが、これらの船舶が停泊しているときに津波警報等が発表された場合には、荷役及び作業を中止した上で、緊急退避又は係留避泊する運用としており、実際に漂流し発電所に接近する可能性は低いこと等から、想定した漂流船舶の飛来物が発電所に影響を及ぼすことはない。</u></p>	想定爆発源	ガス種類	容量 (t)	危険限界距離 (m)	離隔距離* (m)				335	1,100 以上	340	165	390 以上		
評価条件																								
貯蔵ガス	液化石油ガス																							
貯蔵量	1021t																							
爆発形態	高压ガスの漏えい後、引火によりガス爆発が発生し、飛来物が発生																							
想定爆発源	ガス種類	容量 (t)	危険限界距離 (m)	離隔距離* (m)																				
			335	1,100 以上																				
			340																					
			165	390 以上																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 飛来物影響評価結果</p> <p><u>飛来物による影響については、離隔距離(約 273m)が最大飛散距離(約 1,855m)以下であるが、発電所遠方で漂流した船舶が飛散距離である 1,855m 以内に流れ着いた後に爆発し、なおかつその飛来物が発電用原子炉施設に衝突する可能性は非常に低いことから、想定した漂流船舶の飛来物の柏崎刈羽原子力発電所への影響はない。</u></p> <p><u>また、柏崎刈羽原子力発電所付近には石油コンビナートが無く、発電所付近の航路を調査した結果、最も距離の近い航路でも 30km の離隔距離があることを確認した(第 4-1 図)。よって、漂流した船舶が発電所周辺まで流れてくる可能性は低く、それに加えて飛来物が発電用原子炉施設に衝突する可能性は非常に低い。</u></p> <p><u>なお、(1)で用いた「石油コンビナートの防災アセスメント指針」の計算式は、大規模な爆発を伴う LPG 容器の BLEVE 現象を取り扱うものであるが、発電所港湾内に入港する LPG 輸送船舶等の危険物輸送船舶はなく、発電所港湾内に入港する船舶火災に伴う著しい飛来物の発生は想定されない。</u></p>  <p>第 4-1 図 発電所周辺の主要航路</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p style="text-align: right;">別紙 5-1</p> <p style="text-align: center;"><u>漂流船舶の選定について</u></p> <p><u>船舶には外航船（国外航路を航行する船舶）及び内航船（国内航路を航行する船舶）がある。これらの船舶が漂流してきた場合を想定しても外航船の喫水（水面から船底の最深部までの垂直深さ）は 11m程度であり、発電所港湾内まで進入することができない。よって、発電所港湾内まで進入可能な内航船が、漂流し港湾内に進入し火災・爆発した場合を想定する。</u></p> <p><u>発電所港湾内に進入可能な内航船にも様々な種類の燃料を積載する船舶が存在するが、火災・爆発を想定することから液化ガス輸送船舶を対象とし、その中でも船舶数が多く 1)、発電所前面の海域に航路が存在する 2)液化石油ガス輸送船舶を対象とした。液化石油ガスは、家庭業務用、一般工業用、発電用等があるが、最も使用量の多い家庭業務用のプロパンガス 3, 4, 5)とした。発電所港湾内に進入可能な内航船の積載燃料別隻数割合を第 1 図に示す。</u></p> <p><u>船舶の規模は、100t 以上の内航船をすべて収録した内航船舶明細書に記載の液化石油ガス船舶の中で、最大の容積のものとし、評価に使用する入力値を以下に示す。</u></p> <p><u>容積 <math>V : 2010.28[m^3]^6</math> 全長 <math>L : 67.77[m]^6</math></u>  <u>全幅 <math>H : 13[m]^6</math> 密度 <math>\rho : 0.5076[t/m^3]^7</math> 投影面積 <math>S=L \times H : 881[m^2]</math></u>  <u>積載量 <math>M = \rho \times V : 1021[t]</math></u></p> <div data-bbox="160 1381 914 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>燃料種別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>その他油（軽油、ガソリン、灯油等の同時積載）</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">第 1 図 柏崎刈羽原子力発電所に進入可能な内航船の積載燃料別隻数割合</p>	燃料種別	割合	液化石油ガス	18%	液化天然ガス	1%	重油	38%	その他油（軽油、ガソリン、灯油等の同時積載）	43%			<p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2 号炉は、発電所近傍に液化石油ガスの輸送船舶が航行することはないため、発電所港湾内の運用状況を踏まえ、入港する最大規模の船舶である重油運搬船について影響評価を実施</p>
燃料種別	割合												
液化石油ガス	18%												
液化天然ガス	1%												
重油	38%												
その他油（軽油、ガソリン、灯油等の同時積載）	43%												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1)平成 13 年度 危険物の海上輸送時の事故対応策の研究報告書 (その1), H14. 3, 社団法人日本海難防止協会</p> <p>2)平成 23 年度 新潟港統計年報, H24. 12, 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務局</p> <p>3)日本LPガス協会統計資料 LP ガス需給の推移</p> <p>4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十二条</p> <p>5)経済産業省 LPガスの規格 <a href="http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_03.html">http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_03.html</a></p> <p>6)内航船舶明細書の LPG 船舶の中で容積が最大の船舶の値</p> <p>7)日本 LP ガス協会 物性一覧</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">参考資料 5-1</p> <p style="text-align: center;">漂流船舶（火災）の二次的影響について</p> <p>発電所港湾内で漂流船舶が出火し重油が流出したとしても、港湾内の取水口にはカーテンウォールが設置されており、深層取水していることから発電用原子炉施設（海水系ポンプ）への影響はない。</p> <p>また、柏崎刈羽原子力発電所から主要航路までの距離は約30kmである。過去に発生したタンカーからの大規模油流出事故より推定すると、24時間程度*1で油がサイトに到達する可能性があるが、海上保安庁より漂流船舶に関する連絡を受けた場合、オイルフェンスの設置に要する時間は11時間程度*2であることから、油の到達時間内にオイルフェンスを設置することができる。</p> <p>よって、港湾内への油の流入を妨げることが可能であると評価する。</p> <p>※1：平成9年1月2日、島根県隠岐島の北北東約110kmの海上において、ロシア国籍タンカー「ナホトカ号」の重油流出事故が発生。流出量としては当時過去2番目となる重油約6240kl（推定）が流出。流出した重油は、2日間で60数km程度広がった。</p> <p>※2：作業員の参集に3時間程度、オイルフェンスは作業開始から7～8時間程度で設置が可能。設置手順としては、オイルフェンス等の資機材を保管エリアから港湾まで移動（その間に作業船が柏崎港より移動）、オイルフェンスを接続後、作業船によりオイルフェンスを展開する。なお、オイルフェンスを設置するための資機材はコンテナに収納し、防火帯内側の資材倉庫エリアにて保管している。</p>	<p>5. 漂流船舶の二次的影響</p> <p>発電所港湾内で漂流船舶が出火し油が流出したとしても、港湾内の取水口にはカーテンウォールが設置されており、深層取水していることから発電用原子炉施設（海水ポンプ）への影響はない。</p> <p>なお、発電所港湾外で船舶の油が流出した場合は、油の流出を確認し次第、速やかにオイルフェンスを設置し、発電用原子炉施設への影響がないよう対応する。</p>	<p style="text-align: right;">参考5-1</p> <p style="text-align: center;">オイルフェンスの設置について</p> <p>重油運搬船の受け入れ時等に、輪谷湾（海上）に油が流出した場合には、公設消防に連絡するとともに、オイルフェンス設置による拡散防止等の油流出災害の拡大防止措置を講じている。</p> <p>また、深層取水していることから発電用原子炉施設（海水ポンプ）への影響はない。</p> <p>なお、重油運搬船の受け入れ時には、作業開始前にオイルフェンスを設置する運用を行っているため、重油流出時において緊急でオイルフェンスを設置する必要はない。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第1図 オイルフェンス設置範囲</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">敷地内における危険物タンクの火災について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">敷地内における<u>危険物貯蔵施設等</u>の火災・爆発について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">敷地内における<u>危険物タンク</u>の火災について</p>	

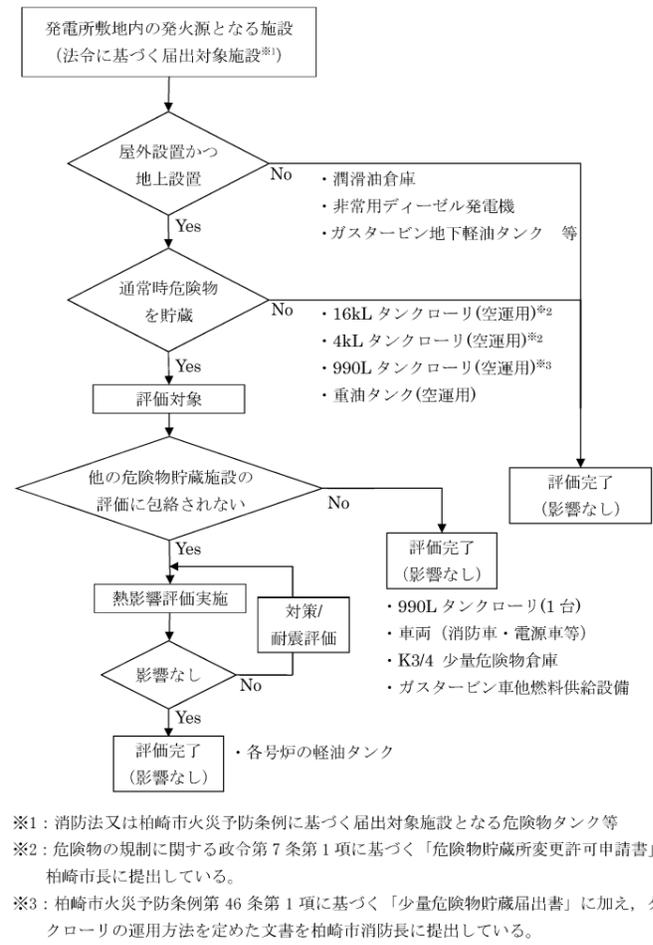
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地内の危険物タンクの火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>2. 構内危険物タンクの火災影響評価</p> <p>(1) 構内危険物タンクの火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構内危険物タンクは発電用原子炉施設周辺に設置されており、発電用原子炉施設までの距離が近く貯蔵量の多い各号炉の軽油タンクとする。なお、各号炉の軽油タンクは2基隣接して設置しているが、耐震 S クラス設備であり地震随伴事象としても2基同時火災の想定はしにくいこと、隣接軽油タンク火災時にもう一方の軽油タンクの温度は発火点まで上昇しないため2基同時出火することはないことから、発電用原子炉施設に近い軽油タンク1基の火災を想定する。</li> <li>・ 構内危険物タンクは危険物を満載した状態を想定する。</li> <li>・ 構内危険物タンクの損傷等による防油堤内での全面火災を想定する。</li> <li>・ 泡消火設備の消火機能には期待しない。</li> <li>・ 気象条件は無風状態とする。</li> <li>・ 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、柏崎刈羽原子力発電所に対する構内危険物タンクの火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p>	<p>1. 目的</p> <p><u>東海第二発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災・爆発が、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」及び、「附属書C「原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について」(ともに以下「評価ガイド」という。)に基づき、評価を実施する。</u></p>	<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地内の危険物タンクの火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>2. 構内危険物タンクの火災影響評価</p> <p>(1) 構内危険物タンクの火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構内危険物タンクは発電用原子炉施設周辺に設置されており、発電用原子炉施設までの距離が近く貯蔵量の多いガスタービン発電機用軽油タンク及び貯蔵量の多い重油タンクとする。なお、隣接して設置している危険物タンクについては、同時に火災が発生することを想定する。</li> <li>・ 構内危険物タンクは危険物を満載した状態を想定する。</li> <li>・ 構内危険物タンクの損傷等による防油堤内での全面火災を想定する。</li> <li>・ 泡消火設備の消火機能には期待しない。</li> <li>・ 気象条件は無風状態とする。</li> <li>・ 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、島根原子力発電所に対する構内危険物タンクの火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p>	<p>・ 条件の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、隣接して設置している危険物タンクについては、同時に火災が発生することを想定</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p align="center">第 2-1 表 評価指標及びその内容</p>		<p align="center">第2-1表 評価指標及びその内容</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>防油堤規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建屋の外壁, 天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	防油堤規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建屋の外壁, 天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>防油堤規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建物の外壁, 天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	防油堤規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建物の外壁, 天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	
評価指標	内容																														
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度																														
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																														
燃焼半径[m]	防油堤規模より求めた燃焼半径																														
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																														
離隔距離[m]	危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離																														
熱許容限界値[-]	建屋の外壁, 天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																														
評価指標	内容																														
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度																														
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																														
燃焼半径[m]	防油堤規模より求めた燃焼半径																														
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																														
離隔距離[m]	危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離																														
熱許容限界値[-]	建物の外壁, 天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																														
<p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は離隔距離を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価ガイドに基づき、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジン等の危険物タンク火災の影響評価を実施する。消防法又は柏崎市火災予防条例に基づく届出対象施設(第2-2(a)(b)(c)表)より、評価対象とする危険物タンク等を抽出する(第2-1図のフロー図)。発電所敷地内の発火源となる施設のうち、<u>建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは外部への火災が発生する可能性が低いことから除外し、危険物を貯蔵し屋外に設置しているタンク等を想定発火源とする。</u>発電所敷地内における危険物施設等の位置を第2-2図に示す。</p>	<p>2. 火災源又は爆発源となる設備の影響評価</p> <p>2.1 評価対象の考え方</p> <p>評価ガイドに基づき、<u>発電所敷地内の火災源又は爆発源となる石油類等の危険物貯蔵設備について、火災・爆発の影響評価を実施する。</u>第2.1-1図のフローに基づき評価対象を抽出した。<u>火災源の抽出結果を第2.1-1表に、爆発源の抽出結果を第2.1-2表に示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>屋内貯蔵所は評価対象外とした。</u></li> <li>・<u>地下タンク貯蔵所については、地表面で火災が発生する可能性は低いことから、評価対象外とした。</u></li> <li>・<u>常時「空」状態で運用する設備については、評価対象外とした。</u></li> <li>・<u>貯蔵燃料の種類が同じ場合、貯蔵量が少なくかつ評価対象施設までの離隔距離が長い設備は、貯蔵量が多くかつ評価対象施設までの離隔距離が短い他設備に包絡されるため、評価対象外とした。</u></li> <li>・<u>火災源となる設備から評価対象施設を直接臨まないものについては、当該危険物貯蔵設備において火災・爆発が発生しても、その影響が及ばないため、評価対象外とした。</u></li> <li>・<u>発電所構外より入所してくるタンクローリについては、燃料</u></li> </ul>	<p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は離隔距離を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価ガイドに基づき、<u>発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジン等の危険物タンク火災の影響評価を実施する。</u>消防法又は松江市火災予防条例に基づく届出対象施設(第2-2表)より、評価対象とする危険物タンク等を抽出する(第2-1図のフロー図)。発電所敷地内の発火源となる施設のうち、<u>建物内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは外部への火災が発生する可能性が低いことから除外し、危険物を貯蔵し屋外に設置しているタンク等を想定発火源とする。</u>発電所敷地内における危険物施設等の位置を第2-2図に示す。</p>																													

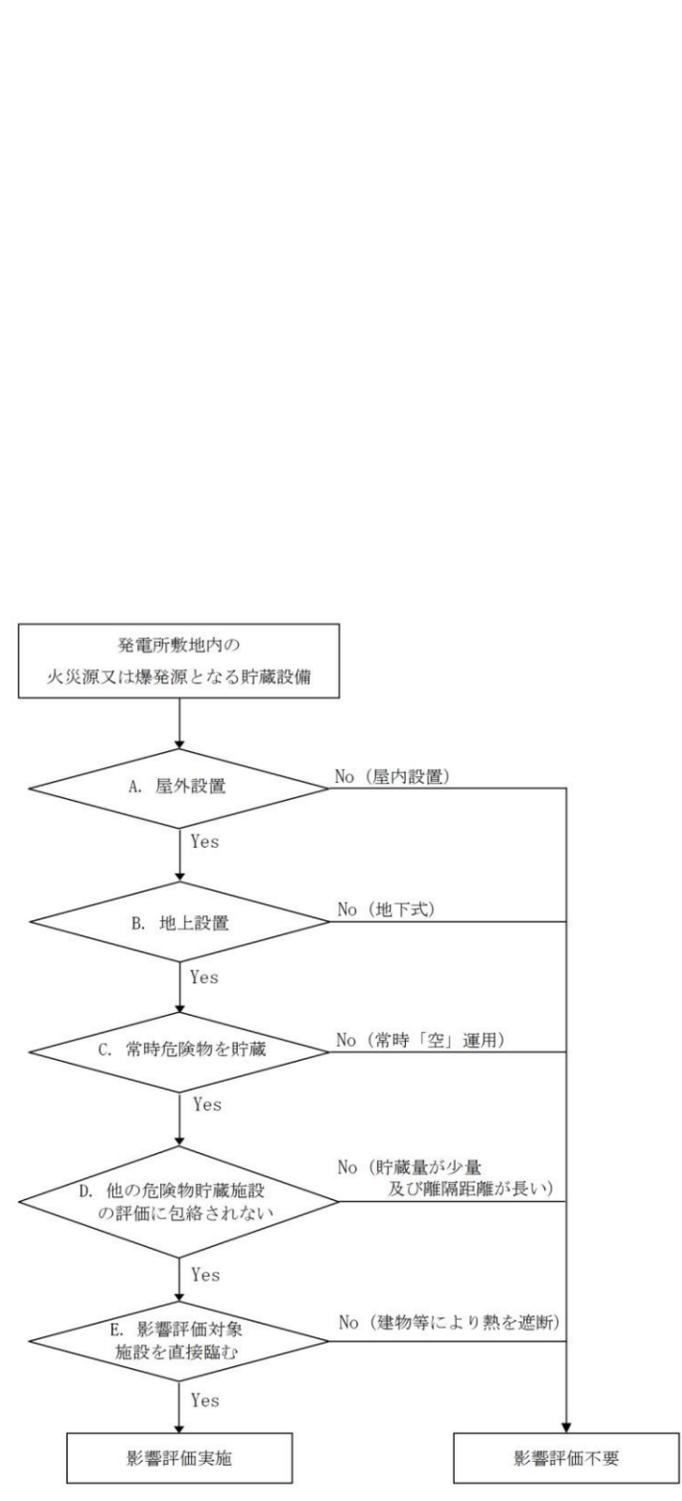
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【抜粋】外部火災影響評価ガイド</p> <p>4.1 考慮すべき発電所敷地外の火災</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>近隣の産業施設で発生した火災・爆発により、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。なお、発電所敷地外の 10km 以内を発火点とし、森林等に延焼することによって発電所に迫る場合は(1)の森林火災として評価する。(ただし、<u>発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジンなどの危険物タンク火災については、(3)の航空機墜落と同様に原子炉施設への熱影響評価等を行う。</u>)</p> <p><u>発電所構内には、危険物施設のほかにタンクローリ (990L ×2 台, 4kL×4 台, 16kL×1 台) を配備している。990L タンクローリのうち 1 台には指定数量以下の軽油を貯蔵し、訓練後の電源車や消防車等への燃料補給に使用するが、それ以外のタンクローリは通常時「空」の状態 で運用している。通常時「空」の状態であるタンクローリは発火の可能性はないことから評価対象から除外する。同様に、発電所構内には重油タンクがあるが、現在は当該タンクの重油を抜き危険物貯蔵所として廃止届出をしており、重油タンク内の重油は「空」であることから、評価対象から除外する。</u></p> <p><u>以上より、評価対象は、各号炉の軽油タンク、危険物を貯蔵する車両 (タンクローリ)、指定数量以下の危険物を貯蔵する倉庫 (K3/4 少量危険物倉庫) 及びガスタービン車他燃料供給設備 (一般取扱所) となる。</u></p> <p><u>ここで、指定数量以下の危険物を貯蔵する車両等 (タンクローリ) は、貯蔵量が少なく周辺監視区域外に設置・保管されており、評価対象とした軽油タンク火災の評価に包絡され</u></p>	<p><u>補給時は監視人が立会を実施し、万が一の火災発生時は速やかに消火活動が可能であることから、評価対象外とした。</u></p> <p><u>敷地内の火災源及び爆発源となる設備及び評価対象施設の位置を第 2. 1-2 図に示す。</u></p>	<p>【抜粋】外部火災影響評価ガイド</p> <p>4. 1 考慮すべき発電所敷地外の火災</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>近隣の産業施設で発生した火災・爆発により、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。なお、発電所敷地外の 10km 以内を発火点とし、森林等に延焼することによって発電所に迫る場合は (1) の森林火災として評価する。(ただし、<u>発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジンなどの危険物タンク火災については、(3) の航空機墜落と同様に原子炉施設への熱影響評価等を行う。</u>)</p> <p><u>固化材タンクの火災による熱影響を考慮し、固化材を可燃性の「不飽和ポリエステル樹脂」から「セメント」に変更することから、2号炉運転中において使用する予定はなく、「空」の状態 で運用するため、評価対象から除外する。</u></p> <p><u>同様にタンクローリについても、通常時「空」の状態 で運用しており、発火の可能性はないことから評価対象から除外する。</u></p> <p><u>また、島根 3 号炉原子炉設置変更許可 (平成 17 年 4 月 26 日付け 平成 15・12・18 原第 3 号) を踏まえて設置した「3号炉非常用ディーゼル発電設備軽油タンク」については、平成 27 年 11 月 13 日付けで「危険物貯蔵所 廃止届出書」を所轄消防に提出し、危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用としていることから評価対象から除外する。</u></p> <p><u>以上より、評価対象は、ガスタービン発電機用軽油タンク、重油タンク、補助ボイラ等となる。</u></p> <p><u>ここで、補助ボイラ等は、評価対象としたガスタービン発</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>評価対象物の抽出結果の相違</p>

るため熱影響評価は実施しない。

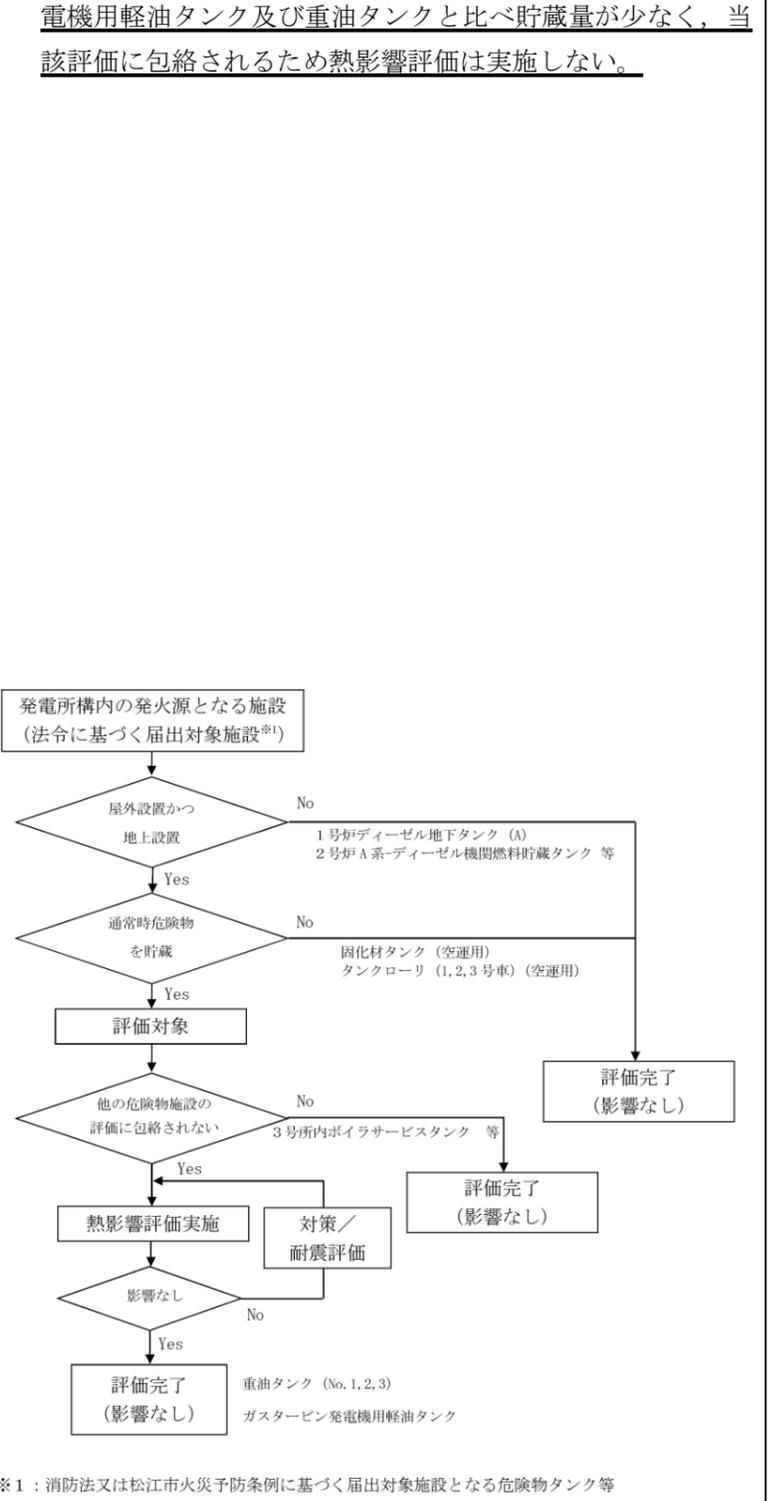
同様に、指定数量以下の危険物を貯蔵する倉庫 (K3/4 少量危険物倉庫) は、評価対象とした軽油タンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離れた位置に配置しており、貯蔵量が少ないため熱影響評価は実施しない。ガスタービン車他燃料供給設備 (一般取扱所) は各号炉の軽油タンクより離れた位置に配置しており貯蔵量も少なく、軽油タンク火災評価に包絡されることから熱影響評価は実施しない。また、他号炉の軽油タンク (6号炉評価時の7号炉軽油タンク) は、自号炉の軽油タンクより距離が離れており自号炉の軽油タンク火災評価に包絡されることから熱影響評価は実施しない。



第 2-1 図 敷地内危険物施設のうち評価対象抽出フロー



第 2.1-1 図 敷地内の火災及び爆発評価対象抽出フロー



第 2-1 図 敷地内危険物施設のうち評価対象抽出フロー

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版) | 東海第二発電所 (2018.9.12版) | 島根原子力発電所 2号炉 | 備考

第 2-2(a)表 危険物製造所等許可施設一覧

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価要否
			類	品名		
1号炉	軽油タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
1号炉	軽油タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
1号炉	非常用ディーゼル発電機(A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
1号炉	非常用ディーゼル発電機(B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	6.5kL	×(屋内設置)
1号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
1号炉	MGセット室	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	6.5kL	×(屋内設置)
1号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	106kL	×(屋内設置)
1号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 リン酸エステル	3kL	×(屋内設置)
1号炉	油ドレン貯蔵タンク	屋内タンク貯蔵所	4	第3石油類 廃油	10.763kL	×(屋内設置)
共用	潤滑油倉庫	屋内貯蔵所	4	第4石油類 潤滑油	100kL	×(屋内設置)
共用	焼却炉建屋廃油タンク	屋内タンク貯蔵所	4	第3石油類 潤滑油	7.2kL	×(屋内設置)
2号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	106kL	×(屋内設置)
2号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 リン酸エステル	3.8kL	×(屋内設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電機(A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電機(B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	6.6kL	×(屋内設置)
2号炉	MGセット室(A)(B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	12kL	×(屋内設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	14kL	×(屋内設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	×(屋内設置)
2号炉	軽油タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
2号炉	軽油タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
3号炉	非常用ディーゼル発電機(A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
3号炉	非常用ディーゼル発電機(B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	6.6kL	×(屋内設置)
3号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	14kL	×(屋内設置)
3号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	×(屋内設置)

第 2.1-1表 敷地内の火災源となる設備一覧

設備名	製造所等区分	設置場所	危険物の類	品名	最大数量(m³)	詳細評価要否(○:対象, ×:対象外)
			第四類 第二石油類	軽油・灯油	2.20	×(屋内設置→A)
			第四類 第三石油類	絶縁油	18.20	×(屋内設置→A)
			第四類 第四石油類	潤滑油	21.00	×(屋内設置→A)
			第四類 アルコール類	アルコール類	0.20	×(屋内設置→A)
重油貯蔵タンク	地下タンク貯蔵所	地下	第四類 第三石油類	重油	500.00	×(地下式→B)
非常用ディーゼル発電機用タンク	地下タンク貯蔵所	地下	第四類 第二石油類	軽油	800.00	×(地下式→B)
原子炉建屋	一般取扱所	屋内	第四類 第二石油類	軽油	33.20	×(屋内設置→A)
			第四類 第四石油類	潤滑油	16.50	×
タービン建屋	一般取扱所	屋内	第四類 第二石油類	軽油	0.36	×(屋内設置→A)
			第四類 第三石油類	重油	1.90	×(屋内設置→A)
			第四類 第四石油類	潤滑油	185.23	×(屋内設置→A)
			第四類 第四石油類	第3種油	7.93	×(屋内設置→A)
サービス建屋	一般取扱所	屋内	第四類 第三石油類	重油	2.40	×(屋内設置→A)
溶融炉灯油タンク	屋外タンク貯蔵所	屋外	第四類 第二石油類	灯油	10.00	○
可搬型設備用軽油タンク	地下タンク貯蔵所	地下	第四類 第二石油類	軽油	210.00	×(地下式→B)
ディーゼル発電機用燃料タンク	少量危険物貯蔵取扱所	屋外	第四類 第二石油類	軽油	0.78	×(他評価に包括→D)
			第四類 第一石油類	ラッカー等	0.10	×(屋内設置→A)
No.1 保修用油倉庫	屋内貯蔵所	屋内	第四類 第二石油類	軽油	4.00	×(屋内設置→A)
			第四類 第四石油類	潤滑油	90.00	×(屋内設置→A)
No.2 保修用油倉庫	屋内貯蔵所	屋内	第四類 第四石油類	潤滑油	100.00	×(屋内設置→A)
緊急時対策室建屋	一般取扱所	屋内	第四類 第三石油類	重油	5.76	×(屋内設置→A)
緊急時対策室建屋地下タンク	地下タンク貯蔵所	地下	第四類 第三石油類	重油	20.00	×(地下式→B)
絶縁油保管タンク	屋外タンク貯蔵所	屋外	第四類 第三石油類	絶縁油	200.00	×(常時「空」→C)
常設代替高圧電源装置	一般取扱所	屋外	第四類 第二石油類	軽油	5.97	×(他評価に包括→D)
			第四類 第四石油類	潤滑油	0.94	×(他評価に包括→D)
緊急時安全対策用地下タンク	地下タンク貯蔵所	地下	第四類 第二石油類	軽油	90.00	×(地下式→B)
構内服洗用タンク	少量危険物貯蔵取扱所	屋外	第四類 第三石油類	重油	1.82	×(他評価に包括→D)
廃棄物処理建屋廃油タンク	少量危険物貯蔵取扱所	屋内	第四類 第三石油類	廃油	1.90	×(屋内設置→A)
雑固体減容処理設備用バーナ	少量危険物貯蔵取扱所	屋内	第四類 第二石油類	灯油	0.93	×(屋内設置→A)
緊急用エンジン発電機燃料タンク	少量危険物貯蔵取扱所	屋外	第四類 第二石油類	軽油	0.80	×(常時「空」→C)
緊急時対策用発電機燃料油貯蔵タンク	地下タンク貯蔵所	地下	第四類 第二石油類	軽油	150.00	×(地下式→B)
オイルサービスタンク	少量危険物未調	屋外	第四類 第三石油類	重油	0.39	×(他評価に包括→D)
変圧器用屋外消火ポンプ用燃料タンク	少量危険物貯蔵取扱所	屋内	第四類 第二石油類	軽油	0.70	×(他評価に包括→D)

網掛け箇所：評価対象となる設備

第 2-2表 危険物製造所等許可施設一覧(1/5)

(2019年7月時点)						
号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	評価要否
			類	品名		
1	ディーゼル地下タンク(A)	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	46kL	× 地下
1	ディーゼル地下タンク(B)	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	46kL	× 地下
1	ディーゼル発電機燃料小出槽(A, B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	2kL×2	× 屋内
1	ディーゼル発電機燃料小出槽(A, B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	490L×2	× 屋内
1	再循環ポンプMGセット流体継手室(A, B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	10.92kL	× 屋内
1	タービン主油タンク(A, B)油清浄機	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	55.7kL	× 屋内
1	タービン油計量タンク					×*
2	No.2 重油タンク	屋外タンク貯蔵所	4	第3石油類 重油	900kL	○
2	No.3 重油タンク	屋外タンク貯蔵所	4	第3石油類 重油	900kL	○
2	A系-ディーゼル機関燃料貯蔵タンク	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	170kL	× 地下
2	A2系-ディーゼル機関燃料貯蔵タンク	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	170kL	× 地下
2	HPCS系-ディーゼル機関燃料貯蔵タンク	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	170kL	× 地下
2	3号所内ボイラサービスタンク	一般取扱所	4	第3石油類 重油	65kL	×*
2	3号所内ボイラ					×*
2	4号所内ボイラサービスタンク	一般取扱所	4	第3石油類 重油	46kL	×*
2	4号所内ボイラ					×*
2	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 タービン油	71kL	× 屋内
2	原子炉再循環ポンプMGセット	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	15.6kL	× 屋内

※：代表タンクの評価に包括される。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.12版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
第2-2(b)表 危険物製造所等許可施設一覧				第2-2表 危険物製造所等許可施設一覧(2/5)		
号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価要否
			類	品名		
3号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	106kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 難燃性作動油	3.8kL	×(屋内設置)
3号炉	軽油タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
3号炉	軽油タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
4号炉	非常用ディーゼル発電機(A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	6.6kL	×(屋内設置)
4号炉	非常用ディーゼル発電機(B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	6.6kL	×(屋内設置)
4号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	14kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	×(屋内設置)
4号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	106kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 難燃性作動油	4kL	×(屋内設置)
4号炉	軽油タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
4号炉	軽油タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
5号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	106kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 リン酸エステル	3kL	×(屋内設置)
5号炉	非常用ディーゼル発電機(A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	6.6kL	×(屋内設置)
5号炉	非常用ディーゼル発電機(B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	20kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	6.6kL	×(屋内設置)
5号炉	MGセット室(A)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	10.5kL	×(屋内設置)
5号炉	MGセット室(B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	10.5kL	×(屋内設置)
5号炉	軽油タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
5号炉	軽油タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	344kL	○(※1)
5号炉	非常用ディーゼル発電機(HPCS)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	14kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	×(屋内設置)
6号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	98kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 難燃性作動油	4kL	×(屋内設置)
6号炉	非常用ディーゼル発電機(A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	×(屋内設置)
6号炉	非常用ディーゼル発電機(B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	×(屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	×(屋内設置)

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	評価要否
			類	品名		
2	A系-非常用ディーゼル発電設備	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	16kL	× 屋内
			4	第4石油類 潤滑油	7.65kL	× 屋内
2	B系-非常用ディーゼル発電設備	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	16kL	× 屋内
			4	第4石油類 潤滑油	7.65kL	× 屋内
2	HPCS系非常用ディーゼル	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	9kL	× 屋内
			4	第4石油類 潤滑油	7.56kL	× 屋内
2	固化材タンク	一般取扱所	4	第2石油類 不飽和ポリエステル樹脂	21.6kL	× 空運用
2	促進材タンク		4	第2石油類 ナフテン酸コバルト	87.1L	× 屋内
2	開始材タンク		5	第二種自己反応性物質 ケトン系過酸化物	267.5kg	× 屋内
2	2号-ガスタービン発電機	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	52.68kL	×*
	2号ガスタービン発電機用サービスタンク					
3	No.1重油タンク	屋外タンク貯蔵所	4	第3石油類 重油	900kL	○
3	補助ボイラ(サービスタンクを含む)	一般取扱所	4	第3石油類 重油	109kL	×*
3	第3危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第1石油類	6.4kL	× 屋内
			4	第2石油類	1.2kL	× 屋内
			4	第3石油類	1.4kL	× 屋内
			4	第4石油類	40kL	× 屋内
3	A-ディーゼル発電機	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	34.3kL	× 屋内
			4	第4石油類 潤滑油	7.1kL	× 屋内

※:代表タンクの評価に包絡される。

第 2-2(c) 表 危険物製造所等許可施設一覧

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価要否
			類	品名		
6号炉	非常用ディーゼル発電機 (C)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	× (屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	× (屋内設置)
6号炉	軽油タンク (A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	565kL	○(※1)
6号炉	軽油タンク (B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	565kL	○(※1)
7号炉	タービン設備	一般取扱所	4	第1石油類 潤滑油	98kL	× (屋内設置)
			4	第1石油類 難燃性作動油	3.8kL	× (屋内設置)
7号炉	非常用ディーゼル発電機 (A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	× (屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	× (屋内設置)
7号炉	非常用ディーゼル発電機 (B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	× (屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	× (屋内設置)
7号炉	非常用ディーゼル発電機 (C)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	× (屋内設置)
			4	第4石油類 潤滑油	3.9kL	× (屋内設置)
7号炉	軽油タンク (A)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	565kL	○(※1)
7号炉	軽油タンク (B)	屋外タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	565kL	○(※1)
共用	第一ガスタービン発電機燃料タンク	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	107.8kL	× (地下式)
		一般取扱所	4	第2石油類 軽油	71.84kL	○(※2)
共用	ガスタービン車他燃料供給設備	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	144kL	× (地下式)
		一般取扱所	4	第2石油類 軽油	35.52kL	×(※2)
共用	ガスタービン車他燃料供給設備	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類 軽油	18kL	×(※2)
		一般取扱所	4	第2石油類 軽油	18kL	×(※2)
共用	No.1 重油タンク	屋外タンク貯蔵所	4	第3石油類 重油	3000kL	× (※3)
共用	No.2 重油タンク	屋外タンク貯蔵所	4	第3石油類 重油	320kL	× (※3)

※1：自号炉の軽油タンク火災による熱影響評価を実施する。  
 ※2：軽油タンク火災による熱影響評価に包絡される。  
 ※3：廃止届出済みであり、現在は重油を抜きタンク内に重油は存在しない。

東海第二発電所 (2018.9.12版)

島根原子力発電所 2号炉 第 2-2 表 危険物製造所等許可施設一覧 (3 / 5)

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	評価要否	
			類	品名			
3	B-ディーゼル発電機	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	34.3kL	× 屋内	
			4	第4石油類 潤滑油	7.1kL	× 屋内	
3	C-ディーゼル発電機	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	34.3kL	× 屋内	
			4	第4石油類 潤滑油	7.1kL	× 屋内	
3	再循環ポンプ MG セット (A,B)	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	16kL	× 屋内	
3	タービン設備	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	100kL	× 屋内	
共通	第1危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第1石油類	非水溶性液体	1,300L	× 屋内
					水溶性液体	600L	× 屋内
			4	アルコール類	アルコール類	600L	× 屋内
					4	第2石油類	非水溶性液体
			水溶性液体	200L	× 屋内		
			4	第3石油類	非水溶性液体	3,000L	× 屋内
					水溶性液体	400L	× 屋内
			4	第4石油類	第4石油類	36,000L	× 屋内
4	第1石油類	非水溶性液体 (洗浄液)			3,000L	× 屋内	
		水溶性液体 (現像液)	800L	× 屋内			
共通	第2危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	アルコール類	アルコール類	200L	× 屋内
					4	第2石油類	非水溶性液体 (洗い油)
			水溶性液体	200L			× 屋内
			4	第3石油類	非水溶性液体 (浸透液)	1,000L	× 屋内
					水溶性液体	400L	× 屋内
			4	第4石油類	第4石油類	24,000L	× 屋内

※：代表タンクの評価に包絡される。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																						
		<p align="center"><u>第2-2表 危険物製造所等許可施設一覧(4/5)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号炉</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">製造所の別</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">評価 要否</th> </tr> <tr> <th>類</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>ガスタービン発電機用軽油タンク</td> <td>屋外タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>560kL</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>タンクローリ (1号車)</td> <td>移動タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>灯油・軽油</td> <td>3,000L</td> <td>× 空運用</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>タンクローリ (2号車)</td> <td>移動タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>灯油・軽油</td> <td>3,000L</td> <td>× 空運用</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>タンクローリ (3号車)</td> <td>移動タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>灯油・軽油</td> <td>3,000L</td> <td>× 空運用</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>免震重要棟ガスタービン 発電装置 2基 燃料小出槽(490L) 2基</td> <td>一般取扱所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>12,048L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>A-ガスタービン燃料 地下タンク</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>45,000L</td> <td>× 地下</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>B-ガスタービン燃料 地下タンク</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>45,000L</td> <td>× 地下</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>予備-ガスタービン 発電機 予備-ガスタービン 発電機用サービスタンク</td> <td>一般取扱所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>52,68kL</td> <td>×<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>2 (新設)</td> <td>B1-ディーゼル燃料貯蔵 タンク</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>100kL</td> <td>× 地下</td> </tr> <tr> <td>2 (新設)</td> <td>B2-ディーゼル燃料貯蔵 タンク</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>100kL</td> <td>× 地下</td> </tr> <tr> <td>2 (新設)</td> <td>B3-ディーゼル燃料貯蔵 タンク</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>100kL</td> <td>× 地下</td> </tr> <tr> <td>3 (廃止)</td> <td>非常用ディーゼル発電設 備軽油タンク (A)</td> <td>屋外タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>560kL</td> <td>× 廃止</td> </tr> <tr> <td>3 (廃止)</td> <td>非常用ディーゼル発電設 備軽油タンク (B)</td> <td>屋外タンク 貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>560kL</td> <td>× 廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">※：代表タンクの評価に包絡される。</p> <p align="center"><u>第2-2表 危険物製造所等許可施設一覧(5/5)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号炉</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">製造所の別</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">評価 要否</th> </tr> <tr> <th>類</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通</td> <td rowspan="4">危険物倉庫</td> <td rowspan="4">屋内貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第1石油類</td> <td>第1石油類</td> <td>440L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>アルコール類</td> <td>エチル アルコール</td> <td>2L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>第2石油類</td> <td>4,700L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第3石油類</td> <td>エンジン オイル</td> <td>200L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通</td> <td rowspan="2">危険物倉庫</td> <td rowspan="2">屋内貯蔵所</td> <td>4</td> <td>第4石油類</td> <td>潤滑油</td> <td>400L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第1石油類</td> <td>第1石油類</td> <td>3,280L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>第2石油類</td> <td>3,500L</td> <td>× 屋内</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>8m 盤一般停電用発電機</td> <td>発電設備</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>490L</td> <td>×<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>44m 盤事務所 一般停電用発電機</td> <td>発電設備</td> <td>4</td> <td>第2石油類</td> <td>軽油</td> <td>490L</td> <td>×<sup>*</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">※：代表タンクの評価に包絡される。</p>	号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	評価 要否	類	品名	共通	ガスタービン発電機用軽油タンク	屋外タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	560kL	○	共通	タンクローリ (1号車)	移動タンク 貯蔵所	4	第2石油類	灯油・軽油	3,000L	× 空運用	共通	タンクローリ (2号車)	移動タンク 貯蔵所	4	第2石油類	灯油・軽油	3,000L	× 空運用	共通	タンクローリ (3号車)	移動タンク 貯蔵所	4	第2石油類	灯油・軽油	3,000L	× 空運用	共通	免震重要棟ガスタービン 発電装置 2基 燃料小出槽(490L) 2基	一般取扱所	4	第2石油類	軽油	12,048L	× 屋内	共通	A-ガスタービン燃料 地下タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	45,000L	× 地下	共通	B-ガスタービン燃料 地下タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	45,000L	× 地下	共通	予備-ガスタービン 発電機 予備-ガスタービン 発電機用サービスタンク	一般取扱所	4	第2石油類	軽油	52,68kL	× <sup>*</sup>	2 (新設)	B1-ディーゼル燃料貯蔵 タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	100kL	× 地下	2 (新設)	B2-ディーゼル燃料貯蔵 タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	100kL	× 地下	2 (新設)	B3-ディーゼル燃料貯蔵 タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	100kL	× 地下	3 (廃止)	非常用ディーゼル発電設 備軽油タンク (A)	屋外タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	560kL	× 廃止	3 (廃止)	非常用ディーゼル発電設 備軽油タンク (B)	屋外タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	560kL	× 廃止	号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	評価 要否	類	品名	共通	危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第1石油類	第1石油類	440L	× 屋内	4	アルコール類	エチル アルコール	2L	× 屋内	4	第2石油類	第2石油類	4,700L	× 屋内	4	第3石油類	エンジン オイル	200L	× 屋内	共通	危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第4石油類	潤滑油	400L	× 屋内	4	第1石油類	第1石油類	3,280L	× 屋内	共通			4	第2石油類	第2石油類	3,500L	× 屋内	共通	8m 盤一般停電用発電機	発電設備	4	第2石油類	軽油	490L	× <sup>*</sup>	共通	44m 盤事務所 一般停電用発電機	発電設備	4	第2石油類	軽油	490L	× <sup>*</sup>	
号炉	施設名	製造所の別				危険物				数量	評価 要否																																																																																																																																																																														
			類	品名																																																																																																																																																																																					
共通	ガスタービン発電機用軽油タンク	屋外タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	560kL	○																																																																																																																																																																																		
共通	タンクローリ (1号車)	移動タンク 貯蔵所	4	第2石油類	灯油・軽油	3,000L	× 空運用																																																																																																																																																																																		
共通	タンクローリ (2号車)	移動タンク 貯蔵所	4	第2石油類	灯油・軽油	3,000L	× 空運用																																																																																																																																																																																		
共通	タンクローリ (3号車)	移動タンク 貯蔵所	4	第2石油類	灯油・軽油	3,000L	× 空運用																																																																																																																																																																																		
共通	免震重要棟ガスタービン 発電装置 2基 燃料小出槽(490L) 2基	一般取扱所	4	第2石油類	軽油	12,048L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
共通	A-ガスタービン燃料 地下タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	45,000L	× 地下																																																																																																																																																																																		
共通	B-ガスタービン燃料 地下タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	45,000L	× 地下																																																																																																																																																																																		
共通	予備-ガスタービン 発電機 予備-ガスタービン 発電機用サービスタンク	一般取扱所	4	第2石油類	軽油	52,68kL	× <sup>*</sup>																																																																																																																																																																																		
2 (新設)	B1-ディーゼル燃料貯蔵 タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	100kL	× 地下																																																																																																																																																																																		
2 (新設)	B2-ディーゼル燃料貯蔵 タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	100kL	× 地下																																																																																																																																																																																		
2 (新設)	B3-ディーゼル燃料貯蔵 タンク	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	100kL	× 地下																																																																																																																																																																																		
3 (廃止)	非常用ディーゼル発電設 備軽油タンク (A)	屋外タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	560kL	× 廃止																																																																																																																																																																																		
3 (廃止)	非常用ディーゼル発電設 備軽油タンク (B)	屋外タンク 貯蔵所	4	第2石油類	軽油	560kL	× 廃止																																																																																																																																																																																		
号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	評価 要否																																																																																																																																																																																			
			類	品名																																																																																																																																																																																					
共通	危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第1石油類	第1石油類	440L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
			4	アルコール類	エチル アルコール	2L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
			4	第2石油類	第2石油類	4,700L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
			4	第3石油類	エンジン オイル	200L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
共通	危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第4石油類	潤滑油	400L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
			4	第1石油類	第1石油類	3,280L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
共通			4	第2石油類	第2石油類	3,500L	× 屋内																																																																																																																																																																																		
共通	8m 盤一般停電用発電機	発電設備	4	第2石油類	軽油	490L	× <sup>*</sup>																																																																																																																																																																																		
共通	44m 盤事務所 一般停電用発電機	発電設備	4	第2石油類	軽油	490L	× <sup>*</sup>																																																																																																																																																																																		

第 2-3 表 指定数量以下の危険物

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価要否
			類	品名		
共用	タンクローリ	移動タンク貯蔵所	4	第 2 石油類 軽油	990L	× (※1)
共用	タンクローリ	移動タンク貯蔵所	4	第 2 石油類 軽油	990L	× (常時空)
共用	タンクローリ	移動タンク貯蔵所	4	第 2 石油類 軽油	4kl	× (常時空)
共用	タンクローリ	移動タンク貯蔵所	4	第 2 石油類 軽油	4kl	× (常時空)
共用	タンクローリ	移動タンク貯蔵所	4	第 2 石油類 軽油	4kl	× (常時空)
共用	タンクローリ	移動タンク貯蔵所	4	第 2 石油類 軽油	16kl	× (常時空)
共用	K3/4 少量危険物倉庫	-	4	第 1 石油類 -	100L	× (※1)
			4	第 2 石油類 -	450L	× (※1)
			4	7%以下類 -	15L	× (※1)

※1：軽油タンク火災による熱影響評価に包絡される。

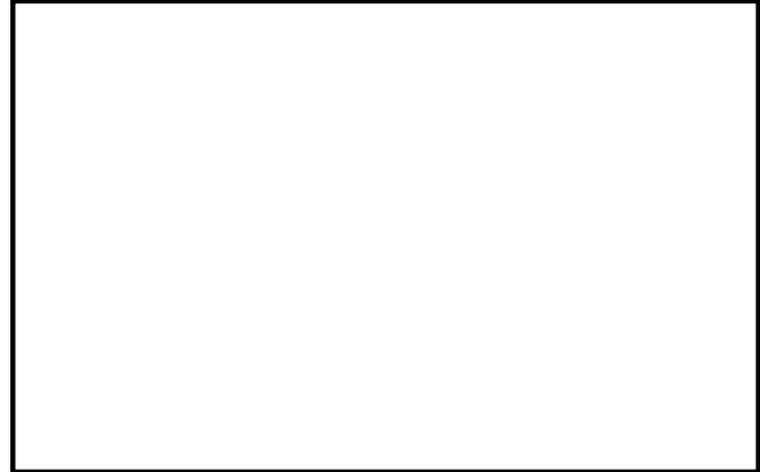


第 2-2 図 危険物タンク及び危険物保存庫の位置 (発電所全体)

第 2.1-2 表 敷地内の爆発源となる設備一覧

設備名	内容物	本数 (本)	1本当たり容量	総容量	詳細評価要否 (○:対象, ×:対象外)
H <sub>2</sub> , CO <sub>2</sub> ボンベ庫	水素	20	7 m <sup>3</sup>	140 m <sup>3</sup>	× (屋内配置→A)
水素貯槽	水素	—	—	6.7 m <sup>3</sup>	○
予備ボンベ庫①	水素	40	7 m <sup>3</sup>	280 m <sup>3</sup>	× (屋内配置→A)
予備ボンベ庫②	水素	20	7 m <sup>3</sup>	140 m <sup>3</sup>	× (屋内配置→A)
所内ボイラー プロパンボンベ庫	プロパン	4	50 kg	200 kg	× (屋内配置→A)
焼却炉用 プロパンボンベ庫	プロパン	5	500 kg	2500 kg	× (屋内配置→A)
サービス建屋 ボンベ庫	アセチレン	3	7 kg	21 kg	× (屋内配置→A)
廃棄物処理建屋 化学分析用ボンベ庫	アセチレン	1	7 kg	7 kg	×
	メタンガスボンベ	4	7 m <sup>3</sup>	28 m <sup>3</sup>	× (屋内配置→A)
食堂用プロパンボンベ庫	プロパン	18	50 kg	900 kg	× (屋内配置→A)

網掛け箇所：評価対象となる設備



第 2.1-2 図 火災源及び爆発源となる設備及び評価対象施設の位置

2.2 発電所敷地内危険物貯蔵設備の熱影響評価

2.2.1 火災源となる設備の火災の想定

火災源となる設備の火災の想定は以下のとおりとした。

(1) 想定条件

a. 火災源となる設備は 2.1 で抽出した熔融炉灯油タンクとした。



第 2-2 図 危険物タンクの位置 (発電所全体)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
<p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p>	<p>b. 火災源となる設備の燃料は満載した状態を想定した。  c. 離隔距離は、評価上厳しくなるよう、a. で想定した火災源となる設備位置から評価対象施設までの直線距離とした。  d. 火災源となる設備の破損等による防油堤内の全面火災を想定した。  e. 気象条件は無風状態とした。  f. 火災は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>(2) 評価対象施設  原子炉建屋、タービン建屋、海水ポンプ室（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ）、主排気筒を評価対象施設とし、直接臨まない使用済燃料乾式貯蔵建屋、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）及び放水路ゲートは対象外とする。</p> <p>2.2.2 共通データの算出  各対象施設の外壁及び主排気筒に対する熱影響評価に必要となる共通データを算出する。</p> <p>(1) 火災源となる設備及び燃料に係るデータ  火災源となる設備及び燃料に係るデータを第2.2.2-1表に示す。</p> <p>第2.2.2-1表 火災源となる設備及び燃料に係るデータ</p> <table border="1" data-bbox="937 1388 1685 1514"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>輻射発散度 R f (kW/m<sup>2</sup>)<sup>※1</sup></th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>/s)<sup>※2</sup></th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)<sup>※3</sup></th> <th>防油堤面積 S (m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融炉 灯油タンク</td> <td>灯油</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>0.039</td> <td>830</td> <td>19.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価ガイド附録B 記載値  ※2 NUREG-1805 記載値  ※3 MSDS（製品安全データシート）記載値</p>	想定火災源	燃料の種類	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	防油堤面積 S (m <sup>2</sup> )	溶融炉 灯油タンク	灯油	10	50	0.039	830	19.36	<p>(4) 必要データ  評価に必要なデータを以下に示す。</p>	
想定火災源	燃料の種類	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	防油堤面積 S (m <sup>2</sup> )											
溶融炉 灯油タンク	灯油	10	50	0.039	830	19.36											

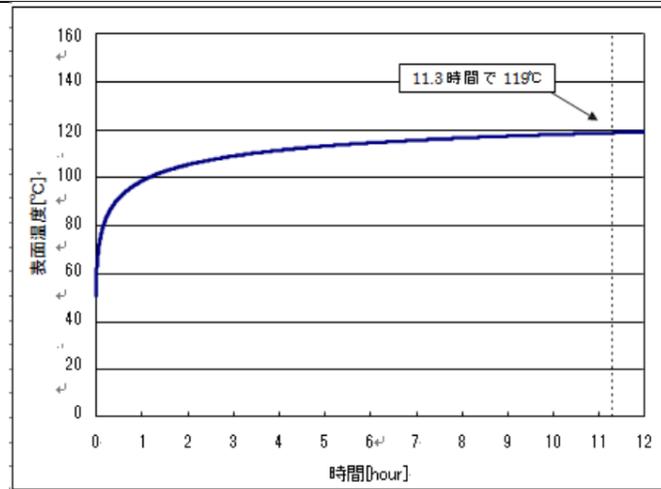
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>第2-4表 軽油タンク火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1" data-bbox="142 302 902 768"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>燃焼する可燃物によって決まる定数 42.0×10<sup>3</sup>[W/m<sup>2</sup>] (軽油)</td> </tr> <tr> <td>防油堤面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>防油堤の面積 17×17=289[m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>建屋に近い軽油タンク防油堤の中心から建屋までの距離 46[m] 隣接軽油タンクまでの距離 12[m] 燃料移送ポンプの防護板(断熱)に近い軽油タンク防油堤の中心から防護板(断熱)までの距離 11[m] 主排気筒に近い軽油タンク防油堤の中心から主排気筒までの距離 77[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 燃焼半径の算出 防油堤には貯槽その他不燃障害物が存在し、火災面積はその面積分だけ小さくなるが、防油堤全面火災のような大規模な火災の場合は、多少の障害物も無視できる。したがって、本評価では、防油堤面積と等しい円筒火炎を生ずるものと想定し、次の式から燃焼半径 R[m]を算出する。</p> $R = (S / \pi)^{0.5}$ <p>S: 防油堤面積 (火災円筒の底面積) = 289 [m<sup>2</sup>]</p> $R = (289 / \pi)^{0.5} = 9.59 [m]$ <p>(6) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出する。</p>	データ種類	内容	放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 42.0×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] (軽油)	防油堤面積[m <sup>2</sup> ]	防油堤の面積 17×17=289[m <sup>2</sup> ]	離隔距離[m]	建屋に近い軽油タンク防油堤の中心から建屋までの距離 46[m] 隣接軽油タンクまでの距離 12[m] 燃料移送ポンプの防護板(断熱)に近い軽油タンク防油堤の中心から防護板(断熱)までの距離 11[m] 主排気筒に近い軽油タンク防油堤の中心から主排気筒までの距離 77[m]	<p>(2) 燃焼半径の算出 円筒火炎モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は防油堤面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。算出結果を第2.2.2-2表に示す。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R: 燃焼半径(m), S: 防油堤面積 (= 燃焼面積) (m<sup>2</sup>)</p> <p>第2.2.2-2表 火災源の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="988 1465 1635 1625"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>防油堤面積 S (m<sup>2</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融炉 灯油タンク</td> <td>19.36</td> <td>2.483</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	防油堤面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)	溶融炉 灯油タンク	19.36	2.483	<p>第2-3表 危険物タンク火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1" data-bbox="1727 294 2475 772"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>燃焼する可燃物によって決まる定数 (重油) 23×10<sup>3</sup>[W/m<sup>2</sup>] (軽油) 42×10<sup>3</sup>[W/m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>防油堤面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>防油堤面積 (重油タンク) 491.7m<sup>2</sup> (ガスタービン発電機用軽油タンク) 302.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>(重油タンク) 建物: 568~606[m] 海水ポンプ: 587~626[m] 排気筒: 526~564[m] (ガスタービン発電機用軽油タンク) 建物: 329[m] 海水ポンプ: 472[m] 排気筒: 434[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 燃焼半径の算出 防油堤には貯槽その他の不燃障害物が存在し、火災面積はその面積分だけ小さくなるが、防油堤全面火災のような大規模な火災の場合は、多少の障害物も無視できる。したがって、本評価では、防油堤面積と等しい円筒火炎を生ずるものと想定し、次の式から燃焼半径 R[m]を算出する。</p> <p>(重油タンク)</p> $R = (S / \pi)^{0.5}$ <p>S: 防油堤面積 (円筒火炎の底面積) = 491.7[m<sup>2</sup>]</p> $R = (491.7 / \pi)^{0.5} = 12.51 [m]$ <p>(ガスタービン発電機用軽油タンク)</p> $R = (S / \pi)^{0.5}$ <p>S: 防油堤面積 (円筒火炎の底面積) = 302.7[m<sup>2</sup>]</p> $R = (302.7 / \pi)^{0.5} = 9.82 [m]$ <p>(6) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出する。</p>	データ種類	内容	放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 (重油) 23×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] (軽油) 42×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ]	防油堤面積[m <sup>2</sup> ]	防油堤面積 (重油タンク) 491.7m <sup>2</sup> (ガスタービン発電機用軽油タンク) 302.7m <sup>2</sup>	離隔距離[m]	(重油タンク) 建物: 568~606[m] 海水ポンプ: 587~626[m] 排気筒: 526~564[m] (ガスタービン発電機用軽油タンク) 建物: 329[m] 海水ポンプ: 472[m] 排気筒: 434[m]	
データ種類	内容																								
放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 42.0×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] (軽油)																								
防油堤面積[m <sup>2</sup> ]	防油堤の面積 17×17=289[m <sup>2</sup> ]																								
離隔距離[m]	建屋に近い軽油タンク防油堤の中心から建屋までの距離 46[m] 隣接軽油タンクまでの距離 12[m] 燃料移送ポンプの防護板(断熱)に近い軽油タンク防油堤の中心から防護板(断熱)までの距離 11[m] 主排気筒に近い軽油タンク防油堤の中心から主排気筒までの距離 77[m]																								
想定火災源	防油堤面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)																							
溶融炉 灯油タンク	19.36	2.483																							
データ種類	内容																								
放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 (重油) 23×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] (軽油) 42×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ]																								
防油堤面積[m <sup>2</sup> ]	防油堤面積 (重油タンク) 491.7m <sup>2</sup> (ガスタービン発電機用軽油タンク) 302.7m <sup>2</sup>																								
離隔距離[m]	(重油タンク) 建物: 568~606[m] 海水ポンプ: 587~626[m] 排気筒: 526~564[m] (ガスタービン発電機用軽油タンク) 建物: 329[m] 海水ポンプ: 472[m] 排気筒: 434[m]																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																										
$\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, L : 離隔距離, H : 火炎高さ, R : 燃焼半径</p> <p>第 2-5 表 形態係数の算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建屋</th> <th>軽油タンク</th> <th>燃料移送ポンプ (防護板 (断熱))</th> <th>主排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td colspan="4">9.59</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>46</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.0727229</td> <td>0.3863990</td> <td>0.7760717</td> <td>0.0295969</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (断熱))	主排気筒	燃焼半径[m]	9.59				離隔距離[m]	46	12	11	77	形態係数[-]	0.0727229	0.3863990	0.7760717	0.0295969		$\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, L : 離隔距離, H : 火炎高さ, R : 燃焼半径</p> <p>第 2-4-1 表 重油タンク No. 1, 2, 3 の形態係数算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td colspan="3">12.51</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>568~606</td> <td>587~626</td> <td>526~564</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">形態係数 [-]</td> <td>No. 1</td> <td><math>9.40 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.80 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td><math>8.77 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.23 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td><math>8.25 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>7.73 \times 10^{-4}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2-4-2 表 ガスタービン発電機用軽油タンクの 形態係数算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td colspan="3">9.82</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>329</td> <td>472</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td><math>1.73 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>8.38 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>9.92 \times 10^{-4}</math></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒	燃焼半径[m]	12.51			離隔距離[m]	568~606	587~626	526~564	形態係数 [-]	No. 1	$9.40 \times 10^{-4}$	$8.80 \times 10^{-4}$	No. 2	$8.77 \times 10^{-4}$	$8.23 \times 10^{-4}$	No. 3	$8.25 \times 10^{-4}$	$7.73 \times 10^{-4}$	評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒	燃焼半径[m]	9.82			離隔距離[m]	329	472	434	形態係数[-]	$1.73 \times 10^{-3}$	$8.38 \times 10^{-4}$	$9.92 \times 10^{-4}$	
評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (断熱))	主排気筒																																																									
燃焼半径[m]	9.59																																																												
離隔距離[m]	46	12	11	77																																																									
形態係数[-]	0.0727229	0.3863990	0.7760717	0.0295969																																																									
評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒																																																										
燃焼半径[m]	12.51																																																												
離隔距離[m]	568~606	587~626	526~564																																																										
形態係数 [-]	No. 1	$9.40 \times 10^{-4}$	$8.80 \times 10^{-4}$																																																										
	No. 2	$8.77 \times 10^{-4}$	$8.23 \times 10^{-4}$																																																										
	No. 3	$8.25 \times 10^{-4}$	$7.73 \times 10^{-4}$																																																										
評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒																																																										
燃焼半径[m]	9.82																																																												
離隔距離[m]	329	472	434																																																										
形態係数[-]	$1.73 \times 10^{-3}$	$8.38 \times 10^{-4}$	$9.92 \times 10^{-4}$																																																										
<p>(7) 輻射強度の算出</p> <p>火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。次式から輻射強度を算出する。</p> $E = Rf \times \phi$ <p>E : 輻射強度, Rf : 輻射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p> <p>第 2-6 表 輻射強度の算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建屋</th> <th>軽油タンク</th> <th>燃料移送ポンプ (防護板 (断熱))</th> <th>主排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="4"><math>42.0 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.0727229</td> <td>0.3863990</td> <td>0.7760717</td> <td>0.0295969</td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td><math>3.05 \times 10^3</math></td> <td><math>16.2 \times 10^3</math></td> <td><math>32.5 \times 10^3</math></td> <td><math>1.2 \times 10^3</math></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (断熱))	主排気筒	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	$42.0 \times 10^3$				形態係数[-]	0.0727229	0.3863990	0.7760717	0.0295969	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	$3.05 \times 10^3$	$16.2 \times 10^3$	$32.5 \times 10^3$	$1.2 \times 10^3$		<p>(7) 輻射強度の算出</p> <p>火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。次式から輻射強度を算出する。</p> $E = Rf \times \phi$ <p>E : 輻射強度, Rf : 輻射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p> <p>第 2-5-1 表 重油タンク No. 1, 2, 3 の輻射強度算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="3"><math>23 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">形態係数 [-]</td> <td>No. 1</td> <td><math>9.40 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.80 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td><math>8.77 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.23 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td><math>8.25 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>7.73 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>No. 1</td> <td>21.7</td> <td>20.3</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>20.2</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>19.0</td> <td>17.8</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	$23 \times 10^3$			形態係数 [-]	No. 1	$9.40 \times 10^{-4}$	$8.80 \times 10^{-4}$	No. 2	$8.77 \times 10^{-4}$	$8.23 \times 10^{-4}$	No. 3	$8.25 \times 10^{-4}$	$7.73 \times 10^{-4}$	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	No. 1	21.7	20.3	No. 2	20.2	19.0	No. 3	19.0	17.8											
評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (断熱))	主排気筒																																																									
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	$42.0 \times 10^3$																																																												
形態係数[-]	0.0727229	0.3863990	0.7760717	0.0295969																																																									
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	$3.05 \times 10^3$	$16.2 \times 10^3$	$32.5 \times 10^3$	$1.2 \times 10^3$																																																									
評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒																																																										
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	$23 \times 10^3$																																																												
形態係数 [-]	No. 1	$9.40 \times 10^{-4}$	$8.80 \times 10^{-4}$																																																										
	No. 2	$8.77 \times 10^{-4}$	$8.23 \times 10^{-4}$																																																										
	No. 3	$8.25 \times 10^{-4}$	$7.73 \times 10^{-4}$																																																										
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	No. 1	21.7	20.3																																																										
	No. 2	20.2	19.0																																																										
	No. 3	19.0	17.8																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>(8) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m], v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで, <math>V=565</math>[m<sup>3</sup>], <math>M=0.044</math>[kg/m<sup>2</sup>・s], <math>\rho=918</math>[kg/m<sup>3</sup>] と して, 燃焼継続時間を求めると, <math>v=0.044/918=4.793 \times 10^{-5}</math> [m/s] <math>t=565 / (289 \times 4.793 \times 10^{-5}) = 40788</math>[s]=11.3[h]</p> <p>(出典) 質量低下速度, 密度 : NUREG-1805</p> <p>(9) 評価結果</p> <p>a. 建屋外壁の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、一般的にコンクリートの強度に影響がないとされる 200℃とする。</p>	<p>(3) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。算出結果を第2.2.2-3表に示す。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t : 燃焼継続時間(s), V : 燃料量(m<sup>3</sup>) R : 燃焼半径(m), v : 燃焼速度=M/ρ (m/s) M : 質量低下速度(kg/m<sup>2</sup>/s), ρ : 燃料密度(kg/m<sup>3</sup>)</p> <p>第2.2.2-3表 火災源となる設備の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="937 1302 1685 1472"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>/s)</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼継続時間 t (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融炉 灯油タンク</td> <td>10</td> <td>2.483</td> <td>0.039</td> <td>830</td> <td>11,008</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)	溶融炉 灯油タンク	10	2.483	0.039	830	11,008	<p>第2-5-2表 ガスタービン発電機用軽油タンクの 輻射強度算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1730 338 2478 466"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="3">42×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>1.73×10<sup>-3</sup></td> <td>8.38×10<sup>-4</sup></td> <td>9.92×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>72.8</td> <td>35.2</td> <td>41.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m], v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>(重油タンクNo.1,2,3)</p> <p>ここで, <math>V=900</math>[m<sup>3</sup>], <math>\rho=1000</math>[kg/m<sup>3</sup>], <math>M=0.035</math>[kg/m<sup>2</sup>・s] として, 燃焼継続時間を求めると, <math>v=0.035/1000=3.50 \times 10^{-5}</math> [m/s] <math>t=900 / (491.7 \times 3.50 \times 10^{-5}) = 14.53</math>[h]</p> <p>(ガスタービン発電機用軽油タンク)</p> <p>ここで, <math>V=560</math>[m<sup>3</sup>], <math>\rho=918</math>[kg/m<sup>3</sup>], <math>M=0.044</math>[kg/m<sup>2</sup>・s] として, 燃焼継続時間を求めると, <math>v=0.044/918=4.79 \times 10^{-5}</math> <math>t=560 / (302.7 \times 4.79 \times 10^{-5}) = 10.73</math>[h]</p> <p>(出典) 質量低下速度, 密度 : NUREG-1805</p> <p>(9) 評価結果</p> <p>a. 建物外壁の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、一般的にコンクリートの強度に影響がないとされる 200℃とする。</p>	評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>			形態係数[-]	1.73×10 <sup>-3</sup>	8.38×10 <sup>-4</sup>	9.92×10 <sup>-4</sup>	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	72.8	35.2	41.7	
想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)																										
溶融炉 灯油タンク	10	2.483	0.039	830	11,008																										
評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒																												
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>																														
形態係数[-]	1.73×10 <sup>-3</sup>	8.38×10 <sup>-4</sup>	9.92×10 <sup>-4</sup>																												
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	72.8	35.2	41.7																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、発電用原子炉施設外壁の表面温度は約 <u>119℃</u> となり、許容温度を下回ることを確認した (第 2-3 図)。</p> $T_s = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right) \varepsilon E} h$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，日本建築センター</p> <p><math>T_0</math>：初期温度[50℃]，<math>E</math>：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]，<math>\varepsilon</math>：コンクリート表面の放射率[0.95]<sup>※</sup>，<math>h</math>：コンクリート表面熱伝達率[34.9W/m<sup>2</sup>K]<sup>※</sup>，<math>k</math>：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK]<sup>※</sup>，<math>\rho</math>：コンクリート密度[2200kg/m<sup>3</sup>]<sup>※</sup>，<math>c</math>：コンクリート比熱[879J/kgK]<sup>※</sup>，<math>t</math>：燃焼継続時間[s]</p> <p>※：建築設計竣工図書 原子炉建屋構造計算書</p>		<p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>ア. 重油タンク (No. 1, 2, 3)</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、発電用原子炉施設外壁の表面温度は約 <u>52℃</u> となり、許容温度を下回ることを確認した。(第 2-3 図)</p> $T = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right) \varepsilon E} h$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，財団法人 日本建築センター</p> <p><math>T_0</math>：初期温度[50℃]，<math>E</math>：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]，<math>\varepsilon</math>：コンクリートの表面の放射率[0.94]<sup>※1</sup>，<math>h</math>：コンクリート表面熱伝達率[23.3W/m<sup>2</sup>K]<sup>※2</sup>，<math>k</math>：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK]<sup>※2</sup>，<math>\rho</math>：コンクリート密度[2,200kg/m<sup>3</sup>]<sup>※2</sup>，<math>c</math>：コンクリート比熱[879J/kgK]<sup>※2</sup>，<math>t</math>：燃焼継続時間[s]</p> <p>※1:伝熱工学資料，※2:原子炉建物 構造計算書</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

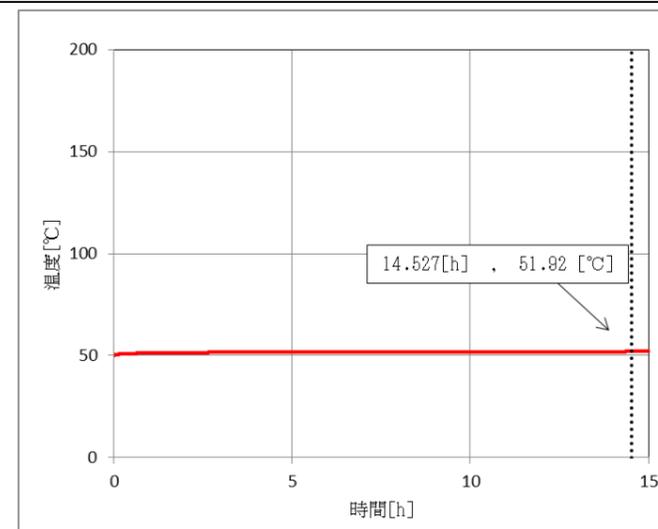


第 2-3 図 外壁面の温度推移

東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第2-3図 タービン建物外壁面の温度推移

イ. ガスタービン発電機用軽油タンクの評価結果

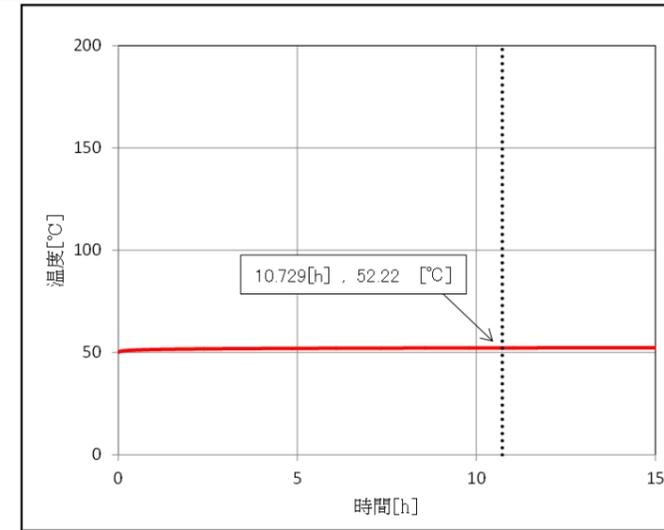
火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、発電用原子炉施設外壁の表面温度は約 53°C となり、許容温度を下回ることを確認した。(第 2-4 図)

$$T = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right)} \frac{h}{\varepsilon E}$$

出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，財団法人 日本建築センター

$T_0$ ：初期温度[50°C]， $E$ ：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]， $\varepsilon$ ：コンクリートの表面の放射率[0.94]<sup>※1</sup>， $h$ ：コンクリート表面熱伝達率[23.3W/m<sup>2</sup>K]<sup>※2</sup>， $k$ ：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK]<sup>※2</sup>， $\rho$ ：コンクリート密度[2,200kg/m<sup>3</sup>]<sup>※2</sup>， $c$ ：コンクリート比熱[879J/kgK]<sup>※2</sup>， $t$ ：燃焼継続時間[s]

※1: 伝熱工学資料，※2: 原子炉建物 構造計算書



第2-4図 原子炉建物外壁面の温度推移

2.2.3 外壁に対する熱影響評価

(1) 評価対象範囲

評価対象施設の外壁について、溶融炉灯油タンクの火災を想定して評価を実施した。

(2) 火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離

火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離を第2.2.3-1表に示す。

第2.2.3-1表 火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離

想定火災源	離隔距離 L (m)		
	原子炉建屋	タービン建屋	使用済燃料 乾式貯蔵建屋
溶融炉 灯油タンク	45	77	—※

※ 直接臨まないため評価対象外とした。

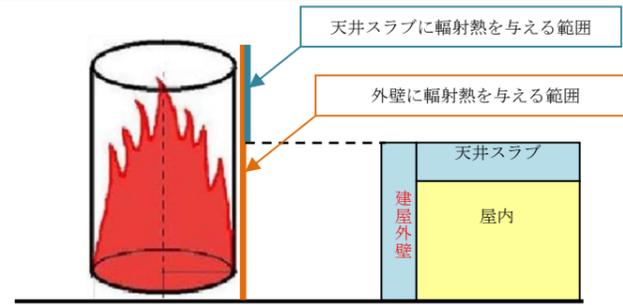
(3) 形態係数の算出

以下の式から形態係数を算出した。算出結果を第2.2.3-2表に示す。

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$$

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
	<p>ただし</p> $m = \frac{H}{R} \div 3, \quad n = \frac{L}{R}, \quad A = (1+n)^2 + m^2, \quad B = (1-n)^2 + m^2$ <p><math>\Phi</math>: 形態係数, L: 離隔距離(m), H: 炎の高さ(m), R: 燃焼半径(m)</p> <p>第 2. 2. 3-2 表 火災源となる設備の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="943 520 1676 724"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>離隔距離 L (m)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> <th>形態係数 <math>\Phi</math> (-)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">溶融炉 灯油タンク</td> <td>45 (原子炉建屋)</td> <td>2. 483</td> <td><math>5. 9639 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td>77 (タービン建屋)</td> <td>2. 483</td> <td><math>2. 0248 \times 10^{-3}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 輻射強度の算出</p> <p>火炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を第 2. 2. 3-3 表に示す。</p> $E = R f \cdot \Phi$ <p>E: 輻射強度(W/m<sup>2</sup>), R f: 輻射発散度(W/m<sup>2</sup>), <math>\Phi</math>: 形態係数</p> <p>第 2. 2. 3-3 表 火災源となる設備の輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="943 1207 1676 1381"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>離隔距離 L (m)</th> <th>輻射発散度 R f (kW/m<sup>2</sup>)</th> <th>形態係数 <math>\Phi</math> (-)</th> <th>輻射強度 E (W/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">溶融炉 灯油タンク</td> <td rowspan="2">灯油</td> <td>45 (原子炉建屋)</td> <td rowspan="2">50</td> <td><math>5. 9639 \times 10^{-3}</math></td> <td>298. 20</td> </tr> <tr> <td>77 (タービン建屋)</td> <td><math>2. 0248 \times 10^{-3}</math></td> <td>101. 24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 判断の考え方</p> <p>a. 許容温度</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃以下とする。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度による入熱と対流による放熱を考慮した、下記の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式よりコンクリート表</p>	想定火災源	離隔距離 L (m)	燃焼半径 R (m)	形態係数 $\Phi$ (-)	溶融炉 灯油タンク	45 (原子炉建屋)	2. 483	$5. 9639 \times 10^{-3}$	77 (タービン建屋)	2. 483	$2. 0248 \times 10^{-3}$	想定火災源	燃料の種類	離隔距離 L (m)	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )	形態係数 $\Phi$ (-)	輻射強度 E (W/m <sup>2</sup> )	溶融炉 灯油タンク	灯油	45 (原子炉建屋)	50	$5. 9639 \times 10^{-3}$	298. 20	77 (タービン建屋)	$2. 0248 \times 10^{-3}$	101. 24		
想定火災源	離隔距離 L (m)	燃焼半径 R (m)	形態係数 $\Phi$ (-)																										
溶融炉 灯油タンク	45 (原子炉建屋)	2. 483	$5. 9639 \times 10^{-3}$																										
	77 (タービン建屋)	2. 483	$2. 0248 \times 10^{-3}$																										
想定火災源	燃料の種類	離隔距離 L (m)	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )	形態係数 $\Phi$ (-)	輻射強度 E (W/m <sup>2</sup> )																								
溶融炉 灯油タンク	灯油	45 (原子炉建屋)	50	$5. 9639 \times 10^{-3}$	298. 20																								
		77 (タービン建屋)		$2. 0248 \times 10^{-3}$	101. 24																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>面の温度上昇を求め、コンクリート表面の温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。建屋外壁の評価概念図を第2.2.3-1図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火炎長が天井スラブより短い場合、天井スラブに輻射熱を与えないことから熱影響はない。</li> <li>・火炎長が天井スラブより長い場合、天井スラブに輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を第2.2.3-2図に示す。</li> <li>・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面(外壁)と水平面(天井スラブ)の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。</li> </ul> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right)$ <p>T : 表面から x(m) の位置の温度(°C), T<sub>0</sub> : 初期温度(50°C)※  κ : コンクリート温度伝導率(=λ / ρ C<sub>p</sub>) (7.7×10<sup>-7</sup>m<sup>2</sup>/s)  ρ : コンクリート密度(2,400kg/m<sup>3</sup>)  C<sub>p</sub> : コンクリート比熱(880J/kg/K)  λ : コンクリート熱伝導率(1.63W/m/K), E : 輻射強度(W/m<sup>2</sup>)  t : 燃焼継続時間(11,008s), x : コンクリート壁表面深さ(0m)  ※ 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4°C に保守性を持たせた値</p> <div data-bbox="1009 1386 1602 1711" data-label="Diagram"> </div> <p>第2.2.3-1図 建屋外壁の評価概念図</p>		

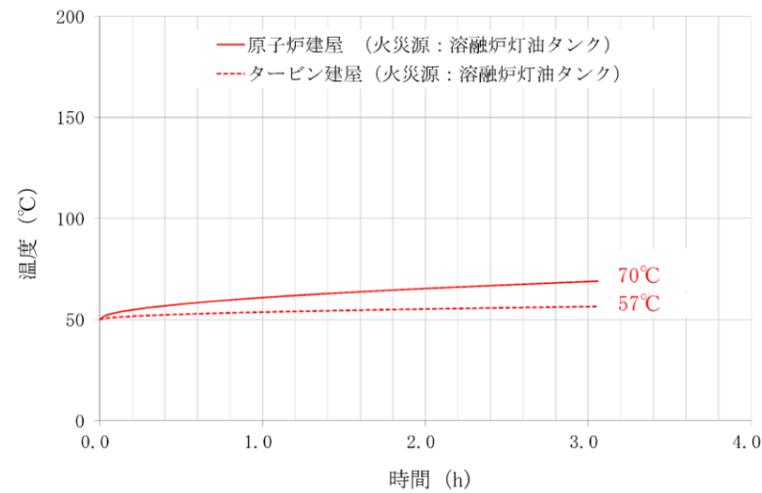


第 2.2.3-2 図 天井スラブへの輻射熱の影響

コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 200℃ 以下であることを確認した。評価結果を第 2.2.3-4 表、第 2.2.3-4 図に示す。

第 2.2.3-4 表 外壁に対する熱影響評価結果

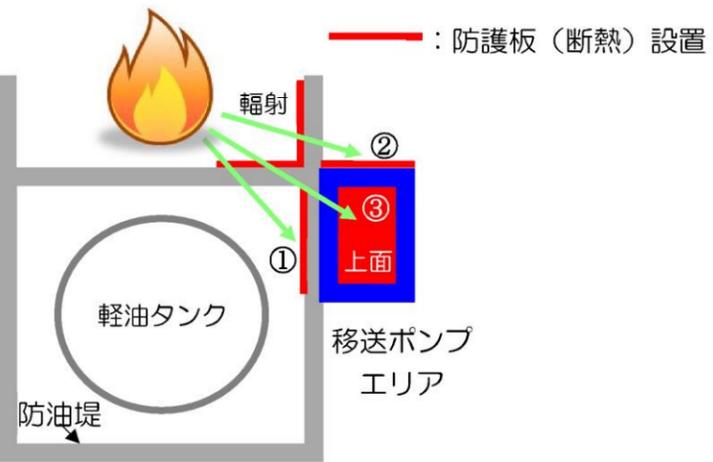
想定火災源	評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)
溶融炉灯油タンク	原子炉建屋	70	< 200
	タービン建屋	57	

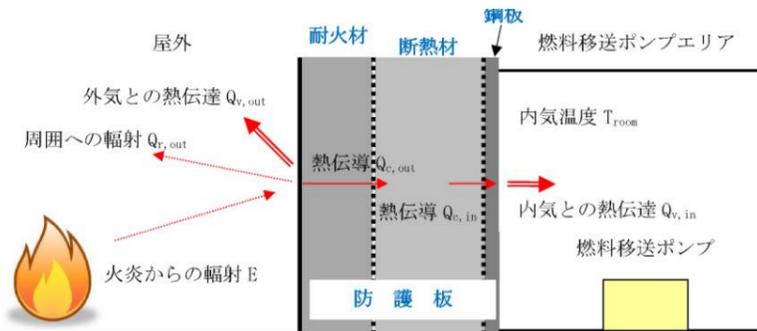


第 2.2.3-4 図 評価対象施設外壁表面の到達温度

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>軽油タンク</u>の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、<u>軽油の発火点225℃</u>とする。</p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>軽油及び軽油タンク</u>が昇温されるものとして、下記の式より、<u>軽油</u>の温度上昇を求め、<u>軽油</u>の温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、<u>軽油</u>の温度は約<u>178℃</u>となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = \frac{\epsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - \left( \frac{\epsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - T_0 \right) e^{\left( \frac{-hS_2}{C} \right) t}$ <p>T<sub>0</sub>: 初期温度[38℃], E: 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], ε: <u>軽油タンク</u>表面の放射率 (0.9) ※1, h: <u>軽油タンク</u>表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K] ※2, S<sub>1</sub>=S<sub>2</sub>: <u>軽油タンク</u>受熱・放熱面積[m<sup>2</sup>], C: <u>軽油タンク及び軽油</u>の熱容量[8.72×10<sup>8</sup>J/K], t: 燃焼継続時間[s], T<sub>air</sub>: 外気温度[℃]</p> <p>※1: 伝熱工学資料, ※2: 空気調和・衛生工学便覧</p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉では、<u>軽油タンク</u>, <u>燃料移送ポンプ</u>, <u>非常用ディーゼル発電機</u>は、<u>地下構造等の屋内設備</u>のため影響評価対象外。</p> <p>島根2号炉では、<u>海水ポンプ</u>は、<u>屋外設置</u>のため影響評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>燃料移送ポンプの温度評価</u>  <u>燃料移送ポンプは、軽油タンクの近傍に設置されており、当該タンクにて火災が発生した場合、その輻射による熱影響を受ける。このため、燃料移送ポンプを熱影響から防護するための防護板（断熱）をその周囲に設置する。第 2-4 図に防護板（断熱）設置範囲の例を示す。</u>  <u>以下、防護板（断熱）の設置を考慮した場合の熱影響評価を実施する。</u></p> <p>(a) 許容限界値（許容限界温度）  本評価で用いる許容限界値（許容限界温度）については、<u>端子ボックスパッキンの耐熱温度 100℃とする。パッキンの耐熱温度は、JIS 規格に基づく耐熱性を決定するための試験温度であり、この温度以下であれば、発火することなく、パッキンとしての性能が維持できることから、燃料移送ポンプの機能に影響はない。</u></p> <p>(b) 評価条件  (4) <u>必要データから(8) 燃焼継続時間に、以下の条件を加えて評価する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第 2-4 図における①及び②の位置に設置する防護板（断熱）は、防油堤により全ての面に輻射は当たらないが、全面に輻射が当たる上面（③）の防護板（断熱）も含め、保守的に、火災から最短距離にて算出した最も厳しい条件の輻射が①～③の全ての面に当たるものとする。なお、①～③の防護板（断熱）に対する熱影響が支配的であることから、これらについては評価上考慮するが、それ以外の面については、燃料移送ポンプエリアに接する面が小さく、コンクリート製の防油堤もあること から評価上考慮しない。</u></li> <li>・ <u>輻射が当たる面は、防護板（断熱）のみとして評価した防護板（断熱）と燃料移送ポンプ間に防油堤が設置されている箇所①については、防油堤による伝熱の低減は考慮しない。</u></li> <li>・ <u>輻射を受けない面は、保守的に断熱とする。</u></li> </ul>		<p>b. <u>海水ポンプの温度評価</u></p> <p>(a) 許容限界値（許容限界温度）  本評価で用いる許容限界値（許容限界温度）については、<u>海水ポンプ電動機の下部軸受の許容温度55℃とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7, 東海第二】  島根 2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</li> <li>島根 2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>第 2-4 図 防護板 (断熱) の設置概要と設置範囲の例</p> <p>(c) 耐火性能の評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で燃料移送ポンプエリアに設置している防護板 (断熱) が昇温されるものとして、下記により、燃料移送ポンプ周囲の最大温度 (燃料移送ポンプの最大温度) を求め、許容限界温度以下であるか評価を実施する。</p> <p>以下に概念図を示す。</p>		<p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>ア. 重油タンク (No. 1, 2, 3)</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして、下記の式より海水ポンプの冷却空気温度を求め、許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、海水ポンプの冷却空気温度は約23℃となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$ <p><math>T_0</math>: 通常運転時の上昇温度[22℃], <math>E</math>: 輻射強度[W/m<sup>2</sup>],  <math>A_T</math>: 受熱面積[10.93m<sup>2</sup>], <math>G</math>: 重量流量[1.96kg/s],  <math>C_p</math>: 空気比熱[1007J/(kg・K)]<sup>※1</sup></p> <p>※1: 伝熱工学資料</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】  評価対象物の抽出結果の相違</p>



第 2-5 図 伝熱の概念図

評価に必要なパラメータを以下に示す。

第 2-7 表 燃料移送ポンプエリア温度算出時の  
入力パラメータ

項目	パラメータ	備考		
外気温度[°C]	55	日射の影響を考慮した相当外気温(切り上げ)		
ポンプエリア初期温度[°C]	38	柏崎市の最高気温(37.6°C)を切り上げた温度(防護板(断熱)の裏面であり,日射の影響はない)		
耐火材	厚さ[mm]	100	メーカー仕様	
	熱伝導率[W/mK]			
	密度[kg/m³]			
	比熱[J/(kg·K)]			
	最高使用温度[°C]			
	材質			
	断熱材	厚さ[mm]	150	メーカー仕様
		熱伝導率[W/mK]		
		密度[kg/m³]		
		比熱[J/(kg·K)]		
		最高使用温度[°C]		
	材質			
	鋼板	厚さ[mm]	20	軟鋼 300K の値*
		熱伝導率[W/mK]	51.6	
		密度[kg/m³]	7860	
比熱[J/(kg·K)]		473		

\*: 日本機械学会, “伝熱工学資料 改訂第 5 版,” 2009 年 5 月 20 日

イ. ガスタービン発電機用軽油タンク

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度で海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして, 下記の式より海水ポンプの冷却空気温度を求め, 許容温度以下であるか評価を実施した。その結果, 海水ポンプの冷却空気温度は約23°Cとなり, 許容温度を下回ることを確認した。

$$T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$$

$T_0$ : 通常運転時の上昇温度[22°C], E: 輻射強度[W/m²],

$A_T$ : 受熱面積[10.93m²], G: 重量流量[1.96kg/s],

$C_p$ : 空気比熱[1007J/(kg·K)]<sup>※1</sup>

※1: 伝熱工学資料

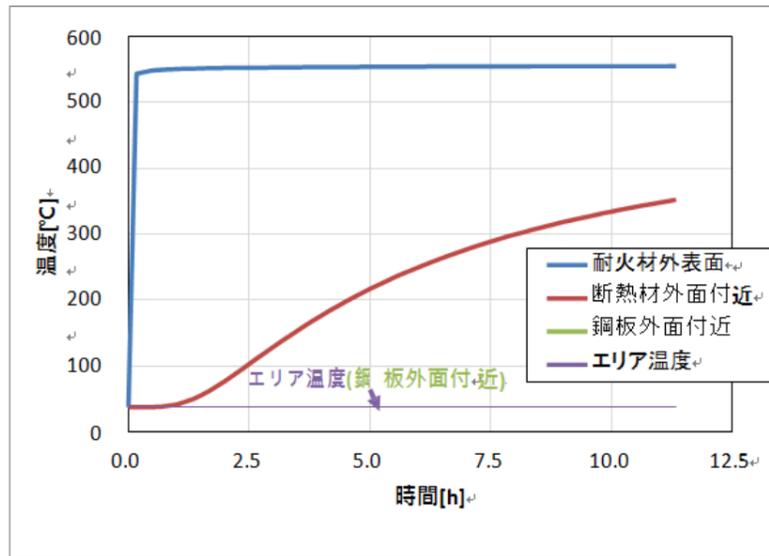
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>以下の式に示す一次元非定常熱伝導方程式を用いて、防護板(断熱)の内面並びに燃料移送ポンプエリア温度を求める。</u></p> $\frac{dT}{dt} = \alpha \frac{d^2T}{dx^2}$ <p><u>T: 温度, t: 時刻, x: 防護板(断熱)からの距離, α: 熱拡散率</u></p> <p><u>防護板(断熱)及び防護板(断熱)内面温度上昇に伴う熱負荷は次式で計算される。</u></p> $Q_{v,in} = h_{in} A (T_{in} - T_{room})$ <p><u>h<sub>in</sub>: 防護板(断熱)内面熱伝達率, A: 防護板(断熱)内面の表面積,</u></p> <p><u>T<sub>in</sub>: 防護板(断熱)内面温度, T<sub>room</sub>: 燃料移送ポンプエリア温度</u></p> <p><u>燃料移送ポンプエリア温度は、軽油タンク火災による防護板(断熱)内面温度上昇に伴う熱負荷がエリア内に蓄熱されることを考慮し、次式で求める。</u></p> $\Delta T_{room} = \frac{Q_{v,in}}{\rho CV}$ <p><u>ρ: 空気密度, C: 空気比熱, V: ポンプエリア体積</u></p> <p><u>(d)耐火性能の評価結果</u></p> <p><u>軽油タンク火災における燃料移送ポンプの評価結果を以下に示す。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

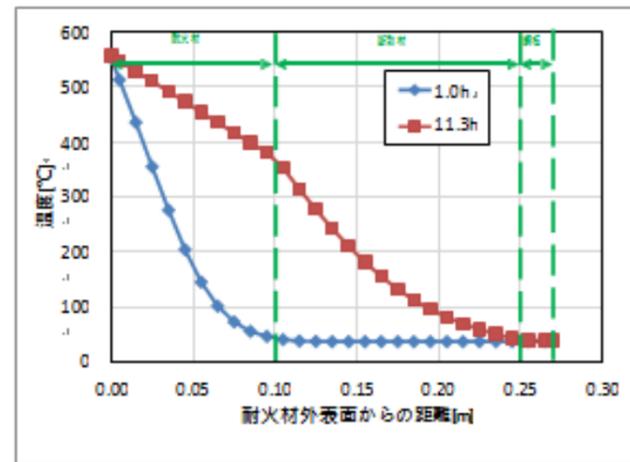
東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第 2-6 図 防護板 (断熱) 各部温度並びに燃料移送ポンプエリア温度



第 2-7 図 防護板 (断熱) 内部の温度分布

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
<p align="center"><b>第 2-8 表 燃料移送ポンプ影響評価結果</b></p> <table border="1" data-bbox="142 298 896 562"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>軽油タンク火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>32.5×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[h]</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>防護板(断熱)外面温度[°C]</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>防護板(断熱)内面温度[°C]</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>ポンプエリア温度[°C]</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>許容温度[°C]</td> <td>100<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料移送ポンプ端子ボックスパッキンの耐熱温度</p> <p><u>評価の結果，ポンプエリア（燃料移送ポンプ）の温度は約41°Cとなり，許容温度を下回ることを確認した。</u></p> <p>d. <u>主排気筒の温度評価</u></p> <p>(a) 許容限界値（許容限界温度）</p> <p>本評価で用いる許容限界値（許容限界温度）については，<u>主排気筒鋼材の許容温度325°Cとする。</u></p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間，一定の輻射強度で<u>主排気筒</u>が昇温されるものとして，下記の式より<u>主排気筒</u>の最大温度を求め，許容温度以下であるか評価を実施した。その結果，<u>主排気筒</u>の温度は約 <u>83°C</u>となり，許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub>：初期温度[50°C]，E：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]，ε：主排気筒表面の放射率(0.9)<sup>※1</sup>，h：主排気筒表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K]<sup>※2</sup></p> <p>※1：伝熱工学資料，※2：空気調和・衛生工学便覧</p>	項目	軽油タンク火災	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	32.5×10 <sup>3</sup>	燃焼継続時間[h]	11.3	防護板(断熱)外面温度[°C]	555	防護板(断熱)内面温度[°C]	41	ポンプエリア温度[°C]	41	許容温度[°C]	100 <sup>※1</sup>		<p>c. <u>排気筒の温度評価</u></p> <p>(a) 許容限界値（許容限界温度）</p> <p>本評価で用いる許容限界値（許容限界温度）については，<u>排気筒鋼材の許容温度325°Cとする。</u></p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p><u>ア. 重油タンク (No. 1, 2, 3)</u></p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間，一定の輻射強度で<u>排気筒</u>が昇温されるものとして，下記の式より，<u>排気筒</u>の最大温度を求め，許容温度以下であるか評価を実施した。その結果，<u>排気筒</u>の温度は約<u>52°C</u>となり，許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub>：初期温度[50°C]，E：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]，ε：排気筒表面の放射率[0.9]<sup>※1</sup>，h：排気筒表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K]<sup>※2</sup></p> <p>※1：伝熱工学資料，※2：空気調和・衛生工学便覧</p> <p><u>イ. ガスタービン発電機用軽油タンク</u></p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間，一定の輻射強度で<u>排気筒</u>が昇温されるものとして，下記の式より，<u>排気筒</u>の最大温度を求め，許容温度以下であるか評価を実施した。その結果，<u>排気筒</u>の温度は約<u>52°C</u>となり，許容温度を下回ることを確認した。</p>	
項目	軽油タンク火災																
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	32.5×10 <sup>3</sup>																
燃焼継続時間[h]	11.3																
防護板(断熱)外面温度[°C]	555																
防護板(断熱)内面温度[°C]	41																
ポンプエリア温度[°C]	41																
許容温度[°C]	100 <sup>※1</sup>																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>e. タービン建屋非常用電気品室の温度評価</p> <p>6号及び7号炉の軽油タンクは山側にあり、タービン建屋は海側にあることから、直接輻射熱が届くことはない。5号炉の軽油タンクは海側にあり輻射熱を受けることから熱影響評価を実施する(第2-8図)。5号炉軽油タンク火災時の6号炉タービン建屋の熱影響評価を実施するにあたり使用するパラメータを以下に示す。また、(9)で熱影響評価を実施している6号炉軽油タンク火災時の6号炉原子炉建屋での熱影響評価に使用したパラメータを並べて示す。それぞれを比較すると、6号炉軽油タンク火災の方が防油堤面積が大きく、離隔距離が短く、燃焼継続時間が長いことから、5号炉軽油タンク火災時の6号炉タービン建屋熱影響評価は6号炉原子炉建屋での熱影響評価に包絡される。よって、5号炉軽油タンク火災時には、6号炉タービン建屋への熱影響はない。なお、5号炉軽油タンクから7号炉のタービン建屋までの距離は、6号炉までの距離より離れていることから同様に熱影響はない。</p> <p>第2-9表 各建屋に対する軽油タンク火災の影響</p> <table border="1" data-bbox="145 1339 902 1612"> <thead> <tr> <th></th> <th>5号炉軽油タンク火災 タービン建屋への影響</th> <th>6号炉軽油タンク火災 原子炉建屋への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防油堤面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>185</td> <td>289</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>91</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵量[kl]</td> <td>344</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s]<sup>1)</sup></td> <td colspan="2">0.044</td> </tr> <tr> <td>密度[kg/m<sup>3</sup>]<sup>1)</sup></td> <td colspan="2">918</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度[m/s]<sup>2)</sup></td> <td colspan="2">4.79×10<sup>-5</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[hour]</td> <td>10.7</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) NUREG-1805より 2) 評価ガイドより、以下の式から算出</p>		5号炉軽油タンク火災 タービン建屋への影響	6号炉軽油タンク火災 原子炉建屋への影響	防油堤面積[m <sup>2</sup> ]	185	289	離隔距離[m]	91	46	燃料貯蔵量[kl]	344	565	質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>1)</sup>	0.044		密度[kg/m <sup>3</sup> ] <sup>1)</sup>	918		燃焼速度[m/s] <sup>2)</sup>	4.79×10 <sup>-5</sup>		燃焼継続時間[hour]	10.7	11.3		$T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub>: 初期温度[50℃], E: 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], ε: 排気筒表面の放射率[0.9]<sup>※1</sup>, h: 排気筒表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K]<sup>※2</sup></p> <p>※1: 伝熱工学資料, ※2: 空気調和・衛生工学便覧</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 6号及び7号炉によって評価対象が相違</p>
	5号炉軽油タンク火災 タービン建屋への影響	6号炉軽油タンク火災 原子炉建屋への影響																									
防油堤面積[m <sup>2</sup> ]	185	289																									
離隔距離[m]	91	46																									
燃料貯蔵量[kl]	344	565																									
質量低下速度[kg/m <sup>2</sup> ・s] <sup>1)</sup>	0.044																										
密度[kg/m <sup>3</sup> ] <sup>1)</sup>	918																										
燃焼速度[m/s] <sup>2)</sup>	4.79×10 <sup>-5</sup>																										
燃焼継続時間[hour]	10.7	11.3																									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
$t = \frac{V}{S \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], S : 防油堤面積[m<sup>2</sup>],  v : 燃焼速度[m/s]  M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>第 2-8 図 非常用電気品室と危険物タンクまでの距離</p> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価  以上の結果から、<u>軽油タンク</u>において火災が発生した場合を想定したとしても、許容限界温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響をおよぼすことはない と評価する。</p>		<p>(10) 火災による熱影響の有無の評価  以上の結果から、<u>重油タンク及びガスタービン発電機用軽油タンク</u>において火災が発生した場合を想定したとしても、許容限界温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはない と評価する。</p>	

2.2.4 主排気筒に対する熱影響評価

(1) 評価対象範囲

主排気筒について、溶融炉灯油タンクの火災を想定して評価を実施した。

なお、主排気筒の評価に当たっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。

(2) 評価対象施設の仕様

主排気筒仕様を第2.2.4-1表に、主排気筒外形図を第2.2.4-1図に示す。

第2.2.4-1表 評価対象施設の仕様

名称	主排気筒	
種類	鉄塔支持型	
主要寸法	内径 4.5m	
	地表高さ 140m	
材料	筒身	SS400
	鉄塔	SS400, STK400
個数	1	



第2.2.4-1図 評価対象施設の外形図

(3) 火災源となる設備から主排気筒までの離隔距離

火災源となる設備から主排気筒までの離隔距離を第2.2.4-2表に示す。

第2.2.4-2表 火災源となる設備から主排気筒までの離隔距離

想定火災源	離隔距離 L (m)
溶融炉灯油タンク	21

(4) 形態係数の算出

以下の式から形態係数を算出した。算出結果を第2.2.4-3表に示す。

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \approx 3$ ,  $n = \frac{L}{R}$ ,  $A = (1+n)^2 + m^2$ ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

Φ:形態係数, L:離隔距離(m), H:炎の高さ(m), R:燃焼半径(m)

第2.2.4-3表 火災源となる設備の形態係数

想定火災源	離隔距離 L (m)	燃焼半径 R (m)	形態係数 Φ (-)
熔融炉 灯油タンク	21	2.483	$2.6826 \times 10^{-2}$

(5) 輻射強度の評価

火災の火炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を第2.2.4-4表に示す。

$$E = R f \cdot \Phi$$

E:輻射強度(W/m<sup>2</sup>), R f:輻射発散度(W/m<sup>2</sup>), Φ:形態係数

第2.2.4-4表 火災源となる設備の輻射強度

想定火災源	燃料の種類	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )	形態係数 Φ (-)	輻射強度 E (W/m <sup>2</sup> )
熔融炉 灯油タンク	灯油	50	$2.6826 \times 10^{-2}$	1343.13

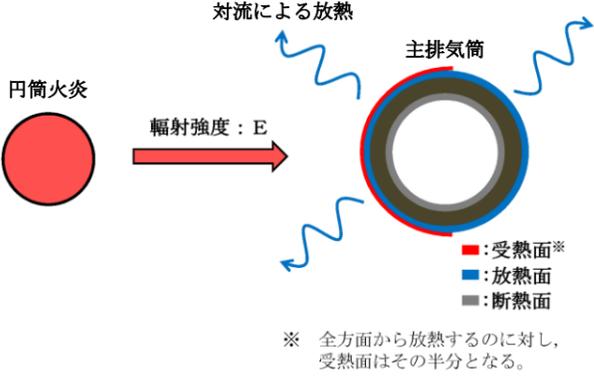
(6) 判断の考え方

a. 許容温度

主排気筒鉄塔(SS400, STK400)の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。

b. 評価結果

一定の輻射強度で主排気筒鉄塔が昇温されるものとして、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により主排気筒鉄塔表面の温度上昇を求

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、評価に当たって主排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が火災源との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400、STK400、筒身ではSS400であり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。主排気筒の評価概念図を第2.2.4-2図に示す。</p> $T = T_0 + \frac{E}{2h}$ <p>T : 許容温度 (325℃), T<sub>0</sub> : 初期温度 (50℃)<sup>※1</sup>  E : 輻射強度 (W/m<sup>2</sup>), h : 熱伝達率 (17W/m<sup>2</sup>/K)<sup>※2</sup></p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値  ※2 空気調和・衛生工学便覧 (外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)</p>  <p>第2.2.4-2図 主排気筒の評価概念図</p> <p>主排気筒鉄塔表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.4-5表に示す。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p data-bbox="994 252 1632 283">第 2.2.4-5 表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="985 304 1632 451"> <thead> <tr> <th data-bbox="985 304 1243 373">評価対象施設</th> <th data-bbox="1243 304 1436 373">評価温度 (°C)</th> <th data-bbox="1436 304 1632 373">許容温度 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="985 373 1243 451">主排気筒</td> <td data-bbox="1243 373 1436 451">90</td> <td data-bbox="1436 373 1632 451">&lt; 325</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="926 525 1691 640">2.2.5 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p data-bbox="926 661 1172 693">(1) 評価対象範囲</p> <p data-bbox="926 703 1691 1312">残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第 2.2.5-1 図に示す。</p> <p data-bbox="926 1333 1691 1449">電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)	主排気筒	90	< 325		
評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)							
主排気筒	90	< 325							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="952 348 1665 810" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1003 835 1626 867">第 2. 2. 5-1 図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p> <p data-bbox="931 926 1234 957">(2) 評価対象施設の仕様</p> <p data-bbox="952 972 1694 1136">残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプの海水ポンプ室内の配置図を第 2. 2. 5-2 図，外形図を第 2. 2. 5-3 図に示す。仕様を第 2. 2. 5-1 表に示す。</p> <div data-bbox="931 1194 1703 1581" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1110 1602 1516 1633">第 2. 2. 5-2 図 海水ポンプの配置図</p>		



第 2.2.5-3 図 海水ポンプの外形図

第 2.2.5-1 表 評価対象施設の仕様

名称	残留熱除去系海水系ポンプ 電動機	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用 海水ポンプ電動機
主要寸法	全 幅 : 1.9 m 高 さ : 2.73m	全 幅 : 0.51m 高 さ : 0.98m
材 料	SS400, SUS304	SS400
基 数	4	3

(3) 火災源となる設備から主排気筒までの離隔距離

残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプを内包する海水ポンプ室から火災源までの離隔距離を第 2.2.5-2 表に示す。

第 2.2.5-2 表 火災源となる設備から海水ポンプ室までの  
離隔距離

想定火災源	離隔距離 L (m)
熔融炉灯油タンク	185

(4) 形態係数の算出

以下の式から形態係数を算出した。算出結果を第 2. 2. 5-3 表に示す。

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(\Lambda - 2n)}{n \sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{\Lambda(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \div 3$ ,  $n = \frac{L}{R}$ ,  $A = (1+n)^2 + m^2$ ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

Φ: 形態係数, L: 離隔距離 (m), H: 炎の高さ (m), R: 燃焼半径 (m)

第 2. 2. 5-3 表 火災源となる設備の形態係数

想定火災源	離隔距離 L (m)	燃焼半径 R (m)	形態係数 Φ (-)
溶融炉 灯油タンク	185	2.483	$3.473 \times 10^{-4}$

(5) 輻射強度の評価

火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を第 2. 2. 5-4 表に示す。

$$E = R f \cdot \Phi$$

E: 輻射強度 (W/m<sup>2</sup>), R f: 輻射発散度 (W/m<sup>2</sup>), Φ: 形態係数

第 2. 2. 5-4 表 火災源となる設備の輻射強度

想定火災源	燃料の種類	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )	形態係数 Φ (-)	輻射強度 E (W/m <sup>2</sup> )
溶融炉 灯油タンク	灯油	50	$3.473 \times 10^{-4}$	17.37

(6) 判断の考え方

a. 許容温度

残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 用海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、上部及び下部軸受のうち、運転時の温度上昇が高い下部軸受の上昇温度を考慮し、軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度を第 2. 2. 5-5 表に示す。

第2.2.5-5表 下部軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度

名称	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機
軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度	70℃ <sup>※1</sup>	60℃ <sup>※2</sup>

- ※1 ポンプ運転により、下部軸受は最大で約10℃上昇することから、軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80℃から10℃を差し引いた70℃を冷却空気の許容温度に設定
- ※2 ポンプ運転により、下部軸受は最大で約35℃上昇することから、軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95℃から35℃を差し引いた60℃を冷却空気の許容温度に設定

b. 評価結果

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、残留熱除去系海水系ポンプ電動機及び非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機が受ける輻射熱によって上昇する冷却空気温度を求め、第2.2.5-5表に示す許容温度を下回るかを熱エネルギーの式より求まる下式で評価を実施した。評価に用いた諸元を第2.2.5-6表に、評価概念図を第2.2.5-4図に示す。

$$T = T_0 + \frac{E \cdot A}{G \cdot C_p} + \Delta T \quad (\text{式1})$$

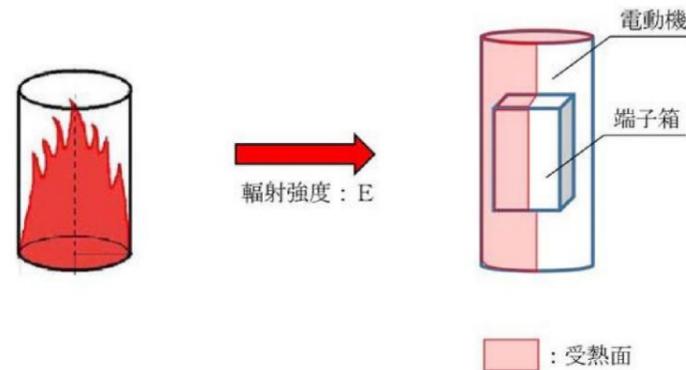
T : 評価温度(℃), T<sub>0</sub> : 初期温度(39℃)<sup>※1</sup>, E : 輻射強度(W/m<sup>2</sup>),  
 G : 重量流量(kg/s), A : 輻射を受ける面積(m<sup>2</sup>)  
 C<sub>p</sub> : 空気比熱(1,007J/kg/K), ΔT : 構造物を介した温度上昇(5℃)

※2

- ※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値
- ※2 航空機火災による構造物を介した冷却空気の温度上昇(ΔT<sub>b</sub>=2.2℃)を包絡する5℃に設定

第2.2.5-6表 評価に用いた諸元

	残留熱除去系海水系ポンプ電動機	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ電動機
G : 重量流量 (kg/s)	2.6	0.72
A : 輻射を受ける面積 (m <sup>2</sup> )	12	1.6



第 2.2.5-4 図 評価概念図

輻射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第 2.2.5-7 表に示す。

第 2.2.5-7 表 評価対象施設に対する熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)
残留熱除去系海水系ポンプ	45	< 70
非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)用海水ポンプ	45	< 60

2.3 爆風圧影響評価

2.3.1 想定事象

(1) 評価対象とする爆発源となる設備は 2.1 で抽出した、水素貯槽とした。

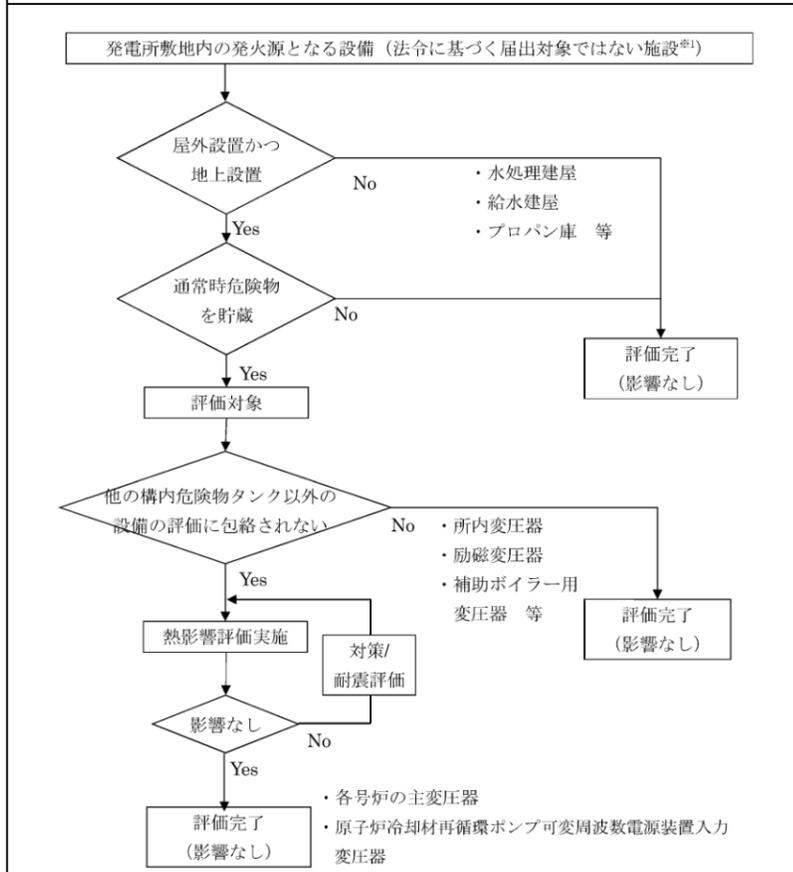
(2) 水素貯槽は、ガスを満載した状態を想定した。

2.3.2 爆発源となる設備及びガスに係るデータ

爆発源となる設備及びガスに係るデータを第 2.3.2-1 表に示す。

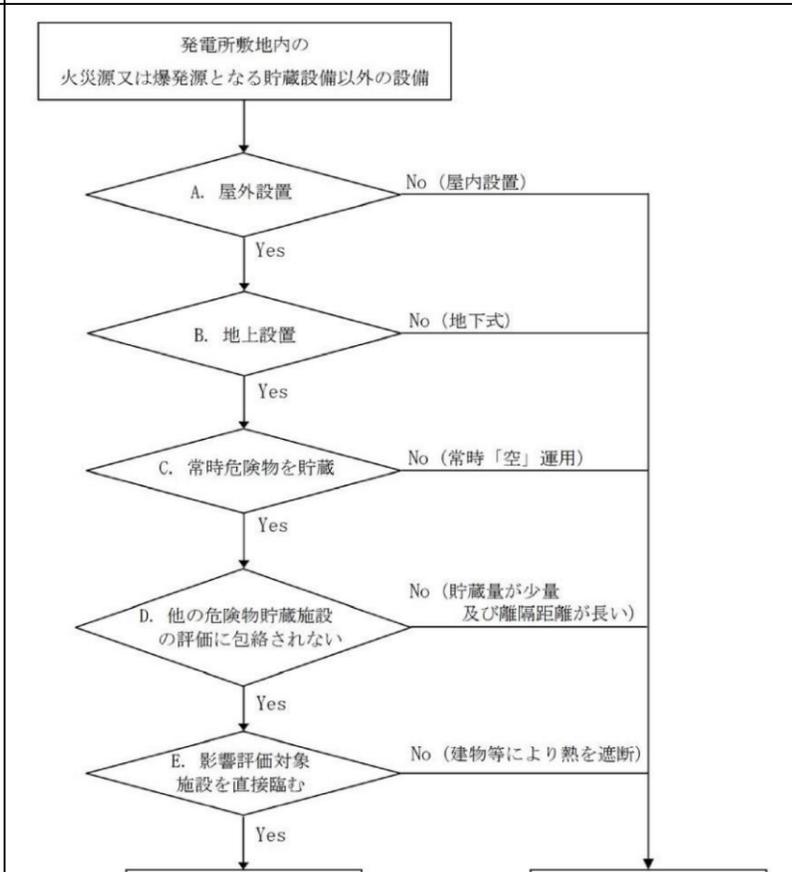
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
	<p data-bbox="982 254 1638 283">第2.3.2-1表 爆発源となる設備及びガスに係るデータ</p> <table border="1" data-bbox="1041 312 1558 653"> <thead> <tr> <th></th> <th>水素貯槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵ガス</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>貯蔵量(m<sup>3</sup>)</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>密度(kg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.08988<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>貯蔵ガスK値<sup>*2</sup></td> <td>2,860</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備W値</td> <td>0.0006</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1041 659 1576 709"> <sup>*1</sup> 一般社団法人 水素エネルギー協会 記載値  <sup>*2</sup> コンビナート等保安規定第5条別表第二記載値 </p> <p data-bbox="928 793 1258 823">2.3.3 危険限界距離の算出</p> <p data-bbox="952 837 1691 957"> <u>評価ガイドに基づき、下式より危険限界距離を算出した結果、危険限界距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第2.3.3-1表に示す。</u> </p> $X=0.04 \times 14.4 \sqrt[3]{(K \times 1,000 \times W)}$ <p data-bbox="982 1062 1676 1092">X: 危険限界距離(m), K: 石油類の定数(-), W: 設備定数(-)</p> <p data-bbox="928 1152 1691 1182">第2.3.3-1表 爆発源となる設備と評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="997 1197 1629 1316"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険限界距離(m)</th> <th>離隔距離<sup>*</sup>(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>7</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="946 1331 1679 1352">※ 評価対象施設のなかで水素貯槽から最も離隔距離が短いタービン建屋までの距離</p>		水素貯槽	貯蔵ガス	水素	貯蔵量(m <sup>3</sup> )	6.7	密度(kg/m <sup>3</sup> )	0.08988 <sup>*1</sup>	貯蔵ガスK値 <sup>*2</sup>	2,860	貯蔵設備W値	0.0006	評価対象施設	危険限界距離(m)	離隔距離 <sup>*</sup> (m)	タービン建屋	7	35		
	水素貯槽																				
貯蔵ガス	水素																				
貯蔵量(m <sup>3</sup> )	6.7																				
密度(kg/m <sup>3</sup> )	0.08988 <sup>*1</sup>																				
貯蔵ガスK値 <sup>*2</sup>	2,860																				
貯蔵設備W値	0.0006																				
評価対象施設	危険限界距離(m)	離隔距離 <sup>*</sup> (m)																			
タービン建屋	7	35																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 構内危険物タンク以外の設備の火災影響評価</p> <p>評価対象範囲</p> <p>消防法又は<u>柏崎市火災予防条例</u>に基づく届出対象施設ではない施設について、火災影響評価を実施する。評価対象とする設備を危険物タンクと同様に第 3-1 図のフローに基づき抽出する(第 3-1 表)。危険物を貯蔵し屋外に設置している設備を想定発火源(主変圧器、水素ガストレーラー)とする。</p> <p>なお、薬品を取り扱う設備は輻射熱を受けない屋内設置であること、外部への火災が発生する可能性が低いことから、評価対象から除外する(第 3-2 表)。</p>	<p>3. 敷地内貯蔵設備以外の影響評価</p> <p>3.1 評価対象範囲</p> <p><u>敷地内貯蔵設備以外の火災源又は爆発源となる設備を、第 3.1-1 図のフローに基づき抽出した。抽出結果を第 3.1-1 表に示す。</u></p> <p><u>・貯蔵燃料の種類が同じ場合、貯蔵量が少なくかつ評価対象施設までの離隔距離が長い設備は、貯蔵量が多くかつ評価対象施設までの離隔距離が短い他設備に包絡されるため、評価対象外とした。可搬型重大事故等対処設備及び自主設備(第 3.1-2 表)についても、同じフローに基づき評価対象を抽出した。</u></p> <p><u>敷地内貯蔵設備以外の火災源又は爆発源となる設備及び評価対象施設の位置を第 3.1-2 図に、可搬型重大事故等対処設備及び自主設備の保管位置を第 3.1-3 図に示す。</u></p>	<p>3. 構内危険物タンク以外の設備の火災影響評価</p> <p>(1) 評価対象範囲</p> <p>消防法又は<u>松江市火災予防条例</u>に基づく届出対象設備ではない施設について、火災影響評価を実施する、評価対象とする設備を危険物タンクと同様に第3-1図のフローに基づき抽出する(第3-1表)。危険物を貯蔵し屋外に設置している設備を想定発火源(主変圧器、水素ガストレーラ)とする。</p> <p>なお、薬品を取り扱う設備は輻射熱を受けない屋内設置であること、外部への火災が発生する可能性が低いことから、評価対象から除外する。</p>	

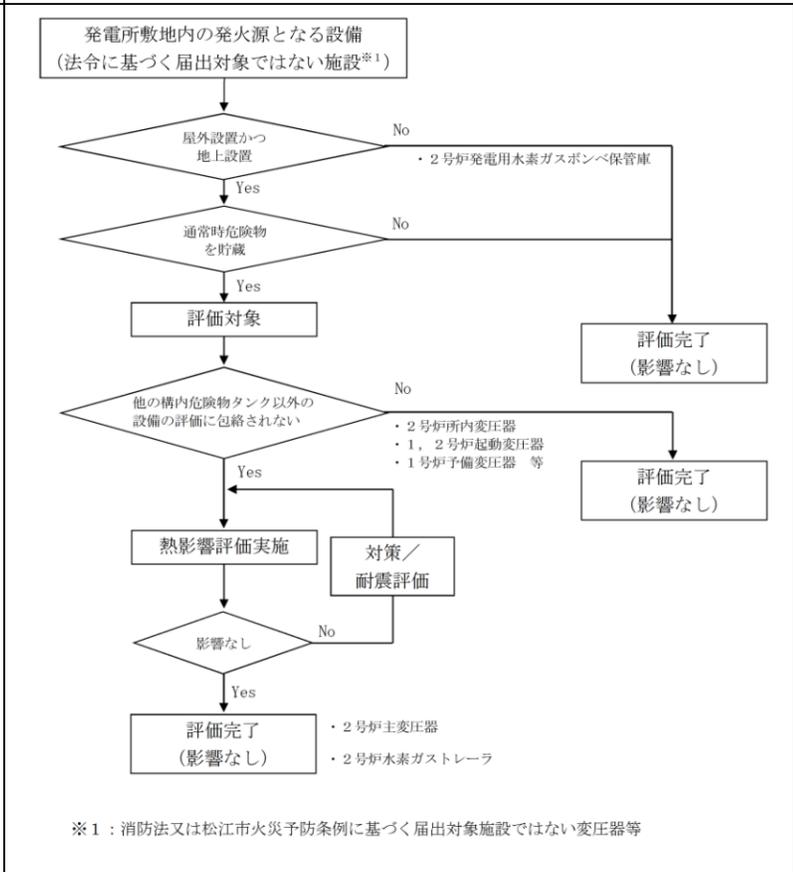


※1：消防法又は柏崎市火災予防条例に基づく届出対象施設ではない変圧器等

第 3-1 図 構内危険物タンク以外の設備のうち評価対象抽出フロー



第 3. 1-1 図 敷地内貯蔵設備以外の設備の対象抽出フロー



※1：消防法又は松江市火災予防条例に基づく届出対象施設ではない変圧器等

第3-1図 構内危険物タンク以外の設備のうち評価対象抽出フロー

第 3-1(a)表 その他の危険物

号炉	設備名	危険物の種類	数量	詳細評価要否
1号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	193.00kL	○ (※1)
2号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	198.00kL	○ (※1)
3号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	193.00kL	○ (※1)
4号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	190.00kL	○ (※1)
5号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	190.00kL	○ (※1)
6号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	200.00kL	○ (※1)
7号炉	主変圧器	1種2号 鉱油	214.00kL	○ (※1)
1号炉	所内変圧器 1A, 1B	1種2号 鉱油	18.40kL	× (※2)
2号炉	所内変圧器 2A, 2B	1種2号 鉱油	17.20kL	× (※2)
3号炉	所内変圧器 3A	1種2号 鉱油	17.20kL	× (※2)
3号炉	所内変圧器 3B	1種2号 鉱油	17.30kL	× (※2)
4号炉	所内変圧器 4A, 4B	1種2号 鉱油	18.10kL	× (※2)
5号炉	所内変圧器 5A, 5B	1種2号 鉱油	18.10kL	× (※2)
6号炉	所内変圧器 6A	1種2号 鉱油	20.50kL	× (※2)
6号炉	所内変圧器 6B	1種2号 鉱油	21.00kL	× (※2)
7号炉	所内変圧器 7A, 7B	1種2号 鉱油	19.20kL	× (※2)
共用	NO. 1 高起動変圧器	1種2号 鉱油	78.30kL	× (※2)
共用	NO. 2 高起動変圧器	1種2号 鉱油	70.00kL	× (※2)
共用	NO. 3 高起動変圧器	1種2号 鉱油	70.00kL	× (※2)
1号炉	低起動変圧器 1SA, 1SB	1種2号 鉱油	25.90kL	× (※2)
3号炉	低起動変圧器 3SA, 3SB	1種2号 鉱油	25.20kL	× (※2)
5号炉	低起動変圧器 5SA, 5SB	1種2号 鉱油	17.05kL	× (※2)
6号炉	低起動変圧器 6SA, 6SB	1種2号 鉱油	24.60kL	× (※2)
1号炉	励磁変圧器	1種2号 鉱油	13.20kL	× (※2)
2号炉	励磁変圧器	1種2号 鉱油	13.50kL	× (※2)
3号炉	励磁変圧器	1種2号 鉱油	13.50kL	× (※2)
4号炉	励磁変圧器	1種2号 鉱油	9.50kL	× (※2)
5号炉	励磁変圧器	1種2号 鉱油	9.50kL	× (※2)
共用	NO. 1 工事用変圧器	1種2号 鉱油	8.585kL	× (※2)
共用	NO. 2 工事用変圧器	1種2号 鉱油	11.50kL	× (※2)
共用	補助ボイラー用変圧器 3A	1種2号 鉱油	31.80kL	× (※2)
共用	補助ボイラー用変圧器 4A	1種2号 鉱油	9.10kL	× (※2)
共用	補助ボイラー用変圧器 4B	1種2号 鉱油	9.10kL	× (※2)
共用	補助ボイラー用変圧器 4C	1種2号 鉱油	9.10kL	× (※2)
共用	高圧ボンベ倉庫 (NO. 1~3)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.9%	2,520m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
1号炉	屋外ボンベ室 (K1)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	196m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
1号炉	屋外 (K1) (水素ガストレーラ)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	13,987m <sup>3</sup>	○

第 3.1-1 表 敷地内貯蔵設備以外の火災源又は爆発源となる

設備一覧

設備名	設置場所	危険物の類	品名	最大数量 (m <sup>3</sup> )	詳細評価要否 (○:対象, ×:対象外)
主要変圧器	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	136	○
所内変圧器 2 A	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	21.00	○
所内変圧器 2 B	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	21.00	× (他評価に包絡 → D)
起動変圧器 2 A	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	45.95	× (他評価に包絡 → D)
起動変圧器 2 B	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	46.75	○
予備変圧器	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	35.90	× (他評価に包絡 → D)
1号エステート変圧器	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	1.10	× (他評価に包絡 → D)
2号エステート変圧器	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	1.10	× (他評価に包絡 → D)
66kV非常用変電所	屋外	第四類	第三石油類 絶縁油	6.60	× (他評価に包絡 → D)
中央制御室計器用エンジン発電機	屋外	第四類	第二石油類 軽油	0.026	× (常時「空」 → C)



第 3.1-2 図 火災源となる変圧器及び評価対象施設の設置位置

第 3-1 表 その他の危険物

(2019年7月時点)

号炉	設備名	危険物の種類	数量	評価要否
1	起動変圧器	絶縁油	46kL	× (※1)
1	予備変圧器	絶縁油	10kL	× (※1)
1	44m 盤高圧ガス貯蔵所	水素	1155m <sup>3</sup>	× (屋内)
2	主変圧器	絶縁油	77kL	○
2	所内変圧器 (A, B)	絶縁油	20kL	× (※1)
2	起動変圧器	絶縁油	24kL	× (※1)
2	水素ガストレーラ	水素	12086m <sup>3</sup>	○
2	発電用水素ガスボンベ保管庫	水素	140m <sup>3</sup>	× (屋内)
3	主変圧器	絶縁油	141kL	× (※1)
3	所内変圧器	絶縁油	21kL	× (※1)
3	補助変圧器	絶縁油	37kL	× (※1)
3	発電機用水素ガスボンベ保管庫	水素	1477.5m <sup>3</sup>	× (屋内)

※1: 2号の主変圧器火災による熱影響評価に包含される。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

第3-1(b)表 その他の危険物

号炉	設備名	危険物の種類	数量	詳細評価要否
2号炉	屋外ボンベ室 (K2)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	196m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
3号炉	屋外ボンベ室 (K3)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	196m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
4号炉	屋外ボンベ室 (K4)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	196m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
5号炉	屋外ボンベ室 (K5)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	196m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
6号炉	屋外ボンベ室 (K6)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	210m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
7号炉	屋外ボンベ室 (K7)	水素ガス (ボンベ) 濃度: 99.99%	210m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
共用	予備変圧器	1種2号 鉱油	33.50kl	× (※2)
共用	補助ボイラー用変圧器 5A	1種2号 鉱油	30.80kl	× (※2)
共用	補助ボイラー用変圧器 5B	1種2号 鉱油	30.80kl	× (※2)
3号炉	PLR-TNV(A)入力変圧器	1種2号 鉱油	8.20kl	○ (※1)
3号炉	PLR-TNV(B)入力変圧器	1種2号 鉱油	8.20kl	○ (※1)
4号炉	PLR-INV(A)入力変圧器	1種2号 鉱油	9.70kl	○ (※1)
4号炉	PLR-INV(B)入力変圧器	1種2号 鉱油	9.70kl	○ (※1)
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器	1種2号 鉱油	3.61kl	○ (※1)
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2)入力変圧器	1種2号 鉱油	13.70kl	○ (※1)
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-1)入力変圧器	1種2号 鉱油	3.61kl	○ (※1)
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器	1種2号 鉱油	13.70kl	○ (※1)
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器	1種2号 鉱油	3.70kl	○ (※1)
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2)入力変圧器	1種2号 鉱油	9.50kl	○ (※1)
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-1)入力変圧器	1種2号 鉱油	3.70kl	○ (※1)
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器	1種2号 鉱油	9.50kl	○ (※1)
共用	水処理建屋	第2石油類 軽油	330L	× (屋内設置)
共用	給水建屋	第2石油類 軽油	400L	× (屋内設置)
1号炉	荒浜側廃却建屋プロパン庫	LPGガス	4000kg	× (屋内設置)
5号炉	大湊側廃却建屋プロパン庫	LPGガス	4000kg	× (屋内設置)

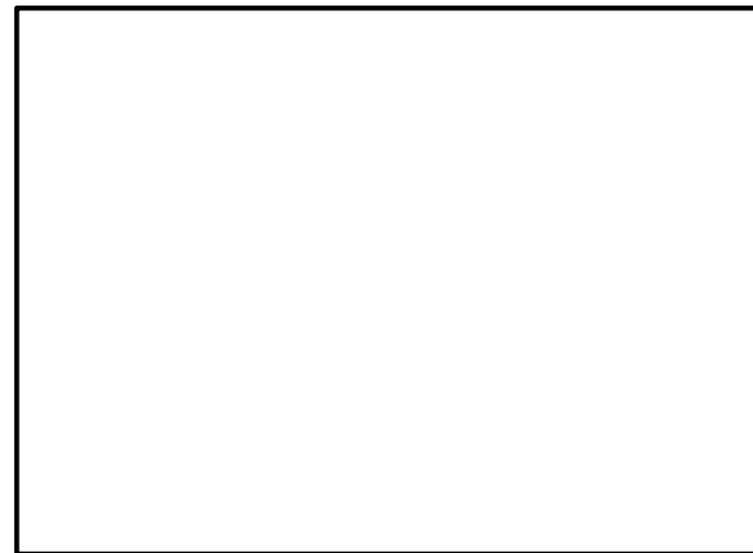
※1: 自号炉の変圧器火災による熱影響評価を実施する。  
 ※2: 自号炉の主変圧器火災による熱影響評価に包絡される。  
 ※3: 燃料タンクは「空」であることから、評価対象から除外する。

東海第二発電所 (2018.9.12版)

第3.1-2表 可搬型重大事故等対処設備及び自主設備一覧

設備名	数量	危険物の類	品名	燃料量[L] (1数量あたり)	配備位置	詳細評価要否 (○:対象, ×:対象外)
可搬型代替注水大型ポンプ <sup>※1</sup>	7台	第四類 第二石油類	軽油	200(車両) 900(タンク)	南側保管場所 西側保管場所 予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
可搬型代替低圧電源車 <sup>※1</sup>	5台	第四類 第三石油類	軽油	250	南側保管場所 西側保管場所 予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
タンクローリ <sup>※1</sup>	5台	第四類 第二石油類	軽油	100(車両) 4,000(タンク)	南側保管場所 西側保管場所 予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
ホイールローダ <sup>※1</sup>	5台	第四類 第三石油類	軽油	177	南側保管場所 西側保管場所 予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
壺索供給装置 <sup>※1</sup>	4台	第四類 第三石油類	軽油	300(車両) 380(装置)	南側保管場所 西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
壺索供給装置用電源車 <sup>※1</sup>	2台	第四類 第三石油類	軽油	250	南側保管場所 西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
油圧ショベル <sup>※2</sup>	1台	第四類 第二石油類	軽油	65	南側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
ブルドーザ <sup>※2</sup>	1台	第四類 第二石油類	軽油	470	南側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
ホース展開車 <sup>※2</sup>	10台	第四類 第二石油類	軽油	130	南側保管場所 西側保管場所 予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
可搬型ケーブル運搬車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第二石油類	軽油	100	南側保管場所 西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
可搬型整流器運搬車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第二石油類	軽油	70	予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
放水砲/泡消火薬剤運搬車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第二石油類	軽油	300	南側保管場所 西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
汚濁防止鍋運搬車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第二石油類	軽油	300	南側保管場所 西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
小型船舶運搬車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第三石油類	軽油	300	南側保管場所 西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
可搬型代替注水中型ポンプ <sup>※1</sup>	6台	第四類 第二石油類	軽油	200(車両) 125(タンク)	南側保管場所 西側保管場所 予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
ホース展開車(消火用) <sup>※2</sup>	1台	第四類 第二石油類	軽油	130	西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
水槽付消防ポンプ自動車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第二石油類	軽油	200(車両) 190(タンク)	南側保管場所 監視所付近	× × (他評価に包絡 →D)
化学消防自動車 <sup>※2</sup>	2台	第四類 第二石油類	軽油	200(車両) 100(タンク)	南側保管場所 監視所付近	× × (他評価に包絡 →D)
予備電動機運搬用トレーラー <sup>※2</sup>	1台	第四類 第二石油類	軽油	390	西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
予備電動機交換用クレーン <sup>※2</sup>	1台	第四類 第二石油類	軽油	500(車両) 300(クレーン)	西側保管場所	× × (他評価に包絡 →D)
可搬型高圧壺索供給装置(小型) <sup>※2</sup>	1台	第四類 第二石油類	軽油	300(車両) 350(装置)	予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)
放射能観測車 <sup>※2</sup>	1台	第四類 第三石油類	軽油	70	予備機置場	× × (他評価に包絡 →D)

※1 可搬型重大事故等対処設備  
 ※2 自主設備  
 ※3 予備



第3.1-3図 可搬型重大事故等対処設備及び自主設備保管場所の設置位置

島根原子力発電所 2号炉

備考

第 3-2 表 薬品類

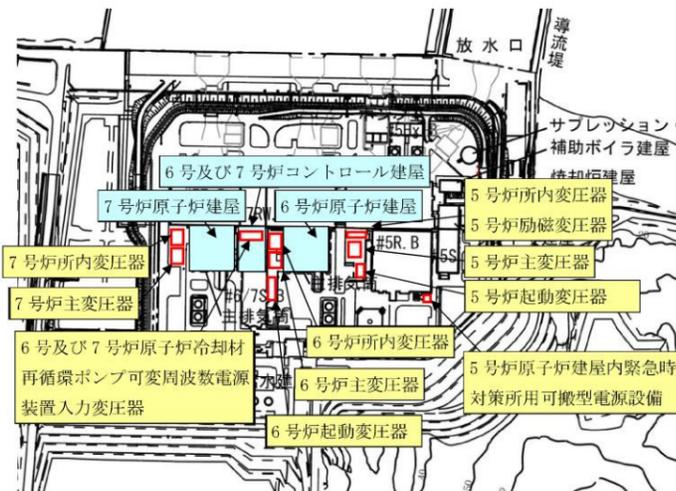
号炉	設備名	薬品の種類	数量	備考
1号炉	CWP建屋 (K1)	過酸化水素 濃度: 35.0%	600L	× (屋内設置)
2号炉	CWP建屋 (K2)	過酸化水素 濃度: 35.0%	600L	× (屋内設置)
共用	大湊側 補助ボイラー	希硫酸 濃度: 35%	250L	× (屋内設置)
共用	大湊側 補助ボイラー	水加ヒドラジン 濃度: 60%	20L	× (屋内設置)
共用	大湊側 補助ボイラー	水加ヒドラジン 濃度: 1%	700L	× (屋内設置)
共用	水処理建屋	塩酸 濃度: 35%	5.9m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
共用	水処理建屋	苛性ソーダ 濃度: 25%	5m <sup>3</sup>	× (屋内設置)
共用	水処理建屋	重亜硫酸ソーダ 濃度: 35%	240L	× (屋内設置)

3.1 変圧器の火災影響評価について

発電所敷地内の変圧器の火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。

3.1.1 評価対象変圧器

評価対象は、5~7号炉周辺の屋外(建屋屋上を含む)に設置してある変圧器を対象とする。各変圧器の設置場所を第3.1.1-1図、保有油量を第3.1.1-1表に示す。



第 3.1.1-1 図 変圧器の位置

3.1 変圧器の火災影響評価について

発電所敷地内の変圧器の火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。

3.1.1 評価対象変圧器

評価対象は、2号炉周辺の屋外に設置してある変圧器を対象とする。各変圧器の設置場所を第3.1.1-1図、保有油量を第3.1.1-1表に示す。



第 3.1.1-1 図 変圧器の位置

・条件の相違  
【柏崎6/7】  
島根2号炉は、建物屋上に変圧器等の評価対象を設置していない

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																												
<p style="text-align: center;">第 3. 1. 1-1 表 変圧器保有油量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備名</th> <th style="width: 30%;">品名</th> <th style="width: 40%;">保有油量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5号炉主変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>190.00kL</td></tr> <tr><td>6号炉主変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>200.00kL</td></tr> <tr><td>7号炉主変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>214.00kL</td></tr> <tr><td>低起動変圧器 5SA, 5SB</td><td>1種2号鉱油</td><td>17.05kL</td></tr> <tr><td>低起動変圧器 6SA, 6SB</td><td>1種2号鉱油</td><td>24.60kL</td></tr> <tr><td>所内変圧器 5A, 5B</td><td>1種2号鉱油</td><td>18.10kL</td></tr> <tr><td colspan="3"> </td></tr> <tr><td>所内変圧器 6A</td><td>1種2号鉱油</td><td>20.50kL</td></tr> <tr><td>所内変圧器 6B</td><td>1種2号鉱油</td><td>21.00kL</td></tr> <tr><td>所内変圧器 7A, 7B</td><td>1種2号鉱油</td><td>19.20kL</td></tr> <tr><td>5号炉励磁変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>9.50kL</td></tr> <tr><td>6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1), (B-1)入力変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>3.61kL</td></tr> <tr><td>6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2), (B-2)入力変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>13.70kL</td></tr> <tr><td>7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1), (B-1)入力変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>3.70kL</td></tr> <tr><td>7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2), (B-2)入力変圧器</td><td>1種2号鉱油</td><td>9.50kL</td></tr> </tbody> </table>	設備名	品名	保有油量	5号炉主変圧器	1種2号鉱油	190.00kL	6号炉主変圧器	1種2号鉱油	200.00kL	7号炉主変圧器	1種2号鉱油	214.00kL	低起動変圧器 5SA, 5SB	1種2号鉱油	17.05kL	低起動変圧器 6SA, 6SB	1種2号鉱油	24.60kL	所内変圧器 5A, 5B	1種2号鉱油	18.10kL				所内変圧器 6A	1種2号鉱油	20.50kL	所内変圧器 6B	1種2号鉱油	21.00kL	所内変圧器 7A, 7B	1種2号鉱油	19.20kL	5号炉励磁変圧器	1種2号鉱油	9.50kL	6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1), (B-1)入力変圧器	1種2号鉱油	3.61kL	6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2), (B-2)入力変圧器	1種2号鉱油	13.70kL	7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1), (B-1)入力変圧器	1種2号鉱油	3.70kL	7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2), (B-2)入力変圧器	1種2号鉱油	9.50kL	<p style="text-align: center;">3. 2 熱影響評価</p> <p>3.2.1 変圧器火災の想定</p> <p>変圧器火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>(1) 想定条件</p> <p>a. 評価対象とする火災源は3.1で抽出した主要変圧器、所内変圧器2A及び起動変圧器2Bとした。なお、隣接する変圧器間には耐火壁があるため、隣接変圧器への延焼は考慮しない。</p> <p>b. 変圧器の防火設備の消火機能等<sup>※</sup>には期待しない。</p> <p>c. 離隔距離は、評価上厳しくなるよう、a. で想定した変圧器設置位置から評価対象施設までの直線距離とした。</p> <p>d. 変圧器の破損等による変圧器の全面火災を想定した。</p> <p>e. 気象条件は無風状態とした。</p> <p>f. 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>※ 変圧器の防火対策として、水噴霧の自動消火設備を設置していることに加え、耐震性向上対策を行っている。(別紙6.4)</p>	<p style="text-align: center;">第 3. 1. 1-1 表 変圧器保有油量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備名</th> <th style="width: 30%;">品名</th> <th style="width: 40%;">保有油量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2号炉主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>77kL</td></tr> <tr><td>2号炉所内変圧器 (A, B)</td><td>絶縁油</td><td>20kL</td></tr> <tr><td>2号炉起動変圧器</td><td>絶縁油</td><td>24kL</td></tr> </tbody> </table>	設備名	品名	保有油量	2号炉主変圧器	絶縁油	77kL	2号炉所内変圧器 (A, B)	絶縁油	20kL	2号炉起動変圧器	絶縁油	24kL	
設備名	品名	保有油量																																																													
5号炉主変圧器	1種2号鉱油	190.00kL																																																													
6号炉主変圧器	1種2号鉱油	200.00kL																																																													
7号炉主変圧器	1種2号鉱油	214.00kL																																																													
低起動変圧器 5SA, 5SB	1種2号鉱油	17.05kL																																																													
低起動変圧器 6SA, 6SB	1種2号鉱油	24.60kL																																																													
所内変圧器 5A, 5B	1種2号鉱油	18.10kL																																																													
所内変圧器 6A	1種2号鉱油	20.50kL																																																													
所内変圧器 6B	1種2号鉱油	21.00kL																																																													
所内変圧器 7A, 7B	1種2号鉱油	19.20kL																																																													
5号炉励磁変圧器	1種2号鉱油	9.50kL																																																													
6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1), (B-1)入力変圧器	1種2号鉱油	3.61kL																																																													
6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2), (B-2)入力変圧器	1種2号鉱油	13.70kL																																																													
7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1), (B-1)入力変圧器	1種2号鉱油	3.70kL																																																													
7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-2), (B-2)入力変圧器	1種2号鉱油	9.50kL																																																													
設備名	品名	保有油量																																																													
2号炉主変圧器	絶縁油	77kL																																																													
2号炉所内変圧器 (A, B)	絶縁油	20kL																																																													
2号炉起動変圧器	絶縁油	24kL																																																													
<p>3.1.2 発電用原子炉施設（外壁面）及び屋外施設の影響評価</p> <p>(1) 変圧器の火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子炉施設周辺に設置されており、発電用原子炉施設までの距離が近く、内包している絶縁油の多い主変圧器を対象とする。なお、主変圧器の周辺に所内変圧器等も設置しているが、防火壁を設置していることから、隣接変圧器への延焼は考慮しない。</li> <li>・変圧器の損傷等による変圧器の全面火災を想定する。</li> <li>・変圧器防災設備（防火水幕装置）の消火機能等には期待しない。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> <li>・火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul>	<p>3.1.2 発電用原子炉施設（外壁面）及び屋外施設の影響評価</p> <p>(1) 変圧器の火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子炉施設周辺に設置されており、発電用原子炉施設までの距離が近く、内包している絶縁油の多い主変圧器を対象とする。なお、主変圧器の周辺に所内変圧器等も設置しているが、防火壁を設置していることから、隣接変圧器への延焼は考慮しない。</li> <li>・変圧器の損傷等による変圧器の全面火災を想定する。</li> <li>・変圧器消火設備の消火機能等には期待しない。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> <li>・火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul>																																																														

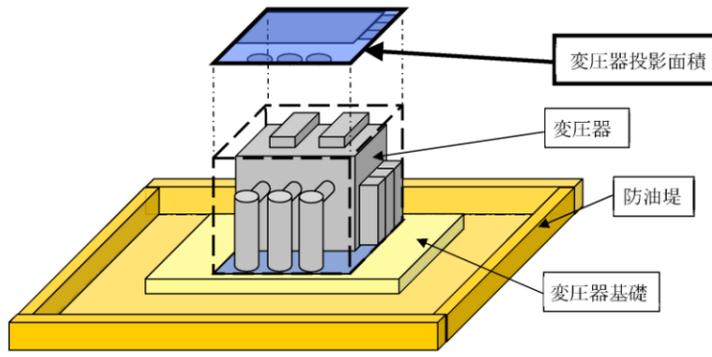
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、<u>柏崎刈羽原子力発電所</u>に対する変圧器の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 3. 1. 2-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="142 970 905 1222"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]*</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>変圧器規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建屋の外壁、軽油タンク、主排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。</p> <p>※：油の液面火災では、火炎面積の半径が 3m を超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>5～7号炉周辺の屋外には、主変圧器、所内変圧器、起動変圧器、励磁変圧器が存在するが、貯蔵量の多い主変圧器を評価対象とする。</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]*	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建屋の外壁、軽油タンク、主排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	<p>(2) 輻射強度の算定</p> <p><u>油火災において任意の位置にある輻射強度(熱)を計算により求めるため、火炎の高さ(輻射体)を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用した。</u></p> <p>3. 2. 2 共通データの算出</p> <p><u>各対象施設の外壁に対する熱影響評価に必要な共通データを算出する。</u></p> <p>(1) 変圧器及び燃料に係るデータ</p> <p><u>変圧器及び燃料に係るデータを第 3. 2. 2-1 表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3. 2. 2-1 表 火災源の輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="940 976 1688 1176"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>油の種類</th> <th>油量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>輻射発散度 R f (kW/m<sup>2</sup>)*1</th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>/s)*2</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要変圧器</td> <td rowspan="3">絶縁油</td> <td>136.00</td> <td rowspan="3">23</td> <td rowspan="3">0.035</td> <td rowspan="3">900</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器 2 A</td> <td>21.00</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器 2 B</td> <td>46.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 絶縁油は重油と同じ第3石油類であるため、重油の評価ガイド附録B記載値を採用  ※2 NUREG-1805記載値</p>	想定火災源	油の種類	油量 V (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )*1	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)*2	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )*2	主要変圧器	絶縁油	136.00	23	0.035	900	所内変圧器 2 A	21.00	起動変圧器 2 B	46.75	<p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、<u>島根原子力発電所</u>に対する変圧器の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3. 1. 2-1表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1730 970 2463 1222"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]*</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>変圧器規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建物の外壁、海水ポンプ、排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。</p> <p>※：油の液面火災では、火炎面積の半径が 3m を超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>2号炉周辺の屋外には、主変圧器、所内変圧器、起動変圧器が存在するが、貯蔵量の多い主変圧器を評価対象とする。</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]*	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建物の外壁、海水ポンプ、排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	
評価指標	内容																																														
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]*	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度																																														
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																														
燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径																																														
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																																														
離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離																																														
熱許容限界値[-]	建屋の外壁、軽油タンク、主排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																																														
想定火災源	油の種類	油量 V (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )*1	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)*2	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )*2																																										
主要変圧器	絶縁油	136.00	23	0.035	900																																										
所内変圧器 2 A		21.00																																													
起動変圧器 2 B		46.75																																													
評価指標	内容																																														
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]*	火災の炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度																																														
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																														
燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径																																														
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																																														
離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離																																														
熱許容限界値[-]	建物の外壁、海水ポンプ、排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																																														

(4) 必要データ  
 評価に必要なデータを以下に示す。

第 3.1.2-2 表 変圧器火災影響評価に必要なデータ

データ種類	内容
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 23.0×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] (重油) ※1
主変圧器の投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>※2</sup>	6号炉: 14.5×10.3 (150[m <sup>2</sup> ]) 7号炉: 14.6×10.6 (155[m <sup>2</sup> ])
離隔距離[m] <sup>※3</sup>	建屋に近い主変圧器の中心から建屋までの距離 13[m] <sup>※4</sup> 軽油タンクに近い主変圧器の中心から軽油タンクまでの距離 67[m] <sup>※5</sup> 燃料移送ポンプに近い主変圧器の中心から燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板) までの距離 62[m] <sup>※5</sup> 主排気筒に近い主変圧器の中心から主排気筒までの距離 23[m] <sup>※5</sup>

※1: 変圧器用の絶縁油はその元素成分に関する規格がないため、絶縁油の輻射発散度は物性の近い重油の値を使用する。  
 ※2: 第 3.1.2-1 図に変圧器の投影面積を示す。  
 ※3: 6号及び7号炉の主変圧器は油量がほぼ同等であることから、発電用原子炉施設との距離がより近い主変圧器にて熱影響の評価をする。  
 ※4: 6号及び7号炉コントロール建屋と6号炉主変圧器との距離  
 ※5: 7号炉軽油タンク、7号炉燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))、7号炉主排気筒と7号炉主変圧器との距離



第 3.1.2-1 図 変圧器の投影面積

(5) 燃焼半径の算出  
 変圧器周りの防油堤には玉砂利が敷き詰められていること、及び漏えいした油を回収する防災地下タンクを設置していることから防油堤の全面火災が生じることは考えにくい。よって、変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じること

東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)

(2) 燃焼半径の算出  
 変圧器周りの防油堤には玉砂利が敷き詰められていること及び漏えいした油を回収する地下タンクを設置していることから、防油堤の全面火災が生じることはない。したがって、変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じることとし、燃

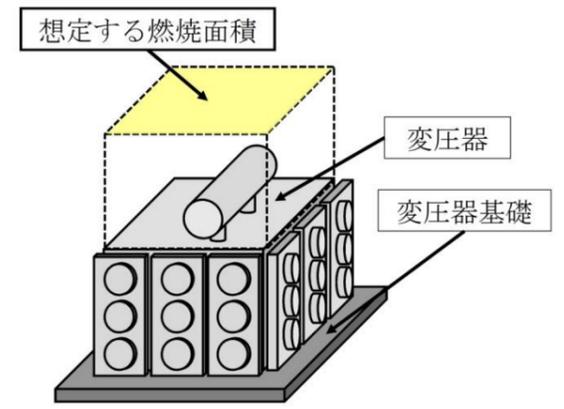
(5) 燃焼半径の算出  
 変圧器周りの防油堤には玉砂利が敷き詰められていること、及び漏えいした油は、装置下の防油堤内に滴下することから防油堤の全面火災が生じることは考えにくい。よって、変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じることとし、燃

(4) 必要データ  
 評価に必要なデータを以下に示す。

第3.1.2-2表 主変圧器火災影響評価に必要なデータ

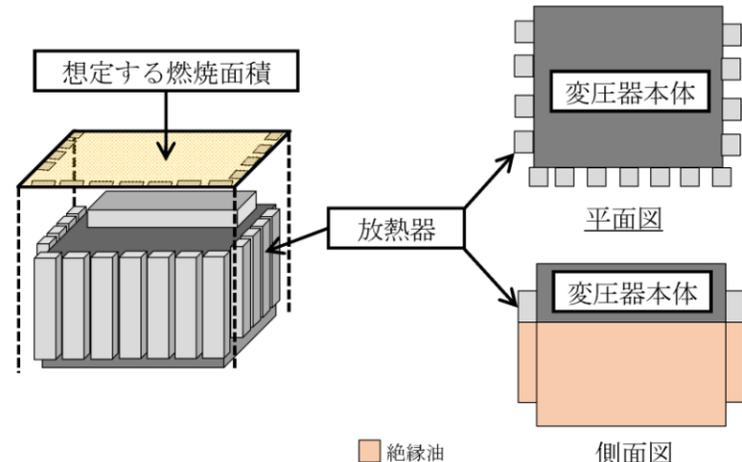
データ種類	内容
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる係数 23×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] (重油) ※1
主変圧器の投影面積[m <sup>2</sup> ] <sup>※2</sup>	4.2×8.5=35.7[m <sup>2</sup> ]
離隔距離[m]	主変圧器の中心からタービン建物までの離隔距離 8[m] 主変圧器の中心から海水ポンプまでの離隔距離 18[m] 主変圧器の中心から排気筒までの離隔距離 88[m]

※1: 変圧器用の絶縁油はその元素成分に関する規格がないため、絶縁油の輻射発散度は物性の近い重油の値を使用する。  
 ※2: 第3.1.2-1図に変圧器の投影面積を示す。



第 3.1.2-1 図 主変圧器の投影面積

(5) 燃焼半径の算出  
 変圧器周りの防油堤には玉砂利が敷き詰められていること、及び漏えいした油は、装置下の防油堤内に滴下することから防油堤の全面火災が生じることは考えにくい。よって、変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じることとし、燃

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>とし、燃焼面積は変圧器の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径は変圧器の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。6号炉主変圧器について示す。( ) 内は 7号炉。</p> $R = (S / \pi) 0.5$ <p>S : 投影面積 (火炎円筒の底面積) = 150 [m<sup>2</sup>] (155 [m<sup>2</sup>])</p> $R = (150 / \pi) 0.5 = 6.91 \text{ [m]} (7.03 \text{ [m]})$ <p>(6) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>φ : 形態係数, L : 離隔距離, H : 火炎高さ, R : 燃焼半径</p> <p>第 3.1.2-3 表 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="142 1239 905 1396"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建屋</th> <th>軽油タンク</th> <th>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))</th> <th>主排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>6.91</td> <td>7.03</td> <td>7.03</td> <td>7.03</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [m]</td> <td>13</td> <td>67</td> <td>62</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>形態係数 [-]</td> <td>0.2619634</td> <td>0.0213565</td> <td>0.0248130</td> <td>0.1341728</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 輻射強度の算出 火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。次式から輻射強度を算出する。</p> $E = R_f \times \phi$ <p>E : 輻射強度, R<sub>f</sub> : 輻射発散度, φ : 形態係数</p>	評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒	燃焼半径 [m]	6.91	7.03	7.03	7.03	離隔距離 [m]	13	67	62	23	形態係数 [-]	0.2619634	0.0213565	0.0248130	0.1341728	<p>燃焼面積は変圧器の投影面積に等しいものとして燃焼半径を算出する。変圧器の投影面積を第 3.2.2-1 図に、算出結果を第 3.2.2-2 表に示す。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R : 燃焼半径 (m), S : 防油堤面積 (=燃焼面積) (m<sup>2</sup>)</p>  <p>第 3.2.2-1 図 変圧器の投影面積</p> <p>第 3.2.2-2 表 火災源の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="943 1249 1676 1522"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S (m<sup>2</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要変圧器</td> <td>97.00</td> <td>5.557</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器 2 A</td> <td>22.45</td> <td>2.674</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器 2 B</td> <td>58.91</td> <td>4.331</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)	主要変圧器	97.00	5.557	所内変圧器 2 A	22.45	2.674	起動変圧器 2 B	58.91	4.331	<p>燃焼面積は変圧器の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径は変圧器の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = (S / \pi) 0.5$ <p>S : 投影面積 (火炎円筒の底面積) = 35.7 [m<sup>2</sup>]</p> $R = (35.7 / \pi) 0.5 = 3.37 \text{ [m]}$ <p>(6) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>φ : 形態係数, L : 離隔距離, H : 火炎高さ, R : 燃焼半径</p> <p>第 3.1.2-3 表 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1736 1249 2478 1386"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td></td> <td>3.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [m]</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>形態係数 [-]</td> <td>1.85 × 10<sup>-1</sup></td> <td>6.01 × 10<sup>-2</sup></td> <td>2.82 × 10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 輻射強度の算出 火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。次式から輻射強度を算出する。</p> $E = R_f \times \phi$ <p>E : 輻射強度, R<sub>f</sub> : 輻射発散度, φ : 形態係数</p>	評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒	燃焼半径 [m]		3.37		離隔距離 [m]	8	18	88	形態係数 [-]	1.85 × 10 <sup>-1</sup>	6.01 × 10 <sup>-2</sup>	2.82 × 10 <sup>-3</sup>	備考
評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒																																															
燃焼半径 [m]	6.91	7.03	7.03	7.03																																															
離隔距離 [m]	13	67	62	23																																															
形態係数 [-]	0.2619634	0.0213565	0.0248130	0.1341728																																															
想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)																																																	
主要変圧器	97.00	5.557																																																	
所内変圧器 2 A	22.45	2.674																																																	
起動変圧器 2 B	58.91	4.331																																																	
評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒																																																
燃焼半径 [m]		3.37																																																	
離隔距離 [m]	8	18	88																																																
形態係数 [-]	1.85 × 10 <sup>-1</sup>	6.01 × 10 <sup>-2</sup>	2.82 × 10 <sup>-3</sup>																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																	
<p align="center">第 3. 1. 2-4 表 輻射強度の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="142 304 893 583"> <tr> <th>評価対象</th> <th>建屋</th> <th>軽油タンク</th> <th>燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))</th> <th>主排気筒</th> </tr> <tr> <td>輻射発散度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="4">23.0×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.2619634</td> <td>0.0213565</td> <td>0.0248130</td> <td>0.1341728</td> </tr> <tr> <td>火炎面積の 直径 [m]</td> <td>13.8</td> <td>14.0</td> <td>14.0</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>6.02×10<sup>3</sup></td> <td>0.49×10<sup>3</sup></td> <td>0.57×10<sup>3</sup></td> <td>3.08×10<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>(8) 燃焼継続時間の算出  燃焼継続時間は燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。6号炉主変圧器について示す。( )内は7号炉。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m],  v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s],  ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで, <math>V=200[m^3]</math> (214[m<sup>3</sup>]), <math>M=0.035[kg/m^2 \cdot s]</math>, <math>\rho = 960[kg/m^3]</math> として, 燃焼継続時間を求めると,  <math>v=0.035/960=3.645 \times 10^{-5} [m/s]</math>  <math>t = 200 / (150 \times 3.645 \times 10^{-5}) = 36553 [s] = 10.1 [h]</math>  (10.4[h])  (出典) 質量低下速度, 密度 : NUREG-1805</p> <p>(9) 評価結果  a. 建屋外壁の温度評価  (a) 許容限界値 (許容限界温度)  本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については, 一般的にコンクリートの強度に影響がないとされる 200℃とする。</p> <p>(b) 耐火性能の評価結果  火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定</p>	評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒	輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	23.0×10 <sup>3</sup>				形態係数[-]	0.2619634	0.0213565	0.0248130	0.1341728	火炎面積の 直径 [m]	13.8	14.0	14.0	14.0	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	6.02×10 <sup>3</sup>	0.49×10 <sup>3</sup>	0.57×10 <sup>3</sup>	3.08×10 <sup>3</sup>	<p align="center">第 3. 2. 2-3 表 各変圧器の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="943 1150 1676 1396"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>/s)</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)</th> <th>燃焼継続時間 t (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要変圧器</td> <td>136.00</td> <td>5.557</td> <td rowspan="3">0.035</td> <td rowspan="3">900</td> <td>36,131</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器 2 A</td> <td>21.00</td> <td>2.674</td> <td>24,094</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器 2 B</td> <td>46.75</td> <td>4.331</td> <td>20,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 燃焼継続時間の算出  燃焼継続時間は, 燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。算出結果を第 3. 2. 2-3 表に示す。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t : 燃焼継続時間(s), V : 燃料量(m<sup>3</sup>)  R : 燃焼半径(m), v : 燃焼速度=M/ρ (m/s)  M : 質量低下速度(kg/m<sup>2</sup>/s), ρ : 燃料密度(kg/m<sup>3</sup>)</p>	想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)	主要変圧器	136.00	5.557	0.035	900	36,131	所内変圧器 2 A	21.00	2.674	24,094	起動変圧器 2 B	46.75	4.331	20,447	<p align="center">第3. 1. 2-4表 輻射強度の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1727 304 2478 535"> <tr> <th>評価対象</th> <th>建物</th> <th>海水ポンプ</th> <th>排気筒</th> </tr> <tr> <td>輻射発散度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td colspan="3">23×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>1.85×10<sup>-1</sup></td> <td>6.01×10<sup>-2</sup></td> <td>2.82×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>火炎面積の 直径[m]</td> <td colspan="3">6.74</td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>4.26×10<sup>3</sup></td> <td>1.39×10<sup>3</sup></td> <td>6.49×10<sup>1</sup></td> </tr> </table> <p>(8) 燃焼継続時間の算出  燃焼継続時間は燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より,} \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m],  v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s],  ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで, <math>V=77[m^3]</math>, <math>M=0.035[kg/m^2 \cdot s]</math>, <math>\rho = 1000[kg/m^3]</math> として, 燃焼継続時間を求めると,  <math>v=0.035/1000=3.50 \times 10^{-5}</math>  <math>t = 77 / (35.7 \times 3.50 \times 10^{-5}) = 17.12 [h]</math></p> <p>(出典) 質量低下速度, 密度 : NUREG-1805</p> <p>(9) 評価結果  a. 建物外壁の温度評価  (a) 許容限界値 (許容限界温度)  本評価で用いる許容限界値 (許容温度) については, 一般的にコンクリートの強度に影響がないとされる 200℃とする。</p> <p>(b) 耐火性能の評価結果  火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間,</p>	評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒	輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	23×10 <sup>3</sup>			形態係数[-]	1.85×10 <sup>-1</sup>	6.01×10 <sup>-2</sup>	2.82×10 <sup>-3</sup>	火炎面積の 直径[m]	6.74			輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4.26×10 <sup>3</sup>	1.39×10 <sup>3</sup>	6.49×10 <sup>1</sup>	
評価対象	建屋	軽油タンク	燃料移送ポンプ (防護板 (鋼板))	主排気筒																																																																
輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	23.0×10 <sup>3</sup>																																																																			
形態係数[-]	0.2619634	0.0213565	0.0248130	0.1341728																																																																
火炎面積の 直径 [m]	13.8	14.0	14.0	14.0																																																																
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	6.02×10 <sup>3</sup>	0.49×10 <sup>3</sup>	0.57×10 <sup>3</sup>	3.08×10 <sup>3</sup>																																																																
想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)																																																															
主要変圧器	136.00	5.557	0.035	900	36,131																																																															
所内変圧器 2 A	21.00	2.674			24,094																																																															
起動変圧器 2 B	46.75	4.331			20,447																																																															
評価対象	建物	海水ポンプ	排気筒																																																																	
輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	23×10 <sup>3</sup>																																																																			
形態係数[-]	1.85×10 <sup>-1</sup>	6.01×10 <sup>-2</sup>	2.82×10 <sup>-3</sup>																																																																	
火炎面積の 直径[m]	6.74																																																																			
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4.26×10 <sup>3</sup>	1.39×10 <sup>3</sup>	6.49×10 <sup>1</sup>																																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、発電用原子炉施設外壁の表面温度は約184℃となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T_s = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right)} \frac{h}{\varepsilon E}$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，日本建築センター  T<sub>0</sub>：初期温度[50℃]，E：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]，ε：コンクリート表面の放射率(0.95)※，h：コンクリート表面熱伝達率[34.9W/m<sup>2</sup>K]※，k：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK]※，ρ：コンクリート密度[2200kg/m<sup>3</sup>]※，c：コンクリート比熱[879J/kgK]※，t：燃焼継続時間[s]  ※：建築設計竣工図書 原子炉建屋構造計算書</p>	<p>3.2.3 外壁に対する熱影響評価</p> <p>(1) 評価対象範囲  評価対象施設の外壁について、主要変圧器、所内変圧器2 A及び起動変圧器2 Bの火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(2) 変圧器と評価対象施設までの離隔距離  変圧器と評価対象施設までの離隔距離を第3.2.3-1表に示す。</p>	<p>一定の輻射強度で発電用原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、発電用原子炉施設外壁の表面温度は約187℃となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{1}{\left(\frac{\sqrt{k\rho c}}{1.18h\sqrt{t}} + 1\right)} \frac{h}{\varepsilon E}$ <p>出典：原田和典，建築火災のメカニズムと火災安全設計，財団法人 日本建築センター  T<sub>0</sub>：初期温度[50℃]，E：輻射強度[W/m<sup>2</sup>]，ε：コンクリートの表面の放射率[0.94]※<sup>1</sup>，h：コンクリート表面熱伝達率[23.3W/m<sup>2</sup>K]※<sup>2</sup>，k：コンクリート熱伝導率[1.6W/mK]※<sup>2</sup>，ρ：コンクリート密度[2,200kg/m<sup>3</sup>]※<sup>2</sup>，c：コンクリート比熱[879J/kgK]，t：燃焼継続時間[s]  ※<sup>1</sup>:伝熱工学資料，※<sup>2</sup>:原子炉建物 構造計算書</p>	

第3.2.3-1表 各変圧器と評価対象施設までの離隔距離

想定火災源	影響対象	離隔距離 (m)
主要変圧器	タービン建屋	22
所内変圧器2A	タービン建屋	8
起動変圧器2B	タービン建屋	13

(3) 形態係数の算出

以下の式から形態係数を算出した。算出結果を第3.2.3-2表に示す。

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left[ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right]$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \approx 3$ ,  $n = \frac{L}{R}$ ,  $A = (1+n)^2 + m^2$ ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

$\Phi$ : 形態係数,  $L$ : 離隔距離 (m),  $H$ : 炎の高さ (m),  $R$ : 燃焼半径 (m)

第3.2.3-2表 各変圧器の形態係数

想定火災源	離隔距離 L (m)	燃焼半径 R (m)	形態係数 $\Phi$ (-)
主要変圧器	22 (タービン建屋)	5.557	$1.0160 \times 10^{-1}$
所内変圧器2A	8 (タービン建屋)	2.674	$1.5128 \times 10^{-1}$
起動変圧器2B	13 (タービン建屋)	4.331	$1.5063 \times 10^{-1}$

(4) 輻射強度の評価

火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を第3.2.3-3表に示す。

$$E = R f \cdot \Phi$$

$E$ : 輻射強度 ( $W/m^2$ ),  $R f$ : 輻射発散度 ( $W/m^2$ ),

$\Phi$ : 形態係数

第 3. 2. 3-3 表 各変圧器の輻射強度

想定火災源	燃料の種類	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )	形態係数 Φ (-)	輻射強度 E (W/m <sup>2</sup> )
主要変圧器	絶縁油	23	1. 0160×10 <sup>-1</sup>	2, 336. 84
所内変圧器 2 A	絶縁油		1. 5128×10 <sup>-1</sup>	3, 479. 47
起動変圧器 2 B	絶縁油		1. 5063×10 <sup>-1</sup>	3, 464. 49

(5) 判断の考え方

a. 許容温度

火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃を許容温度とする。

b. 評価結果

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式よりコンクリート表面の温度上昇を求め、コンクリート表面の温度が許容温度以下であるか評価した。建屋外壁の評価概念図を第 3. 2. 3-1 図に示す。

・火炎長が天井スラブより短い場合、天井スラブに輻射熱を与えないことから熱影響はない。

・火炎長が天井スラブより長い場合、天井スラブに輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を第 3. 2. 3-2 図に示す。

・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。

$$T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right)$$

T : 表面から x(m) の位置の温度(℃), T<sub>0</sub> : 初期温度(50℃)※1

κ : コンクリート温度伝導率(=λ / ρ C<sub>p</sub>) (7.7×10<sup>-7</sup> m<sup>2</sup>/s)

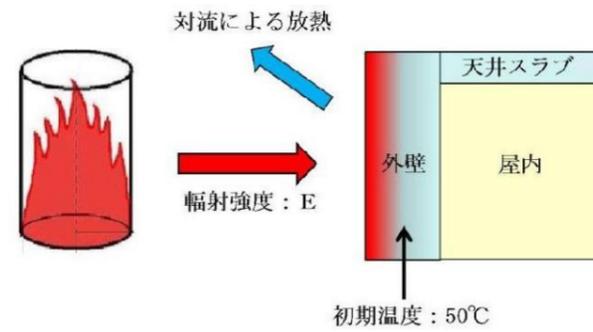
ρ : コンクリート密度(2,400kg/m<sup>3</sup>)

C<sub>p</sub> : コンクリート比熱(880J/kg/K)

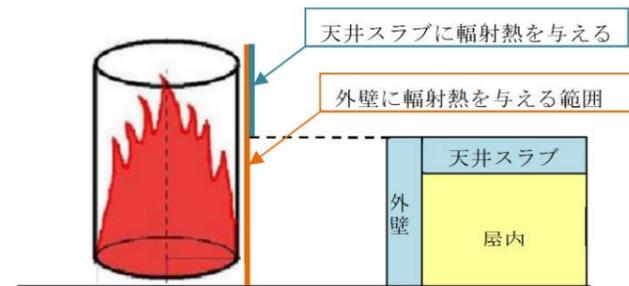
λ : コンクリート熱伝導率(1.63W/m/K), E : 輻射強度(W/m<sup>2</sup>)

t : 燃焼継続時間(s), x : コンクリート壁表面深さ(0m)

- ※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値
- ※2 空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)



第 3.2.3-1 図 建屋外壁の評価概念図



第 3.2.3-2 図 天井スラブの評価概念図

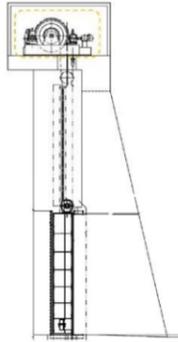
ただし、上式で算出した建屋表面温度が許容温度である 200℃を超える場合には、周囲への放熱を考慮した次式を用いて算出する。なお、現実的に起こり得る放熱量を上回ることがないように、放熱量が低くなる保守的な条件を設定した。

$$T = T_0 + \frac{E}{h} \left[ 1 - \exp\left(-\frac{h^2}{\lambda \rho C_p} t\right) \operatorname{erfc}\left(\sqrt{\frac{h^2 t}{\lambda \rho C_p}}\right) \right]$$

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>b. <u>軽油タンク</u>の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、<u>軽油の発火点225℃</u>とする。</p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>軽油及び軽油タンク</u>が昇温されるものとして、下記の式より、<u>軽油</u>の温度上昇を求め、<u>軽油</u>の温度が許</p>	<p><math>T</math> : 表面から <math>x</math>(m)の位置の温度(℃), <math>T_0</math> : 初期温度(50℃)※<sup>1</sup></p> <p><math>h</math> : 熱伝達率(17W/m<sup>2</sup>/K)※<sup>2</sup></p> <p><math>\rho</math> : コンクリート密度(2,400kg/m<sup>3</sup>)</p> <p><math>C_p</math> : コンクリート比熱(880J/kg/K)</p> <p><math>\lambda</math> : コンクリート熱伝導率(1.63W/m/K), <math>E</math> : 輻射強度(W/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>t</math> : 燃焼継続時間(11,008s), <math>x</math> : コンクリート壁表面深さ(0m)</p> <p>※1 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4℃に保守性を持たせた値</p> <p>※2 空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)</p> <p>コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 200℃以下であることを確認した。評価結果を第 3.2.3-4 表に示す。</p> <p>第 3.2.3-4 外壁に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="982 1161 1641 1352"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度* (℃)</th> <th>許容温度 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要変圧器</td> <td rowspan="3">タービン建屋</td> <td>149</td> <td rowspan="3">&lt;200</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器 2 A</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器 2 B</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 放熱なしの条件では許容温度を上回るため、放熱を考慮して評価を実施</p>	想定火災源	評価対象施設	評価温度* (℃)	許容温度 (℃)	主要変圧器	タービン建屋	149	<200	所内変圧器 2 A	187	起動変圧器 2 B	182		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉では、軽油タンク、燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。</p> <p>島根 2号炉では、海水ポンプは、屋外設置のため影響評価を実施</p>
想定火災源	評価対象施設	評価温度* (℃)	許容温度 (℃)												
主要変圧器	タービン建屋	149	<200												
所内変圧器 2 A		187													
起動変圧器 2 B		182													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>容温度以下であるか評価を実施した。その結果、<u>軽油</u>の温度は約 <u>42℃</u>となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = \frac{\epsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - \left( \frac{\epsilon ES_1 + hS_2 T_{air}}{hS_2} - T_0 \right) e^{\left( \frac{hS_2}{C} \right) t}$ <p><math>T_0</math> : 初期温度[38℃], <math>E</math> : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], <math>\epsilon</math> : <u>軽油タンク</u>表面の放射率 (0.9) ※1, <math>h</math> : <u>軽油タンク</u>表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K] ※2, <math>S_1=S_2</math> : <u>軽油タンク</u> 受熱・放熱面積[m<sup>2</sup>], <math>C</math> : <u>軽油タンク</u>及び<u>軽油</u>の熱容量[8.72×10<sup>8</sup>J/K], <math>t</math> : 燃焼継続時間[s], <math>T_{air}</math> : 外気温度[℃]  ※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>c. <u>燃料移送ポンプ</u>の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p><u>燃料移送ポンプの許容限界値 (許容限界温度) が端子ボックスパッキンの耐熱温度100℃であることを踏まえ、燃料移送ポンプの周囲に設置されている防護板 (鋼板) の許容温度を当該ポンプの許容限界温度と同様の 100℃とする。</u></p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>燃料移送ポンプの防護板 (鋼板) が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の解の式より防護板 (鋼板) の最大温度を求め、防護板 (鋼板) の温度が許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、燃料移送ポンプの温度は 71℃</u>となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = \frac{\epsilon E_2^S + hS T_{air}}{hS} - \left( \frac{\epsilon E_2^S + hS T_{air}}{hS} - T_0 \right) e^{\left( \frac{hS}{C} \right) t}$ <p><math>T_0</math> : 初期温度[55℃], <math>E</math> : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], <math>\epsilon</math> : <u>防護板 (鋼板) 外面の放射率 (0.9) ※1</u>, <math>h</math> : <u>防護板 (鋼板) 表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K] ※2</u>, <math>S</math> : <u>防護板 (鋼板) 放熱面積[32.4m<sup>2</sup>] (S/2 : 受熱面積は外面のみ)</u>, <math>C</math> : <u>防護板 (鋼板) の熱容量 [2.41 × 10<sup>6</sup>J/K]</u>, <math>t</math> : 燃焼継続時間[s], <math>T_{air}</math> : <u>外気温度[55℃]</u>  ※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p>		<p>b. <u>海水ポンプ</u>の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p><u>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、海水ポンプ電動機の下部軸受の許容温度 55℃とする。</u></p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>海水ポンプの冷却空気</u>が昇温されるものとして、下記の式より<u>海水ポンプの冷却空気温度</u>を求め、許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、<u>海水ポンプの冷却空気温度は約 30℃</u>となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$ <p><math>T_0</math> : 通常運転時の上昇温度[22℃], <math>E</math> : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], <math>A_T</math> : 受熱面積[10.93m<sup>2</sup>], <math>G</math> : 重量流量[1.96kg/s], <math>C_p</math> : 空気比熱[1007J/(kg・K)] ※1  ※1 : 伝熱工学資料</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】  島根 2号炉では、<u>軽油タンク</u>, <u>燃料移送ポンプ</u>, 非常用ディーゼル発電機は、地下構造等の屋内設備のため影響評価対象外。  島根 2号炉では、<u>海水ポンプ</u>は、屋外設置のため影響評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. <u>主排気筒</u>の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、<u>主排気筒鋼材</u>の許容温度325℃とする。</p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>主排気筒</u>が昇温されるものとして、下記の式より<u>主排気筒</u>の最大温度を求め、許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、<u>主排気筒</u>の温度は約132℃となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度[50℃], E : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>],  ε : <u>主排気筒</u>表面の放射率 (0.9) ※1,  h : <u>主排気筒</u>表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K]※2  ※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、変圧器において火災が発生した場合を想定したとしても、許容限界温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を<u>およぼす</u>ことはない と評価する。</p>		<p>c. <u>排気筒</u>の温度評価</p> <p>(a) 許容限界値 (許容限界温度)</p> <p>本評価で用いる許容限界値 (許容限界温度) については、<u>排気筒鋼材</u>の許容温度 325℃とする。</p> <p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で<u>排気筒</u>が昇温されるものとして、下記の式より、<u>排気筒</u>の最大温度を求め、許容温度以下であるか評価を実施した。その結果、<u>排気筒</u>の温度は約 52℃となり、許容温度を下回ることを確認した。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度[50℃], E : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], ε : <u>排気筒</u>表面の放射率[0.9]※1, h : <u>排気筒</u>表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K]※2  ※1 : 伝熱工学資料, ※2: 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>(10) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、変圧器において火災が発生した場合を想定したとしても、許容限界温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を<u>及ぼす</u>ことはない と評価する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
	<p>3.2.4 放水路ゲートに対する熱影響評価</p> <p>(1) 評価対象範囲 放水路ゲートについて主要変圧器及び所内変圧器2Aの火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(2) 評価対象施設の仕様 放水路ゲート駆動装置の外殻となる放水路ゲート駆動装置機械室の仕様を第3.2.4-1表に、外形図を第3.2.4-1図に示す。</p> <p>第3.2.4-1表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="952 747 1332 951"> <tr> <td>名称</td> <td>放水路ゲート駆動装置</td> </tr> <tr> <td>床面高さ</td> <td>T.P. +11.0m</td> </tr> <tr> <td>外殻材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>3</td> </tr> </table>  <p>第3.2.4-1図 評価対象施設の外形図</p> <p>(3) 火災源となる設備から放水路ゲートまでの離隔距離 火災源となる設備から放水路ゲートまでの離隔距離を第3.2.4-2表に示す。</p> <p>第3.2.4-2表 火災源となる設備から放水路ゲートまでの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1071 1434 1552 1610"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>離隔距離 L (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要変圧器 所内変圧器2A</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 形態係数の算出 以下の式から形態係数を算出した。算出結果を第3.2.4-3表に示す。</p>	名称	放水路ゲート駆動装置	床面高さ	T.P. +11.0m	外殻材料	炭素鋼	個数	3	想定火災源	離隔距離 L (m)	主要変圧器 所内変圧器2A	270		<p>・評価対象の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉は、評価対象となる津波防護施設はない</p>
名称	放水路ゲート駆動装置														
床面高さ	T.P. +11.0m														
外殻材料	炭素鋼														
個数	3														
想定火災源	離隔距離 L (m)														
主要変圧器 所内変圧器2A	270														

$$\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{\sqrt{A(n-1)}}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \approx 3$ ,  $n = \frac{L}{R}$ ,  $A = (1+n)^2 + m^2$ ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

Φ:形態係数, L:離隔距離(m), H:炎の高さ(m), R:燃焼半径(m)

第3.2.4-3表 火災源となる設備の形態係数

想定火災源	離隔距離 L (m)	燃焼半径 R (m)	形態係数 Φ (-)
主要変圧器	270	5.557	$8.202 \times 10^{-4}$
所内変圧器 2 A	270	2.674	$1.887 \times 10^{-4}$

(5) 輻射強度の評価

火災の火炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を第3.2.4-4表に示す。

$$E = R f \cdot \Phi$$

E:輻射強度(W/m<sup>2</sup>), R f:輻射発散度(W/m<sup>2</sup>),

Φ:形態係数

第3.2.4-4表 火災源となる設備の輻射強度

想定火災源	燃料の種類	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> )	形態係数 Φ (-)	輻射強度 E (W/m <sup>2</sup> )
主要変圧器	絶縁油	23	$8.202 \times 10^{-4}$	19
所内変圧器 2 A	絶縁油	23	$1.887 \times 10^{-4}$	4

(6) 判断の考え方

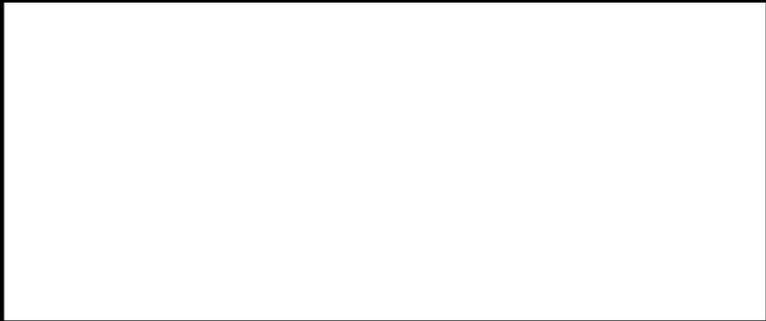
a. 許容温度

放水路ゲート駆動装置機械室外殻の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。

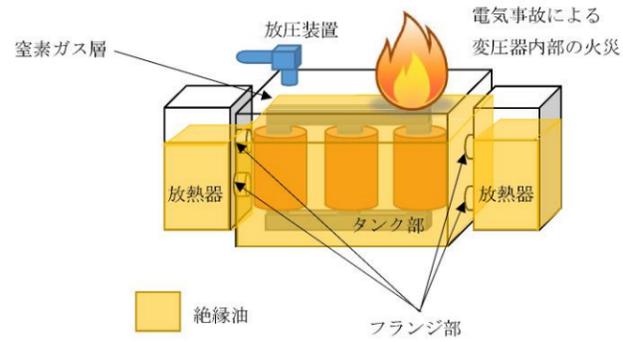
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><b>b. 評価結果</b></p> <p><u>一定の輻射強度で放水路ゲート駆動装置機械室外殻が昇温されるものとして、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により放水路ゲート駆動装置機械室外殻表面の温度上昇を求め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。放水路ゲートの評価概念図を第3.2.4-2図に示す。</u></p> $T = T_0 + \frac{E}{2h}$ <p><u>T : 許容温度(325℃), T<sub>0</sub> : 初期温度(50℃)※<sup>1</sup></u>  <u>E : 輻射強度(W/m<sup>2</sup>), h : 熱伝達率(17W/m<sup>2</sup>/K)※<sup>2</sup></u></p> <p>※<sup>1</sup> <u>水戸地方気象台で観測された過去最高気温38.4℃に保守性を持たせた値</u></p> <p>※<sup>2</sup> <u>空気調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m<sup>2</sup>/Kを用いる。)</u></p> <div data-bbox="1003 1249 1638 1570" style="text-align: center;"> <p>放水路ゲート駆動装置外殻</p> <p>輻射強度: E</p> <p>: 受熱面</p> </div> <p>第3.2.4-2図 放水路ゲートの評価概念図</p> <p><u>放水路ゲート駆動装置外殻表面の温度上昇を評価した結果、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第3.2.4-5表に示す。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p><u>3.1.3 発電用原子炉施設（屋上）の影響評価</u></p> <p><u>コントロール建屋の屋上に設置している原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器に対しては、(1)～(3)のような設計上の配慮がなされている。</u></p> <p><u>(1)火災の発生防止</u></p> <p><u>変圧器は基準地震動に対して絶縁油が漏えいしない設計としていることから、地震の際に漏えい・火災発生のおそれはない（別紙 6-1 参照）。中越沖地震以前の主変圧器等の設置状況とは異なり、変圧器・ブッシング等がコントロール建屋屋上に設置されており、同一の躯体上にあることから相対変位を生じることなく、地盤沈下に伴うブッシング部の破損による漏えいや火災発生はない。</u></p> <p><u>また中越沖地震後の点検においても異常は確認されていない。定期的な点検や絶縁油分析を行い、信頼性を確保している。なお、更なる安全性向上の観点から、万が一絶縁油が漏えいした場合であっても、他号炉側の原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器へ絶縁油が流出することを防止するため防油堰を設ける。（第 3.1.3-1 図）</u></p> <p><u>(2) 火災の感知、消火</u></p> <p><u>変圧器のエリアは中央制御室より ITV による状況の確認が可能である。また、油火災に対応した大型消火器を設置している。なお、更なる安全向上の観点から、感知器の設置を行い、早期の検知、消火が可能な設計とする。</u></p> <p><u>「危険物の規制に関する規則」（昭和 34 年総理府令第 55 号）では、「危険物は、指定数量の十倍を一所要単位とすること」と定めており、変圧器絶縁油（第4類 第3石油類非水溶性）の指定数量が 2,000ℓであることをふまえると所要単</u></p>	<p><u>第 3.2.4-5 表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</u></p> <table border="1" data-bbox="937 317 1688 485"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 (°C)</th> <th>許容温度 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要変圧器</td> <td rowspan="2">放水路ゲート</td> <td>51</td> <td rowspan="2">&lt;325</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器 2 A</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)	主要変圧器	放水路ゲート	51	<325	所内変圧器 2 A	51		<p>・条件の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2 号炉は、建物屋上に変圧器等の評価対象を設置していない</p>
想定火災源	評価対象施設	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)										
主要変圧器	放水路ゲート	51	<325										
所内変圧器 2 A		51											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>位は3.1単位となる。変圧器近傍には油火災用 B-20 (20 単位) の能力を持った消火器を各号炉 1 台備え付けており所要能力を満たしている。</u></p> <p><u>なお、同様の考え方から、JEAG 5002「変電所等における防火対策指針」では、「消火器具の所要能力単位は、全主要変圧器内に貯蔵された絶縁油量を20,000ℓで除した値以上」と定めており、当該エリアでは同じく 3.1 単位が必要な能力値となる。</u></p> <p><u>(3) 火災の影響軽減</u></p> <p><u>コントロール建屋の屋上面や、周辺建屋はその外壁の厚さにより、変圧器火災の影響を受けない設計としている。</u></p> <p><u>(3.1.3.2 変圧器の火災による発電用原子炉施設 (屋上) への影響参照)</u></p> <p><u>以上のように、原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器に対しては、火災防護上の対策がなされていることから、安全施設への影響はないと考えられるが、以下では万が一火災が生じた場合の影響評価を実施する。</u></p> <p><u>単なる漏えいでは周囲に火源がないことから、火災には至らない。したがって、火災としては、地絡、短絡等電気事故に伴うものが考えられるが、事故時には保護継電器が作動し事故電流を遮断し、仮に過熱により内圧が上昇した場合でも変圧器上部に設置した放圧装置により放圧する構造であるため、タンクは損傷には至らず、変圧器上部での火災となる。放圧する場合でも変圧器内は窒素ガスが封入されており変圧器上部には窒素ガスの層があることと、受け容器へ導かれることから油が吹き出すことはない。燃焼する位置は、酸素供給の観点から放圧装置等が設置されている上部が考えられ、この場合、タンクの貫通部である放熱器フランジについては、液位が高い間には絶縁油の液相部に浸っており火炎にさらされないことから、著しい漏えいは生じない。(第3.1.3-2 図)</u></p> <p><u>以上を踏まえ、変圧器は設計基準地震動に対して漏えいしない設計としており、複数台の同時火災は想定されないため、変圧器1台の投影面積での火災を想定し評価する。</u></p>			



第 3.1.3-1 図 変圧器・防油堰配



第 3.1.3-2 図 変圧器火災の概要図

3.1.3.1変圧器の火災における延焼の危険性

原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器において、火災が起こったとしても周囲の変圧器に影響を及ぼさないことを評価するものである。

(1) 変圧器の火災の想定条件

- ・周囲への熱影響を考慮し、保有油量が最大である 6 号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (B-2) 入力変圧器の全面火災を想定する。
- ・配置上、油量が最大である 6 号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (B-2) 入力変圧器と向かい合い、油量が少なく最も接近している7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (A-1) 入力変圧器が輻射熱を受ける状態を想定する。受熱面は下面と裏面を除く全ての面

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とし、表面以外の面は発熱源に最も近い表面と同等の輻射熱を受けるものとする。また、輻射熱を受けない面は保守的に断熱とし、大気への放熱は輻射を受ける面（下面と裏面を除く全ての面）からのみなされるものとする。（第 3.1.3.1-1 図）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱側・受熱側とも絶縁油を満載した状態を想定する。</li> <li>・変圧器の近傍に配備している大型消火器による消火には期待しない。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> <li>・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の 3 倍とする。</li> </ul> <div data-bbox="160 772 893 989" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates a transformer (変圧器) mounted on a transformer base (変圧器基礎), which is supported by a roof structure (屋上床躯体). A fire source (火炎) is shown to the right, emitting radiation (輻射) towards the transformer. A note indicates that the back and bottom surfaces of the transformer are insulated and do not absorb or emit heat.</p> </div> <p>第 3.1.3.1-1 図 変圧器輻射影響範囲の概要図</p> <p>(2) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、コントロール建屋の屋上に設置している全ての変圧器及び発電機とする。発熱側は油量が最も多く燃焼時間が長い 6 号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器、受熱側は油量が少なく最も接近している 7 号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器とすることにより、他の変圧器等は本評価に包絡される。</p> <p>(3) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p><u>第 3.1.3.1-1 表 変圧器火災影響評価に必要なデータ</u></p> <table border="1" data-bbox="154 304 905 550"> <thead> <tr> <th>データの種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>燃焼する可燃物によって決まる定数 23.0×10<sup>3</sup>[W/m<sup>2</sup>] ※1 (重油) ※2</td> </tr> <tr> <td>6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器の投影面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>5.15×4.64=23.9[m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>変圧器間の最短距離 4.1[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：評価ガイド付属書Bより  ※2：変圧器用の絶縁油はその元素成分に関する規格がないため、放射発散度は物性の近い重油の値を使用する。</p> <p><u>(4) 燃焼半径の算出</u></p> <p><u>6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じることとし、燃焼面積は変圧器の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径は変圧器の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</u></p> $R = \sqrt{(S/\pi) \cdot 0.5} \quad S: \text{投影面積 (火炎円筒の底面積)} = 23.9 \text{ [m}^2\text{]}$ $R = \sqrt{(23.9/\pi) \cdot 0.5} = 2.75 \text{ [m]}$ <p><u>(5) 燃焼継続時間の算出</u></p> <p><u>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</u></p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho}$ <p>t：燃焼継続時間[s], V：燃料量[m<sup>3</sup>], R：燃焼半径[m], v：燃焼速度[m/s]</p> <p>M：質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ：密度[kg/m<sup>3</sup>], m：質量[kg]</p> <p>ここで、V=13.7[m<sup>3</sup>], M=0.035[kg/m<sup>2</sup>・s], ρ=960[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>として、燃焼継続時間を求めると、</p> $v = 0.035/960 = 3.645 \times 10^{-5} \text{ [m/s]}$ $t = 13.7 / (23.9 \times 3.645 \times 10^{-5}) = 15708 \text{ [s]} = 4.36 \text{ [h]}$ <p><u>(6) 危険放射強度の算出</u></p> <p><u>6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器の火災が発生した時間から燃料が燃え尽き</u></p>	データの種類	内容	放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 23.0×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] ※1 (重油) ※2	6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器の投影面積[m <sup>2</sup> ]	5.15×4.64=23.9[m <sup>2</sup> ]	離隔距離[m]	変圧器間の最短距離 4.1[m]			
データの種類	内容										
放射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する可燃物によって決まる定数 23.0×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ] ※1 (重油) ※2										
6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器の投影面積[m <sup>2</sup> ]	5.15×4.64=23.9[m <sup>2</sup> ]										
離隔距離[m]	変圧器間の最短距離 4.1[m]										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>るまでの間、一定の輻射強度で7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器が昇温されるものとする。輻射による入熱量と対流熱伝達による放熱量の差が変圧器の温度上昇に寄与することを表した下記の式から、重油の温度 T が 200℃<sup>※1</sup> となる危険輻射強度を求める。</p> $C \frac{dT}{dt} = \varepsilon E S_1 - h(T - T_{air}) S_2$ <p><math>T_0</math>: 変圧器初期温度 [55℃], <math>T_{air}</math>: 外気温度 38 [℃], E: 輻射強度 [W/m<sup>2</sup>],  <math>\varepsilon</math>: 7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器表面の放射率 (0.9) <sup>※2</sup>, h: 7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器表面熱伝達率 [17W/m<sup>2</sup>K] <sup>※3</sup>, <math>S_1 (=S_2)</math>: 7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(A-1)入力変圧器受熱面積 [m<sup>2</sup>], C: 7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (A-1) 入力変圧器及び重油の熱容量 [6.64 × 10<sup>6</sup>J/K] <sup>※1</sup>, t: 燃焼継続時間 [s]</p> <p>※1: 変圧器用の絶縁油はその元素成分に関する規格がないため、物性値は重油の値を使用。絶縁油の品質記録に記載されている発火温度の最低値とする。</p> <p>※2: 伝熱工学資料 (変圧器の金属筐体は塗装仕上げされていることから、表面の塗装に類似の塗装として「塗料 (エナメル・白)」の値を用いる。非金属の放射率は金属より大きいため、非金属である塗料の値で評価することは保守的である。)</p> <p>※3: 空気調和・衛生工学便覧 (外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面 (変圧器の側面部に相当), 屋根面 (変圧器の上面部に相当) の夏季, 冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 15kcal/m<sup>2</sup>h℃を SI 単位に換算した 17W/m<sup>2</sup>K を用いる。)</p> <p>結果として、危険輻射強度は以下になる。  <math>E=7947</math> [W/m<sup>2</sup>]</p>			

(7) 形態係数の算出

火炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。危険輻射強度となる形態係数を算出する。

$$E_{max} = R_f \times \phi$$

$E_{max}$  : 危険輻射強度,  $R_f$  : 輻射発散度,  $\phi$  : 形態係数

第 3.1.3.1-2 表 形態係数の算出結果

7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (A-1) 入力変圧器	
危険輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	7.94 × 10 <sup>3</sup>
輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	23 × 10 <sup>2</sup>
形態係数	0.3455400

(8) 危険距離の算出 次の式から危険距離を算出する。

$$\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$$

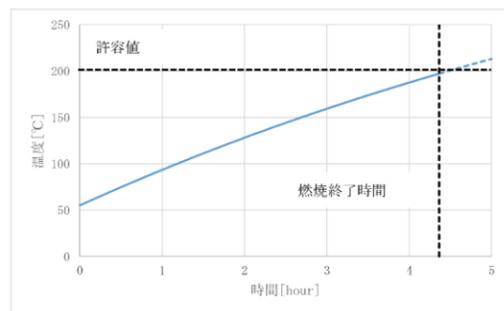
ただし,  $m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$

$\phi$  : 形態係数,  $L$  : 危険距離 [m],  $H$  : 火炎高さ [m],  $R$  : 燃焼半径 [m]

第 3.1.3.1-3 表 危険距離の算出結果

7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (A-1) 入力変圧器	
形態係数	0.3455400
燃焼半径 [m]	2.75
危険距離 [m]	約 4.0

また、燃焼終了時点までの変圧器温度の推移を下図に示す。



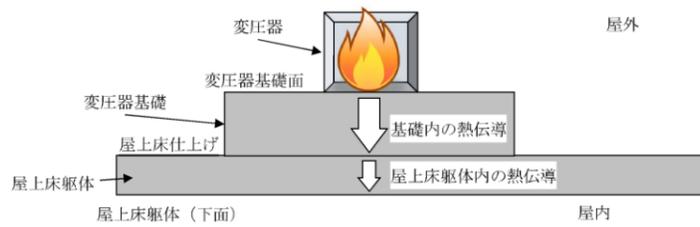
第 3.1.3.1-2 図 変圧器絶縁油温度の推移

**(9) 火災による熱影響の有無の評価**

以上の結果から、6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器において火災が発生した場合を想定したとしても、隔離距離(4.1m)が危険距離(約4.0m)以上であることから、向かい合う他の変圧器等に影響を及ぼすことはないと評価できる。

**3.1.3.2変圧器の火災による発電用原子炉施設(屋上)への影響**

**(1) 変圧器の基礎への熱影響** 火災が発生した時間から絶縁油が燃え尽きるまでの間、一定の火炎の熱で変圧器の基礎が昇温されるものとして、基礎への熱影響について評価する。以下に概念図を示す。



第 3.1.3.2-1 図 変圧器基礎への熱影響

評価に必要なパラメータを示す。

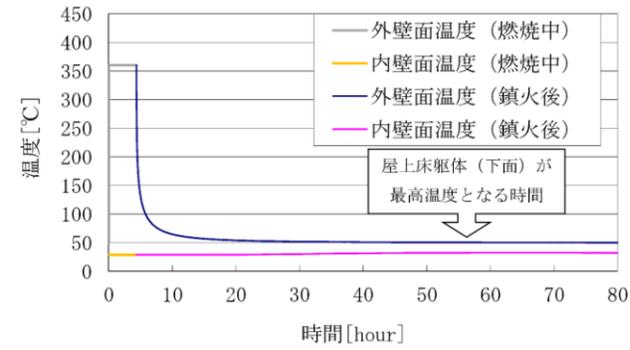
第 3.1.3.2-1 表 変圧器火災影響評価に必要なパラメータ

項目	パラメータ	備考
外気温度[°C]	50	日射の影響を考慮し設定
基礎面熱伝達率[W/m²K]	34.883	コンクリートの基礎面熱伝達率
屋上床躯体(下面)熱伝達率[W/m²K]	3.4883	コンクリートの屋上床躯体(下面)熱伝達率
基礎・躯体の熱伝導率[W/mK]	1.6279	コンクリートの熱伝導率
基礎・躯体の熱拡散率[m²/s]	8.42×10 <sup>-7</sup>	コンクリートの熱拡散率
基礎+躯体厚さ[m]	1.19	基礎(0.69m), 躯体(0.50m)

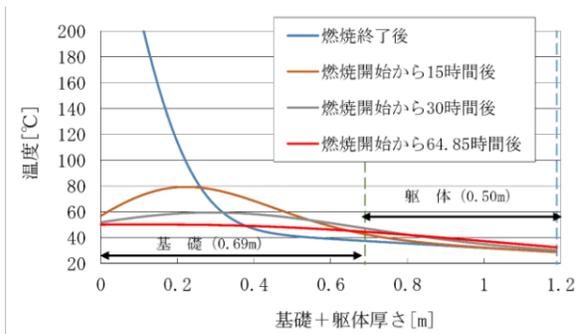
以下の式に示す一次元非定常熱伝導方程式を用いて、基礎面から屋上床躯体(下面)までの温度を求める。

$$\frac{dT}{dt} = \alpha \frac{d^2T}{dx^2}$$

T: 温度, t : 時刻, x : 基礎面からの距離, α : 熱拡散率 以下に評価結果を示す。



第 3.1.3.2-2 図 基礎面・屋上床躯体（下面）の温度



第 3.1.3.2-3 図 基礎・躯体内部の温度変化

第 3.1.3.2-2 表 変圧器基礎面の温度評価結果

6号炉 (変圧器基礎面)	
項目	6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (B-2) 入力変圧器
火炎温度 [°C]	360 <sup>*1</sup>
燃焼継続時間 [hour]	4.36
基礎面温度 [°C]	360 <sup>*2</sup> (51) <sup>*3</sup>
屋上床躯体 (下面) 温度 [°C]	29 <sup>*2</sup> (33) <sup>*3</sup>
基礎・躯体境界温度 [°C]	38 <sup>*2</sup> (45) <sup>*3</sup>
許容温度 [°C]	200 <sup>*4</sup>

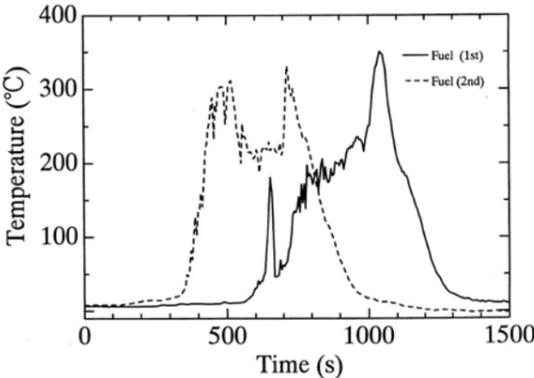
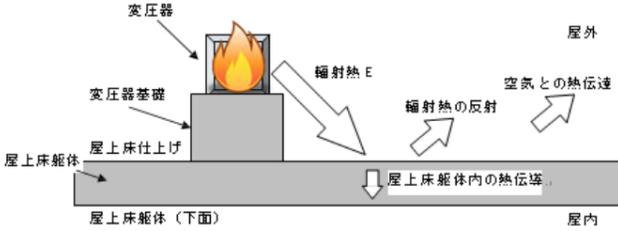
※1: 絶縁油の沸点 (出典: 機械工学便覧)

※2: 燃焼終了直後の温度

※3: 屋上床躯体 (下面) が最高温度に到達した時の温度 (燃焼開始から約 64.8 時間後)

※4: コンクリートの許容限界温度

絶縁油の液面火災において、絶縁油 (炎の直下の部分) の温度は沸点近傍で安定すると考えられることから、本評価では加熱温度として絶縁油の沸点を用いる。大規模石油タンクの燃焼に関する研究報告書 (平成 11 年, 自治省消防庁消防

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="186 254 905 373"> <u>研究所) には、直径 10m のタンクの原油を燃焼させる実験を行った際の原油の温度が掲載されている(第 3.1.3.2-4 図)。</u>  <u>これによると、最高温度は 350℃程度である。</u> </p>  <p data-bbox="186 835 845 865">第 3.1.3.2-4 図 原油の温度変化(直径 10m のタンク)</p> <p data-bbox="186 926 905 1094"> <u>評価の結果、基礎の表面(変圧器の設置面)より約 0.12m までコンクリートの許容限界温度を超えているが、屋上床躯体(下面)については許容限界温度を超えないことを確認した。</u> </p> <p data-bbox="142 1150 617 1180">(2) コントロール建屋の屋上への熱影響</p> <p data-bbox="186 1199 905 1318"> <u>火災が発生した時間から絶縁油が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度でコントロール建屋の屋上面が昇温されるものとして、屋上への熱影響について評価する。</u> </p>  <p data-bbox="290 1598 742 1627">第 3.1.3.2-5 図 建屋屋上への熱影響</p> <p data-bbox="216 1688 608 1717"> <u>評価に必要なパラメータを示す。</u> </p>			

第 3.1.3.2-3 表 変圧器火災影響評価に必要なパラメータ

項目	パラメータ	備考
外気温度 [°C]	50	日射の影響を考慮し設定
屋上面熱伝達率 [W/m²K]	34.883	コンクリートの屋上面熱伝達率
屋上床躯体 (下面) 熱伝達率 [W/m²K]	3.4883	コンクリートの屋上床躯体 (下面) 熱伝達率
躯体の熱伝導率 [W/mK]	1.6279	コンクリートの熱伝導率
躯体の熱拡散率 [m²/s]	8.42 × 10 <sup>-7</sup>	コンクリートの熱拡散率
躯体厚さ [m]	0.50	-

以下の式に示す一次元非定常熱伝導方程式を用いて、屋上床仕上げから屋上床躯体 (下面) までの温度を求める。

$$\frac{dT}{dt} = \alpha \frac{d^2T}{dx^2}$$

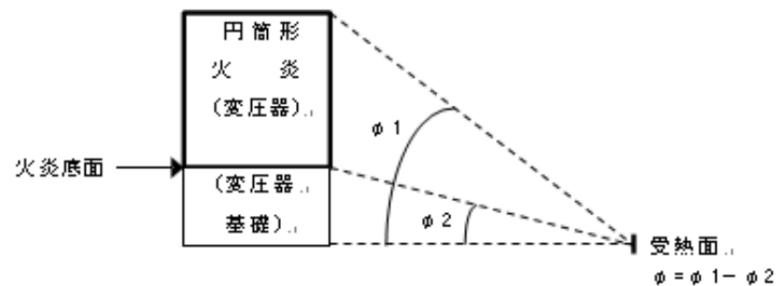
T: 温度, t : 時刻, x : 基礎面からの距離, α : 熱拡散率

なお、第 3.1.3.2-6 図のように、受熱面が火炎底面と異なる高さにあることから、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」より、下記の考え方にに基づき形態係数を算出し輻射強度を求める。

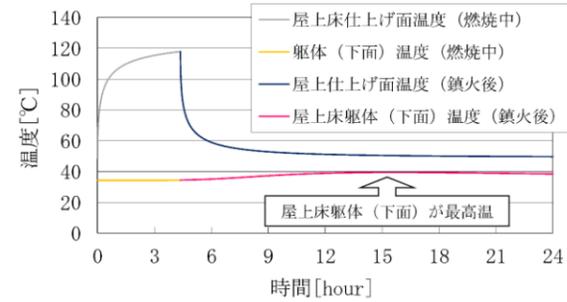
$$\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$$

ただし、 $m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$

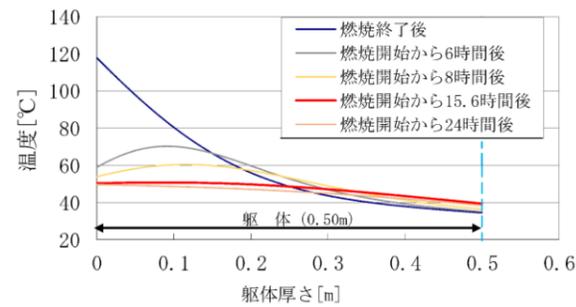
φ : 形態係数, L : 危険距離 [m], H : 火炎高さ [m], R : 燃焼半径 [m]



第 3.1.3.2-6 図 受熱面の高さによる形態係数  
以下に評価結果を示す。



第 3.1.3.2-7 図 基礎面・屋上床躯体 (下面) の温度



第 3.1.3.2-8 図 躯体内部の温度変化

第 3.1.3.2-4 表 屋上床仕上げ面の温度評価結果

6号炉 (屋上床仕上げ面)	
項目	6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	3.91×10 <sup>3</sup>
燃焼継続時間[hour]	4.36
屋上床仕上げ面温度[°C]	118 <sup>*1</sup> (51) <sup>*2</sup>
屋上床躯体(下面)温度[°C]	35 <sup>*1</sup> (40) <sup>*2</sup>
許容温度[°C]	200 <sup>*3</sup>

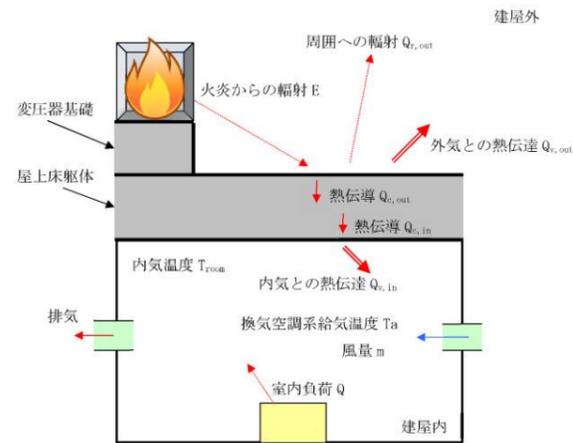
※1: 燃焼終了直後の温度

※2: 屋上床躯体 (下面) が最高温度に到達した時の温度 (燃焼開始から約 15.6 時間後)

※3: コンクリートの許容限界温度

評価の結果、屋上床躯体 (下面) の温度は燃焼開始から約 15.6 時間後に最高温度に到達しているが、コンクリートの許容限界温度を超えないことを確認した。ただし、屋上床躯体 (下面) の温度上昇が確認されたことから、変圧器の下部に位置する中央制御室換気空調機室について、内気の温度評価を実施する。なお、変圧器基礎面からの入熱による内気の温

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>度上昇については、その面積が小さく内気への影響は限定的であることから、屋上床仕上げからの入熱による内気の温度評価に包絡される。</u></p> <p><u>(3) 屋上設置機器への影響</u></p> <p><u>コントロール建屋屋上階に設置する無線連絡設備及び衛星電話設備のアンテナについては、原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器に対して3. のとおり火災に対する各種対策が取られていることから熱影響を受けるおそれはない。また、万が一変圧器火災が発生し熱影響を受けた場合であっても、送受話器、電力保安通信用電話設備の有線系回線が使用可能であることから、必要な通信連絡の機能は維持される。</u></p> <p><u>3.1.3.3 変圧器の下部に位置している中央制御室換気空調機室への影響</u></p> <p><u>屋上床仕上げ面からの入熱による影響 変圧器の下部に位置している中央制御室換気空調機室内の機器等への影響について評価する。</u></p> <p><u>第 3.1.3.3-1 図に概念図を示す。</u></p> <p><u>外壁及び内壁面温度上昇に伴う熱負荷 (<math>Q_{v,in}</math>) は次式で計算される。</u></p> $Q_{v,in} = h_{in} A (T_{in} - T_{room})$ <p><u><math>h_{in}</math> : 内壁面熱伝達率, <math>A</math> : 内壁の表面積, <math>T_{in}</math> : 内壁面温度, <math>T_{room}</math> : 内気温度</u></p>			



第 3.1.3.3-1 図 伝熱の概念図

以下に評価結果を示す。

第 3.1.3.3-1 表 建屋内気温度の評価結果

6号炉中央制御室換気空調機室評価 (建屋内気温度)	
項目	6号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置(B-2)入力変圧器 (屋上面)
内気温度[°C]	38 <sup>※1</sup>
許容温度[°C]	40 <sup>※2</sup>

※1: 燃焼終了後も含めた最高温度

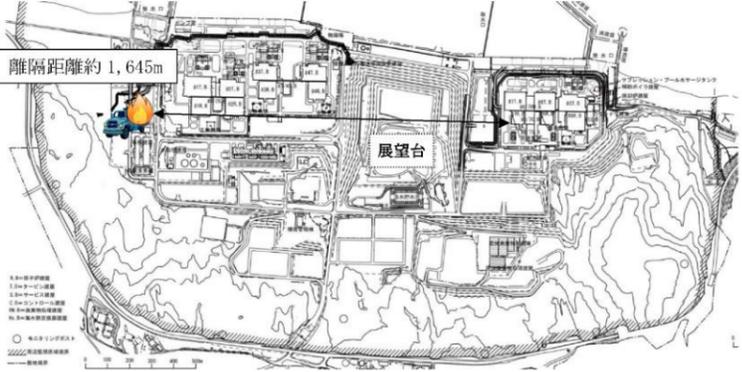
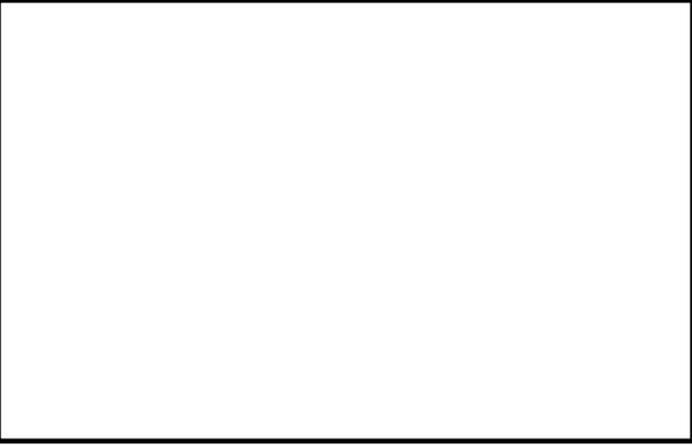
※2: 中央制御室換気空調機室の最高使用温度

評価の結果、燃焼終了後の温度上昇を踏まえたとしても、内気温度は最高で約 38°Cとなり、室内設備の最高使用温度 40°Cを下回ることを確認した。

### 3.1.4 まとめ

以上の結果から、コントロール建屋の屋上に設置している変圧器の火災を想定した場合、変圧器の基礎面は許容限界温度を超えるものの、屋上床躯体については許容限界温度を下回ることから、建屋の強度に対する熱影響はないと評価する。

また、変圧器の下部に位置している中央制御室換気空調機室の内気温度は最高でも約 38°Cであり、室内にある設備の最高使用温度を下回ることから、熱影響はないと評価する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2 水素トレーラの火災影響評価について</p> <p>1号炉へ水素を供給する水素トレーラの火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである(1号炉の運転中以外であれば、水素トレーラが発電所敷地内に配備されることはない)。</p> <p>なお、水素トレーラの火災では、<u>展望台等</u>により、6号及び7号炉の発電用原子炉施設は放射熱を受けないことから爆発による影響評価のみとする(第3.2-1図)。</p>  <p>第 3.2-1 図 水素トレーラの分離距離</p> <p>(1) 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素トレーラ建屋内にて、水素トレーラが停車中に火災・爆発を起こした場合を想定する。</li> <li>水素トレーラは水素ガスを満載した状態(最大積載量13,987m<sup>3</sup>)を想定する。</li> <li>燃料は水素とする。</li> <li>水素トレーラ建屋内での水素ガス漏えい、引火による水素トレーラの爆発を想定する。</li> <li>気象条件は無風状態とする。</li> </ul> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、柏崎刈羽原子力発電所に対する水素トレーラのガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的</p>		<p>3.2 2号水素ガストレーラの火災影響評価について</p> <p>2号炉へ水素を供給する水素ガストレーラの火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである(2号炉の運転中以外であれば、水素ガストレーラが発電所敷地内に配備されることはない)。</p> <p>なお、水素ガストレーラの火災では、<u>水素ガストレーラ保管庫の壁等</u>により、2号炉の発電用原子炉施設は放射熱を受けないことから爆発による影響評価のみとする。</p>  <p>第 3.2-1 図 水素ガストレーラと発電用原子炉施設の配置図</p> <p>(1) 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素ガストレーラ設置場所にて水素ガストレーラが停車中に爆発を起こした場合を想定する。</li> <li>水素ガストレーラは水素ガスを満載した状態(最大積載量12,086m<sup>3</sup>)を想定する。</li> <li>燃料は水素とする。</li> <li>水素ガストレーラ設置場所での水素ガス漏えい、引火による水素ガストレーラの爆発を想定する。</li> <li>気象条件は無風状態とする。</li> </ul> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、島根原子力発電所に対する水素ガストレーラのガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 3.2-1 表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="145 388 902 457"> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>危険限界距離[m]</td> <td>ガス爆発の爆風圧が 10kPa 以下になる距離</td> </tr> </table> <p>(3) 評価対象範囲 評価対象範囲は発電所構内で出火する<u>水素トレーラ</u>とする。</p> <p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 3.2-2 表 水素爆発の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="145 894 902 1388"> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>水素の K 値</td> <td>コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=2860000</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備又は処理設備の W 値</td> <td>コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあっては、貯蔵能力(単位:トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位:トン)に換算して得られた数値の平方根の数値(換算して得られた数値が一未満のものにあっては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量(単位:トン)の数値 W=1.25<sup>1/2</sup>=1.12</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>水素トレーラから発電用原子炉施設までの距離 約 1,645[m]</td> </tr> </table> <p>(5) W 値の算出 <u>水素トレーラ</u>の最大積載量を貯蔵能力とし、W 値を算出する。 積載量(貯蔵能力) = <math>13987[m^3] = 1.25[t]</math> W = <math>1.25^{1/2} = 1.12</math></p> <p>(6) 危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が<u>水素トレーラ</u>と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</p>	評価指標	内容	危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 10kPa 以下になる距離	データ種類	内容	水素の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=2860000	貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあっては、貯蔵能力(単位:トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位:トン)に換算して得られた数値の平方根の数値(換算して得られた数値が一未満のものにあっては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量(単位:トン)の数値 W=1.25 <sup>1/2</sup> =1.12	離隔距離[m]	水素トレーラから発電用原子炉施設までの距離 約 1,645[m]		<p>な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.2-1表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1745 388 2472 457"> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>危険限界距離[m]</td> <td>ガス爆発の爆風圧が10kPa以下になる距離</td> </tr> </table> <p>(3) 評価対象範囲 評価対象範囲は発電所構内で出火する<u>水素ガストレーラ</u>とする。</p> <p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.2-2表 水素爆発の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1762 882 2454 1398"> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>水素のK値</td> <td>コンビナート等保安規則第5条別表第二に掲げる値 K=2860000</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備又は処理設備のW値</td> <td>コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあっては、貯蔵能力(単位:トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備のあっては貯蔵能力(単位:立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位:トン)に換算して得られた数値の平方根の数値(換算して得られた数値が一未満のものにあっては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量(単位:トン)の数値 W=1.042</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>水素ガストレーラから発電用原子炉施設までの距離 約90[m]</td> </tr> </table> <p>(5) W値の算出 <u>水素ガストレーラ</u>の最大積載量を貯蔵能力とし、W値を算出する。 積載量(貯蔵能力) = <math>1.085t</math> W = <math>1.042</math></p> <p>(6) 危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が<u>水素ガストレーラ</u>と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</p>	評価指標	内容	危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が10kPa以下になる距離	データ種類	内容	水素のK値	コンビナート等保安規則第5条別表第二に掲げる値 K=2860000	貯蔵設備又は処理設備のW値	コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあっては、貯蔵能力(単位:トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備のあっては貯蔵能力(単位:立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位:トン)に換算して得られた数値の平方根の数値(換算して得られた数値が一未満のものにあっては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量(単位:トン)の数値 W=1.042	離隔距離[m]	水素ガストレーラから発電用原子炉施設までの距離 約90[m]	
評価指標	内容																										
危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が 10kPa 以下になる距離																										
データ種類	内容																										
水素の K 値	コンビナート等保安規則第 5 条別表第二に掲げる数値 K=2860000																										
貯蔵設備又は処理設備の W 値	コンビナート等保安規則第 5 条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあっては、貯蔵能力(単位:トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位:トン)に換算して得られた数値の平方根の数値(換算して得られた数値が一未満のものにあっては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量(単位:トン)の数値 W=1.25 <sup>1/2</sup> =1.12																										
離隔距離[m]	水素トレーラから発電用原子炉施設までの距離 約 1,645[m]																										
評価指標	内容																										
危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が10kPa以下になる距離																										
データ種類	内容																										
水素のK値	コンビナート等保安規則第5条別表第二に掲げる値 K=2860000																										
貯蔵設備又は処理設備のW値	コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力(単位:トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあっては、貯蔵能力(単位:トン)の数値)、圧縮ガスの貯蔵設備のあっては貯蔵能力(単位:立方メートル)を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量(単位:トン)に換算して得られた数値の平方根の数値(換算して得られた数値が一未満のものにあっては、当該換算して得られた数値) 処理設備：処理設備内にあるガスの質量(単位:トン)の数値 W=1.042																										
離隔距離[m]	水素ガストレーラから発電用原子炉施設までの距離 約90[m]																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><math>X = 0.04\lambda \cdot \sqrt[3]{K \times W}</math>  X : 危険限界距離[m], <math>\lambda</math> : 換算距離 14.4[m・kg<sup>-1/3</sup>],  K : 水素の定数, W : 設備定数  K=2860000, W=1.12 として, 危険限界距離を求める。</p> <p>X=約 85[m]</p> <p>(7) 爆発による影響評価結果  以上の結果から, <u>水素トレーラ</u>において爆発が発生した場合を想定したとしても, 離隔距離(約 1645m)が危険限界距離(約 85m)以上であることから, 外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと判断する。</p> <p>4. 構内危険物タンク等における延焼の危険性について  4.1 軽油タンクの火災  軽油タンク近傍で危険物を保管している設備はなく, 現場作業に伴い「屋外の危険物保管」や「火気の使用」をする場合は, 社内文書に基づき危険物や火気を管理した状態で取り扱っている。また, 防火の観点から定期的なパトロール等にて現場の状況を確認している。  以上により, 軽油タンクの火災を想定したとしても周囲の可燃物への引火の可能性は低いと評価する。</p> <p>4.2 車両(可搬型重大事故等対処設備)等の火災  4.2.1 車両(可搬型重大事故等対処設備)等の延焼  可搬型重大事故等対処設備保管場所等(以下「保管場所」という。)において, 車両(可搬型重大事故等対処設備)の火災が起こったとしても周囲の車両に影響を及ぼさないことを評価するものである。  なお, <u>保管場所</u>の一部は防火帯に近接しているが, 当該箇所における森林火災時の放射熱強度は火線強度が最大となった<u>ケース2</u>において最大でも 1.7kW/m<sup>2</sup>**程度であり, 車両が延焼するような輻射強度ではないことを確認している。</p>		<p><math>X = 0.04\lambda \cdot \sqrt[3]{K \times W}</math>  X : 危険限界距離[m], <math>\lambda</math> : 換算距離 14.4[m・kg<sup>-1/3</sup>],  K : 水素の定数, W : 設備定数  K=2860000, W=1.042 として, 危険限界距離を求める。</p> <p>X=約 83[m]</p> <p>(7) 爆発による影響評価結果  以上の結果から, <u>水素ガストレーラ</u>において爆発が発生した場合を想定したとしても, 離隔距離(約 90m)が危険限界距離(約 83m)以上であることから, 外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと判断する。</p> <p>4. 構内危険物タンク等における延焼の危険性について  4.1 ガスタービン発電機用軽油タンク, <u>重油タンク</u>の火災  ガスタービン発電機用軽油タンク, <u>重油タンク</u>近傍で危険物を保管している設備はなく, 現場作業に伴い「屋外の危険物保管」や「火気の使用」をする場合は, 社内文書に基づき危険物や火気を管理した状態で取り扱っている。また, 防火の観点から定期的なパトロール等にて現場の状況を確認している。  以上により, <u>ガスタービン発電機用軽油タンク, 重油タンク</u>の火災を想定したとしても周囲の可燃物への引火の可能性は低いと評価する。</p> <p>4.2 車両(可搬型重大事故等対処設備)等の火災  4.2.1 車両(可搬型重大事故等対処設備)等の延焼  可搬型重大事故等対処設備保管場所等(以下「保管場所」という。)において, 車両(可搬型重大事故等対処設備)の火災が起こったとしても周囲の車両に影響を及ぼさないことを評価するものである。  なお, <u>保管場所及びアクセスルート</u>の一部は防火帯に近接しているが, <u>事故対応時の影響緩和のため, 防火帯(約21m)に加え空地を設けることにより</u>, 当該箇所における森林火災時の放射熱強度は火線強度が最大となった<u>ケース1</u>において最大でも 1.6kW/m<sup>2</sup>以下となり, 車両が延焼するような輻射強度では</p>	<p>備考</p> <p>・条件の相違  【柏崎 6/7】  島根 2号炉は, 保管場所及びアクセスルート</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、保管所近傍における森林火災の燃焼継続時間(約 14 時間)のうち、保管所において、人が長時間さらされても苦痛を感じない放射熱(輻射)強度である 1.6kW/m<sup>2</sup> を超えている時間は数十秒程度である。</p> <p>※：石油コンビナート等防災アセスメント指針では、人が長時間さらされても苦痛を感じない放射熱強度を 1.6 kW/m<sup>2</sup> としている。</p> <p>(1) 車両(可搬型重大事故等対処設備)等の火災の想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲への熱影響を考慮し、燃料積載量の大きい<u>第一ガスタービン発電機車(GTG用燃料タンク)</u>の火災を想定する。</li> <li>・燃焼する<u>第一ガスタービン発電機車(GTG 用燃料タンク)</u>からの放射熱を受けやすくするため、<u>第一ガスタービン発電機車の走行用燃料タンクが向かい合う状態</u>を想定する。<u>第一ガスタービン発電機車の走行用燃料タンクの受熱面は裏面を除く全ての面とし、表面以外の面は発熱源に最も近い表面と同等の放射熱を受けるものとする。</u></li> <li>・発熱側となる<u>第一ガスタービン発電機車</u>は燃料を満載し、受熱側となる<u>第一ガスタービン発電機車</u>は燃料量を 1/2 とする(受熱側の熱容量を小さくすることにより、燃料の温度が上昇しやすい状態とする)。</li> <li>・車両に積載している燃料は軽油とする。</li> <li>・タンクローリと異なり大容量の燃料タンクではないことから、<u>第一ガスタービン発電機車の GTG 用燃料タンクの全面火災</u>を想定する。</li> <li>・<u>第一ガスタービン発電機車</u>は、2 基(同容量)の <u>GTG 用燃料タンク</u>が近接した状態で配置されていることから、<u>タンクの同時火災</u>を想定する。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> <li>・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の 3 倍とする。</li> </ul>		<p>ないことを確認している。</p> <p>※：石油コンビナート等防災アセスメント指針では、人が長時間さらされても苦痛を感じない放射熱強度を1.6kW/m<sup>2</sup>としている。</p> <p>(1) 車両(可搬型重大事故等対処設備)等の火災の想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲への熱影響を考慮し、燃料積載量の大きい<u>大型送水ポンプ車(エンジン用燃料タンク)</u>の火災を想定する。</li> <li>・燃焼する<u>大型送水ポンプ車(エンジン用燃料タンク)</u>からの放射熱を受けやすくするため、<u>タンクローリの走行用燃料タンクが向かい合う状態</u>を想定する。</li> <li>・<u>タンクローリの走行用燃料タンクの受熱面は、裏面を除くすべての面とし、表面以外の面は発熱源に最も近い表面と同等の放射熱を受けるものとする。</u></li> <li>・発熱側となる<u>大型送水ポンプ車(エンジン用燃料タンク)</u>は燃料を満載し、受熱側となる<u>タンクローリ(車両用燃料タンク)</u>は燃料量を 1/2 とする(受熱側の熱容量を小さくすることにより、燃料の温度が上昇しやすい状態とする)。</li> <li>・車両に積載している燃料は軽油とする。</li> <li>・タンクローリと異なり大容量の燃料タンクではないことから、<u>大型送水ポンプ車のエンジン用燃料タンクの全面火災</u>を想定する。</li> <li>・<u>大型送水ポンプ車</u>は、2 基(同容量)の <u>エンジン用燃料タンク</u>が近接した状態で配置されていることから、<u>タンクの同時火災</u>を想定する。</li> <li>・気象条件は無風状態とする。</li> <li>・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の 3 倍とする。</li> </ul>	<p>への影響がないように、空地を設けている</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>(2) 評価対象範囲            評価対象範囲は、<u>輻射熱の影響を考慮し燃料タンクが露出している車両（第一ガスタービン発電機車、電源車）とする。発熱側は燃料積載量の最も大きい第一ガスタービン発電機車（GTG 用燃料タンク）、受熱側は熱容量の最も小さい第一ガスタービン発電機車（走行用燃料タンク）とすることにより、他の車両は本評価に包絡される。なお、消防車等は、燃料タンクが露出しておらず、輻射熱の影響を受けないことから評価対象外とする。</u></p> <p>(3) 必要データ            評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p>第 4. 2. 1-1 表 <u>ガスタービン発電機車火災影響評価に必要なデータ</u></p> <table border="1" data-bbox="142 930 902 1150"> <thead> <tr> <th>データの種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>1)</sup></td> <td>燃焼する可燃物によって決まる定数 42×10<sup>3</sup>[W/m<sup>2</sup>]（軽油）</td> </tr> <tr> <td>燃料タンクの投影面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>第一ガスタービン発電機車(GTG 用燃料タンク 2 基分) 0.84×0.6×2=1.0[m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>第一ガスタービン発電機車間の最短距離 5[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価ガイド付属書Bより</p> <p>(4) 燃焼半径の算出            第一ガスタービン発電機車の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、GTG 用燃料タンク（2基）の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は GTG 用燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。  <math display="block">R = (S / \pi)^{0.5}</math>           S : 発電用燃料タンクの投影面積（火炎円筒の底面積）  <math display="block">= 1.0 \text{ [m}^2\text{]}</math> <math display="block">R = (1.0 / \pi)^{0.5} = 0.56 \text{ [m]}</math></p> <p>(5) 燃焼継続時間の算出            燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p>	データの種類	内容	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	燃焼する可燃物によって決まる定数 42×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ]（軽油）	燃料タンクの投影面積[m <sup>2</sup> ]	第一ガスタービン発電機車(GTG 用燃料タンク 2 基分) 0.84×0.6×2=1.0[m <sup>2</sup> ]	離隔距離[m]	第一ガスタービン発電機車間の最短距離 5[m]		<p>(2) 評価対象範囲            評価対象範囲は、<u>可搬型重大事故等対処設備の車両とする。発熱側は燃料積載量の最も大きい大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）、受熱側は熱容量の最も小さいタンクローリ（車両用燃料タンク）とすることにより、他の車両は本評価に包絡される。</u></p> <p>(3) 必要データ            評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p>第4. 2. 1-1表 <u>大型送水ポンプ車及びタンクローリ火災影響評価に必要なデータ</u></p> <table border="1" data-bbox="1730 930 2490 1150"> <thead> <tr> <th>データの種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]<sup>1)</sup></td> <td>燃焼する可燃物によって決まる定数 42×10<sup>3</sup>[W/m<sup>2</sup>]（軽油）<sup>1)</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料タンクの投影面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）2基分 0.54[m]×1.48[m]×2=1.6[m<sup>2</sup>]</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）とタンクローリ（車両用燃料タンク）の最短距離 3[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 評価ガイド付属書Bより</p> <p>(4) 燃焼半径の算出            大型送水ポンプ車の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、エンジン用燃料タンク（2基）の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]はエンジン用燃料タンク（2基）の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。  <math display="block">R = (S / \pi)^{0.5}</math>           S : エンジン用燃料タンクの投影面積（火炎円筒の底面積）  <math display="block">= 1.6 \text{ [m}^2\text{]}</math> <math display="block">R = (1.6 / \pi)^{0.5} = 0.71 \text{ [m]}</math></p> <p>(5) 燃焼継続時間の算出            燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p>	データの種類	内容	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	燃焼する可燃物によって決まる定数 42×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ]（軽油） <sup>1)</sup>	燃料タンクの投影面積[m <sup>2</sup> ]	大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）2基分 0.54[m]×1.48[m]×2=1.6[m <sup>2</sup> ]	離隔距離[m]	大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）とタンクローリ（車両用燃料タンク）の最短距離 3[m]	<p>・条件の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            島根 2号炉は、消防車等も評価対象としている</p>
データの種類	内容																		
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	燃焼する可燃物によって決まる定数 42×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ]（軽油）																		
燃料タンクの投影面積[m <sup>2</sup> ]	第一ガスタービン発電機車(GTG 用燃料タンク 2 基分) 0.84×0.6×2=1.0[m <sup>2</sup> ]																		
離隔距離[m]	第一ガスタービン発電機車間の最短距離 5[m]																		
データの種類	内容																		
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ] <sup>1)</sup>	燃焼する可燃物によって決まる定数 42×10 <sup>3</sup> [W/m <sup>2</sup> ]（軽油） <sup>1)</sup>																		
燃料タンクの投影面積[m <sup>2</sup> ]	大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）2基分 0.54[m]×1.48[m]×2=1.6[m <sup>2</sup> ]																		
離隔距離[m]	大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）とタンクローリ（車両用燃料タンク）の最短距離 3[m]																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
$t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m],  v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s],  ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>], m : 質量[kg]</p> <p>ここで, <math>V=0.4[\text{m}^3]</math>, <math>M=0.044[\text{kg}/\text{m}^2 \cdot \text{s}]</math>, <math>\rho=918[\text{kg}/\text{m}^3]</math>  として, 燃焼継続時間を求めると,  <math>v=0.044/918=4.793 \times 10^{-5}[\text{m}/\text{s}]</math>  <math>t=0.4 / (1.0 \times 4.793 \times 10^{-5}) = 8279[\text{s}] = 2.29[\text{h}]</math></p> <p>(6) 危険輻射強度の算出  <u>第一ガスタービン発電機車 (GTG 用燃料タンク) の火災が</u>  発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度で<u>第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク) が</u>昇温されるものとして, 下記の式より燃料である軽油の温度Tが225℃となる危険輻射強度を求めると,</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E S t}{C + h S t}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度[38℃], E : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], ε : <u>走行用燃料タンク表面の放射率 (0.96) ※1</u>, h : <u>走行用燃料タンク表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K] ※2</u>, S : <u>走行用燃料タンク受熱面積[m<sup>2</sup>]</u>,  C : <u>走行用燃料タンク及び軽油の熱容量[8.92 × 10<sup>4</sup>J/K]</u>,  t : 燃焼継続時間[s]</p> <p>※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>E=4948[W/m<sup>2</sup>]</p>		$t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, \quad v = \frac{M}{\rho} \quad \text{より}, \quad t = \frac{V \times \rho}{\pi R^2 \times M}$ <p>t : 燃焼継続時間[s], V : 燃料量[m<sup>3</sup>], R : 燃焼半径[m],  v : 燃焼速度[m/s], M : 質量低下速度[kg/m<sup>2</sup>・s],  ρ : 密度[kg/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで, <math>V=0.99[\text{m}^3]</math>, <math>\rho=918[\text{kg}/\text{m}^3]</math>, <math>M=0.044[\text{kg}/\text{m}^2 \cdot \text{s}]</math>  として燃焼時間を求めると,  <math>v=0.044/918=4.79 \times 10^{-5}[\text{m}/\text{s}]</math>  <math>t=0.99 / (1.6 \times 4.79 \times 10^{-5}) = 3.60[\text{h}]</math></p> <p>(6) 危険輻射強度の算出  <u>大型送水ポンプ車 (エンジン用燃料タンク) の火災が発生</u>  した時間から燃料が燃え尽きるまでの間, 一定の輻射強度で<u>タンクローリ (車両用燃料タンク) が</u>昇温されるものとして, 下記の式より, 燃料である軽油の温度 T が 225℃となる危険輻射強度を求めると,</p> $E_{max} = \frac{T h S_2 - h S_2 T_{air} \left( 1 - e^{-\left(\frac{h S_2}{C}\right) t} \right) - h S_2 T_0 e^{-\left(\frac{h S_2}{C}\right) t}}{\varepsilon S_1 \left( 1 - e^{-\left(\frac{h S_2}{C}\right) t} \right)}$ <p>T<sub>0</sub> : 初期温度[50℃], T : 許容限界温度[℃], T<sub>air</sub> : 外気温度[℃], E : 輻射強度[W/m<sup>2</sup>], ε : <u>車両用燃料タンク表面の放射率[0.96] ※1</u>, h : <u>車両用燃料タンク表面熱伝達率[17W/m<sup>2</sup>K] ※2</u>, S<sub>1</sub> : <u>車両用燃料タンク受熱面積[m<sup>2</sup>]</u>, S<sub>2</sub> : <u>車両用燃料タンク放熱面積[m<sup>2</sup>]</u>, C : <u>車両用燃料タンク及び軽油の熱容量[8.39 × 10<sup>4</sup>J/K]</u>, t : 燃焼継続時間[s]</p> <p>※1 : 伝熱工学資料, ※2 : 空気調和・衛生工学便覧</p> <p>E=6,288 [W/m<sup>2</sup>]</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>(7) 形態係数の算出</p> <p>火炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。危険輻射強度となる形態係数を算出する。</p> $E_{max} = R_f \times \phi$ <p><math>E_{max}</math> : 危険輻射強度, <math>R_f</math> : 輻射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p> <p>第 4.2.1-2 表 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="142 653 902 779"> <thead> <tr> <th colspan="2">第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>4.94×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>42×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.1178306</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 危険距離の算出</p> <p>次の式から危険距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし, <math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, <math>L</math> : 危険距離[m], <math>H</math> : 火炎高さ[m],  <math>R</math> : 燃焼半径[m]</p> <p>第 4.2.1-3 表 危険距離の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="142 1394 902 1520"> <thead> <tr> <th colspan="2">第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.1178306</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、<u>第一ガスタービン発電機車の GTG 用燃料タンク</u>において火災が発生した場合を想定したとしても、<u>離隔距離(5m)</u>が危険距離(1.8m)以上であることから、<u>向かい合う他の第一ガスタービン発電機車に影響をおよぼすことはない</u>と評価できる。</p>	第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク)		危険輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4.94×10 <sup>3</sup>	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>	形態係数	0.1178306	第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク)		形態係数	0.1178306	燃焼半径[m]	0.56	危険距離[m]	1.8		<p>(7) 形態係数の算出</p> <p>火炎からの任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数をかけた値となる。危険輻射強度となる形態係数を算出する。</p> $E_{max} = R_f \times \phi$ <p><math>E_{max}</math> : 危険輻射強度, <math>R_f</math> : 輻射発散度, <math>\phi</math> : 形態係数</p> <p>第 4.2.1-2 表 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1727 667 2475 806"> <thead> <tr> <th colspan="2">タンクローリ (車両用燃料タンク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>6.29×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>42×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>1.45×10<sup>-1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 危険距離の算出</p> <p>次の式から危険距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし, <math>m = \frac{H}{R} \cong 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, <math>L</math> : 離隔距離[m], <math>H</math> : 火炎の高さ[m],  <math>R</math> : 燃焼半径[m]</p> <p>第4.2.1-3表 危険距離の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1727 1388 2475 1526"> <thead> <tr> <th colspan="2">タンクローリ (車両用燃料タンク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>1.45×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>0.71</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、<u>大型送水ポンプ車(エンジン用燃料タンク)</u>において火災が発生した場合を想定したとしても、<u>離隔距離(3m)</u>が危険距離(2.2m)以上であることから、<u>周囲の車両(可搬型重大事故等対処設備)に影響を及ぼすことはない</u>と評価できる。</p>	タンクローリ (車両用燃料タンク)		危険輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	6.29×10 <sup>3</sup>	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>	形態係数[-]	1.45×10 <sup>-1</sup>	タンクローリ (車両用燃料タンク)		形態係数[-]	1.45×10 <sup>-1</sup>	燃焼半径[m]	0.71	危険距離[m]	2.2	
第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク)																																			
危険輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4.94×10 <sup>3</sup>																																		
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>																																		
形態係数	0.1178306																																		
第一ガスタービン発電機車 (走行用燃料タンク)																																			
形態係数	0.1178306																																		
燃焼半径[m]	0.56																																		
危険距離[m]	1.8																																		
タンクローリ (車両用燃料タンク)																																			
危険輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	6.29×10 <sup>3</sup>																																		
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>																																		
形態係数[-]	1.45×10 <sup>-1</sup>																																		
タンクローリ (車両用燃料タンク)																																			
形態係数[-]	1.45×10 <sup>-1</sup>																																		
燃焼半径[m]	0.71																																		
危険距離[m]	2.2																																		

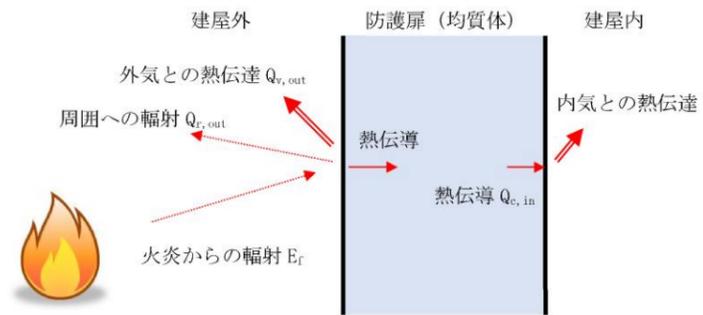
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>また、他の車両についても離隔距離が 2m 以上あることから、周囲の車両（可搬型重大事故等対処設備）に影響をおよぼすことはないと評価できる。</p> <p><b>4.2.2 第一ガスタービン発電機の火災</b></p> <p><b>(1) 火災延焼の影響</b></p> <p>第一ガスタービン発電機の発電機車の GTG 用燃料タンクにおいて火災が発生した場合を想定したとしても、「4.2.1」と同様に危険距離（1.8m）以上の離隔距離（5m）を確保することから、隣接するガスタービン発電機への影響はない。</p> <p><b>(2) アクセスルートへの影響</b></p> <p>第一ガスタービン発電機車はアクセスルートに近接しているが、隣接道路への離隔距離は 5m 以上確保する。第一ガスタービン発電機車の GTG 用燃料タンクの火災を想定した場合、離隔距離 5m での輻射強度は 1.1kW/m<sup>2</sup>**程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはない。評価条件及び結果について、次表に示す。</p> <p>第 4.2.2-1 表 アクセスルートへの火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="142 1150 902 1339"> <thead> <tr> <th colspan="2">第一ガスタービン発電機車近傍アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.0247444</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>42×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>1.04×10<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：石油コンビナートの防災アセスメント指針では、人が長時間さらされても苦痛を感じない放射熱（輻射）強度を 1.6kW/m<sup>2</sup>としている。</p> <p><b>(3) 7号炉主変圧器火災の影響</b></p> <p>第一ガスタービン発電機車から離隔距離約 72m の場所に 7号炉主変圧器を設置していることから、「3.1 変圧器の火災影響評価について」における 7号炉主変圧器の評価と同様に、第一ガスタービン発電機車近傍の輻射強度評価を実施したところ、0.5kW/m<sup>2</sup>**程度であり、操作への影響はない。評価条件及び結果について、次表に示す。</p>	第一ガスタービン発電機車近傍アクセスルート		燃焼半径[m]	0.56	離隔距離[m]	5	形態係数	0.0247444	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	1.04×10 <sup>3</sup>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 評価対象物の抽出結果の相違</p>
第一ガスタービン発電機車近傍アクセスルート															
燃焼半径[m]	0.56														
離隔距離[m]	5														
形態係数	0.0247444														
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	42×10 <sup>3</sup>														
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	1.04×10 <sup>3</sup>														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>第 4.2.2-2 表 7号炉主変圧器への火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="142 304 896 493"> <thead> <tr> <th colspan="2">第一ガスタービン発電機車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>7.03</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.0185608</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>23×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>0.43×10<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：石油コンビナートの防災アセスメント指針では、人が長時間さらされても苦痛を感じない放射熱（輻射）強度を1.6 kW/m<sup>2</sup>としている。</p> <p>5. 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価            発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器（防護扉等）については、外部火災の熱影響を受けやすいことから、これらの機器について、火災影響評価を実施する。</p> <p>5.1 評価対象範囲            評価対象は、<u>発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器のうち、外部火災の熱影響を受ける以下の機器とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防護扉</u></li> <li>・<u>ルーバ（換気空調系の給・排気口）</u></li> <li>・<u>配管貫通部</u></li> <li>・<u>ブローアウトパネル</u></li> </ul> <p>なお、<u>複数設置されているこれらの機器のうち、最も熱影響を受ける位置にあるもの（発熱源に近く、機器本体だけでなく建屋内部へ熱影響が及ぶ可能性のあるもの）を評価することによって、その他の機器は本評価に包絡される。</u>発熱源は、火災時の輻射強度が大きい軽油タンク、変圧器、航空機とするが、<u>建屋内への熱影響が確認された場合は内気温度についても評価する。</u></p> <p>5.2 防護扉の火災影響評価について            5.2.1 防護扉の温度評価            (1) 評価対象  <u>防護扉のうち、軽油タンクに最も近く、輻射強度が最も大きくなる6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室の防護扉を評価対象とする。</u></p>	第一ガスタービン発電機車		燃焼半径[m]	7.03	離隔距離[m]	72	形態係数	0.0185608	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	23×10 <sup>3</sup>	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	0.43×10 <sup>3</sup>		<p>5. 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価            発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器（扉等）については、外部火災の熱影響を受けやすいことから、これらの機器について、火災影響評価を実施する必要があるが、<u>離隔距離、輻射強度等の関係から航空機墜落に伴う火災影響評価結果に包絡される。</u></p>	
第一ガスタービン発電機車															
燃焼半径[m]	7.03														
離隔距離[m]	72														
形態係数	0.0185608														
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	23×10 <sup>3</sup>														
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	0.43×10 <sup>3</sup>														

(2) 想定条件

- ・軽油タンクの火災については、添付資料-6「2. 構内危険物タンクの火災影響評価」と同様の想定とする。
- ・防護扉は、保守的に、扉外面の最も熱影響を受けやすい金属を防護扉の構造材(均質体)とする。
- ・火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度を受けるものとする。

以下に、概念図を示す。



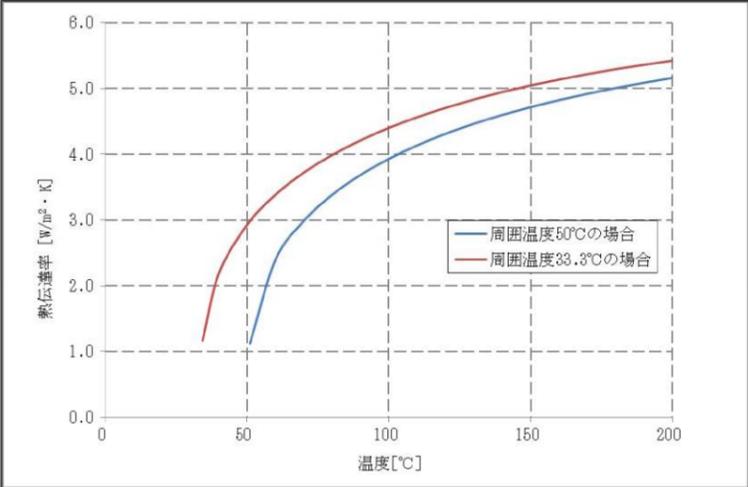
第 5.2.1-1 図 伝熱の概念図

(3) 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

第 5.2.1-1 表 軽油タンク火災影響評価に必要なデータ

項目	パラメータ	備考
扉材質	[ ]	-
外気温度[°C]	50	太陽輻射を考慮
内気温度[°C]	33.3	夏期換算値
外面熱伝達率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	第 5.2.1-2 図参照	自然対流熱伝達率 (Bayley の式)
内面熱伝達率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	第 5.2.1-2 図参照	自然対流熱伝達率 (Bayley の式)
扉の熱伝導率[W/(m・K)]	[ ]	[ ]
扉の厚さ[m]	[ ]	-
外面放射率(吸収率)[-]	0.9	伝熱工学資料
内面放射率[-]	0	輻射放熱はゼロとする。
扉の熱拡散率[m <sup>2</sup> /s]	[ ]	[ ]
シュテファン・ボルツマン定数[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	5.67×10 <sup>-8</sup>	伝熱工学資料

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>Bayley の式</p> $Nu \equiv h \cdot x / \lambda = 0.10 Ra^{1/3}$ $(2 \times 10^9 \leq Ra \equiv g \cdot \beta(T - T_{out}) \cdot x^3 / \nu^2 \cdot Pr \leq 10^{12})$ <p>より, 自然対流熱伝達率 <math>h</math> は次式から求められる。</p> $h = 0.10 \lambda (g \cdot \beta(T - T_{out}) \cdot Pr / \nu^2)^{1/3}$ <p><math>\lambda</math>: 空気の境膜平均温度(扉面温度 <math>T</math> と周囲流体温度 <math>T_{out}</math> の平均値)での熱伝導率 <math>[W/(m \cdot K)]</math>, <math>g</math>: 重力加速度 <math>[m/s^2]</math>,  <math>\beta</math>: 空気の境膜平均温度での熱膨張率 <math>[1/K]</math>, <math>Pr</math>: 空気の境膜平均温度でのプラントル数 <math>[-]</math>, <math>\nu</math>: 空気の境膜平均温度での動粘性率 <math>[m^2/s]</math></p>  <p>第 5.2.1-2 図 自然対流熱伝達 (Bayley の式)</p> <p>(4) 防護扉の内外面温度と膨張量の算出</p> <p>以下の式に示す一次元非定常熱伝導方程式を用いて, 防護扉外面及び内面温度を求める。</p> $\frac{dT}{dt} = \alpha \frac{d^2T}{dx^2}$ <p><math>T</math>: 温度, <math>t</math>: 時刻, <math>x</math>: 防護扉における外面からの距離, <math>\alpha</math>: 熱拡散率</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<div data-bbox="142 262 905 640" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>第 5.2.1-3 図 防護扉の外表面及び内表面温度</caption> <thead> <tr> <th>時間 (h)</th> <th>内面温度 (°C)</th> <th>外面温度 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>45</td><td>45</td></tr> <tr><td>2</td><td>90</td><td>90</td></tr> <tr><td>4</td><td>120</td><td>120</td></tr> <tr><td>6</td><td>140</td><td>140</td></tr> <tr><td>8</td><td>155</td><td>155</td></tr> <tr><td>10</td><td>160</td><td>160</td></tr> <tr><td>11</td><td>161.9</td><td>165.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>145</td><td>145</td></tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="252 651 786 682">第 5.2.1-3 図 防護扉の外表面及び内表面温度</p> <p data-bbox="163 745 460 777">(5) 熱影響の有無の評価</p> <p data-bbox="192 787 905 1092">評価の結果、軽油タンク火災による防護扉の最高温度は、扉外面 165.5℃、扉内面161.9℃となった。なお、建屋内の防火扉は、耐火試験を実施しており、IS0834 規格に従い、最終的に 1000℃を超える加熱に対して、3 時間の耐火性能*があることを確認している。これに対し、防護扉は建屋内の防火扉よりも頑健性があり、同等以上の耐火性能を有していることから熱影響はないと評価する。</p> <p data-bbox="192 1102 905 1186">※：非加熱面での 10 秒を超えて継続する火炎の噴出、発炎及び隙間を生じないこと。</p> <p data-bbox="133 1239 905 1312">5.2.2 6号炉非常用ディーゼル発電機 (C) 室の内気温度評価 &lt;待機時&gt;</p> <p data-bbox="163 1323 905 1501">防護扉の内面温度上昇を確認したため、6号炉非常用ディーゼル発電機 (C) 室(以下「評価対象室」という。)の内気温度を算出し、室内に設置している機器等への影響について評価する。なお、非常用ディーゼル発電機は待機状態とする。</p> <p data-bbox="163 1554 341 1585">(1) 評価条件</p> <ul data-bbox="207 1596 905 1858" style="list-style-type: none"> <li>・火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、扉内面温度161.9℃一定としたときの放熱量を評価対象室への入熱とする。</li> <li>・より現実的な評価として、評価対象室に隣接する壁、床、天井への放熱を考慮する。</li> <li>・隣接室については、隣接する壁、床、天井への放熱を考</li> </ul>	時間 (h)	内面温度 (°C)	外面温度 (°C)	0	45	45	2	90	90	4	120	120	6	140	140	8	155	155	10	160	160	11	161.9	165.5	12	145	145			
時間 (h)	内面温度 (°C)	外面温度 (°C)																												
0	45	45																												
2	90	90																												
4	120	120																												
6	140	140																												
8	155	155																												
10	160	160																												
11	161.9	165.5																												
12	145	145																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	-------------------------	--------------	----

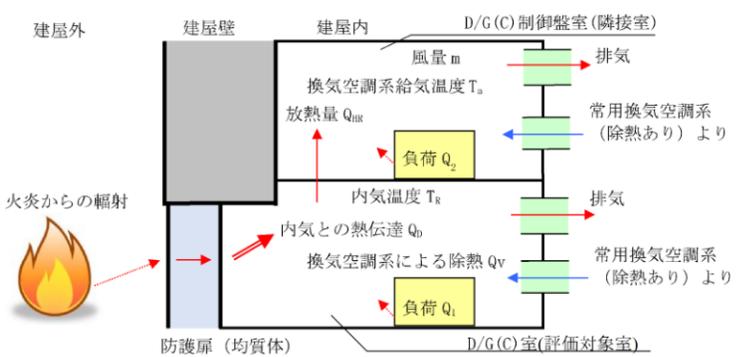
慮しないものとする。

・隣接室の内気温度評価は、評価対象室の放熱面積と隣接室の室内負荷が最も大きい、評価対象室上階の非常用ディーゼル発電機(C)制御盤室を対象とすることで、他の隣接室内機器等への評価は包絡される。

以下に、6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室と軽油タンクの位置関係、及び伝熱の概念図を示す。



第 5.2.2-1 図 6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室と軽油タンクの位置関係



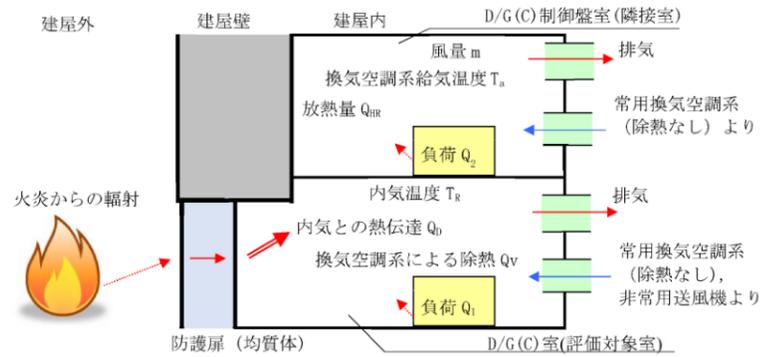
第 5.2.2-2 図伝熱の概念図(非常用ディーゼル発電機:待機時)

(2) 建屋内の温度評価

内気温度は、火災による防護扉内面温度上昇に伴う熱負荷と室内の熱負荷及び周囲壁と空調による除熱を考慮し、次式で求める。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考									
<p> <math display="block">T'_R = T_R + \frac{Q_1 + Q_D - Q_v - Q_{HR}}{C_a} \cdot t</math> </p> <p> <math display="block">T_n = \frac{Q_2 + Q_{HR}}{m\rho C} + T_a</math> </p> <p> <math>T_R</math>: 初期内気温度, <math>Q_1</math>: 室内負荷, <math>Q_D</math>: 防護扉内面温度上昇に伴う熱負荷 (内気との熱伝達), <math>Q_v</math>: 空調による除熱量, <math>Q_{HR}</math>: 隣接室への放熱量, <math>C_a</math>: 室内空気の熱容量, <math>t</math>: 時刻隣接室の内気温度については, 隣接室への放熱量と室内の熱負荷及び換気空調系による除熱を考慮し, 次式より求める。 </p> <p> <math>Q_2</math>: 室内負荷, <math>m</math>: 風量, <math>\rho</math>: 空気密度, <math>C</math>: 空気比熱, <math>T_a</math>: 換気空調系給気温度 </p> <p>以下に評価結果を示す。</p> <p>第 5.2.2-1 表 建屋内の温度評価結果 (待機時)</p> <table border="1" data-bbox="142 940 914 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室 (評価対象室)</th> <th>6号炉非常用ディーゼル発電機(C)制御盤室 (隣接室)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内気温度[°C]</td> <td>37</td> <td>33<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>許容温度[°C]</td> <td>45<sup>※2</sup></td> <td>40<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>           ※1: 評価対象室より室内負荷が小さく, 初期内気温度は 28.5[°C]            ※2: 室内の電気設備 (非常用ディーゼル発電機) の最高使用温度            ※3: 室内の電気設備 (制御盤) の最高使用温度 </p> <p>           評価の結果, 6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室は 37°C, 隣接室(非常用ディーゼル発電機制御盤室)の室温は 33°Cとなり, それぞれ, 許容温度を下回ることを確認した。 </p> <p>(3) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>           以上の結果から, 軽油タンク火災による防護扉の加熱を想定したとしても, 建屋内の 6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室, 及びその隣接室の内気温度が, ともに許容温度を超えないことから, 発電用原子炉施設の建屋内への熱影響はない。なお, 防護扉のほかに外壁からの入熱もあるが, 短期的には防護扉からの入熱が支配的であるため, この間の内気温度から室内への熱影響を評価できる (壁厚が厚い場合, 外壁からの入熱は一時的に壁内に蓄えられ, 一定時間経過後から長時 </p>		6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室 (評価対象室)	6号炉非常用ディーゼル発電機(C)制御盤室 (隣接室)	内気温度[°C]	37	33 <sup>※1</sup>	許容温度[°C]	45 <sup>※2</sup>	40 <sup>※3</sup>			
	6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室 (評価対象室)	6号炉非常用ディーゼル発電機(C)制御盤室 (隣接室)										
内気温度[°C]	37	33 <sup>※1</sup>										
許容温度[°C]	45 <sup>※2</sup>	40 <sup>※3</sup>										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>間に亘って建屋内に放熱されるが、単位時間当たりの放熱量は小さく換気空調系での除熱が可能)。</p> <p>5.2.3 6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室の内気温度評価&lt;運転時&gt;</p> <p>6号炉非常用ディーゼル発電機(C)へ燃料を供給している軽油タンクの火災を想定しているため、ここでは、建屋内に設置されているディタンクからの燃料供給により、非常用ディーゼル発電機を運転している状態とし、その時の内気温度を算出、室内に設置している機器等への影響について評価する。</p> <p>(1) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、扉内面温度 161.9℃一定としたときの放熱量を評価対象室への入熱とする。</li> <li>・評価対象室から隣接室への熱影響を評価するため、評価対象室から壁、床、天井への放熱を考慮する。</li> <li>・隣接室については、隣接する壁、床、天井への放熱を考慮しないものとする。</li> <li>・隣接室の内気温度評価は、評価対象室の放熱面積と隣接室の室内負荷が最も大きい、評価対象室上階の非常用ディーゼル発電機(C)制御盤室を対象とすることで、他の隣接室内機器等への評価は包絡される。</li> <li>・非常用ディーゼル発電機は、110%出力一定で運転しているものとする。</li> <li>・隣接室内の負荷(電気品等)は非常用ディーゼル発電機の運転時のものとする。</li> <li>・非常時を想定し、非常用送風機は運転状態とするが、常用換気空調系による給気の除熱には期待しないものとする(常用換気空調系の電源は非常用電源にも接続されており、送風機は非常時も運転可能)。</li> </ul> <p>なお、伝熱の概念並びに建屋内の温度評価手法は、5.2.2.6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室の内気温度評価&lt;待機時&gt;と同様である。以下に、伝熱の概念図を示す。</p>			



第 5.2.3-1 図 伝熱の概念図  
(非常用ディーゼル発電機：運転時)

以下に評価結果を示す。

第 5.2.3-1 表 建屋内の温度評価結果 (運転時)

	6号炉非常用ディーゼル 発電機(C)室 (評価対象室)	6号炉非常用ディーゼル 発電機(C)制御盤室 (隣接室)
内気温度[°C]	44.6	39.7 <sup>※1</sup>
許容温度[°C]	45 <sup>※2</sup>	40 <sup>※3</sup>

※1：常用換気空調系による給気の除熱がなく、非常用ディーゼル発電機の運転に伴い室内負荷も増加していることから、初期内気温度は38.1[°C]となる。

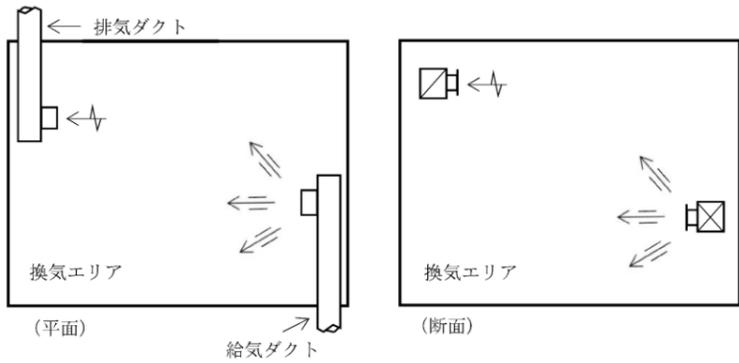
※2：室内の電気設備（非常用ディーゼル発電機）の最高使用温度

※3：室内の電気設備（制御盤）の最高使用温度

(2) 火災による熱影響の有無の評価

以上の結果から、軽油タンク火災による防護扉の加熱を想定したとしても、建屋内の6号炉非常用ディーゼル発電機(C)室、及びその隣接室の内気温度が、ともに許容温度を超えないことから、発電用原子炉施設の建屋内への熱影響はない。なお、内気温度については、(1)評価条件に加え、各部の温度に設計値を用いる等、保守的な評価を行っていることから、実際の温度上昇はさらに低く抑えられると評価する。

また、建屋内の給排気ダクトは、換気・冷却に有効な位置に設置し、シュートパスやホットスポットを生じないレイアウトとしていることから、室内の温度分布が不均一となることはない。以下に、給排気ダクトの配置例を示す。



第 5.2.3-2 図 給排気ダクトの配置例

5.3 ルーバの火災影響評価について

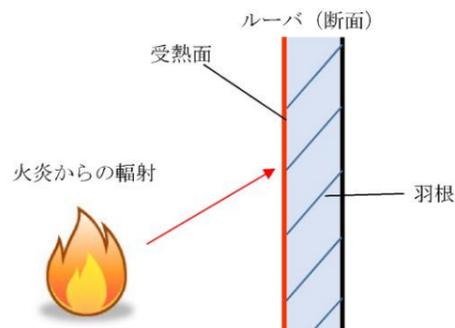
(1) 評価対象

ルーバのうち、6号炉主変圧器に最も近く、輻射強度が最も大きくなる6号炉非常用ディーゼル発電機(B)の排気ルーバを対象とする。

(2) 想定条件

- ・変圧器の火災については、添付資料-6「3.1 変圧器の火災影響評価について」と同様の想定とする。
- ・火災が発生してから燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度でルーバが昇温されるものとする。

以下に、ルーバへの受熱面を示す。

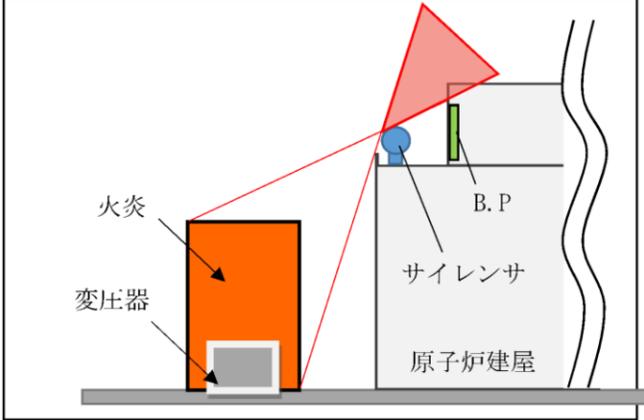


第 5.3-1 図 ルーバの受熱面

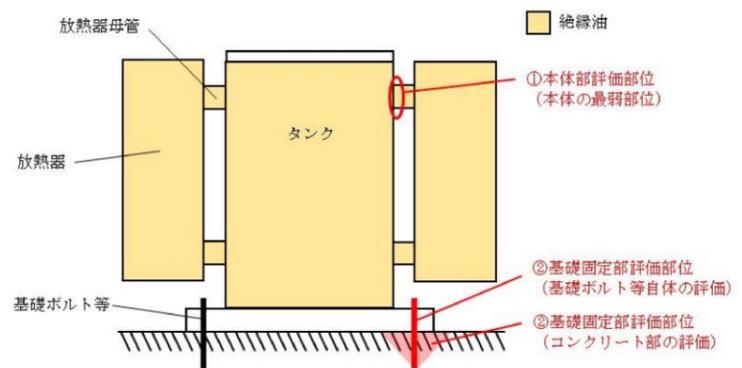
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p>(3)必要データ  <u>評価に必要なデータを以下に示す。</u></p> <p>第 5.3-1 表 <u>変圧器火災影響評価に必要なデータ</u></p> <table border="1" data-bbox="178 447 854 669"> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>6.91</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.2051198</td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>4.71×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[h]</td> <td>10.1</td> </tr> </table> <p>(4)ルーバ温度と膨張量  <u>変圧器の火災影響評価 (1) から(7)と同様の算出方法により輻射強度を求めた結果、ルーバが受ける輻射強度は 4.71kW/m<sup>2</sup>となり、この輻射強度にて一定でルーバが昇温されるものとして、下記の式より対象ルーバの温度及び膨張量を算出する。</u>  <u>なお、ルーバの材質は、アルミニウム合金 (JIS:A6063) である。</u></p> $h_{se} = h_r + h_{cv}$ <p>出典:JIS 9501 2006 保温保冷工事施工標準  <u>h<sub>se</sub>:ルーバの熱伝達率, h<sub>r</sub>:ルーバ表面の輻射熱伝達率,</u>  <u>h<sub>cv</sub>:ルーバ表面の対流熱伝達率</u></p> $q = h_{se}(T - T_0) \text{より}$ $T = \frac{q}{h_{se}} + T_0$ <p>出典:伝熱工学資料  <u>T:ルーバ温度, T<sub>0</sub>:周囲温度, q:入熱量(輻射強度)</u></p> $l = L + \alpha(T - T_0)$ <p>出典:伝熱工学資料  <u>l:ルーバ膨張量, L:ルーバ長さ(長辺方向), α:熱膨張率</u>  <u>ここで, h<sub>se</sub>=15.6[W/m<sup>2</sup>K], h<sub>r</sub>=9.48[W/m<sup>2</sup>K], T<sub>0</sub>=50[°C], L=1500[mm], α=2.8×10<sup>-6</sup>[1/K]とする。</u></p>	離隔距離[m]	16	燃焼半径[m]	6.91	形態係数[-]	0.2051198	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4.71×10 <sup>3</sup>	燃焼継続時間[h]	10.1			
離隔距離[m]	16												
燃焼半径[m]	6.91												
形態係数[-]	0.2051198												
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	4.71×10 <sup>3</sup>												
燃焼継続時間[h]	10.1												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考				
<p>以下に評価結果を示す。</p> <p>第 5.3-2 表 ルーバの熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="234 401 795 491"> <tr> <td>ルーバ温度[°C]</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>ルーバ膨張量[mm]</td> <td>5.4</td> </tr> </table> <p>(5) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>ルーバ温度は 168°Cとなり、ルーバ長辺方向の熱膨張量はルーバ長さ 1500mm に対して、5.4mm となったことから、ルーバの形状が大きく変形することはない。</p> <p>また、ルーバの変形の有無にかかわらず、安全上支障のない期間に点検を行い、ルーバの使用に問題があると判断される場合には、交換等の措置が可能である。</p> <p>なお、ルーバ内側には熱影響を受ける機器等がなく、変圧器火災時は、熱気流を考慮し、給気温度を監視しつつ、状況に応じて換気空調系の停止措置等を講じることから、建屋内への熱影響はない。</p> <p>5.4 配管貫通部の火災影響評価について</p> <p>発電用原子炉施設の脆弱箇所の一つである配管貫通部について、火災影響評価を実施する。</p> <p>(1) 評価対象</p> <p>配管貫通部のうち、6号炉主変圧器に最も近く、輻射強度が最も大きくなる 6号炉原子炉建屋南側外壁の外部注水接続配管を対象とする。</p> <p>(2) 想定条件</p> <p>主変圧器の火災については、添付資料-6「3.1 変圧器の火災影響評価について」と同様の想定とする。</p> <p>(3) 必要データ</p> <p>評価に必要なデータを以下に示す。</p>	ルーバ温度[°C]	168	ルーバ膨張量[mm]	5.4			
ルーバ温度[°C]	168						
ルーバ膨張量[mm]	5.4						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p>第 5.4-1 表 変圧器火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1" data-bbox="184 310 845 535"> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>36.1</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>6.91</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.06460353</td> </tr> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>1.48×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[h]</td> <td>10.15</td> </tr> </table> <p>(4)火災による熱影響の有無の評価</p> <p>変圧器の火災影響評価 (1) から(7)と同様の算出方法により輻射強度を求めた結果、配管貫通部(屋外配管)に対して受ける輻射強度は 1.48kW/m<sup>2</sup> となり、人が長時間さらされても苦痛を感じない輻射強度である 1.6kW/m<sup>2</sup> を下回ることから、配管貫通部 (屋内配管と内気含む) への熱影響はない。</p> <p>5.5ブローアウトパネルの火災影響評価について</p> <p>6号及び7号炉のブローアウトパネル(以下「B.P」という。)は、それぞれ原子炉建屋北側に3箇所、南側に1箇所設置されているが、北側 B.P については、発熱源との配置より輻射熱が届くことはなく、南側 B.P についても、B.P 前に設置している、非常用ディーゼル発電機のサイレンサ(排気口)により、輻射熱が届くことはない(第 5.5-1 図)。</p> <p>なお、サイレンサは最高使用温度が 500 度以上であり、主変圧器からサイレンサまでの距離とほぼ等しい位置にある主排気筒の温度評価(132℃)と同程度と考えられることから、熱影響はない。</p> <p>また、航空機落下による火災を想定したとしても、サイレンサによって輻射が遮られる。仮に、輻射を受けたとしても 0.5kW/m<sup>2</sup> 程度であり、輻射強度は人が長時間さらされても苦痛を感じないとされる 1.6kW/m<sup>2</sup> を下回っており、サイレンサへの熱影響はない。</p>	離隔距離[m]	36.1	燃焼半径[m]	6.91	形態係数[-]	0.06460353	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	1.48×10 <sup>3</sup>	燃焼継続時間[h]	10.15			
離隔距離[m]	36.1												
燃焼半径[m]	6.91												
形態係数[-]	0.06460353												
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	1.48×10 <sup>3</sup>												
燃焼継続時間[h]	10.15												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>第 5.5-1 図 6号炉 B.P. と主変圧器火炎との位置関係</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 6-1</p> <p><u>6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 入力変圧器の耐震性評価結果</u></p> <p>1. <u>評価範囲</u></p> <p><u>6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器は油入変圧器であり、本体部のタンクと放熱器内に絶縁油が内包されており、地震によりタンク若しくは放熱器が損傷した場合、絶縁油が漏えいする可能性が高い。</u></p> <p><u>タンク若しくは放熱器が損傷するケースとしては以下の2ケースが考えられる。</u></p> <p><u>(ケース1) タンク若しくは放熱器自体が地震により損傷する。</u></p> <p><u>(ケース2) 変圧器本体と基礎を固定している基礎ボルト等の基礎固定部が地震により破断し、変圧器が滑動、転倒することでタンク若しくは放熱器が損傷する。</u></p> <p><u>ケース1については、過去の油入変圧器の地震や輸送の損傷実績の中で、タンクや放熱器自体の損傷実績はないものの、タンクと放熱器をつなぐ配管(以下「放熱器母管」という)根元部について輸送時にクラックが入った実績があることから、本体部の最弱部位として放熱器母管根元部を選定し、基準地震動 Ss を入力とした耐震性評価を実施する。(評価部位は第1図の①の部位)</u></p> <p><u>ケース2については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針(JEAG5003-2010)」(以下「JEAG5003」という。)において、「変圧器本体を基礎に固定する基礎ボルトが破断し本体が滑動しないよう、基礎ボルトの強度を十分に確保し得る施工上の注意が必要である」と示されており、地震力の大きさによっては基礎ボルト等の基礎固定部が破断する可能性があることから、基礎固定部について基準地震動 Ss を入力とした耐震性評</u></p>			<p>・条件の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、建物屋上に変圧器等の評価対象を設置していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>価を実施する。(評価部位は第 1 図の②の部位)</p>  <p>第 1 図 変圧器評価の概念図</p> <p>2. 評価内容</p> <p>(1) 変圧器本体部の耐震性評価方法 (ケース 1)</p> <p>6 号及び 7 号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器の放熱器母管の根元部については、<u>基準地震動 <math>S_s</math> を入力として、放熱器母管の根元に発生する曲げ応力が許容応力以下であることを確認する。</u></p> <p>(2) 変圧器基礎固定部の耐震性評価方法 (ケース 2)</p> <p>6 号及び 7 号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器の基礎固定部について、<u>基準地震動 <math>S_s</math> を入力とした以下の耐震性評価を実施する。</u></p> <p>a. <u>基礎固定部が損傷しないことの確認<sup>(※1)(※2)</sup> 基礎固定部に発生する引張応力とせん断応力が許容応力以下であることを確認する。</u></p> <p>b. <u>基礎固定部が基礎から引き抜けないことの確認<sup>(※1)</sup> 基礎固定部に発生する引張とせん断の組み合わせ荷重が以下に示すコンクリート部の引張荷重及びせん断荷重の組合せに対する許容値以下となることを確認する。</u></p> $\left(\frac{p}{pa}\right)^2 + \left(\frac{q}{qa}\right)^2 \leq 1 \dots\dots\dots (1)$ <p>p : <u>基礎ボルト 1 本当たりの引張荷重</u></p> <p>pa : <u>基礎ボルト 1 本当たりのコンクリート部の許容引張荷重</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
<p>q : <u>基礎ボルト1本当たりのせん断荷重</u>  qa : <u>基礎ボルト1本当たりのコンクリート部の許容せん断荷重</u>  ※1 : 「<u>原子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC4601-2008)</u>」  <u>に準拠</u>  ※2 : 「<u>変電所等における電気設備の耐震設計指針 (JEAG5003-2010)</u>」<u>に準拠</u></p> <p>3. <u>評価結果</u></p> <p>(1) <u>変圧器本体部の耐震性評価結果 (ケース 1)</u></p> <p><u>6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器本体部の耐震性評価の結果は第1表のとおりであり、全ての変圧器について発生応力が許容応力以下であることを確認した。</u></p> <p><u>第1表 6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器本体部の耐震性評価結果</u></p> <table border="1" data-bbox="142 1018 896 1333"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>設備名</th> <th>評価部位</th> <th>評価項目</th> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容応力 (MPa)</th> <th>裕度 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6号炉</td> <td>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)</td> <td>放熱器母管根元部</td> <td>曲げ</td> <td>134</td> <td>279</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)</td> <td>放熱器母管根元部</td> <td>曲げ</td> <td>148</td> <td>279</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7号炉</td> <td>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)</td> <td>放熱器母管根元部</td> <td>曲げ</td> <td>119</td> <td>279</td> <td>2.34</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)</td> <td>放熱器母管根元部</td> <td>曲げ</td> <td>40</td> <td>279</td> <td>6.97</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：裕度は評価部位の発生応力とその部位の許容応力の比率であり、1以上を裕度ありとする。</p> <p>(2) <u>変圧器基礎固定部の耐震性評価結果 (ケース 2)</u></p> <p><u>6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器基礎固定部の耐震性評価の結果は第2表、第3表のとおりであり、全ての変圧器について発生応力が許容応力以下であることを確認した。</u></p>	号炉	設備名	評価部位	評価項目	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度 (※)	6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	放熱器母管根元部	曲げ	134	279	2.08	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	放熱器母管根元部	曲げ	148	279	1.88	7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	放熱器母管根元部	曲げ	119	279	2.34	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	放熱器母管根元部	曲げ	40	279	6.97			
号炉	設備名	評価部位	評価項目	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度 (※)																														
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	放熱器母管根元部	曲げ	134	279	2.08																														
	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	放熱器母管根元部	曲げ	148	279	1.88																														
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	放熱器母管根元部	曲げ	119	279	2.34																														
	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	放熱器母管根元部	曲げ	40	279	6.97																														

第2表 6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器基礎固定部の耐震性評価結果

号炉	設備名	評価部位	評価項目	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度 (※)
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	基礎固定部 (基礎ボルト)	引張	127	202	1.59
			せん断	57	160	2.80
	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	基礎固定部 (基礎ボルト)	引張	126	191	1.51
			せん断	64	160	2.50
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	基礎固定部 (溶接)	引張とせん断の組合せ	154	160	1.03
	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	基礎固定部 (溶接)	引張とせん断の組合せ	83	160	1.92

※：裕度は評価部位の発生応力とその部位の許容応力の比率であり、1以上を裕度ありとする。

第3表 6号及び7号原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器基礎コンクリート部の耐震性評価結果

号炉	設備名	評価部位	評価項目	発生応力 (※2)	許容応力 (※2)	裕度 (※1)
6号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	基礎コンクリート部	引張とせん断の組合せ	0.116	1	8.62
	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	基礎コンクリート部	引張とせん断の組合せ	0.242	1	4.13
7号炉	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-1), (B-1)	基礎コンクリート部	引張とせん断の組合せ	0.263	1	3.80
	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器 (A-2), (B-2)	基礎コンクリート部	引張とせん断の組合せ	0.133	1	7.51

※1：裕度は評価部位の発生応力とその部位の許容応力の比率であり、1以上を裕度ありとする。

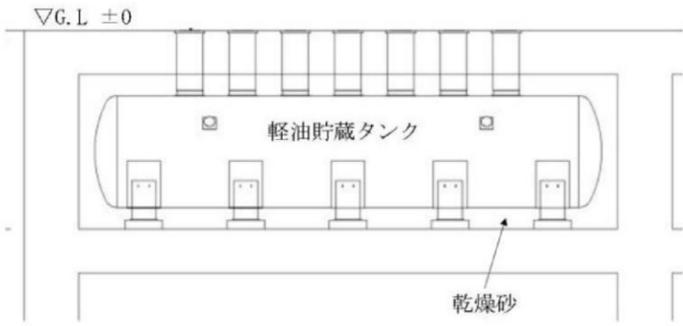
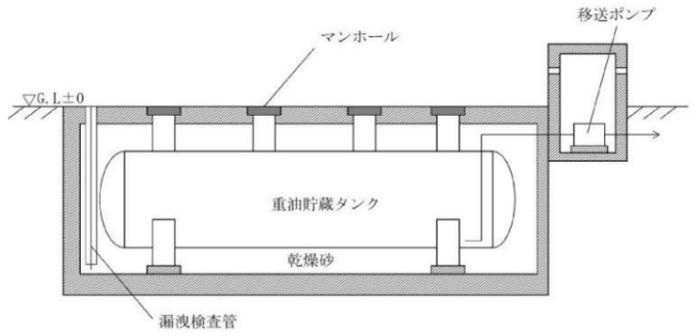
※2：(1)式の左辺を発生値、右辺を許容値とする。

4. 結論

6号及び7号炉原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器においては、各評価部位について発生応力が許容応力以下であることが確認されたことから、基準地震動  $S_s$  での地震時においても変圧器は損傷すること無く、変圧器内の絶縁油は漏えいしないことが確認された。

以上

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 6. 1</p> <p style="text-align: center;"><u>軽油貯蔵タンク及び重油タンクの地下化について</u></p> <p><u>軽油貯蔵タンク及び重油タンクは、「危険物の規則に関する政令」第十三条第1項、第二十条第3項及び「危険物の規制に関する規則」第三十五条第1項第1号に適合する地下タンク貯蔵所のため、地表面で火災が発生する可能性は低い。</u></p> <p><u>また、タンク地上部のマンホールも含め、地上で発生する火災からの輻射熱の影響を受けない構造とする。</u></p> <p><u>以上から、軽油貯蔵タンク及び重油タンクは、外部火災の火災源の対象から除外する。</u></p> <p><u>「危険物の規則に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の抜粋を以下に示す。</u></p> <p style="text-align: center;">「危険物の規則に関する政令」【一部抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(地下タンク貯蔵所の基準)</p> <p>第十三条 地下タンク貯蔵所(次項及び第三項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク(以下この条、第十七条及び第二十六条において「地下貯蔵タンク」という。)は、地盤面下に設けられたタンク室に設置すること。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> <p>(消火設備の基準)</p> <p>第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>三 前二号の総務省令で定める製造所等以外の製造所等にあつては、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備を設置すること。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> </div> <p style="text-align: center;">「危険物の規制に関する規則」【一部抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その他の製造所等の消火設備)</p> <p>第三十五条 令第二十条第一項第三号の規定により、第三十三条第一項及び前条第一項に掲げるもの以外の製造所等の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 地下タンク貯蔵所にあつては、第五種の消火設備を二個以上設けること。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> </div> <p><u>また、軽油貯蔵タンク及び重油タンクの地下化イメージを第1図及び第2図にします。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1053 651 1558 693">第1図 軽油貯蔵タンクの地下化イメージ</p>  <p data-bbox="1083 1144 1528 1186">第2図 重油タンクの地下化イメージ</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 6.2</p> <p style="text-align: center;"><u>薬品タンクの影響評価について</u></p> <p><u>薬品タンクの影響評価については、森林火災発生時の消火活動の成立性という観点で評価を実施している。</u></p> <p><u>森林火災発生時には、防火帯に沿った消火活動を実施することとしている。一方で、敷地内の屋外薬品タンクにおいて、防火帯付近には設置されていないため、森林火災の影響を受けて消火活動に影響を及ぼすことはない。また、森林火災の影響を受けて薬品がタンク外に漏れ出したとしても、タンク周辺には堰を設置しているため、薬品は堰内に収まり、消火活動中に劇薬の影響を受けることもない。なお、一部の薬品タンクは移設予定であるが、移設先は防火帯付近ではないことを確認している。</u></p> <p><u>毒性ガスを発生する可能性のある屋外薬品タンクの位置を以下の図に示す。毒性ガスを発生する可能性のある屋外薬品タンクは防火帯から離れているため、薬品が漏れいし、毒性ガスを拡散する可能性は低いと考えられる。仮に薬品が漏洩したとしても、薬品を特定した後は防護具を着用し、安全を確保した上で通行及び作業を行うこととしている。評価結果を下表に示す。</u></p> <p><u>以上より、森林火災発生時の消火活動に支障を及ぼすことはない。</u></p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center;">図 屋外薬品タンクの位置</p>		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉では、屋外に可燃性の薬品を取り扱う設備の設置はない</p>

表 屋外薬品タンクの火災時の影響

No.	屋外薬品タンク	薬品の種類	容量 (m <sup>3</sup> )	火災時の危険有害性
①	硫酸貯蔵タンク	硫酸	50.0	※1
②	苛性ソーダ貯蔵タンク	苛性ソーダ	50.0	※1
③	屋外硫酸タンク	硫酸	0.6	※1
④	硫酸貯槽	硫酸	3.0	※1
⑤	苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ	10.0	※1
⑥	硫酸希釈槽	硫酸	1.2	※1
⑦	希硫酸槽	硫酸	0.4	※1
⑧	PAC 貯槽	ポリ塩化アルミニウム	6.0	※2
⑨	薬品混合槽	ポリ塩化アルミニウム 希釈硫酸	8.4	※2
⑩	溶融炉アンモニアタンク	アンモニア	1.0	※3
⑪	溶融炉苛性ソーダタンク	苛性ソーダ	3.0	※1
⑫	硫酸第一鉄注入タンク	硫酸第一鉄	7.0	※3

- ※1 刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- ※2 塩化水素ガスを発生するおそれがある。
- ※3 刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 6.3</p> <p style="text-align: center;">構内危険物タンク等における延焼の危険性について</p> <p>1. 溶融炉灯油タンクの火災</p> <p>溶融炉灯油タンク近傍で危険物を保管している設備はなく、現場作業に伴い「屋外の危険物保管」や「火気の使用」をする場合は、社内規程に基づき危険物や火気を管理した状態で取り扱っている。また、防火の観点から定期的なパトロール等にて現場の状況を確認している。</p> <p>以上により、溶融炉灯油タンクの火災を想定したとしても周囲の可燃物への延焼の可能性は低い。</p> <p>2. 車両（可搬型重大事故等対処設備及び自主設備）の火災</p> <p>2.1 車両（可搬型重大事故等対処設備及び自主設備）の延焼</p> <p>可搬型重大事故等対処設備及び自主設備保管場所（以下「保管場所」という。）において、可搬型重大事故等対処設備及び自主設備（以下「車両」という。）の火災が起こったとしても周囲の車両に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>なお、保管場所の一部は防火帯に近接しているが、当該箇所における森林火災時の輻射強度が <math>1.6\text{kw}/\text{m}^2</math>*以下となるように離隔距離を確保するため、車両が延焼するようなことはない。</p> <p>※ 人が長時間さらされても苦痛を感じない輻射強度</p> <p>(1) 車両火災の想定条件</p> <p>a. 周囲への熱影響を考慮し、コンテナにより燃料タンクが露出している車両と隔離する大型ポンプを除いて、燃料積載量が最大となる予備電動機用クレーンの走行用燃料タンク（以下「クレーン燃料タンク」という。）の火災を想定した。</p> <p>b. タンク内の燃料の温度上昇を評価するため、燃料が少ないほど温度上昇がし易く評価は保守的となることから、受熱側として、燃料タンクが露出している車両のうち、燃料積載量が最小となるユニック車を選定し、ユニック車底部に設置されている直方体構造の燃料タンク（100L）（以下「ユニック車燃料タンク」という。）が輻射熱を受ける状態を想定した。燃料タンクは直方体構造であり、一方の面が受熱</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
	<p>した<u>場合その反対面は影になるため、燃料タンクの受熱面は表面積の半分とし、全ての受熱面が火災源に最も近い表面と同等の輻射熱を受けるものとした。</u></p> <p>c. <u>発熱側となるクレーン燃料タンクは全燃料分(500L)を想定した。</u></p> <p>d. <u>積載している燃料は軽油とした。</u></p> <p>e. <u>タンク内での全面火災を想定した。</u></p> <p>f. <u>気象条件は無風状態とした。</u></p> <p>g. <u>火災は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。</u></p> <p>(2) <u>評価対象範囲</u>  <u>評価対象範囲は、保管場所に出火する車両とする。</u></p> <p>(3) <u>必要データ</u>  <u>危険距離評価に必要なとなるデータを第1表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 想定火災源及び燃料に係るデータ</u></p> <table border="1" data-bbox="943 1060 1676 1201"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量 V (m<sup>3</sup>)</th> <th>輻射発散度 R f (kW/m<sup>2</sup>)<sup>※1</sup></th> <th>質量低下速度 M (kg/m<sup>2</sup>/s)<sup>※2</sup></th> <th>燃料密度 ρ (kg/m<sup>3</sup>)<sup>※3</sup></th> <th>燃焼面積 S (m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン燃料タンク</td> <td>軽油</td> <td>0.5</td> <td>42</td> <td>0.044</td> <td>870</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価ガイド 記載値          ※2 NUREG-1805 記載値          ※3 MSDS (製品安全データシート) 記載値</p> <p>(4) <u>燃焼半径の算出</u>  <u>円筒火炎モデルとして評価を実施するため、クレーン燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。算出結果を第2表に示す。</u></p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R : 燃焼半径(m), S : 燃焼面積 (=燃焼面積) (m<sup>2</sup>)</p>	想定火災源	燃料の種類	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	クレーン燃料タンク	軽油	0.5	42	0.044	870	1.1		
想定火災源	燃料の種類	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	輻射発散度 R f (kW/m <sup>2</sup> ) <sup>※1</sup>	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s) <sup>※2</sup>	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> ) <sup>※3</sup>	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )											
クレーン燃料タンク	軽油	0.5	42	0.044	870	1.1											

第2表 想定火災源の燃焼半径

想定火災源	燃焼面積 S (m <sup>2</sup> )	燃焼半径 R (m)
クレーン燃料タンク	1.1	0.6

(5) 燃焼継続時間の算出

燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。算出結果を第3表に示す。

$$t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$$

t : 燃焼継続時間 (s), V : 燃料量 (m<sup>3</sup>)  
 R : 燃焼半径 (m), v : 燃焼速度 = M / ρ (m/s)  
 M : 質量低下速度 (kg/m<sup>2</sup>/s), ρ : 燃料密度 (kg/m<sup>3</sup>)

第3表 想定火災源の燃焼継続時間

想定火災源	燃料量 V (m <sup>3</sup> )	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m <sup>2</sup> /s)	燃料密度 ρ (kg/m <sup>3</sup> )	燃焼継続時間 t (s)
クレーン燃料タンク	0.5	0.6	0.044	870	8,754

(6) 危険距離の算出

a. 許容温度

軽油の自然発火温度 240°Cを許容温度とする。

b. 評価結果

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして、下記の温度評価式によりユニック車燃料タンク (100L) が内包する軽油の温度が 240°Cとなる輻射強度 (=危険輻射強度) を求め、クレーン燃料タンクからの熱影響がこの危険輻射強度となる離隔距離 (=危険距離) を算出した。

$$T - T_0 = \frac{E t A}{\rho_w C_{pw} V_w + \rho_s C_{ps} V_s}$$

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p> <math>T</math> : 許容温度 (240°C), <math>T_0</math> : 初期温度 (50°C)※<sup>1</sup>,  <math>E</math> : 輻射強度 (<math>W/m^2</math>),  <math>t</math> : 燃焼継続時間 (8,754s), <math>A</math> : 受熱面積 (<math>0.8m^2</math>)  <math>\rho_w</math> : 受熱側燃料密度 (<math>870kg/m^3</math>),  <math>C_{pw}</math> : 受熱側液体比熱 (<math>1.700J/kg/K</math>)  <math>V_w</math> : 受熱側液体体積 (<math>0.1m^3</math>),  <math>\rho_s</math> : 燃料タンク密度 (<math>7,860kg/m^3</math>)  <math>C_{ps}</math> : 燃料タンク比熱 (<math>473J/kg/K</math>),  <math>V_s</math> : 燃料タンク体積 (<math>0.003m^3</math>) </p> <p> ※<sup>1</sup> 水戸地方気象台で観測された過去最高気温 38.4°Cに保守性を持たせた値 </p> <p> 軽油の温度が 240°Cとなる危険距離を算出した結果、危険距離は 2.4mであることを確認した。算出結果を第4表に示す。 </p> <p style="text-align: center;">第4表 火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="943 1031 1679 1161"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>受熱対象</th> <th>危険距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン燃料タンク</td> <td>ユニック車燃料タンク</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p> (7) 保管場所に保管する車両の配置設計  クレーン燃料タンクの火災を想定しても、車両同士の最低離隔距離 2.5m が危険距離 2.4m を上回ることから、周囲の車両に影響を及ぼすことはない。 </p> <p> 2.2 常設代替高圧電源装置の火災  常設代替高圧電源装置の駆動燃料は、トレーラー上のコンテナ内にあるため、隣接する車両に影響を及ぼすことはない。配置を第1図に示す。また、第2図のとおり津波防護壁で四方を取り囲んだ構造となっており、周囲の可燃物への延焼の可能性もない。 </p>	想定火災源	受熱対象	危険距離 (m)	クレーン燃料タンク	ユニック車燃料タンク	2.4		
想定火災源	受熱対象	危険距離 (m)							
クレーン燃料タンク	ユニック車燃料タンク	2.4							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="1062 323 1626 840" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1092 877 1537 913">第1図 常設代替高圧電源装置の配置</p> <div data-bbox="1012 978 1685 1176" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="982 1192 1644 1228">第2図 津波防護壁と常設代替高圧電源装置の位置関係</p>		